

美浜町地域防災計画

令和5年3月

美浜町防災会議

目次

第1部	総則	1
第1章	総則	1-1
第1節	目的	1-1
第2節	計画の性格	1-1
第3節	計画の修正	1-1
第4節	用語	1-1
第2章	町の概況	1-2
第1節	自然条件	1-2
第2節	社会条件	1-4
第3節	気象の特性	1-5
第3章	災害の危険性	1-6
第1節	風水害の危険性	1-6
第2節	地震災害の危険性	1-7
第4章	防災行政の基本方針	1-12
第1節	防災ビジョン	1-12
第2節	防災のまちづくりを進める柱	1-12
第3節	防災の重点施策	1-13
第5章	町及び防災関係機関の実施責任と業務の大綱	1-16
第1節	実施責任	1-16
第2節	処理すべき事務又は業務の大綱	1-17
第6章	津波から逃げ切るための基本方針	1-23
第2部	災害予防計画	2
第1章	防災のための基盤整備計画	2-1
第1節	防災拠点の整備	2-1
第2節	道路防災計画	2-2
第3節	河川防災計画	2-4
第4節	土砂災害予防計画	2-5
第5節	建築物の耐震化計画	2-9
第6節	宅地災害予防計画	2-10

第7節	上水道等施設災害予防計画.....	2-11
第8節	下水道等施設災害予防計画.....	2-11
第9節	ため池防災計画.....	2-12
第10節	海岸防災計画.....	2-13
第11節	港湾防災計画.....	2-14
第12節	漁港防災計画.....	2-14
第13節	公衆電気通信施設災害予防計画.....	2-15
第2章	火災予防計画.....	2-16
第1節	市街地・建物火災予防計画.....	2-16
第2節	林野火災予防計画.....	2-17
第3章	避難計画.....	2-19
第1節	避難場所整備計画.....	2-19
第2節	避難路整備計画.....	2-20
第3節	避難に関する情報の周知.....	2-20
第4節	避難に関する基準.....	2-21
第5節	災害危険区域に関する警戒避難体制.....	2-22
第6節	津波避難計画.....	2-22
第7節	避難のフロー.....	2-24
第8節	避難所の運営.....	2-26
第4章	水・食糧・生活物資等備蓄計画.....	2-27
第1節	給水体制の整備.....	2-27
第2節	食糧・生活物資の備蓄.....	2-28
第3節	防災資機材等の整備.....	2-28
第5章	防災行政無線等の整備計画.....	2-30
第6章	災害時救急医療体制確保計画.....	2-32
第7章	防災訓練計画.....	2-33
第8章	防災知識の普及計画.....	2-35
第9章	自主防災組織整備計画.....	2-39
第10章	避難行動要支援者対策計画.....	2-41
第11章	ボランティア活動環境整備計画.....	2-43
第12章	企業防災の促進計画.....	2-44
第13章	廃棄物処理にかかる防災体制の整備.....	2-45
第3部	災害応急対策計画（基本計画）.....	3
第1章	防災組織計画.....	3-1
第1節	組織計画.....	3-1

第2節	動員計画	3-12
第2章	情報計画	3-14
第1節	気象警報等の収集・伝達計画	3-14
第2節	被害情報等の収集計画	3-19
第3節	災害広報計画	3-25
第4節	災害通信計画	3-26
第3章	消防計画	3-28
第1節	消防計画	3-28
第2節	消防相互応援計画	3-31
第4章	水防計画	3-32
第5章	在港船舶対策計画	3-35
第6章	罹災者救助保護計画	3-36
第1節	災害救助法の適用計画	3-36
第2節	被災者生活再建支援法の適用計画	3-37
第3節	避難計画	3-39
第4節	食糧供給計画	3-45
第5節	給水計画	3-47
第6節	物資供給計画	3-49
第7節	住宅対策計画	3-50
第8節	医療助産計画	3-51
第9節	罹災者救出計画	3-52
第10節	災害弔慰金等支給及び援護資金等貸し付け計画	3-53
第11節	遺体捜索処理計画	3-54
第12節	義援金品受け付け・配分計画	3-56
第7章	保健衛生計画	3-57
第8章	公共土木施設等応急対策計画	3-62
第9章	農林水産施設の応急対策	3-64
第10章	文教対策計画	3-65
第11章	交通輸送計画	3-68
第1節	緊急輸送	3-68
第2節	道路交通の応急対策	3-73
第12章	応援要請計画	3-76
第1節	計画方針	3-76
第2節	県に対する応援要請	3-76
第3節	他の市町村及び指定地方行政機関に対する応援要請	3-76
第4節	自衛隊に対する応援要請、受け入れ体制	3-77

第5節	近畿地方整備局による災害時の応援計画.....	3-79
第6節	海上保安庁への支援要請.....	3-80
第13章	事故災害応急対策計画.....	3-81
第1節	海上災害応急対策計画.....	3-81
第2節	航空災害応急対策計画.....	3-86
第3節	道路災害応急対策計画.....	3-87
第14章	危険物等災害応急対策計画.....	3-89
第15章	災害対策要員の計画.....	3-91
第1節	ボランティア受入計画.....	3-91
第2節	労働者の確保計画.....	3-92
第16章	公衆電気通信施設災害応急対策計画.....	3-94

第4部 災害応急対策計画（地震・津波対策計画） 4

第1章	防災組織計画.....	4-1
第1節	組織計画.....	4-1
第2節	動員計画.....	4-9
第3節	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画.....	4-10
第2章	情報計画.....	4-11
第1節	地震・津波に関する情報の収集・伝達計画.....	4-11
第2節	被害情報等の収集計画.....	4-19
第3節	災害広報計画.....	4-22
第4節	災害通信計画.....	4-24
第3章	消防計画.....	4-25
第1節	消防計画.....	4-25
第2節	消防相互応援計画.....	4-27
第4章	水防計画.....	4-28
第5章	在港船舶対策計画.....	4-29
第6章	罹災者救助保護計画.....	4-30
第1節	災害救助法の適用計画.....	4-30
第2節	被災者生活再建支援法の適用計画.....	4-31
第3節	避難計画.....	4-33
第4節	食糧供給計画.....	4-40
第5節	給水計画.....	4-42
第6節	物資供給計画.....	4-43
第7節	住宅・宅地対策計画.....	4-44
第8節	医療助産計画.....	4-48

第9節	罹災者救出計画.....	4-49
第10節	災害弔慰金等支給及び援護資金等貸し付け計画.....	4-50
第11節	遺体搜索処理計画.....	4-51
第12節	義援金品受け付け・配分計画.....	4-53
第7章	保健衛生計画.....	4-53
第8章	公共土木施設等応急対策計画.....	4-58
第9章	文教対策計画.....	4-61
第10章	交通輸送計画.....	4-64
第1節	緊急輸送.....	4-64
第2節	道路交通の応急対策.....	4-69
第11章	応援要請計画.....	4-72
第1節	計画方針.....	4-72
第2節	県に対する応援要請.....	4-72
第3節	他の市町村及び指定地方行政機関に対する応援要請.....	4-72
第4節	自衛隊に対する応援要請、受け入れ体制.....	4-73
第5節	近畿地方整備局による災害時の応援計画.....	4-75
第6節	海上保安庁への支援要請.....	4-76
第12章	危険物等災害応急対策計画.....	4-77
第13章	災害対策要員の計画.....	4-79
第1節	ボランティア受入計画.....	4-79
第2節	労働者の確保計画.....	4-80
第14章	公衆電気通信施設災害応急対策計画.....	4-82
第5部	災害復旧計画.....	5
第1章	災害復興都市計画.....	5-1
第2章	民生安定のための緊急措置に関する計画.....	5-3
第3章	公共施設災害復旧計画.....	5-6
第6部	南海トラフ地震防災対策推進計画.....	6
第1章	総則.....	6-1
第1節	推進計画の目的.....	6-1
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	
第3節	特別強化地域.....	6-1
第2章	災害対策本部等の設置等.....	6-2
第1節	災害対策本部等の設置.....	6-2
第2節	災害対策本部等の組織及び運営.....	6-2

第3節	災害応急対策要員の参集.....	6-2
第3章	地震発生時の応急対策等.....	6-3
第1節	地震発生時の応急対策.....	6-3
第2節	資機材、人員等の配備手配.....	6-4
第3節	他機関に対する応援要請.....	6-4
第4章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	6-5
第1節	津波からの防護のための施設の整備等.....	6-5
第2節	津波に関する情報の伝達等.....	6-5
第3節	避難対策等.....	6-5
第4節	消防機関等の活動.....	6-7
第5節	水道、電気、ガス、通信、放送関係.....	6-7
第6節	交通対策.....	6-8
第7節	町が自ら管理又は運営する施設に関する対策.....	6-8
第8節	迅速な救助.....	6-9
第5章	防災訓練計画.....	6-10
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	6-11
第7章	時間差発生等における円滑な避難の確保等.....	6-13
第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置.....	6-13
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置.....	6-13
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置.....	6-15
第4節	南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応.....	6-16

第7部 復旧期編..... 7

第1章	復旧期における事前準備の目的.....	7-1
第2章	復旧期として準備しておくべき事項の整理.....	7-1
第3章	具体的事前準備の詳細.....	7-2
第1節	仮設住宅に関する事前準備.....	7-2
第2節	災害廃棄物（がれき等）に関する事前準備.....	7-9
第3節	尿尿の処理に関する事前準備.....	7-12
第4節	広域調整に関する事前準備.....	7-13
第5節	自衛隊の協力に関する事前準備.....	7-13
第6節	建築制限に関する事前準備.....	7-13

第8部 復興期（復興に関する事前準備計画）	8
第1章 序章	8-2
第1節 復興に関する事前準備計画策定の目的	8-2
第2章 復興に関する事前準備計画における基本計画	8-3
第1節 美浜町の特色と課題	8-3
第2節 計画人口	8-3
第3節 復興に関する事前準備計画における基本理念	8-4
第4節 復興に関する事前準備計画の方針	8-5
第3章 復興に関する事前準備計画における整備計画	8-10
第1節 前提条件の整理	8-10
第2節 復興に関する事前準備計画策定の進め方	8-11
第3節 ケーススタディ	8-19
第4章 現実の復興計画づくりへの対応に向けて	8-22
第1節 行政内部で進めておくべき対策について	8-22
第2節 復興まちづくりトレーニング	8-24

第1部 総則

第1章 総則

第1節 目的

(防災まちづくりみらい課)

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、美浜町防災会議が定める災害対策に係る総合的かつ基本的な計画であり、住民の生命、財産等を風水害や大規模な地震災害、その他の大規模な事故から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 美浜町地域防災計画は、美浜町の地域にかかる防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、「災害予防計画」、風水害等災害応急対策を対象とした「基本計画」と地震・津波災害応急対策を対象とした「地震・津波対策計画」の3計画を中心に構成している。
- 2 本計画は風水害等災害及び地震災害に関し関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、相互間の緊密な連絡・調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めるものとする。
- 3 市町村地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、和歌山県地域防災計画に抵触してはならないとされている。したがって本計画は、和歌山県地域防災計画と一貫性をもたせるとともに、防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第3節 計画の修正

美浜町防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本計画に毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。また、修正の内容については、必要に応じて速やかに町の広報等により住民や関係機関に周知する。

第4節 用語

この計画において、次の用語の意義は以下に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法
救助法	災害救助法
町	美浜町
県	和歌山県
計画	美浜町地域防災計画
県計画	和歌山県地域防災計画
本部長	美浜町災害対策本部長
避難場所	指定緊急避難場所
避難所	指定避難所

第2章 町の概況

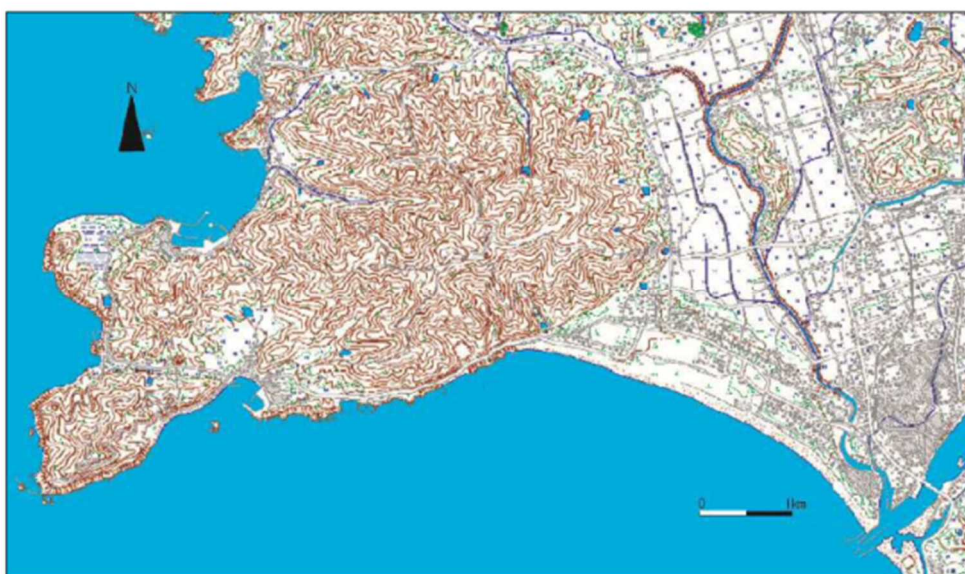
第1節 自然条件

1 位置

本町は東経 135 度 14 分、北緯 34 度 37 分、和歌山県のほぼ中央部に位置し、東部は御坊市に、北部は日高町に接し、西・南部は太平洋に面している。

町域面積は 12.77k m²で、東西約 9 km、南北約 2.5 km、最高地点は西山の 328m である。

美浜町地形図



2 地形

本町の地形は標高 100m 以下の区域の大部分を占める日高平野と、西山・日ノ山等の山地・台地及び三尾の海岸地形に分類できる。

① 日高平野

ア 煙樹ヶ浜砂州

日高川河口の浜ノ瀬より北西方向の西山南東端の本ノ脇に至る間の延長約 4.5 km、幅約 0.7～1.0 km の海岸に砂州が形成されている。これは沿岸流により運搬され、磯波により打ち上げられた砂礫により形成されたものである。標高は西部で最高約 12m 中央部から東部で最高 10m、東南に低くなり、日高川河口右岸部の浜ノ瀬では約 3 m くらいになっている。

地形的にみて、煙樹ヶ浜砂州は日高平野に対して天然の防波堤、大松林は人工の防風・防潮林となっており、防災上大きな役割を果たしている。ちなみに第 2 室戸台風時の高波においてもその砂州を越えたのは一部に過ぎなかった。

イ 後背湿地

本町の低平地は、日高平野の一部として、西は西山、南は煙樹ヶ浜砂州、北は入山に囲まれ、また西川が北西から南東に流れる煙樹ヶ浜砂州の後背湿地の地形であり、しばしば内水氾濫型の水害を受ける地域である。

ウ 西川と自然堤防

西川は本町を貫流する延長約 15 kmの河川である。西川は小規模な扇状地を形成して低地に到り、低地には川に沿って小規模な自然堤防が形成されている。

現在の西川の人工堤防も一般にはこの自然堤防を基盤としている。

② 山地と台地

ア 入山

日高平野西方のほぼ中央に位置する、小規模な小起伏山地である。山頂は北部で 78m、南部で 76m、全体に緩傾斜であるが東側斜面に一部急傾斜部がある。

イ 西山・日ノ山

西山は、日高平野の西方に位置する中起伏山地であり、稜線より北側が日高町、南側が本町に属する。海拔 328mは本町の最高地点になっている。山頂付近は比較的緩斜面であり、稜線からやや下がった谷底より下流部の傾斜は急となっている。

西山山地は田杭～三尾間の断層線をもって日ノ山に切断されている。日ノ山は白馬山脈が紀伊水道に没する西端にあたり、紀伊半島の最西端ともなる。

③ 三尾海岸

和田や松原の海岸が煙樹ヶ浜とよばれる砂丘海岸であるのに対し、日ノ御崎から本ノ脇に至る海岸は岩肌が露出し、「磯」と呼ばれる岩石海岸である。

3 地質

本町は、入山、西山、日ノ山等の丘陵性山地と日ノ御崎～三尾～本ノ脇に至る砂岩や泥岩等の堆積岩を主体とする古い時期の地層と、町域の大部分を占める沖積平野や洪積台地の新しい時期にできた地層に大きく区分できる。

第2節 社会条件

1 人口

① 人口・世帯数の推移

本町の人口は1975（昭和50）年以降徐々に増加し、1995（平成7）年には8,919人となったが、以後減少に転じ2020（令和2）年には6,867人となっている。世帯数は2000年（平成12年）までは増加傾向であったが、その後減少に転じ、2020（令和2）年で2,863世帯となっている。平均世帯人員は年々減少しており、2020（令和2）年で2.40人／世帯となっている。

② 年齢階層別人口

本町の年齢階層別人口比率は、2022（令和2）年で15歳未満が10.1%、15～64歳が52.4%、65歳以上が37.5%となっている。特に65歳以上の高齢者人口比率は、1985（昭和60）年の15.0%、1990（平成2）年の17.6%、1995（平成7）年の21.0%、2000（平成12）年の24.5%、2005（平成17）年の27.0%、2015（平成27）年33.4%、2022（令和2）年37.5%と急激に上昇している。

2 土地利用

本町の面積は1,277haであり、平成10年の土地利用の状況は山林が46.9%、農用地が16.6%、宅地が11.5%などとなっている。

第3節 気象の特性

1 気象

日本の気象区細分(関口)によると、和歌山県は北部の瀬戸内気候区、南部の南海気候区に分けられ、本町は瀬戸内気候区に属する。(※気候区：同一の気候特性をもつ地域に区分したそれぞれの地域をいう。)

瀬戸内気候区の特徴は、降水量が少なく日照時間が多いが、梅雨期や台風期の降水量は割合多い。

本町において、気温は和歌山市(アメダス和歌山)とほぼ同じで、梅雨期や台風期に降水量はやや多く、年間降水量は約2,000mm(アメダス川辺)程度である。

2 気象災害

本町における防災上重要な気象災害としては、大雨、洪水、強風(台風)があげられる。

① 台風

台風は、過去の災害史からみて本町にとって最も重大な被害を及ぼす要因である。7～10月に襲来することが多く、特に8～9月に集中する傾向がある。台風が四国沖を経て、和歌山県に上陸又は紀伊水道を北上する台風の場合は、短期間に降水量が200mm以上の大雨となるため、浸水害が発生しやすい。なお、台風が紀伊水道を北上すると20m/s以上の暴風となり、風による被害が発生しやすい。また、前線が西日本に停滞し、台風が南海上から北上する場合は更に降水量が増え、300mm以上の大雨となる事が多い。一般に台風の進行速度が遅いほど雨の降る期間が長くなるため、降水量が多くなる。

② 大雨

台風以外でも梅雨前線や秋雨前線の前線活動の活発化による短時間強雨によって浸水害が発生することがある。また、前線による雨は比較的長期にわたることが多いため、河川の氾濫や山・がけ崩れなどの土砂災害の危険性が高くなる。

過去の災害における被害(浸水害)を見ると、日降水量が200mmを超えると被害が発生する傾向にある。

第3章 災害の危険性

第1節 風水害の危険性

1 河川氾濫（内水氾濫）

浸水を受けやすい地形は、周辺から水の集まりやすい海岸平野、氾濫平野、凹地等が該当する。

本町では、主要河川である西川の氾濫の危険性が高く、近年周辺では農地はもとより住宅地としての利用も進んでいることから、氾濫時の被害が大きくなる可能性が高い。また、排水困難による内水氾濫の危険性も高く、過去に何度か災害が発生している。なお、河川の氾濫による浸水が想定される区域については、「美浜町洪水・土砂災害ハザードマップ」を公表している。

（資料編：洪水浸水想定区域図、美浜町洪水・土砂災害ハザードマップ）

2 高潮

高潮による災害としては、一般的には高潮のもつ大きな流圧、激しい風浪などによる人的被害、建物被害、港湾被害、堤防などの土木被害、船舶被害、海岸近くの耕地に海水が進入して起こる農作物被害、養殖水産物被害など広範に及ぶ。

本町の沿岸の地盤高は比較的高く、高潮は発生しにくい地形となっているが、河口から河川への逆流が高潮により引き起こされ、農地などに氾濫することが想定される。すなわち、河川氾濫と同様に浸水の危険性の高い地域において、高潮災害の危険性も高いといえる。

3 土砂災害

土砂災害は地震動や大雨に伴って起きるが、特に地震動によって亀裂が生じた斜面等に大雨が降ったときなどに土砂災害の危険性が高まる。本町における土砂災害の危険性についての関連区域及び箇所数は以下のとおりであり、危険地区のほとんどが三尾地区、和田地区及び入山地区に集中している。

（資料編：土砂災害警戒区域）

	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合計
警戒区域	69	26	2	97
うち特別警戒区域	(68)	(17)	(0)	(85)

第2節 地震災害の危険性

和歌山県周辺では、近い将来の発生が予想されている南海トラフ沿いで起こる地震のほか中央構造線断層帯の活動による地震等の発生が懸念されている。これらの地震が発生すると、本町を含め県内に重大な被害をもたらす、社会生活にも大きな影響を及ぼすことが指摘されている。

地震災害対策の前提とする地震災害の想定については、以下の結果を用いる。

○南海トラフによる地震：「和歌山県地震被害想定調査（平成26年3月）」

○活断層型地震：「和歌山県地震被害想定調査（平成18年3月）」

1 防災上考慮すべき想定地震

本町で、最も警戒を要する地震は、津波被害を伴う海溝型大規模地震である。

また、内陸型の活断層による地震で警戒を要するのは、「根来断層」によるもの（確実度Ⅰで、想定マグニチュードが7.0と阪神・淡路大震災に匹敵する地震を起こす可能性がある。）と、確実度Ⅲであるが、美浜町から30km圏内にあり震度7程度の揺れとなる可能性のある「御坊北方」を震源とする地震である。

※確実度：活断層研究会の検討結果により、活断層の存在の確かさが確実度Ⅰ～Ⅲに分けられている。確実度Ⅰは、地形的特徴により、活断層であることが確実な断層。確実度Ⅲは、活断層の可能性はあるが、変位の向きが不明であったり、他の原因によってリニアメントが形成された疑いの残る断層。

（注）リニアメントとは、地下の断裂（断層や節理など地層中の割れ目）を反映していると考えられる地表の直線状のパターンのことをいう。

2 液状化と地震動

液状化の発生しやすい地盤条件としては ①地下水位が浅いこと ②緩く堆積した砂質土の層があること ③砂質土の成分が粒径の揃った細砂や中砂であること等があげられる。

本町において上記条件に該当する液状化の危険性の高い地区は、後背湿地である西川周辺に点在している。現在は主に水田として利用されており、一般建築物・住宅の被害は比較的小さいと考えられるが、西川に架かる橋台・橋脚や地下工作物・埋設管等の液状化被害の可能性が想定される。田井地区には住宅等が立地しているため注意が必要である。

3 津波

津波の危険性が高いのは①外洋に向けた急深V・U型湾、②地盤高の低い地域、③河口付近及び津波遡上による影響の大きい地域といわれており、海に面した地区や河川に沿った低地部等、本町の広い地域が該当する。

なお、県が公表している（平成25年3月）の津波浸水想定データでは、美浜町への津波

の第一波到達時間は16分、最大津波水位は17mとなっており、迅速な避難と情報伝達体制の整備が必要である。

(資料編：南海トラフ巨大地震 津波浸水予測図)

4 斜面崩壊、地すべりの危険性

和田西中、和田西、本ノ脇の西山麓から三尾地区は、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区に指定されている。

5 延焼

地震火災では、出火の可能性が高くても、延焼の危険性が低ければ大火の危険性は低い。一方、消防力の不足や、消防水利の不足、道路の狭さが延焼の危険性を増大させることになる。

6 地震被害の想定

① 「南海トラフ巨大地震」における予想震度

町内で震度7の揺れが想定される。

(資料編：震度分布図)

② 「南海トラフ巨大地震」における液状化発生の可能性は極めて高く、特に西川周辺、後背湿地にあたる低地、浜ノ瀬地区及び三尾地区は軟弱な地盤であり、液状化の危険性が高い。

(資料編：液状化予測図)

③ 土砂災害等

斜面崩壊、地すべりによる被害が入山、本ノ脇、三尾地区で発生する可能性がある。また、西川等の堤体やため池の決壊により、浸水の被害が発生する可能性がある。

④ 人的被害（冬18時風速8m/秒）

冬の2時で、建物倒壊による死者が92人程度、津波による死者約3,300名その他合わせて約3,700名となっている。

⑤ 建物被害（冬18時風速8m/秒）

建物の全壊率は約77%、全壊建物数は約4,500棟と想定される。また、焼失数は79棟程度と予測される。

⑥ ライフライン

液状化による危険性の高い地域で被害が大きくなることが予想される。水道管、電力、通信とも大きな被害が予想される。

⑦ 和歌山県地震被害想定調査の概要（本町関係分）

ア 想定地震

平成25年3月に発表された「和歌山県地震・津波被害想定検討委員会」結果を踏まえ、発生頻度は極めて低いが、仮に発生すれば被害が甚大なものとなる「南海トラフ巨

大地震」と、約 100 年周期で発生する、頻度が高くまず対策が必要な「東海・東南海・南海 3 連動地震」を本町における地震被害の想定地震とする。

※南海トラフ巨大地震：Mw9.1（内閣府が平成 24 年 8 月に公表した浸水想定を基に、より詳細な地形データ等を用いて想定。）

※東海・東南海・南海 3 連動地震：Mw8.7（内閣府が 2003 年に宝永地震、安政地震など実際に発生した地震を基に想定した、従来から和歌山県が防災・減災対策の想定地震としてきたもの。）

イ 時刻及び季節等

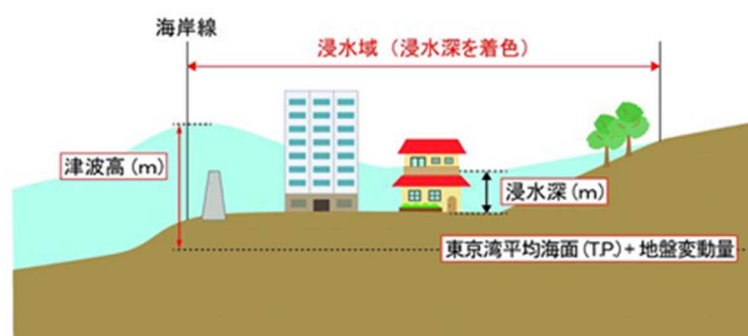
想定する時刻及び季節等は、もっとも被害が大きくなるとされる冬 18 時、風速 8 m を想定する。

ウ 津波被害の想定

県は平成 25 年 3 月に「南海トラフ巨大地震」及び「東海・東南海・南海 3 連動地震」の 2 つの津波浸水想定を実施した。

本町の津波の最大津波高、平均浸水深、津波到達時間は、下記のとおりである。

地震名	最大津波高	平均浸水深	第 1 波最大津波到達時間
南海トラフの巨大地震	17m	3.7m	16 分
東海・東南海・南海 3 連動地震	8m	1.3m	27 分



エ 被害想定調査結果（本町関係の概要）

○建物被害（冬 18 時風速 8m/秒）

	木造棟数	非木造棟数	総棟数	最大計測震度	全壊								全壊	全壊率	
					液状化		震動		斜面崩壊		津波				焼失
					木造	非木造	木造	非木造	木造	木造	非木造				
南海トラフ巨大地震	3,600	950	4,500	6.7	92	2	1,800	140	5	960	400	79	3,500	77.0%	
3連動地震	3,600	950	4,500	6.4	91	1	900	45	5	190	32	69	1,400	30.0%	

○人的被害（冬 18 時風速 8m/秒）

	人口	人的被害の合計		建物倒壊(震動)による被害		建物倒壊(斜面崩壊)による被害		津波による被害		火災による被害	
		死者	死者	死者	死者	死者	死者(閉込者)	死者	死者(閉込者)		
南海トラフ巨大地震	7,700	3,700	92	0	3,300	300	9	0			
3連動地震	7,700	200	59	0	110	28	3	0			

○負傷者等（冬 18 時風速 8m/秒）

	人口	人的被害の合計				建物倒壊(震動)による被害		建物倒壊(斜面崩壊)による被害		津波による被害			火災による被害	
		重傷者	軽傷者	閉込者	無事者	重傷者	軽傷者	重傷者	軽傷者	重傷者	軽傷者	避難者	重傷者	軽傷者
南海トラフ巨大地震	7,700	220	430	7	3,400	70	150	0	0	150	280	2,700	2	3
3連動地震	7,700	110	340	24	7,000	82	300	0	0	20	37	1,300	1	2

○上水道管被害と断水（冬 18 時風速 8m/秒）

	管延長 km	管被害箇所数	被害率 箇所/km	水道人口	断水人口				断水率			
					発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフ巨大地震	62.9	860	13.63	8,000	8,000	7,900	4,000	1,900	100%	99%	49%	24%
3連動地震	62.9	460	7.29	8,000	8,000	7,800	3,900	41	100%	97%	49%	1%

○下水道支障人口（冬 18 時風速 8m/秒）

	下水道人口	支障人口				支障率			
		発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフ巨大地震	6,100	6,100	6,100	5,300	810	100%	100%	87%	13%
3連動地震	6,100	4,300	4,200	3,600	540	71%	69%	58%	9%

○避難者数（全員直接避難）

	発災時人口	避難者総数			避難所に避難する者			避難所外生活者		
		1日後	1週間後	1ヵ月後	1日後	1週間後	1ヵ月後	1日後	1週間後	1ヵ月後
南海トラフ巨大地震	7,700	5,300	3,800	4,000	3,500	3,200	1,200	1,800	540	2,800
3連動地震	7,700	4,600	3,500	2,800	3,000	2,600	830	1,600	850	2,000

○電力支障軒数（冬 18 時風速 8m/秒）

	需要家軒数	被災軒数	停電軒数			停電率		
			1日後	4日後	1週間後	1日後	4日後	1週間後
南海トラフ巨大地震	4,500	3,500	1,000	1,000	620	100%	100%	62%
3連動地震	4,500	1,400	98	69	69	3%	2%	2%

○通信施設支障軒数（冬 18 時風速 8m/秒）

	回線数	固定電話・不通回線数				固定電話・不通率				携帯電話・不通ランク			
		発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフ巨大地震	1,900	1,900	1,900	1,900	1,200	100%	100%	100%	62%	A	A	A	A
3連動地震	1,900	260	160	42	42	14%	9%	2%	2%	-	-	-	-

○道路被害件数

	対象道路延長 (km)	地震被害箇所数	津波被害箇所数	対象橋梁数	地震被害橋梁数	津波被害箇所数
南海トラフ巨大地震	15	0	9	3	7	8
3連動地震	15	1	3	2	6	8

○災害廃棄物発生量

	浸水面積 (ha)	最小体積 (立米)	最大体積 (立米)	最小重量 (t)	最大重量 (t)
南海トラフ巨大地震	590.27	147,568	236,108	162,324	344,718
3連動地震	218.97	54,743	87,588	60,217	127,878

第4章 防災行政の基本方針

第1節 防災ビジョン

災害対策の目的は、住民の生命及び財産を守り、社会生活を維持することにある。この目的を達成するための町の総合的な防災施策の目標として防災ビジョンを以下のとおり設定する。

防災ビジョンの検討にあたっては、本町の地域特性や広域的な位置づけを踏まえるとともに、東日本大震災・阪神淡路大震災等の近年における災害事例を参考とした。

美浜町防災ビジョン

”人がきらめき、緑かがやく、安心・安全なまちをめざして”

第2節 防災のまちづくりを進める柱

町防災ビジョンを踏まえて、以下の項目を柱として防災のまちづくりを進める。

- 1 災害時において住民の生命の安全確保を図る。
 - ① 風水害時における警戒避難体制を整備し、迅速・安全な避難を確保する。
 - ② 地震対策として住宅の耐震化を推進する。
 - ③ 地区ごとの津波避難計画を普及し、津波から人命を守る。
 - ④ 災害時における避難行動要支援者の避難システムを整備する。

- 2 自助、共助、公助の役割分担を踏まえ防災力の整備を図る。
 - ① 自助・共助・公助の役割分担を踏まえ、町が担うべき防災対策を推進する。
 - ② 災害時の避難誘導・救助等を担う地域防災力として自主防災組織を整備する。
 - ③ 階層的な防災体制（防災階層）を構築し、災害に対して安全な体制を整備する。

第3節 防災の重点施策

1 大地震から人命を守る住宅等の整備

東日本大震災では津波によって、また阪神大震災では住宅の倒壊によって多くの人命が奪われた。美浜町においても南海トラフ地震による津波で市街地の大半が浸水する見込みであり、また建築基準法の新耐震基準施行（1981年5月）以前に建築された、大地震時において倒壊するおそれのある住宅が多数存在する。従って、津波から逃げ切るためのハード・ソフト両面の整備や、住宅の耐震診断とそれに基づく耐震補強を促進することにより、住宅の倒壊から人命を保護することが大切である。

また、災害時において防災拠点（避難所等）となる施設については、耐震診断と耐震改修を早急に実施しなければならない。

2 津波避難計画に基づく避難体制の確立

南海トラフ地震が発生した場合、最大で17mに及ぶ大津波が来襲し、第一波は16分で美浜町の海岸に到達することが想定されている。また、三尾地区や西川沿いの低地では津波による浸水の発生が予測されており、津波避難計画に基づく速やかな避難が求められる。従って、作成済みの津波避難計画に基づく避難訓練や津波に対する防災知識の普及を推進し、津波避難体制の確立を図る。

3 集中豪雨時における情報伝達及び避難システムの構築

地球温暖化が進展し、時間雨量100mmを超える（局地的）集中豪雨が全国的に多発し、予想もしなかった災害（水害）が発生している。美浜町は西川沿いの低地に市街地が形成されており、洪水被害の発生する危険が高い。また、山地の区域では、集中豪雨等による土砂災害の危険のある箇所がある。従って、河川の決壊（内水氾濫を含む）による浸水被害や土砂災害に対する警戒避難体制を整備し、避難体制の確立を図る。

4 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

高齢化の進展等により、災害時に支援を必要とする高齢者、障害者等の避難行動要支援者が増加している。さらに、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者の名簿の作成が義務付けられている。予め地区別に避難行動要支援者台帳等の作成を推進し、地域の自主防災組織・地区会・消防団等の連携による支援体制の強化を図る。

5 地域における防災力の向上

災害時における避難誘導、人命救助、安否確認等については、地域住民による「共に助け合う活動」が不可欠である。よって、地域における地区会はもとより自主防災組織や様々な団体との協力体制を構築し、訓練を重ねることにより防災力の向上を図る。

6 安全で設備の整った避難所等の整備

地震災害等による長期の避難生活で、ストレスによる死亡等が増加している。トイレの不足、男女の別や就寝環境などプライバシーの欠如などからストレスを生じ、健康を損ねるケースが多い。とりわけ、高齢者や障害者など避難行動要支援者の場合、より深刻な状況にある。

また、建築基準法の新耐震基準施行以前（1981年5月）に建築された耐震性に問題のある建物が避難所となっている場合や、避難住民の数に照らして面積が不足している場合など、避難所の環境として問題点を抱えている場合がある。従って、以下の対策により、災害発生時に安全な避難環境を確保し、避難住民の健康維持を図る必要がある。

- ① 避難所として安全な建築物の確保
- ② 避難行動要支援者に対する福祉避難所の確保
- ③ 避難所における設備等の整備
 - ア 水の確保（耐震性貯水槽または防災井戸の設置、ペットボトルの備蓄等）
 - イ 食糧や生活必需品の備蓄（流通備蓄を含む）
 - ウ トイレに関して男女別及び男女共用の必要量を設置、または仮設トイレの必要量の備蓄
 - エ 情報通信手段の整備（防災行政無線、インターネット、災害時優先電話等）
 - オ 非常用電源設備の設置（発電機、ソーラーシステム等）
 - カ 調理に必要な燃料の確保（携帯用コンロ等）

7 防災拠点の整備

大規模な災害が発生した場合に、迅速で円滑な応急対策活動の実施を確保するため、防災拠点の整備と緊急輸送道路の確保が必要である。整備の必要な防災拠点は以下の施設等である。

- ① 避難所
- ② 物資集積拠点
- ③ 緊急離着陸場
- ④ 医療・救護拠点
- ⑤ ボランティアセンター

8 自助、共助、公助の役割分担による防災力の整備

防災は、住民自身による自助、行政による公助及び住民の共同による共助、それぞれ役割を分担することにより有効な力を発揮するものである。そのような観点より、自助、共助、公助の役割分担を次のように設定し、防災力の整備、強化を図る。

- ① 住民自身による「自助」

住民は、災害による被害を防止、または軽減するため以下の対策に努める。

 - ア 防災知識の習得、防災意識の高揚
 - イ 災害時に備えた水、食糧の備蓄

- ウ 防災訓練、避難訓練への積極的参加
- エ 自主防災組織やボランティア活動への積極的参加
- オ 自らの住宅の安全性確保（耐震化）
- カ 災害時における自身の安全確保マニュアルの構築

② 自主防災組織等による「共助」

自主防災組織等は、災害による被害を防止、または軽減（減災）するため行政・消防団等と連携し以下の取り組みに努める。

- ア 防災訓練、避難訓練への積極的参加と自主開催
- イ 防災資機材の使用法の習得による防災力の向上
- ウ 避難行動要支援者の避難支援、安否確認等
- エ 災害時における住民の救出・救助協力
- オ 災害時における初期消火協力
- カ 災害時における被災者の搬送協力
- キ 災害時における避難所の運営協力
- ク 災害時におけるボランティアとの協力

③ 行政による「公助」

行政は、災害による被害を防止、または軽減するため以下の対策を積極的に実行する。

- ア 防災知識の普及、防災意識の啓発
- イ 自主防災組織等の育成と防災資機材の整備
- ウ 防災訓練、避難訓練の実施
- エ 防災活動体制、通信体制の整備
- オ 消防力、消防水利等の整備
- カ 救急・救助体制の整備
- キ 災害時における被災者の救出
- ク 公共建築物、公共施設の整備（耐震化）
- ケ 災害に強いまちづくりの推進
- コ 上水道の確保体制の整備
- サ 避難体制及び避難所の整備
- シ ボランティア活動支援の受入れ体制等環境整備
- ス 避難行動要支援者の安全確保体制の整備
- セ 食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄（流通備蓄、災害協定による備蓄を含む）
- ソ 防疫予防体制の整備
- タ 廃棄物処理体制の整備

10 町地震防災アクションプログラムの推進

町は、短期・中期・長期的な地震防災対策を示した町地震防災対策アクションプログ

ラムにより防災対策を実施していくように努める。

第5章 町及び防災関係機関の実施責任と業務の大綱

町、県並びに町の区域を管轄し、もしくは町内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、所轄事項について概ね次の事務又は業務を処理するものとし、その際相互に協力するよう努めなければならない。

第1節 実施責任

1 町

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに町民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関・指定地方公共機関、他の地方公共団体及び公共的団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

市町村を包括する広域地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告・指導・助言の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性より、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の責任者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施し、また県や町、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 美浜町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
美浜町	ア、美浜町防災会議及び美浜町災害対策本部に関する事務
	イ、防災に関する施設・組織の整備と訓練
	ウ、災害に関する情報の伝達・収集及び被害の調査報告
	エ、災害防除と拡大の防止
	オ、救助、防疫等、被災者の救助保護
	カ、災害復旧資材の確保と物価の安定
	キ、罹災者に対する融資等の対策
	ク、被災町営施設の応急対策
	ケ、災害時における文教対策
	コ、災害対策要員の動員並びに雇用
	サ、災害時における交通・輸送の確保
	シ、被災施設の復旧
	ス、管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2 和歌山県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
和歌山県	ア、県防災会議に関する事務
	イ、防災に関する施設・組織の整備と訓練
	ウ、災害に関する情報の伝達・収集及び被害の調査報告
	エ、災害防除と拡大防止
	オ、救助・防疫等、被災者の救助保護
	カ、災害復旧資材の確保と物価の安定
	キ、被災者に対する融資等の対策
	ク、被災県営施設の応急対策
	ケ、災害時における文教対策
	コ、災害時における公安対策
	サ、災害対策要員の動員並びに雇用
	シ、災害時における交通・輸送の確保
	ス、被災施設の復旧
セ、町が処理する事務・事業の指導・斡旋等	
御坊警察署	ア、災害時における生命、身体、財産の保護並びに犯罪予防、交通の確保、その他治安維持のための警備活動

3 消防機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日高広域消防事務 組合消防本部	ア、県防災会議に関する事務
	イ、防災に関する施設・組織の整備と訓練
	ウ、災害に関する情報の伝達・収集及び被害の調査報告
	エ、災害防除と拡大の防止
	オ、救助・防疫等、罹災者の救助保護

4 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
田辺海上保安部	ア、海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変、その他救済を必要とする場合の海上における救助及び防災活動
	イ、災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止
	ウ、災害時における海上緊急輸送及び治安の維持
	エ、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督
	オ、災害時における非常通信連絡体制の維持及び活動
	カ、通信体制の維持及び運用
和歌山 地方気象台	ア、気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
	イ、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
	ウ、気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
	エ、地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
	オ、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
近畿農政局	ア、農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成
	イ、土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給事業
	ウ、農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所、紀南河川国道事務所	ア、土木施設の整備と防災管理
	イ、水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策
	ウ、被災土木施設の災害復旧
近畿地方整備局和歌山港湾事務所	ア、港湾施設の整備と防災管理
	イ、港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
	ウ、海上の流出油に対する防除措置
	エ、港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
和歌山労働局御坊労働基準監督署	ア、工場・事業所における労働災害の防止
	イ、救助の実施に必要な要員の確保
和歌山農政事務所	ア、災害における主要食糧の応急対策

5 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第 37 普通科連隊、第 304 水際障害中隊	ア、人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開
	イ、応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道(株) 和歌山支社 御坊駅	ア、輸送施設の整備と安全輸送の確保
	イ、災害対策用物資の緊急輸送
	ウ、災害時の応急輸送対策
	エ、被災施設の調査と災害復旧
西日本電信電話(株) 和歌山支店	ア、電気通信施設の整備と防災管理
	イ、災害時における緊急通話の取扱い
	ウ、被災施設の調査と災害復旧
日本通運(株) 和歌山支店	ア、災害時における緊急陸上輸送
関西電力送配電株式会社	ア、災害時の電力供給
	イ、被災施設の調査と災害復旧
	ウ、所管施設等の整備と防災管理
日本赤十字社 和歌山県支部	ア、災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	イ、災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
	ウ、義援金品の募集配布
西日本高速道路(株) 関西支社	ア、災害時における輸送路の確保
	イ、有料道路の災害復旧
日本放送協会 和歌山放送局	ア、防災知識の普及と警報等の周知徹底
	イ、災害状況及び災害対策等の周知徹底
熊野御坊南海バス(株) 御坊支社	ア、所管輸送施設の整備と安全輸送の確保
	ア、災害対策用物資の緊急輸送
	イ、災害時の応急輸送
	ウ、所管被災施設の調査と災害復旧
近物レックス(株) 御坊営業所	ア、災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保
	イ、災害時の応急輸送
(株)和歌山放送	ア、防災知識の普及と警報等の周知徹底
	イ、災害状況及び災害対策等の周知徹底
(株)テレビ和歌山	ア、防災知識の普及と警報等の周知徹底
	イ、災害状況及び災害対策等の周知徹底
社団法人日高医師会	ア、災害時における医療救護の実施
	イ、災害時における防疫の協力
郵便事業株式会社	ア、郵便物の送達の確保
	イ、被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除
郵便局株式会社	ア、便局の窓口業務の維持

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
ひだか病院	ア、避難施設の整備と避難訓練の実施
	イ、被災時の病人等の収容保護
	ウ、災害時における負傷者等の医療・助産救助
独立行政法人国立病院 機構 和歌山病院	ア、避難施設の整備と避難訓練の実施
	イ、被災時の病人等の収容保護
	ウ、災害時における負傷者等の医療
玉置循環器科	ア、避難施設の整備と避難訓練の実施
	イ、被災時の病人等の収容保護
	ウ、災害時における負傷者等の医療
医療法人大原内科	ア、避難施設の整備と避難訓練の実施

	イ、被災時の病人等の収容保護
	ウ、災害時における負傷者等の医療
龍神医院	ア、避難施設の整備と避難訓練の実施
	イ、被災時の病人等の収容保護
	ウ、災害時における負傷者等の医療
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
医療法人平成会森本医 院	ア、避難施設の整備と避難訓練の実施
	イ、被災時の病人等の収容保護
	ウ、災害時における負傷者等の医療
医療法人はしもと	ア、避難施設の整備と避難訓練の実施
	イ、被災時の病人等の収容保護
	ウ、災害時における負傷者等の医療
五木田歯科医院	ア、避難施設の整備と避難訓練の実施
	イ、災害時における負傷者等の歯科医療
養護老人ホーム ときわ寮	ア、避難施設の整備と避難訓練の実施
	イ、災害時における収容者の保護
特別養護老人ホーム ときわ寮	ア、避難施設の整備と避難訓練の実施
	イ、災害時における収容者の保護
太陽作業所	ア、避難施設の整備と避難訓練の実施
	イ、災害時における収容者の保護
和歌山県立みはま支援 学校	ア、避難施設の整備と避難訓練の実施
	イ、災害時における収容者の保護
紀州農業協同組合	ア、町本部が行う農業関係者の被害調査等応急対策への協力
	イ、農産物等の災害応急対策についての指導
	ウ、被災農業者に対する融資又は斡旋
	エ、農業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧
	オ、飼料、肥料、その他資材等の確保又は斡旋
紀州日高漁業協同組合 美浜町支所	ア、町本部が行う水産関係者の被害調査等応急対策への協力
	イ、水産物等の災害応急対策についての指導
	ウ、漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧
	エ、その他資材等の確保又は斡旋
三尾漁業協同組合	ア、町本部が行う水産関係者の被害調査等応急対策への協力
	イ、水産物等の災害応急対策についての指導
	ウ、漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧
	エ、その他資材等の確保又は斡旋

美浜町商工会	ア、町本部が行う商工関係者の被害調査等応急対策への協力
	イ、救助用物資、復旧材料の確保についての協力
美浜町 土地改良区	ア、土地改良施設の整備と防災管理
	イ、農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧
	ウ、農地湛水の防除施設の整備と活動

第6章 津波から逃げ切るための基本方針

1 基本方針

町は、和歌山県が発表した「南海トラフ巨大地震」の津波浸水想定を基に、津波避難施設の建設に努め、津波から住民の命を守り、死者をゼロとするため、住民の避難を支援する。

第2部 災害予防計画

第1章 防災のための基盤整備計画

第1節 防災拠点の整備

(防災まちづくりみらい課)

災害から住民の生命及び身体の安全を守るため、災害時に必要な避難場所等の防災拠点を計画的に整備し、災害に強いまちづくりを推進する。

1 防災拠点の整備

災害時に町が実施する防災活動の拠点となる施設等を防災拠点と位置づけ、防災機能の充実に努める。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、災害に強いまちづくりを推進する。

① 情報通信拠点の整備

災害発生時に、住民への情報伝達、避難所との連絡調整、県等への報告・応援要請など、災害に関する情報を統括する施設を情報通信拠点とする。町役場（災害対策本部）を情報通信中心拠点と位置づけ、施設の耐震化、情報通信機器の整備を推進する。

② 医療救護拠点の整備

独立行政法人国立病院機構和歌山病院を医療救護中心拠点と位置づけ、災害時の医療機関相互の連絡調整、医療救護班の編成など、町の医療救護活動を統括する施設として整備する。

③ 物資集積拠点の整備

美浜町体育センターを援助物資の集出荷を担う物資集積中心拠点と位置づけ、物資の集積拠点としての必要な整備を図る。

④ 食糧供給拠点の整備

美浜町地域福祉センターを災害時において炊き出し等を行い、各避難所に供給する食糧供給拠点と位置づけ、整備を図る。

⑤ ボランティア拠点の整備

美浜町地域福祉センターをボランティア中心拠点として位置づけ、必要な整備を図る。

2 地域防災拠点等の整備

① 地区情報通信拠点の整備

災害発生時に、住民への情報伝達、避難所との連絡調整など、災害に関する情報を地区において集約する施設（小学校・旧小学校：以下「小学校等」という）を地区情報通信拠点と位置づけ、情報通信機器の整備を推進する。

② 地区医療救護拠点の整備

小学校等の保健室等を地区医療救護拠点と位置づけ、災害時の地区における医療救護活動を実施する施設として整備する。

③ 地区集積拠点の整備

各防災地区の小学校等グラウンドを地区集積拠点と位置づけ必要な整備を図る。

④ 避難所の整備

災害時における住民の生命・安全を確保するため、土砂災害や水害の危険のない場所に立地する公共施設及び防災地区の小学校等を避難所として指定する。なお、避難所については、安全な避難生活を確保するために必要な設備等の整備を図る。

⑤ 備蓄倉庫の整備

防災地区ごとに備蓄倉庫を整備する。また、各自治会の集会所、公民館等に最低限の防災資機材、食糧等の備蓄倉庫を整備する。

3 場外離着陸場の維持管理

三尾地区にある場外離着陸場の維持管理に努め、傷病者の緊急搬送等への対応を図る。

第2節 道路防災計画

(農林水産建設課)

1 現況

町道の現況は、道路延長 82.94 km、そのうち改良延長は 29.92 kmで約 36%となっており、御坊由良線、柏御坊線、日高港線、日の岬公園線の4県道が道路の骨格を形成している。

三尾地区は、海岸沿いの主要地方道御坊由良線のみで他地区と接続しており、土砂災害の危険性もあり孤立化の可能性がある。

また、住民にとって身近な集落内の生活道路は、幅員が狭く緊急車両の進入が困難であり、防災上の課題となっている。

2 計画方針

道路網の整備と防災機能の確保を体系的に進め、避難場所、防災拠点となる町役場、防災関係機関、その他公共施設等との連絡を総合的・計画的に考え、道路網の整備を促進する。

なお、道路の整備にあたっては、平成8年度に実施した道路防災総点検調査結果を基に、防災カルテの作成を行い整備の優先度を決定し、橋梁の架け替えについては、5年に一度、道路橋定期点検を行い、整備の優先度を決定する。

3 計画内容

① 道路の整備

ア 幹線道路の整備については、災害時の緊急輸送や避難、救助がスムーズに行えるよう、国道 42 号、主要地方道御坊由良線、一般県道及び主要な町道を含めた町内における緊急輸送道路のネットワーク化を促進する。なお、町内の緊急輸送道路は以下のとおり。

緊急輸送道路の種別	道路名称
第 2 次緊急輸送道路	県道 24 号（主要地方道御坊由良線） 県道 188 号（一般県道柏御坊線）
第 3 次緊急輸送道路	町道（久保田 1 号線、田井入山線） 町道（切戸西川線、切戸西川 2 号線） 緊急輸送道路相互を結ぶ主要な町道

イ 既存集落の生活道路の整備については、障害者対策、防災対策等安全性に配慮して、拡幅、構造上の整備、改良を推進する。

ウ 土砂崩壊の危険性の高い道路の法面整備を進める。

② 橋梁の点検・整備

橋梁は災害時に交通確保をするうえで重要な施設である。5年に一度の道路橋定期点検の結果を基に、出水期に流出等のおそれがある橋梁については架け替え・改修や必要な維持補修を行う。

③ 狭あい道路の整備

市街地や集落内の狭あい道路は、災害時における避難や救助等の障害となると考えられるので、災害時において避難用道路と位置付けられる狭あい道路等の道路を中心に、拡幅等の整備を推進する。

緊急輸送道路網図



第3節 河川防災計画

(農林水産建設課)

1 現況

本町の主要な河川は東部の平地部を流下する西川である。西川は日高町の東側山稜部にあたる小城山に源を発し、日高川の河口部に流入する流域面積約 43 k m²で流路延長約 15 kmの 2 級河川である。

他は山地部を流れる急勾配の普通河川となっている。

町内の主要河川を資料編に示す。

(資料編：河川及びため池一覧)

(資料編：河川・ため池位置図)

2 計画方針

豪雨時の破堤、溢水による氾濫から、住民の生命、財産を守るため河川の改修整備を推進する。ただし治水事業は長期にわたる努力と多数の経費を必要とするため、県町それぞれの管理する河川の実態調査を行ったうえ、緊急度の高いものから順次計画を作成して改修整備を図る。

また、水防施設や設備の充実を図るとともに、水防監視体制の強化に努める。

3 計画内容

① 河川・水路の整備

主要河川である西川について、県は流路形状の変更や河道断面の拡幅、遊水池の整備などによる流下能力、貯水能力の向上を図る河川改修計画を策定しており、町としても西川整備を推進する。

また、町の管理する河川について、河川改良・改修事業等に必要な調査を行い、防災上緊急性の高いものから順次改良、改修工事を実施し、開発事業と調和のとれた河川整備を推進する。

② 水防施設の点検・整備

既設の水防施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設の点検・整備を行う。

③ 警戒避難体制の整備

水防法第14条第1項の規定により指定された「浸水想定区域」内に居住する住民については、ハザードマップによって危険性を周知するとともに、気象予警報、水位情報並びに避難情報を伝達・周知する体制を整備し、浸水被害が発生する場合には予め避難し、人命の安全を確保する体制を確立する。また、水防法第14条第1項に規定する浸水想定区域内にある高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を必要とする施設で洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、電話、FAX等を用いて高齢者等避難、または避難指示に関する情報を伝達する。

(資料編：防災上の配慮を要する者が利用する施設)

第4節 土砂災害予防計画

(農林水産建設課)

1 土石流対策

① 現況

本町の土石流に係る土砂災害警戒区域は26箇所あり、そのうち、特別警戒区域が17箇所指定されている。

(資料編：土砂災害警戒区域)

② 計画方針

町は、県に対して土石流による災害から住民の生命を保護するため、土石流対策を要請するとともに、土石流による土砂災害の発生が予想される場合には、土石流によって被害を受ける区域住民に対して、予め避難をすることにより人命の安全を確保する避難対策等を実施する。

③ 計画内容

ア 砂防事業の推進

県に対して、土石流危険渓流等土砂流出のおそれのある渓流や地区について、砂防指定地及び土砂災害警戒区域の指定と砂防事業の推進を要請する。また、土砂災害警戒区域のうち住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行うよう県に要請する。

また、当面对策工の整備が進まない土石流危険渓流については、地域の特性を考慮しながら適切な避難対策を実施するものとする。

イ 警戒区域の周知等

町は、平素より土石流による被害のおそれがある地元住民に対して、ハザードマップの配布等による警戒区域の周知徹底や防災知識の普及を行う。

ウ 警戒避難体制の整備

土石流の前兆現象（落石・地鳴り・土砂の流出等）や土石流監視施設等のソフト対策に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、土石流に対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害防止法第 8 条に規定する土砂災害の危険のある区域内にある高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を必要とする施設で土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、電話、FAX等を用いて高齢者等避難、または避難指示に関する情報を伝達する。

（資料編：防災上の配慮を要する者が利用する施設）

エ 被害情報の収集

人家等にかかる土石流が発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第 1 報を送付する。

2 急傾斜地崩壊対策

① 現況

本町の急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域は和田地区で 25 箇所、三尾地区で 44 箇所あり、そのうち、特別警戒区域が 68 箇所指定されている。

(資料編：土砂災害警戒区域)

② 計画方針

町は、県に対して急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊対策を要請するとともに、急傾斜地の崩壊による土砂災害の発生が予想される場合には、急傾斜地の崩壊によって被害を受ける区域住民に対して、予め避難をすることにより人命の安全を確保する避難対策等を実施する。

③ 計画内容

ア 急傾斜地崩壊対策の推進

県に対して、がけ崩れによる災害の発生するおそれがある区域について土砂災害警戒区域の指定及び整備の必要な小規模ながけについての対策を要請する。

土砂災害警戒区域のうち住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行うよう県に要請する。

イ 警戒区域の周知等

町は、平素より土石流による被害のおそれがある地元住民に対して、ハザードマップの配布等による警戒区域の周知徹底や防災知識の普及を行う。

ウ 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒情報及び補足情報、がけ崩れの前兆現象（亀裂や湧水の発生、小石の落下など）等に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、がけ崩れに対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害防止法第 8 条に規定する土砂災害の危険のある区域内にある高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を必要とする施設で土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、電話、FAX等を用いて高齢者等避難、または避難指示に関する情報を伝達する。

(資料編：防災上の配慮を要する者が利用する施設)

エ 被害情報の収集

人家等にかかるがけ崩れが発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第 1 報を送付する。

3 地すべり対策

① 現況

本町の地すべりに係る土砂災害警戒区域が2箇所指定されている。

(資料編：土砂災害警戒区域)

② 計画方針

町は、県に対して地すべりによる災害から住民の生命を保護するため、地すべり対策を要請するとともに、地すべりによる土砂災害の発生が予想される場合には、地すべりによって被害を受ける区域住民に対して、予め避難をすることにより人命の安全を確保する避難対策等を実施する。

③ 計画内容

ア 地すべり対策の推進

県に対して、地すべり災害の発生するおそれがある区域について土砂災害警戒区域に指定するとともに対策工等の整備を要請する。また、土砂災害警戒区域のうち住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行うよう県に要請する。

イ 警戒区域の周知等

町は、平素より土石流による被害のおそれがある地元住民に対して、ハザードマップの配布等による警戒区域の周知徹底や防災知識の普及を行う。

ウ 警戒避難体制の整備

地すべりの前兆現象（地割れや地面の陥没・隆起、水位の急変等）や地すべり監視施設等のソフト対策に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、地すべりに対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害防止法第8条に規定する土砂災害の危険のある区域内にある高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を必要とする施設で土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、電話、FAX等を用いて高齢者等避難、または避難指示に関する情報を伝達する。

(資料編：防災上の配慮を要する者が利用する施設)

エ 被害情報の収集

人家等にかかる地すべりが発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。

4 山地災害対策

① 現況

町域の山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区を巻末資料編に示す。

(資料編：土砂災害警戒区域)

② 計画方針

山地からの土砂流出を防ぎ山林の保全を図るとともに、下流域の水害を防止するために、本来山林がもっている保水機能の維持・向上を図る各種の施策を行う。

③ 計画内容

復旧治山、予防治山を促進するとともに、開発行為に際しては治山面に十分注意した指導・監督を行う。

第5節 建築物の耐震化計画

(防災まちづくりみらい課、(農林水産建設課))

1 町有建築物の耐震化の実施

① 町役場、学校、公民館等の既存の町有建築物については、災害時において、災害対策本部の設置または防災拠点施設、避難救護施設として利用される等、防災上重要な拠点となるものであるため、耐震診断を行い、十分な耐震補強を行う。

② 新築する町有建築物については耐震化を図る。

③ 町役場、学校、公民館等については、震災時に対処するため、以下の事項を検討する。

ア 耐震性貯水槽の整備

イ 自家発電装置の設置

④ 既設の町有建築物は、耐震診断を行い、耐震性に問題のあるものについて、緊急度の高いものから、順次、耐震補強または改築に努める。

2 耐震化の啓発・耐震診断・耐震補強の推進

① 民間の建築物について、防災上の観点から耐震、耐火建築物の重要性を広報し、周知徹底を図る。

② 地震から人命を守るうえで最も有効な対策は、「倒壊しない住宅等の建築物を整備すること」というのが阪神淡路大震災の教訓である。昭和56年以前に建築された住宅等については、本町で想定される地震が発生した場合、倒壊する危険性が高く、人命被害を回避するうえで住宅の耐震性確保を推進することが必要である。

③ 地震により倒壊した建築物等が津波からの避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例(和歌山県条例平成24年第45号)を活用するなど、必要に応じ避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。なお、ここでいう避難路とは、津波浸水区域内にある県道、町道及びその他公共の用に供する道、並びに同区域内から同区域外の避難先へ通じる道とする。

3 住宅耐震化の推進

- ① 建築物の安全を確保するため、建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律、消防法等の普及と啓発を図るとともに、関係団体に対する法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努め、防火上及び耐震上等の指導を徹底する。
- ② 既存の木造建築物で、多数の住民が居住するアパート等については、地震時の倒壊及び火災等による人的被害の危険度が高いので、準耐火建築物以上のもので耐震性能を有するものに改築するよう耐震化促進の周知に努める。また、国や県と連携し、耐震診断や耐震改修等に要する費用の一部を助成するなどして耐震改修を支援する。

4 家具、ロッカー等転倒防止対策の推進

地震発生時に家具等の転倒による被害を防止するため、住民に対しパンフレット類を配布すること等により、家具類の安全対策に関する知識の普及を図る。

5 ブロック塀等の安全対策の推進

① ブロック塀等の安全対策

地震によって塀が倒れると、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があり、ブロック塀等の安全対策の実施を推進する。

② 落下物防止対策

人の通行が多い沿道や避難路沿いにある建築物の窓ガラスや外壁に使われているタイル等の外装材や屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、建築物の所有者、管理者等に対し安全対策措置を講じるよう、啓発・指導を図る。

6 高齢者や障害者に障壁のない市街地の整備

建築物の耐震性の向上に加えて、建築物内から避難地等まで安全で障壁のない避難路の確保のため、高齢者、障害者にも安全な高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び福祉のまちづくり条例等に適合した建築物等の整備促進を図る。

第6節 宅地災害予防計画

(農林水産建設課)

一定規模以上の開発行為及び宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事については、町及び県が災害防止に重点をおいた技術基準に基づき審査の上許可し、更に完了検査を実施している。

また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、勧告、改善命令などの措置を講じている。

第7節 上水道等施設災害予防計画

(上下水道課)

1 計画方針

大規模な地震の発生に備え、水道施設の耐震性の強化を図るとともに被害を受けた施設の復旧を速やかに行い、飲料水を確保することを目的とする。

また、県の指導及び支援を受けて、町内の水道施設について、重要性・緊急性を考慮し、優先順位を付けて施設の防災対策を進め、災害による被害を最小限にする施策を進める。

2 計画内容

県の指導を受けて、被災した水道施設が復旧し、断水が解消するまでの間の飲料水・生活用水を確保するため、耐震化された配水池への緊急遮断弁設置を進める。

第8節 下水道等施設災害予防計画

(上下水道課)

1 現況

下水道等は、居住環境の改善、浸水の防除のための基幹的施設であるとともに、公共的水域の水質保全のためにも重要な施設であり、生活基盤を支える重要なライフラインの一つである。

本町の下水道等は、町域の一部で供用されており、居住環境の改善、公共用水域の水質保全に寄与している。

下水道の種別	供用している区域
農業集落排水	和田地区、入山上田井地区
公共下水道	本の脇地区、浜ノ瀬地区、新浜地区、 田井畑地区及び吉原地区

2 計画方針

豪雨、地震等の災害時において、住民の快適で衛生的な居住環境を確保するため、下水道等の最低限の機能維持を図るとともに、耐震・耐水化等施設に係る被害の最小化、早期の機能回復の確保を図るため、関係機関との連携を図る。

3 計画内容

① 災害時に対応可能な設備の整備

災害時の停電等に対応できるよう、自家発電装置の整備を図るとともに、重要な設備については2元化を進める。

② 施設管理図書の整備

災害時の応急対策を迅速かつ円滑に進めるため、管路の図面等設備図書の整備・保全を推進する。また、設備図書についてはGISの活用を検討する。

③ 災害時における応援体制の整備

災害時において、施設の点検、復旧に係る要員を迅速に確保するため、近隣市町村との応援体制の整備を図るとともに、下水道事業災害時近畿ブロック応援体制等の相互応援体制を活用する。

④ 災害に強い施設整備

県と連携して、下水道施設等の耐震・耐水化を進め、災害に強い施設整備を行う。

⑤ 詳細調査のための体制整備

県と連携して、幹線管渠の詳細調査に対応するため、テレビカメラ等の手配体制を整備する。

第9節 ため池防災計画

(農林水産建設課)

1 現況

本町には 11 カ所のため池があり、そのうちの多くは明治以前等に築造され、年代が古く、年々堤体の浸食や漏水等の老朽化が進んでいる。

また、受益地の減少や農家の高齢化、後継者不足等により、ため池を適切に維持・管理していくことが困難な状況となってきた。

一方で、ため池周辺の開発により、大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池堤体の決壊による下流への被害が心配されている。

ため池の老朽化や下流への影響度を考慮し、地域防災上重要なため池を計画的に改修する必要がある。

本町には、ため池の下流に民家や公共施設等が立地し、洪水等による水防活動の必要性のある防災重点農業用ため池は 11 カ所となっている。

(資料編：河川及びため池一覧)

(資料編：河川・ため池位置図)

2 計画方針

近年における流域の開発や、土地利用の変化に伴う流出量の増加、並びに管理者である農家の高齢化、後継者不足により管理体制の弱体化が進行し、危険な状況となるため池が増大すると考えられる。一方で、大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等によるため池への影響も懸念されている。ため池が決壊すればその被害は農業関係に止まらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことは必至である。

3 計画内容

計画方針等に基づき、災害を未然に防止・軽減するため、以下の対策を実施する。

① 点検調査の実施

防災重点農業用ため池の定期的な点検調査を継続するとともに、町内のため池改修計画の策定を検討する。

② 防災対策工事の推進

危険性の高いため池について管理者に注意を促すとともに、必要な改修工事や対策を行うよう指導する。

③ ソフト対策の推進

改修に着手出来ないため池についても、ハザードマップの作成、保全、管理などのソフト対策を推進し、防災・減災対策を充実させ、災害発生の未然防止と民生の安定を図る。

第10節 海岸防災計画

(農林水産建設課)

1 現況

本町の紀伊水道に面する海岸線の延長は11.7kmに及び日高川河口付近や三尾地区は高潮や波浪等の危険性が高い区域である。一方、煙樹ヶ浜砂州は地形上、天然の防波堤の形態をしている。

2 計画方針

県は、津波対策として実施する新たな被害想定に基づく津波シミュレーションにより、町と連携を図りながらソフト対策とハード対策の総合的な組み合わせを検討し、効率的に安全性の向上が見込める重要箇所をしばった上で施設整備を計画する。

町は、県の施設整備計画に従い、県と連携し、高潮・波浪及び地震・津波による背後地への被害を防止できる事業を推進する。

高波、高潮、波浪等からの防護、海岸環境の保全、適切な海浜利用を3本柱として海岸の整備、保全を推進する。

① 高波、高潮、波浪等からの防護

第2室戸台風級の波浪に対する安全性の確保を目指す。

② 海岸環境の保全

県立自然公園である煙樹ヶ浜等の美しい景観に配慮した海岸保全を進める。

③ 適切な海浜利用

海浜に親しむ人々が増加しており、住民だけでなく観光客も含めた災害時における安全性の確保を目指す。

3 計画内容

煙樹海岸一帯の潮害防止・保健を目的とした保安林は潮害や風害から後背地の住宅や農地を守り、また景観上・自然環境上からも大変大きな役割を果たしており、保安林の育成、管理など適切な保全を推進する。

第 11 節 港湾防災計画

(農林水産建設課)

1 現況

町内には、日高港があり、港湾管理者である県が実施する震災対策施設の整備の支援を行う。また、津波対策や液状化防止対策等、臨海部の有する立地上の特異性を克服する必要がある港湾について、県が立案する適切な防災対策計画に従い実施することとする。

2 計画方針

県が示す、以下の計画方針に実施することとする。

- ① 耐震強化岸壁を整備して、災害時の罹災者の避難、救援物資の緊急海上輸送を支える港湾防災ネットワークを計画するとともに、緊急輸送道路との連携を図る。
- ② 親水空間としての通常利用に加え、災害時には、罹災者の避難地として活用する避難緑地と避難地の機能に加え、緊急輸送用耐震岸壁を併設した防災拠点緑地を計画する。
- ③ 県が実施する被害想定の見直しを踏まえ、耐震強化岸壁の改良を検討するとともに、必要に応じ港湾施設が津波に対して損傷となりにくい、粘り強い構造とする補強等を検討する。
- ④ 緊急輸送道路等、震災時に重要な役割を果たす橋梁の耐震化を図る。
- ⑤ プレジャーボートの適正保管のための係留施設を整備し、津波来襲時の二次災害防止を図る。

第 12 節 漁港防災計画

(農林水産建設課)

1 現況

本町の漁港は、三尾漁港、本ノ脇漁港の 2 カ所である。

2 計画方針

津波による被害を防止するため、漁港集落の避難路整備、避難地の整備、漁港背後地の浸水被害等を軽減する津波防護施設、及び漁船等の流出による背後住宅への被害を防ぐ漁港施設の整備等を実施する。

また、漁港集落の狭い生活道路を改善し、緊急車両進入の確保を図る。

3 計画内容

三尾漁港の漁業者等の住民に対して、高潮・波浪等災害時の情報伝達・避難指示等を徹底する。

第 13 節 公衆電気通信施設災害予防計画

(防災まちづくりみらい課)

公衆電気通信施設を有する各企業（西日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社）では、「災害対策基本法」の定めるところにより、災害予防に関する具体的な計画を作成している。

第2章 火災予防計画

第1節 市街地・建物火災予防計画

(防災まちづくりみらい課)

1 現況

本町では年に数件程度の火災が発生しており、今後都市化が進むなか、火災は一層増加することが予想される。

2 計画方針

消防力の整備充実を図るとともに、日高広域消防事務組合と連携して出火防止、初期消火や危険物の保安の徹底、建築物の不燃化の促進や防火教育により多面的な対策を実施する。

また、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実を図るとともに、「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)、「消防水利の基準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)等に基づき、消防団組織の充実強化に努めるものとする。

3 計画内容

① 出火防止・初期消火対策

日頃から、火気その他の出火危険のある物を取り扱う施設では、危険物を安全に管理し、火災予防を徹底する。

特に出火防止・初期消火体制を整備するため、日高広域消防事務組合と連携のもと以下の指導を行う。

ア 一般家庭に対し、火気器具の取り扱い及び初期消火の方法等について指導する。

イ 学校、医療・福祉施設等の防火管理者に対し、防火訓練の実施等について指導する。

ウ 火災発生未然防止と発生した場合の早期鎮火の対策として、事業所等の自主防災組織の育成強化及び火災時の対応に関する防火教育訓練を推進する。

② 消防力の強化

ア 消防活動困難地域の対策

消防水利の不足や道路事情等により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設、可搬動力ポンプ等の整備を推進し、地域の災害活動体制を強化する。

イ 消防団の体制整備

消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設、車両、装備、活動資機材を充実し、強化する。

ウ 消防水利の整備

消火栓、防火水槽等の消防水利の設置を推進するとともに、河川、ため池等の状況を把握し、自然水利の確保を強化する。

(資料編：消防施設・消防機器等整備状況)

(資料編：消防施設配置図)

② 一般建築物の不燃化

火災の延焼を阻止し、最小限の被害にとどめるため、一般建築物の不燃化を推進する。

③ 防火対象物に対する火災予防の徹底

ア 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条に定める防火管理者について、防火管理者資格講習会を開催して資格者を養成するとともに、立入検査又は防火管理者研修会等を通じて防火管理業務を指導し、所属事業所の消防計画樹立を促進するほか、防火避難訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用について十分な指導を行い、自主防火の徹底を図る。

イ 消防法第 7 条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、消防法第 17 条の 14 の規定による消防用設備等工事着工の届出、火災予防条例の定める防火対象物の使用開始の届出の際の指導を的確に行い、発生した火災を早く知る警報設備や消火のための設備、避難のための設備等の設置を推進し、建築面から火災予防の強化を図る。

第 2 節 林野火災予防計画

(防災まちづくりみらい課、(農林水産建設課))

1 計画方針

林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは一般火災と同様にたばこの投げ捨て、たき火等の人為的な要因で発生しているため、予防を主体にした対策を講ずる。

2 計画内容

① 入山者等に対する措置

- ア 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。
- イ みだりに火を使用する者に対する警告、取り締まりを行う。
- ウ 観光関係者による防火意識の啓発を図る。

② 林業事業者に対する措置

- ア 林業事業者は事業を営む者は次の体制をとる。
- イ 林業事業者は火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置する。
- イ 事業箇所に火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火箇所を設け標識及び消火設備の設置をする。
- ウ 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業所内の連絡系統を定め関係機関との連絡の万全を図る。

③ 予防施設の整備

防火水槽、自然水利利用施設等を整備するとともに、防御資機材の整備、消火薬剤の備

蓄に努める。

④ 防火意識の普及

林野火災が発生しやすい時期を重点に地域住民や入山者に対し火災予防の広報を行う。

ア ポスター、看板等の設置

イ 広報車等による注意の喚起

第3章 避難計画

第1節 避難場所整備計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

避難場所は、風水害時には風水害・土砂災害等の危険から、大地震時には地震による建物倒壊、津波、火災から、身を守ることを目的としている。災害時に備えて、平時から避難場所を指定しておくとともに、避難施設の整備を図る。

なお、風水害・土砂災害時の避難場所は暴風雨を避け、被災者を一時的に保護する避難所の機能を併せて有するものとし、地震時の避難場所は建物倒壊・津波・火災の脅威から避難者の生命を保護する機能を有するものとし、運動場・公園・高台等を指定する。

2 計画内容

避難場所は原則的に町の公共施設を使用する。また、各種防災設備等の整備を行う。

① 避難場所の管理者との事前協議

災害時に避難場所として適切な対応がとれるよう、管理者等と十分な事前協議を行う。
町が管理する施設以外の場合、管理者等と所要の協定を締結又は口頭で了承を得ておく。

② 避難場所の整備内容

避難場所として、避難者の迅速な収容とその安全確保等のための整備を行う。

ア 迅速な収容の促進

- (ア) 避難場所案内図の整備
- (イ) 避難誘導標識等の整備
- (ウ) 避難場所表示板の整備

イ 安全性の確保

- (ア) 避難場所及び周辺の不燃化
- (イ) 消火栓、防火水槽等の消防水利の整備
- (ウ) 盛土、高床、防水壁等の耐水施設の整備

③ 避難所の設置基準

避難所の設置基準は避難距離、施設の安全性、収容規模の観点から、以下のように定める。

- (ア) 原則として徒歩圏内（半径2km）に設置する。
- (イ) 耐震性を有する公共施設とする。
- (ウ) 収容面積は概ね3.3㎡/2人とする。

第2節 避難路整備計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

災害が発生した場合、住民が少しでも迅速に指定された安全な避難場所に避難できるように、避難路の整備を推進する。

【町が指定する避難路】

指定緊急避難場所及び指定避難所に通じる県道、町道、その他公共の用に供するすべての道路とする。

2 計画内容

① 避難路の条件

危険区域及び危険箇所を通過する経路はできるだけ避け、安全に避難場所へ誘導できるように出来る限り下記に留意する。

ア 避難路は、緊急車両の通行や延焼の危険のない幅員を確保する。

イ 避難道路は相互に交差しないこと

ウ 危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと

エ 浸水等により通行不能になる恐れがないこと

② 避難路の整備

ア 最寄り避難場所への誘導標識の設置

イ 避難路上の障害物の除去

ウ 避難路に面する建築物の倒壊防止対策の推進（空家については、地域住民と協力して状況把握に努め、避難路に倒壊する危険のある建築物については安全確保対策の実施を関係者に要請）

第3節 避難に関する情報の周知

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

避難場所、避難方法等について、日頃から地域及び職場・学校での周知徹底を図る。

2 周知方法

避難に関する情報（避難方法等）について、広報紙等をとおして、住民に対する周知を図るとともに、地区ごとに災害（水害や土砂災害）を想定した避難訓練を、消防団や自主防災組織に協力を求めて実施する。

また、地区ごとに、次のような事項からなる避難方法をあらかじめ定め、住民に周知徹底を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

- ア 情報連絡体制
- イ 避難場所
- ウ 避難路

第4節 避難に関する基準

(防災まちづくりみらい課)

1 避難についての基本的な考え方

自然による災害を完全に抑えることはできないので、早期避難により人命の安全を守る。

2 防災情報の種類

① 風水害・土砂災害時における防災情報

風水害・土砂災害時における防災情報を以下の3つとし、的確な避難を確保する。

ア 高齢者等避難【警戒レベル3】

避難行動に時間を要する避難行動要支援者が避難を開始する段階（支援者は避難支援を開始する）に発令する。なお、その他の住民は避難に必要な準備をはじめめる。

イ 避難指示【警戒レベル4】

避難行動要支援者を除く全ての住民が速やかに避難する段階に発令する。

ウ 緊急安全確保【警戒レベル5】

既に災害が発生している又は切迫している状況に発令する。

② 地震時における避難情報

地震時における避難情報は、地震による火災の発生等、二次災害等の危険がある場合に発令するものとし、以下の1種類とする。

ア 避難指示

全ての住民が速やかに避難する必要がある場合に発令する。また、避難指示が発令された場合、避難行動要支援者の避難支援及び安否確認を実施する。

3 避難指示の基準

避難指示の基準については、別途作成の美浜町避難情報の判断・伝達マニュアルに基づき避難指示の発令を検討する。

第5節 災害危険区域に関する警戒避難体制

(防災まちづくりみらい課)

1 水防法第14条、土砂災害防止法第7条に規定する、県の定める洪水予報河川及び水位周知河川における浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に存する避難行動要支援者施設については、下記により警戒避難体制の整備等を図る。

- ① 当該施設の名称及び所在地リストの作成
- ② 洪水に関する予警報や土砂災害に関する情報伝達方法の確立
- ③ ハザードマップ等の配布による災害危険情報の周知

また当該施設の管理者は、水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2に基づき、単独又は共同して当該施設等の利用者の洪水時及び急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、公表することとする。

2 津波防災地域づくりに関する法律第53条に規定する、県の定める津波災害警戒区域に存する避難行動要支援者施設については、下記により警戒避難体制の整備等を図る。

- ① 当該施設の名称及び所在地リストの作成
- ② 津波災害に関する情報伝達方法の確立
- ③ ハザードマップ等の配布による災害危険情報の周知

また当該施設の管理者は、津波防災地域づくりに関する法律第54条に基づき、単独又は共同して当該施設等の利用者の津波時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、公表することとする。

(資料編：防災上の配慮を要する者が利用する施設)

第6節 津波避難計画

(防災まちづくりみらい課)

南海トラフ巨大地震(海溝型大規模地震)が発生した場合に予想される津波災害から住民の生命を守るため、津波による浸水が予測される地区ごとに住民がワークショップで決めた「避難経路図」を津波避難計画と位置づけ、津波警報が発令された場合に迅速な避難を確保する。町は、津波による人命被害を回避するため、地区ごとの「避難経路図」、避難場所、避難目標地点及び津波避難ビル(中高層建築物)について、住民への普及・啓発を推進する。

また、地区ごとの津波到達予想時間に基づくシミュレーションを今後下記により実施し、津波避難対象区域の指定、津波目標地点及び津波避難ビルの指定等を拡充することにより、津波避難計画の整備を推進する。

- ① 津波浸水予想地域に基づく避難対象地域の設定
- ② 津波予想到達時間の想定

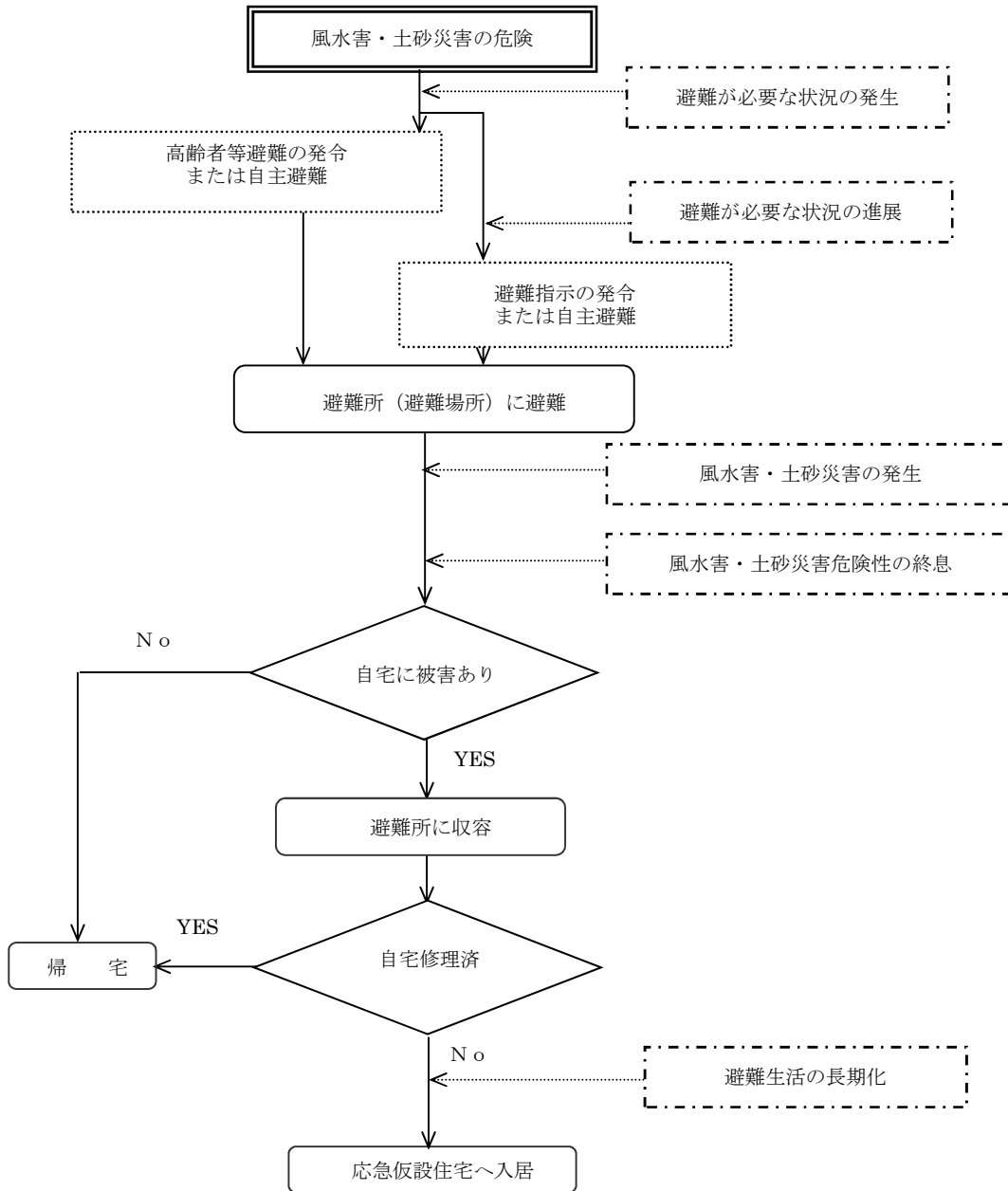
- ③ 避難目標地点の設定
- ④ 避難可能距離の算出
- ⑤ 避難困難地域の抽出
- ⑥ 津波避難困難者数の算出
- ⑦ 津波避難ビル等候補の選定
- ⑧ 避難路・避難経路及び避難方法の確認
- ⑨ 津波避難ビルの指定（ビル所有者との協定締結）
- ⑩ 住民への周知・普及・啓発

なお、津波避難困難地域からの避難については、第1部第6章の規定を勘案し検討を行うものとする。

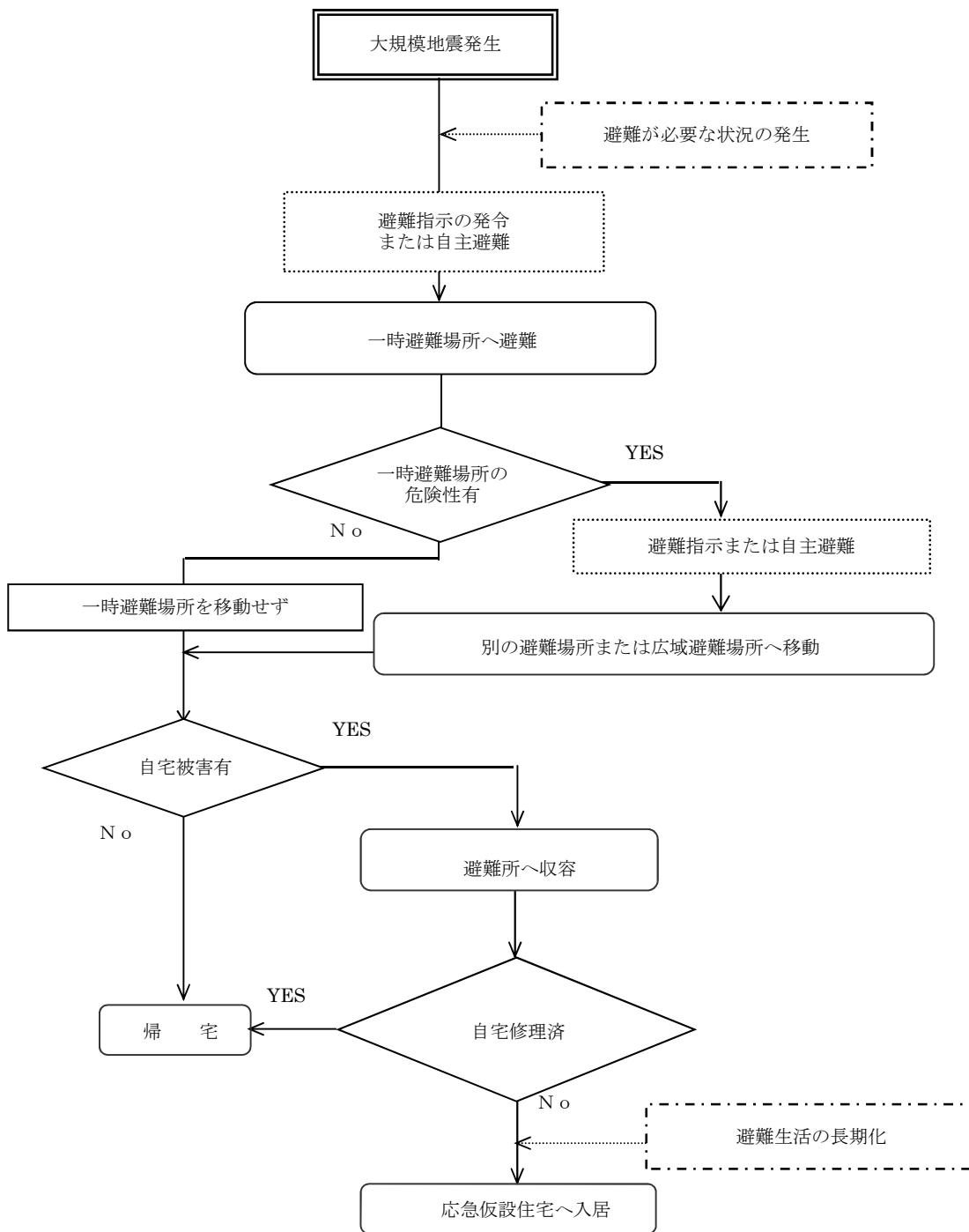
第7節 避難のフロー

(防災まちづくりみらい課)

[風水害・土砂災害時における避難フロー]



[地震時における避難フロー]



第8節 避難所の運営

(住民課)

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所運営体制の整備を図る。

1 町の対策

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所の管理運営体制及び要員の派遣方法を予め定めておく。

2 避難住民による自主的な運営

円滑な避難所の運営を確保するため、自主防災組織等の避難住民による運営を中心に据えるとともに、ボランティアに協力を求める。運営に必要な事項について別途「避難所運営マニュアル」を作成する。また、避難所となる施設の管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。

避難所運営マニュアルについては以下の事項を記述する。

① 避難者による自主防災組織とその運営に係る事項

- ア 避難者の把握について
- イ 組織体制について
- ウ 仮設トイレ、炊事場、医療救護所等の設置について
- エ 避難行動要支援者に対する対応について
- オ 水、食糧その他の物資の配給方法について
- カ 避難所の備蓄物資及び資機材の整備状況と使用上の留意事項について

② 避難者に対する情報伝達に係る事項

- ア 避難所における情報通信機器について
- イ 情報収集と避難所内における広報の方法について
- ウ 防災機関等に報告すべき内容及び連絡体制について

③ その他避難所の自主的な運営に必要な事項

第4章 水・食糧・生活物資等備蓄計画

第1節 給水体制の整備

(上下水道課)

1 現況

本町の給水施設の現状は、町人口のほぼ100%に対して給水が実施されている。

2 計画方針

災害時に、生命維持のため、最小限必要な飲料水の確保を最優先とする。併せて必要最小限の生活用水を確保し、住民に配給する応急給水体制を整備する。

また、県の指導及び支援を受けて、町内の水道施設について、重要性・緊急性を考慮し、優先順位を付けて施設の防災対策を行い、災害による被害を最小限にする施策を行うよう努める。

3 計画内容

① 災害時給水量の確保

災害時の給水量を次のように定め、その確保と円滑な応急給水体制を確立する。

最小限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面等の用途に必要な水とする。

飲料水の確保	1人1日3リットル
最低限の生活用水の確保	1人1日17リットル
計	1人1日20リットル

② 給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう資機材を整備する。

(資料編：資機材等備蓄状況一覧)

③ 浄水場・配水池等の改修

老朽施設や二次災害が発生するおそれのある施設の改修や管の更新を計画的に進める。

④ 井戸水の利用

災害時に利用できるよう飲用に適した井戸を確保する。このため、町内での利用可能井戸の実態調査を行い、個人井戸の場合はその利用契約を結ぶ。利用可能な井戸水については、定期的に年1回程度の水質検査を実施する。

④ 自衛隊等への応援要請

第2節 食糧・生活物資の備蓄

(防災まちづくりみらい課)

1 現況

現在、町役場倉庫に食糧、毛布等の災害用物資の備蓄を進めている。

(資料編：資機材等備蓄状況一覧)

2 計画方針

災害応急対策の生活救助活動が迅速かつ適切に行えるよう、食糧・生活物資等の備蓄の充実を図るとともに、備蓄庫の整備を検討する。食糧については、各家庭や企業等に対して1週間分の食糧備蓄を行うよう啓発する。

ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合を想定し、県と十分な協議・調整のうえ整備を図る。

3 計画内容

① 備蓄品の整備目標

被災者へ支給する食糧・生活物資等の1人当たりの支給量、品目及び整備目標を定め、備蓄品の整備を推進する。

② 民間との協定促進

災害時に必要な物のすべてを町で備蓄・確保することは困難であるため、町では最低限必要な物資の備蓄を行い、それ以外は民間等からの調達を図る必要がある。そのために、関連する民間関係団体等との協定締結を積極的に推進する。

ア 在庫の積増し依頼

イ 在庫の優先的な供給依頼

第3節 防災資機材等の整備

(防災まちづくりみらい課)

1 現況

現在、災害用救急箱や担架等の防災資機材について整備を図っている。

(資料編：資機材等備蓄状況一覧)

2 計画方針

災害応急対策に必要な備蓄資機材は、災害時にその機能を適切に発揮できるよう、点検整備を実施する。

また、新たな防災資機材庫の設置や避難施設への防災に関連する資機材等の配備を検討する。

3 計画内容

① 防災資機材の点検・補充

町は備蓄した防災資機材を毎年定期的に点検し、災害時の使用に際し、その機能に問題がないよう維持するとともに、不足品については必要に応じて補充を行う。

② 防災資機材庫等の整備

応急対策の円滑化のため、応急用の食糧等とともに、防災資機材庫等の整備を図る。

ア 町内における防災資機材庫の増設

イ 避難所における救護用機器等の整備

③ 医薬品等の備蓄

ア 病院等との在庫協定

独立行政法人国立病院機構和歌山病院において医薬品の備蓄に努めるとともに、町域の他の診療所等についても日高医師会等関係機関を通じ、医薬品・衛生材料等の在庫品積み増しについて協力を要請する。

イ 相互応援協定

近隣市町、広域市町村との医薬品等供給に関する相互応援協定の締結に努める。

ウ 医薬品供給業者との協定

緊急な場合の医薬品等の供給に備えて、医薬品供給業者と医薬品等の供給に関する協定の締結に努める。

④ 燃料の確保

災害時における円滑な避難生活を確保するため、食料の調理等に必要な燃料の確保を図る。なお、燃料の調達に関しては、町内における燃料供給業者と災害時における燃料調達に関する協定の締結を推進する。

第5章 防災行政無線等の整備計画

(防災まちづくりみらい課)

1 現況

本町の災害時における通信手段は次のとおりである。

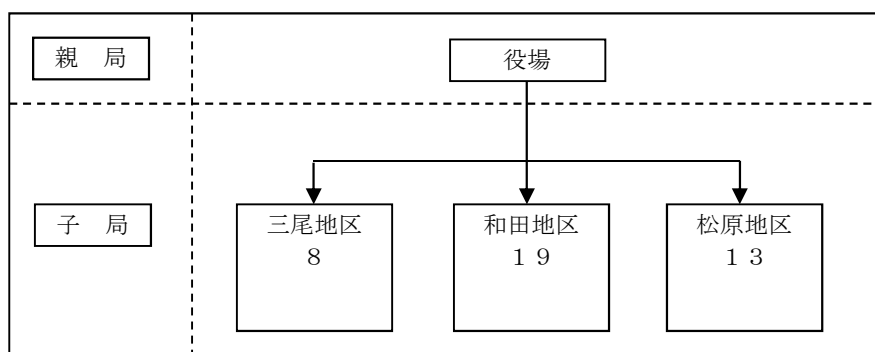
① 総合防災情報システム

県及び県出先機関、県内の市町村、消防本部及び防災関係機関が県総合防災情報システムによりネットワーク化され、災害情報の収集、伝達の中心的な通信手段として導入されている。

② 町内防災行政無線通信網

ア 同報系無線システム

屋外拡声方式で町内40カ所に受信機（拡声器）が設置されており、災害時の緊急伝達や避難指示の際に使われている。



注（ ）内の数字はマイク設備があり自主放送できる子局を示す。

(資料編：同報系無線システム配置図)

イ 移動系無線システム

町役場及び各消防団に配備され、移動局相互間及び基地局・移動局間の情報収集・伝達に利用されている。

(資料編：移動系無線機器一覧)

2 計画方針

有線通信が途絶した場合にも備えた通信手段の整備を図り、孤立化する可能性のある集落等についても被害状況を的確に把握するとともに、被災者や住民に対して正確な情報提供や必要な指示ができる体制を確立する。

3 計画内容

① 移動系無線等の整備

各避難所との連絡や災害時の孤立化する可能性のある三尾地区等の被害状況把握等のために、機動性に優れ耐災害性の高い移動系無線の追加整備や衛星携帯電話、デジタル同報系無線など地域特性に応じた通信手段を検討し、双方向に情報のやりとりが可能な通信手段を整備する。

② 通信機器の習熟

緊急時に防災行政無線の操作ができるよう、定期的に職員研修及び通信訓練を実施するとともに、日常業務に活用して習熟に努める。

③ その他

アマチュア無線を所持する住民に対して、非常通信の協力を依頼できるように平時から所在を把握して良好な関係を構築しておく。

④ 総合防災情報システムの整備

現状の総合防災情報システムは、地震、津波、土砂災害、水害等の災害が発生すると光ファイバーの断線やネットワーク機器の障害等により、基幹部分の有線回線が長期間にわたって不通となることが想定される。このため、町は県が実施する無線通信網の整備に協力することとする。

第6章 災害時救急医療体制確保計画

(子育て健康推進課)

災害時、特に地震の場合、建物の倒壊等により多数の負傷者が発生することが予測されるので、予め災害時の医療体制を確立し、災害時の応急医療に万全を期す。

1 災害時医療救護体制の整備

① 近隣市町、広域市町村との医療救護に関する相互応援協定の締結

災害時における医療救護体制を整備するため、近隣市町及び広域市町村との医療救護協定の締結を推進する。

② 医療救護所設置予定場所の確保

地区ごとに医療救護所設置予定場所（小学校保健室等）を確保する。また、災害の状況に応じ必要な場合は以下の場所に医療救護所を設置する。

ア 集中して負傷者が出る地域

イ 避難場所

ウ 町関係外部施設

エ その他医療救護所の設置が必要な場所

③ 医療機関等との調整

町は、災害拠点病院であるひだか病院や独立行政法人国立病院機構和歌山病院、日高医師会、関係機関と災害時の応急医療活動体制を確立するため、平素から調整を図っておく。

2 医療施設・設備の整備

ア 医療施設の耐震診断を推進する。

イ 医療施設で、耐震性に課題のあるものは、当該機関において耐震構造化等に努める。

ウ 医療施設の医薬品・各種資機材、医療機器等の設置につき、転倒・転落防止を行う等、大震災に耐えられるよう、整備を推進する。

3 緊急輸送手段の確保

災害時における負傷者、医薬品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急輸送道路を結ぶ道路及び橋梁の整備に努めるほか、ヘリコプター発着指定地とを結ぶ道路の整備に努める。

4 医療機関等における災害時医療計画の策定

医療関係機関は、地震等大規模災害時に適切な応急医療活動を遂行するため、「災害時医療計画」を定めるものとする。

第7章 防災訓練計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の災害対応力強化、防災関係機関との連携強化及び町民の防災意識の高揚等に重点をおく総合的な防災訓練を実施するとともに、町、日高広域消防事務組合及び消防団の連携のもとに地域単位での各種防災訓練を実施する。

また、各防災関係機関においても、個別訓練を行い、防災活動の円滑化を推進する。

なお、訓練の実施にあたっては、目的と必要性に応じて、住民主体型の訓練内容、実践的な訓練内容となるよう配慮し、継続的に実施する。

2 計画内容

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものになるように工夫する。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

防災訓練の種類は次のとおりとする。

① 総合防災訓練

大規模な災害（洪水・土砂災害・地震・津波等）を想定し、町及び防災関係機関が一体となって総合的な訓練を年1回程度実施する。防災訓練を行うに当たっては、より実践的なものになるように工夫し、訓練結果を検証することで、年々、訓練内容が充実したものになるように努めるものとする。

ア 実施方法

防災訓練実施要領を定めて実施する。

イ 参加機関

町、県、日高広域消防事務組合、消防団、警察署、自衛隊、ひだか病院、独立行政法人国立病院機構和歌山病院、自主防災組織等

ウ 訓練内容

災害対策本部設置訓練、通信訓練、広報訓練、出火防止訓練、初期消火訓練、水防訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、応急給水訓練、救助物資輸送配布訓練、応急炊き出し訓練、その他の訓練

② 津波警報伝達訓練

津波警報の発令を想定した防災行政無線による情報伝達訓練を年1回程度実施する。

③ 津波避難訓練

「南海トラフ地震」が発生した場合に備え、避難訓練を定期的を実施し、津波に対する防災意識の高揚に努める。

④ 水防訓練

水防管理団体が、水防活動の円滑な遂行を図るため、年1回程度実施する。

訓練内容（水位、雨量の観測、水防団（消防団）の動員、資機材の輸送、水防工法、気象予警報の伝達等）

⑤ 町職員の参集、招集訓練

庁舎及び各施設の非常時の配備体制を確保し、各防災関係機関、住民との連携を図るため、職員の参集、招集訓練を年1回程度実施する。

訓練内容（非常招集訓練、指令伝達訓練、災害対策本部運営訓練）

⑥ こども園（ひまわりこども園）、小・中学校等の防災訓練

こども園（ひまわりこども園）、小・中学校等における防災訓練を年1回以上行う。なお、訓練の実施にあたっては、災害時における地域との連携を高めるため、地域の消防団、地域住民等の参画を推進する。

ア 園児、児童、生徒の避難訓練

イ 保育士、教職員の避難誘導訓練

⑦ 防災関係機関の訓練

各防災関係機関において、個別訓練を行い、防災活動の円滑化を図る。実施方法等については、各防災関係機関で定める訓練計画により実施する。

⑧ 災害対策本部運営訓練

震災時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理、伝達等の訓練を行い、訓練結果を検証し、必要に応じ体制等の見直しを行う。

⑨ 広域的な防災訓練

他の市町村との協定等に基づく災害対策等が円滑に行われるよう広域的な防災訓練を実施する。

第8章 防災知識の普及計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

町及び防災関係機関は、職員に対して専門的教育による防災知識の普及を推進し、相互協力のもと、住民に対して防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

またその際、災害時に女性と男性が受ける影響やニーズの違いに配慮した防災知識の普及に努めるとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図るものとする。

2 計画内容

① 防災知識の普及

ア 住民に対する防災知識の普及

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について住民が自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう防災思想の普及徹底について定めるとともに、普及を図るため次の事項を定める。

(ア) 実施方法

防災知識の普及は、次の手段等により実施する。

- a 町ホームページ、広報紙及び回覧文書等の配布
- b チラシ、ポスター、防災マップ、ハザードマップ、避難カード等印刷物の配布
- c 地震体験車の利用

(イ) 普及すべき内容

a 美浜町地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第4項に基づき、「美浜町地域防災計画」の要旨を町ホームページに公表する。

b 災害予防の知識

各世帯に対して、災害防止のために必要な防災知識の普及に努める。

c 災害時の心得

各世帯が、災害の発生又は発生するおそれがある際に、承知しておくべき事項について防災ハンドブック等により広報する。

災害時の心得	内容
風水害に関する基礎知識	防災気象に関する事項
地震及び津波に関する基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報 ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
平常時の心得（準備）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常携帯品の準備、食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の生活物資の備蓄〔家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い1週間分程度とする〕 ・非常持ち出し品の準備 ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策 ・避難路及び避難場所及び所用時間の把握 ・災害時の家族内の連絡体制の確保 ・災害時要援護者の所在把握
災害発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の聴取方法 ・停電時の処置 ・緊急避難先安全レベルについての考え方 ・避難路及び避難の要領 ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動 ・緊急地震速報、津波警報・注意報発表時や避難指示等発令時にとるべき行動

災害時の心得	内容
風水害に関する基礎知識	防災気象に関する事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも非難する必要があること ・初期消火活動をおこなうとともに、消防機関に協力する。 ・近隣の負傷者、避難行動要支援者の救助 ・避難場所での活動 ・国、公共機関及び市町村等の防災活動に協力する
正しい情報の収集と伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・防災わかやまメール配信サービス、ナビアプリ等

イ 自主防災組織に対する防災知識の普及

消防団と連携して自主防災組織を対象とした講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。

ウ 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及

園児、児童、生徒の発達段階や学校等の実態に即した防災教育を計画的に進める。

また、児童生徒が、自らが命を守る主体者となるため、下記の取組に努める。

- (ア) 「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習
- (イ) 地域の防災を担う青少年を育成するための高校生防災スクール
- (ウ) 歴史資料等を活用した防災文化の形成
- (エ) 「津波避難3原則」「津波てんでんこ」の浸透
- (オ) 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練
- (カ) 身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動

エ 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災

害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、町は、災害教訓の伝承について啓発に努めるほか、大規模災害に関する各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

オ 事業所に対する防災知識の普及

(ア) 防火管理者、危険物取扱者に対する講習を実施する。

(イ) 従業員に対する講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。

② 町職員に対する防災教育

災害対策の成否は、町職員の防災知識・心構えが重要な要素になるため、あらゆる機会を利用して、町職員に対する防災教育を徹底する。

ア 研修会・講習会の開催等

町職員に対する防災意識の高揚及び防災知識の普及を図るため、定期的に防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について研修を行う。

(ア) 防災研修

次の事項について、防災研修を行う。

- a 災害時活動の概要
- b 町職員としての心構え
- c 役割の分担
- d 防災資機材等の取り扱い方法

(イ) その他の研修、講習会

その他必要に応じて、研修、講習会を開催するよう努めるとともに、防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

第9章 自主防災組織整備計画

(防災まちづくりみらい課)

1 現況

本町では、町内12の自主防災組織が組織化されており、地域で防災についての啓発活動や初期消火訓練等の活動を行っている。

またその際、自主防災会組織における男女の理解の促進や女性による自主防災組織の形成を支援する。

2 計画方針

大規模な災害が発生した場合には、防災関係機関の防災活動だけでは、住民の生命・財産を守ることや、早期に実効性のある対応をとることに限界が予想される。このような事態において、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等を行うことが必要になる。これらの自主的な防災活動を行うに際しては、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することにより、その効果が発揮される。したがって、地域あるいは施設ごとに、実情に応じた自主的な防災組織を育成、強化する。

3 計画内容

① 啓発と指導

広報活動等を通じて自主防災組織の設置の重要性及び防災意識の高揚を図る。

② 自主防災組織の役割

自主防災組織は、「自助・共助・公助の役割分担」を踏まえ、災害による被害を防止、または軽減するため以下の取り組みに努める。

- ア 防災訓練、避難訓練への積極的参加と自主開催
- イ 防災資機材の使用法の習得による防災力の向上
- ウ 避難行動要支援者要援護者の避難支援、安否確認等
- エ 災害時における住民の救出・救助への協力
- オ 災害時における初期消火への協力
- カ 災害時における被災者の搬送への協力
- キ 災害時における避難所の運営への協力
- ク 災害時におけるボランティアとの協力

③ 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、地域の実情に応じた適正な規模を単位として組織の設置を図る。

- ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる地域単位
- イ 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域単位

④ 防災組織の体制整備

本町では、自治会組織を中心として自主的な防災活動が行われている。町はこれらの活動の支援を行いながら、自主防災組織としての体制の整備を進める。また、各地区には消火活動や被災者の救助等のため消防団が組織されており、自主防災組織の整備に際しては、消防団と十分協力・連携を図る必要がある。

⑤ 支援及び助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために必要な自主防災計画の作成、運営、防災資機材及び防災訓練等に対して町は支援や助言を行う。

また県が実施する防災の中心的な担い手となる地域防災リーダーの育成のための研修等を活用する。

⑥ 自主防災組織規約等

自主防災組織は、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておく。

⑦ 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するために、効率的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を定めるよう指導する。なお、自主防災計画には次の事項を記載する。

ア 地域及びその周辺における各種災害の危険が予想される場所の点検及び災害対策

イ 役割分担

ウ 自主防災訓練の時期及び内容等

エ 防災関係機関、災害対策本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等

オ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知、点検整備

カ 避難場所、避難路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資の検討

キ 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設

ク その他自主的な防災に関すること

⑧ 施設の自主防災計画

多数の者が出入りし利用する施設や石油・ガス等の危険物を製造保管する施設、又は多人数が従事する事業所では、火災の発生、危険物の流出、爆発等により大規模な災害が発生するおそれがある。これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は自主防災組織を編成し、あらかじめ自主防災計画をたてておく。

ア 対象施設

(ア) 学校、病院等多数の者が利用又は出入りする施設

(イ) 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を製造、保管及び取り扱う施設

(ウ) 多人数が従事する工場、事務所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたること
が効果的であると認められる施設

イ 自主防災計画の策定

自主防災計画の内容については、上記⑦に準ずる。

第 10 章 避難行動要支援者対策計画

(かがやく長寿課、防災まちづくりみらい課、住民課)

1 計画方針

災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対し、迅速、的確な対応を図るための体制整備については、本計画によるものとする。

避難行動要支援者は、避難所等災害後の生活においても支障を生じることが予想されるため、災害時にこれらの人に対して必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ対象者の把握、設備の点検、指導・啓発等の対策を講じる。

また、平時の住民相互の助け合いが災害時の避難行動要支援者対策にもつながることから、地域のコミュニティづくりを支援する。

2 計画内容

① 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の整備

町は、災害時における避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する対策を推進するため、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力し、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努め、必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しなければならない。

なお、避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の整備、保管にあたっては、個人情報の保護に万全を期すこととする。

ア 対象者の範囲

防災上把握を必要とする避難行動要支援者は、概ね、在宅で生活を営む次のような高齢者、障害者、病弱者、乳幼児とする。

- (ア) 75 歳以上の者だけで構成された世帯に属する者
- (イ) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する要支援又は要介護認定を受けている者
- (ウ) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号身体障害程度等級表の 1 級又は 2 級に該当する者
- (エ) 療育手帳制度について(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者
- (オ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2

項の規定により精神障害者福祉手帳の交付を受けている者

(カ) 特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給者証を受けている者及び小児慢性特定疾患医療受給者証を受けている者

(キ) アからカまでに準じる状態にある者で町長が必要と認める者

イ 避難行動要支援者の把握

県や社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、上記の対象者をあらかじめ把握に努める。

ウ 避難支援プランの策定

町は、県や社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者避難支援プランの策定に努めるものとする。

② 避難行動要支援者の安全確保対策

避難行動要支援者が災害時に安全に避難できるよう、社会福祉協議会、自治会と連携しながら、災害時の安否確認や情報伝達のシステムをつくとともに、適切に行動できるよう、広報紙等により、避難等に関するマニュアルの配布を推進する。

③ 公共施設、社会福祉施設等における対策

ア 施設のバリアフリー化の促進

避難行動要支援者が安全に避難できるよう施設や設備のバリアフリー化等の整備、改善を行う。

イ 避難訓練の実施

社会福祉施設等では、入居者・通所者の安全な避難を確保するため、災害発生時の避難体制や地域住民・消防団との連携等について訓練の実施に努める。

ウ 施設・設備の点検・整備

災害発生時に施設が倒壊や火災が発生することのないよう、施設や設備の点検を常に行う。

第 11 章 ボランティア活動環境整備計画

(かがやく長寿課)

1 計画方針

大規模な災害時には被災住民の多様なニーズに即時に対応でき、柔軟できめの細かいボランティア活動は大きな役割を果たすもので、災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう美浜町社会福祉協議会を中心として、ボランティア団体との連携のもと、活動環境の整備を図る。

2 計画内容

① ボランティア組織の育成

美浜町社会福祉協議会と連携を図り、応急救護をはじめ、災害情報提供活動等を行うボランティア組織の育成を図る。また町内のボランティア組織に対する防災教育、訓練等の充実を図る。

今後、各種専門ボランティア及び一般ボランティアの受け入れ窓口や相互連携についての体制整備に努める。

② ボランティアコーディネーター等の育成

町は、県、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時を想定した災害ボランティアコーディネーター・災害ボランティアリーダーの育成を推進する。

③ ボランティアセンターの設置

町は、災害時のボランティアの活動拠点として、必要に応じて災害ボランティアセンターを「美浜町地域福祉センター」に設ける。

第12章 企業防災の促進計画

(防災まちづくりみらい課)

1 現況

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業も災害時に事業を継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性が一層高まっている。

企業は災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る必要がある。

2 計画方針

企業の防災活動に対する取組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定の支援に努める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動を通して、企業が防災体制の整備等を行うよう働きかける。

3 計画内容

事業継続力強化支援計画申請ガイドラインに基づき、企業が事業継続計画（BCP）の策定を行うよう、県や商工会と連携して普及・啓発を実施する。また、企業が災害時における役割を十分に認識し、防災活動の推進を図るよう働きかける。

第13章 廃棄物処理にかかる防災体制の整備

(住民課)

1 計画方針

大規模な水害等により大量に発生する災害廃棄物の処理に備えた防災体制を整備するため、平常時に以下の措置を講じる。

2 事業計画

(1) 災害時応急体制の整備

不測の事態に備え、大規模災害時の具体的な行動指針となる災害廃棄物処理計画に基づき、次のことを推進する。

ア 周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等との災害時の相互協力体制を整備する。

イ 災害廃棄物等の仮置場や集積場の配置計画、広域的な処理・処分計画等について調整を行う。

(2) 一般廃棄物処理施設等の浸水等対策

一般廃棄物処理施設等については、周辺自治体の状況を勘案しながら浸水等対策を促進する。

第3部 災害応急対策計画（基本計画）

第1章 防災組織計画

第1節 組織計画

（全課）

1 計画方針

町内において災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、町が有する全機能を発揮して迅速、的確な防災活動を実施するための組織・体制について定める。

2 災害警戒・配備体制

気象状況等により災害の発生が予想されるとき、又は、町長が必要と認めるときは、災害対策本部設置以前の体制として、概ね次の基準により災害警戒・配備体制をとる。なお、各体制の発令は、災害担当長（不在の場合は防災まちづくりみらい課長）の判断による。

区分	配備体制	動員職員	配備基準
災害警戒本部	警戒体制Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・副町長（災害担当長） ・防災まちづくりみらい課長（本部調整班） ・住民課長（避難所班） ・子育て健康推進課長（避難所感染症対策班） ・農林水産建設課長（土木建築班） ・上下水道課長（上下水道班） ・防災まちづくりみらい課職員（災害担当課職員） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 気象警報が発表されたとき ② 台風が本町に接近するおそれがあり、嚴重な警戒を要するとき ③ その他副町長が必要と認めたとき
	警戒体制Ⅱ	警戒体制Ⅰ＋主幹・課長以上の職員、教育長	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害担当課長が招集の必要があると判断したとき ② 水防配備体制1号が発令されたとき ③ 各担当課長が収集の必要があると判断した時 ④ 本町が台風の暴風域内に入る恐れがあり、嚴重な警戒を要するとき ⑤ 西川の水位が氾濫注意水位（尾上橋2.5m）に達した場合、又、総雨量が80mmに達し、今後とも継続的に降雨が予想されるとき ⑥ その他副町長が必要と認めたとき

1号配備	警戒体制Ⅰ＋主査・課長補佐以上の職員	① 各担当課長が招集の必要があると判断したとき ② 本町が台風の暴風域内に入るおそれがあり、かつ重大な災害が起こるおそれがあると認められたとき ③ 水防配備体制2号が発令されたとき ④ その他副町長が必要と認めたとき
2号配備	警戒体制Ⅰ＋係長以上の職員	① 各担当課長が招集の必要があると判断したとき ② 大規模な災害発生の危険が大きいとき ③ 災害が発生し、被害の拡大の危険があるとき ④ その他副町長が必要と認めたとき
3号配備	全職員	① 各担当課長が招集の必要があると判断したとき ② 大規模な災害が発生したとき ③ 災害救助法の適用を必要とする災害が発生するおそれがあるとき ④ その他町長が必要と認めたとき

※（事前に災害の発生が予測される場合）

台風等の災害発生が事前に予測される場合は、あらかじめ警戒体制Ⅰに該当する災害担当者の協議により、発令する体制を定め、職員に自宅待機等の指示をしておく。

※（突発的に災害が発生した場合）

突発的に災害が発生した場合は、執務中であれば、警戒体制Ⅰに該当する災害担当者が協議のうえ災害警戒・配備体制を発令する。

また、夜間・休日に、日直又は警備員が災害の連絡を受けた場合は、その状況をできるだけ確認し、速やかに災害担当長（不在の場合は防災まちづくりみらい課長）に連絡する。災害担当長は、各体制を発令する。

3 災害対策本部

① 設置基準

災害対策本部は次の基準により設置する。

災害 対策 本部	<ul style="list-style-type: none"> a 災害救助法の適用を要する災害が発生し、町長が必要と認めたとき b 県北部に暴風・大雨、洪水及び高潮の各警報が発せられて、町長が必要と認めたとき c 気象特別警報が発表されたとき d 大規模な火事、爆発、水難等が発生し、その対策を必要とする と町長が認めたとき e 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発表されたとき。 f その他災害の発生するおそれがあり、町長が必要と認めたとき 	全職員
----------------	--	-----

② 閉鎖基準

- ア 災害発生のおそれが解消したとき
- イ 災害応急対策活動が概ね終了したとき
- ウ その他本部長が必要なしと認めたとき

③ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、町役場内に設置する。役場が被災した場合は、中央公民館を代替施設として使用するが、被災状況を勘案して町長が指定する施設内に設置する。

④ 組織編成

災害対策本部の組織編成は、「美浜町災害対策本部条例」及び「美浜町災害対策本部規則」並びに本計画の定めるところによるものとする。（別添 組織表参照）

（資料編：美浜町災害対策本部条例）

（資料編：美浜町災害対策本部規則）

⑤ 指揮命令系統の確立

本部は、本部長が指揮にあたり、本部長に事故あるときは、副本部長（副町長）が指揮をとる。

⑥ 本部会議の開催

災害応急対策の基本方針の決定、その他本部会議の内容は概ね次の通りとする。

ア 報告事項

- (ア) 気象情報及び災害情報
- (イ) 配備体制について
- (ウ) 各部の被害・措置状況について
- (エ) その他

イ 協議事項

- (ア) 応急対策への指示
- (イ) 各部各班間の調整事項の指示
- (ウ) 広域応援・自衛隊等への災害派遣要請の要否
- (エ) その他

⑦ 編成及び事務分掌

災害対策本部は、本部調整班・総務部・住民対策部・上下水道部・産業建設部・消防水防部からなり、各部に部長、各班には班長を置く。

ア 各部

部長は、上司の命を受け当該部に属する事務を掌理し、所属の部員を指揮監督する。

イ 各班

班長は、上司の命を受け当該班に属する事務を掌理し、所属の班員を指揮監督する。

ウ 事務分掌

各部・各班の事務分掌は、別表に示すとおりであり、この表で分掌されていない災害応急対策の分担、あるいは、各部を超えた応援体制等が必要なときは、本部会議においてその体制を定めるものとする。

⑧ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害地における人命の救助、その他の災害応急対策を迅速に実施するために必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を設置する。

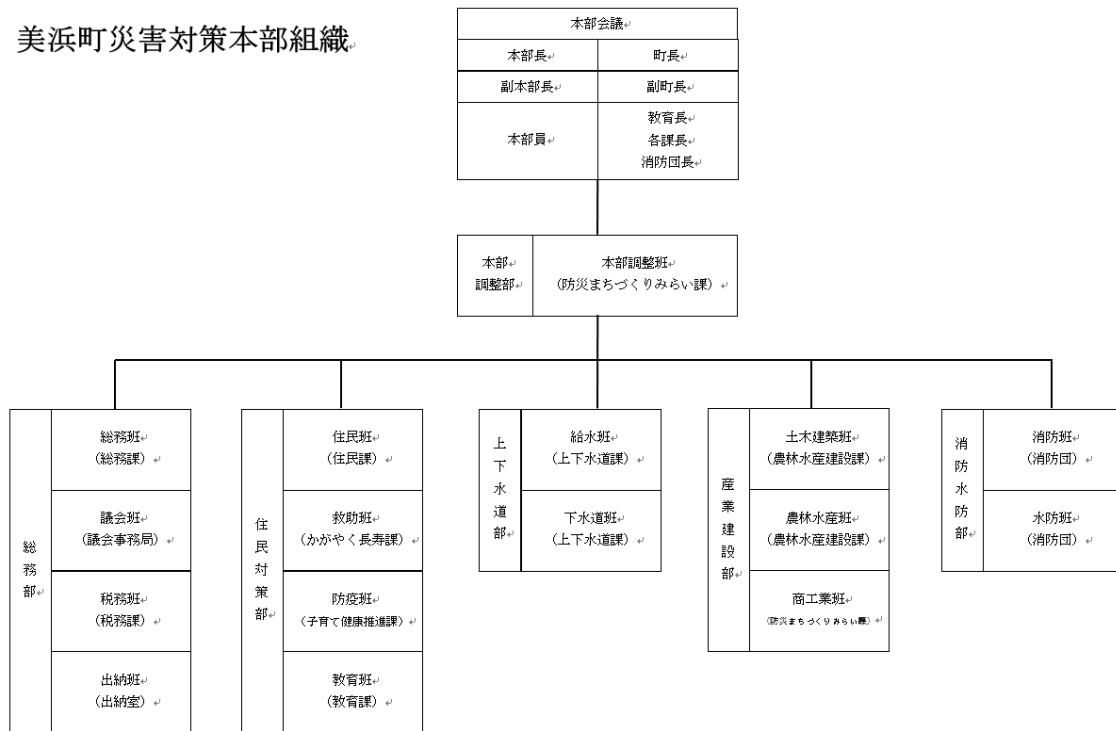
現地本部は、災害地の災害応急対策の実施に適した場所に設置するものとする。

⑨ 標識・職員証票

本部長、副本部長、本部員、その他本部職員は、腕章を着用する。また、災害時において非常活動に使用する本部の自動車には標旗をつける。

また、災害応急対策において、職員が災害対策基本法に基づき施設・家屋又は物資の所在する場所もしくは物資を保管する場所に立入り、検査等を行う場合における証票は、美浜町職員であることが分かる名札等を携行する。

美浜町災害対策本部組織



各部の責任者は、次の通りとする。

部	部長	副部長
本部調整部	防災まちづくりみらい課長	当該部長があらかじめ選任した者
総務部	総務課長	税務課長
住民対策部	住民課長	かがやく長寿課長
上下水道部	上下水道課長	当該部長があらかじめ選任した者
産業建設部	農林水産建設課長	当該部長があらかじめ選任した者
消防水防部	消防団長	消防副団長

(別表) 美浜町災害対策本部事務分掌

部	部長	班	班長	事務分掌
本部調整部	防災まちづくりみらい課長	本部調整班	防災まちづくりみらい課長	① 災害対策本部運営に関すること。 ② 上級機関への報告、連絡に関すること。 ③ 総合連絡調整に関すること。 ④ 命令決定事項の伝達に関すること。 ⑤ 本部長の秘書的業務に関すること。 ⑥ 防災会議に関すること。 ⑦ 本部会議との連絡調整に関すること。 ⑧ 無線に関すること。

				<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 気象予警報等の受信及び伝達に関する事。 ⑩ 災害応急対策用物品等の購入に関する事。 ⑪ 災害救助に必要な物資、資材の確保に関する事。 ⑫ 災害救助に必要な食料等の確保に関する事。 ⑬ 被害状況のとりまとめに関する事。 ⑭ 広報に関する事。 ⑮ 報道機関との連絡調整に関する事。 ⑯ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関する事 ⑰ 罹災証明の発行に関する事。 ⑱ その他必要な事。
総務部	総務課長	総務班	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の動員、派遣要請に関する事。 ② 財務に関する事。 ③ 電話の管理及び公用車の配車に関する事。 ④ 県、自衛隊等への派遣要請及び受け入れに関する事。 ⑤ 庁舎の管理等に関する事。 ⑥ 町有財産等の被害状況の取りまとめに関する事。 ⑦ 被災地への慰問に関する事 ⑧ 他班の事務に属さない事。 ⑨ 班が所管する町有財産等の被災状況に関する事。 ⑩ その他必要な事。
		議会班	議会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ① 議員との連絡及び会議に関する事。 ② 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関する事。 ③ その他必要な事。
		税務班	税務課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 家屋被害等情報の収集及び報告に関する事。 ② 町税の減免等に関する事。 ③ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関する事。 ④ その他必要な事。
		出納班	会計管理者	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害活動の出納に関する事。 ② 義援金の受理に関する事。 ③ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関する事。 ④ その他必要な事。

住民対策部	住民課長	住民班 住民課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 救助活動に必要な情報等の収集に関する事。 ② 避難所の設置及び運営に関する事。 ③ 環境衛生に関する事。 ④ 遺体の収容、埋葬に関する事。 ⑤ ごみの処理、し尿処理、廃棄物処理に関する事。 ⑥ 災害救助の全般的な計画・実施に関する事 ⑦ 災害援護資金等の融資に関する事。 ⑧ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関する事。 ⑨ その他必要な事。
		救助班 かがやく長寿課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難行動要支援者の被災状況調査及び必要な措置に関する事。 ② 災害救援物資及び義援物資の受領・配送・配分に関する事。 ③ ボランティア団体の支援の受入れ等に関する事。 ④ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関する事。 ⑤ その他必要な事。
		防疫班 子育て健康推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害防疫の総括に関する事。 ② 防疫活動に必要な情報等の収集に関する事。 ③ 医療救護及び助産に関する事。 ④ 保健所その他医療機関等との連絡調整に関する事。 ⑤ 感染症予防に関する事。 ⑥ 防疫用薬品の確保に関する事。 ⑦ 医薬品の整備及び補給に関する事。 ⑧ 毒劇物による事故防止に関する事。 ⑨ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関する事。 ⑩ その他必要な事。
		教育班 教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育関係の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関する事。 ② 臨時の授業その他学校運営に関する事。 ③ 園児・児童・生徒の保健管理に関する事。 ④ 職員の動員、派遣及び救援に関する事(学校職員を除く。)

				<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 学校給食及び炊き出し物資の管理に関する事。 ⑥ 教科書の調達に関する事。 ⑦ 社会教育施設及び社会体育施設の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関する事。 ⑧ PTA、婦人会等社会教育団体との連絡に関する事。 ⑨ その他必要な事。
産業建設部	農林水産建設課長	土木建築班	農林水産建設課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路、橋梁等の被害状況調査及び災害応急対策に関する事。 ② 河川・海岸・港湾の被害状況調査及び災害応急対策に関する事。 ③ 建物の被害状況調査及び災害応急対策に関する事。 ④ 応急仮設住宅等の建築に関する事。 ⑤ 災害復旧全般に関する事。 ⑥ その他必要な事。
		農林水産班	農林水産建設課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林水産関係施設等の被害状況調査、情報収集及び災害応急対策に関する事。 ② 各関係機関、団体との連絡調整に関する事。 ③ 船舶の確保に関する事。 ④ 保安林及び周辺の被害状況調査及び災害応急対策に関する事。 ⑤ 被災農家、漁家等の資金の融通に関する事。 ⑥ 災害に伴う農作物被害調査等に関する事。 ⑦ その他必要な事。
		商工業班	防災まちづくりみらい課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 経済関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関する事。 ② 各関係機関、団体との連絡調整に関する事。 ③ 観光施設等の被害調査に関する事。 ④ 被災中小企業者に対する融資に関する事。 ⑤ その他必要な事。
上下水道部	上下水道課長	給水班	上下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 上水道施設の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関する事。 ② 飲料水の供給に関する事。 ③ 上水道施設の復旧、資材の確保に関する事。 ④ その他必要な事。

		下水道班	上下水道課長	① 下水道施設の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 ② 下水道施設の復旧、資材の確保に関すること。 ③ その他必要なこと。
消防水防部	消防団長	消防班	消防団長	① 消防活動に必要な情報等の収集及び伝達に関すること。 ② 消防団員の出動に関すること。 ③ その他必要なこと。
		水防班	消防団長	(水防班の編成及び事務分掌は水防計画の定めるところによる。)

4 中規模災害対策体制（警戒対策本部）

① 設置基準

通常行っている災害警戒・配備体制（各課でそれぞれ対応）では対応出来かねる、かといって災害対策本部を設置する程ではないと判断される場合、いわゆる中規模災害での対応のため「警戒対策本部」として、以下定める。

具体的な設置判断基準は下表の通りとする。

※なお、災害対策本部の設置については、町長判断となっていることから、警戒対策本部の設置については、副町長判断とする。

警戒対策本部	<ul style="list-style-type: none"> a 副町長が必要と認めたとき b 県北部に暴風・大雨・洪水・高潮のいずれかの警報が発せられた若しくは発せられることが予想され、その対応が長時間にわたると予想される場合 c 町内全域に被害が予想される場合 d 大規模な火事・爆発・水難等が発生し、その対策を必要と副町長が認めたとき e その他災害の発生する恐れがあり、副町長が必要と認めたとき 	災害警戒本部により敷かれた動員職員（現実的には、全職員動員体制時）
--------	--	-----------------------------------

② 閉鎖基準

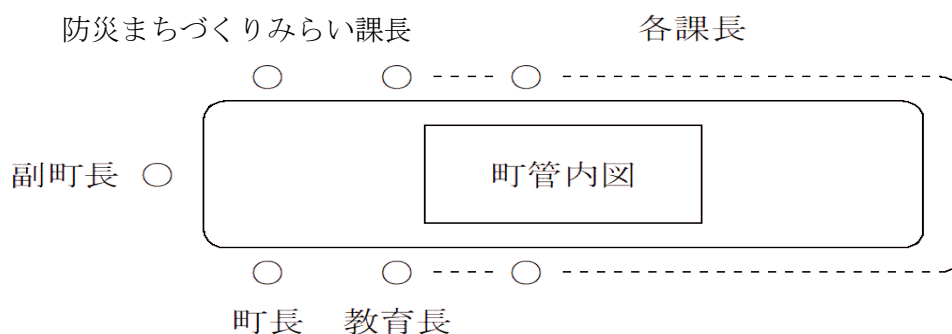
- ア 災害のおそれが解消したとき
- イ 災害警戒・配備体制へ移行出来ると判断したとき
- ウ その他警戒対策本部が必要なしと認めたとき

③ 警戒対策本部の設置場所

警戒対策本部は、町役場内（応接室）に設置する。

※町の図面を用意

警戒対策本部イメージ



④ 組織編成

警戒対策本部設置は、通常行っている災害警戒・配備体制からでは不十分と判断し、相互の連絡・連携強化という趣旨から設置するものである。

そのため、組織編成は、通常行っている災害警戒・配備体制（各課単位）の延長と考え、課長会議のメンバーとする。

なお、町長については、オブザーバーとして参加を願うこととする。

その他として、場合により以下のような体制を引くこともある。

○電話受付窓口を総務課に統一

・住民からの問い合わせについては、重要な災害規模の情報が含まれている可能性があることから、確実な情報収集あるいは確実な対応を行うため総務課で総括し、各課へ回すことを原則とする体制を取る。

○マスコミ対応窓口の統一

・マスコミに対し、まちまちな発表を避けるため、事実的な事項に関しては防災まちづくりみらい課長が、事故等が発生し町の見解等が求められた場合は副町長が対応する。

⑤ 指揮命令系統の確立

警戒対策本部は、副町長が指揮にあたり、副町長に事故あるときは、防災まちづくりみらい課長が指揮をとる。

⑥ 警戒対策本部会議の開催

ア 定期的（一定時間間隔、2時間毎等）に開催することとする。

イ 会議で議論すべき事柄の観点

(ア) 気象情報

※台風の大きさ、長期化等についてが想定される。

- (イ) 被害等の現状について
- (ウ) 各課での対応状況の報告

ウ 今町民のために何をすべきかの観点から

- (ア) 各課からのアイデア
- (イ) 実行計画

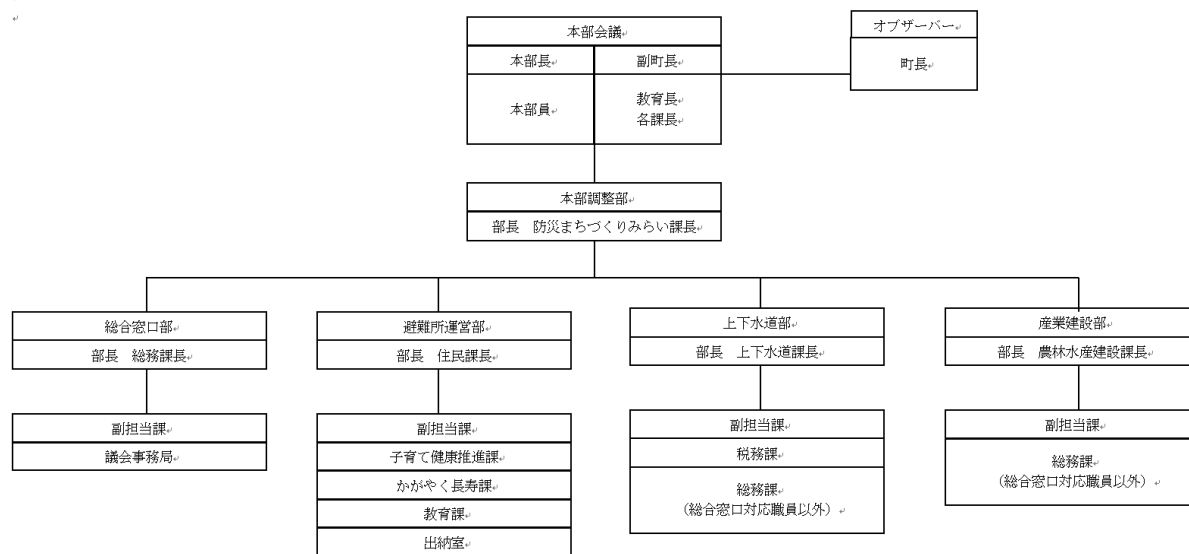
※食料・水の配布、高齢者の安否確認等、発電機の確保が想定される

エ 繁忙課への人員の応援

- (ア) 各課の人員体制の現状
- (イ) 繁忙課からの応援の要請
- (ウ) 応援人員の決定

※体制が長時間となった場合の交代要員（避難所、上下水道、通行止め等）が想定される。

警戒対策本部組織図



※副町長が不在の場合は、防災まちづくりみらい課が本部長兼本部調整部長となる。

災害警戒本部から警戒対策本部に切り替わる際、総務課は総合窓口部となるため、上下水道部及び産業建設部への人員応援は全庁的に行うもの。

第2節 動員計画

(全課)

1 計画方針

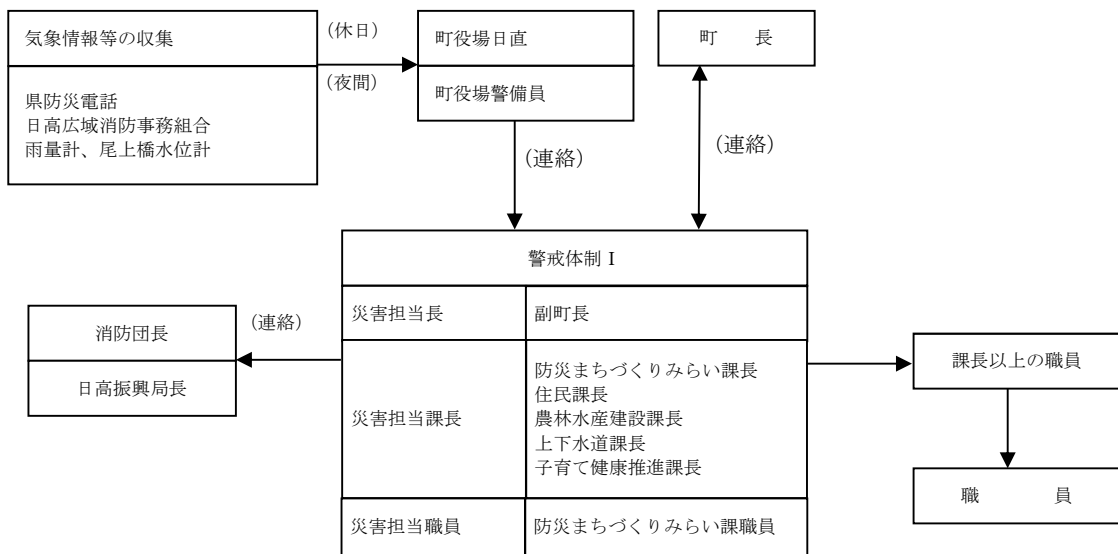
災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員の動員について定める。

2 計画内容

① 動員の系統

本部における職員の動員は、本部長の決定に基づき次の系統で伝達し動員する。

[配備についての伝達系統]



警戒体制 I	上記の通り
警戒体制 II	I + 主幹・課長以上 + 教育長
1号配備体制	I + 主査・課長補佐以上
2号配備体制	I + 係長以上

② 動員の伝達

ア 勤務時間内

勤務時間内における配備指令は、警戒体制 I の災害担当者が協議のうえ、各課室長に連絡するとともに、庁内放送する。

イ 勤務時間外における配備指令

(ア) 日直又は警備員は、気象予警報、防災関係機関や住民等からの通報があったときは、直ちに災害担当長ならびに防災まちづくりみらい課長に連絡する。

(イ) 災害担当長は、上記(ア)の情報を確認し、配備体制について警戒体制 I の災害担当者と協議の上、配備体制を発令するとともに町長に報告する。

- (ウ) 各課室長は、配備指令に基づき職員を直ちに非常招集する。
- (エ) 招集方法は、次の手段による。
 - ・ 電話・携帯電話
 - ・ 防災行政無線放送
 - ・ その他必要によって口頭伝達等

3 所属職員の掌握

各課室長は所属職員の掌握を行い、災害担当長に報告する。

第2章 情報計画

第1節 気象警報等の収集・伝達計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、気象予警報その他の災害に関する情報等を各防災関係機関との連携のもと、迅速かつ正確に収集してその周知を図り、的確な災害対策を実施する。

なお、和歌山地方気象台、近畿地方整備局及び町は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

2 気象警報等の種類及び発表基準

① 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。大雨の特別警報や警報には、〇〇警報（土砂災害）、〇〇警報（浸水害）、〇〇警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨特別警報は、災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされることを示す警戒レベル3に相当。

高潮警報は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。気象警報・注意報等の発表区域は資料編Ⅷ-2を、発表基準は資料編Ⅷ-3をそれぞれ参照。

指定河川（日高川）の洪水予報

■ 日高川洪水予報

実施区域	河川名	区域
	日高川	左岸 和歌山県日高郡日高川町初湯川 1906 番地先から海まで

		右岸 和歌山県日高郡日高川町初湯川 1869 番地先 から海まで
業務担当	和歌山県（日高振興局建設部）と 気象庁（和歌山地方气象台）が共同で行う。	
種類	課題	発 表 基 準
洪水 注意報	日高川 氾濫注意情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所の いずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見 込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の 状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇 が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ 等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確 認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水 警報	日高川 氾濫警戒情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所の いずれかの水位が、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、 避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危 険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位 を下回った場合除く）、避難判断水位を超える状況が継続してい るとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表 される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場 所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	日高川 氾濫危険情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所の いずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水 位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に 対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考 とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に 相当。
	日高川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続している ときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要と なる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っ ているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警 戒レベル5に相当。

■ 対象量水標

河川名	区域	対象量水標
日高川	幹 川	川原河
		高津尾
		川辺

② 全般気象情報、近畿地方気象情報、和歌山県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

③ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる二次細分区域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、和歌山県と和歌山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、土砂災害警戒避難基準は資料編によるが、次の事象が発生した場合は、暫定基準を適用する場合がある。

- ・震度5強以上の地震を観測した場合。
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される事象が発生した場合。

④ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

⑤ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、和歌山県北部または南部を対象に発表する。なお、

実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を和歌山県北部または南部を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

⑥ 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに和歌山地方気象台が和歌山県知事に対して通報し、和歌山県（災害対策課）を通じて町に伝達される。

＜火災気象通報を行う場合の基準＞

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準に該当すると予想された場合。

ただし、降雨、降雪が予想される場合は通報しない。

⑦ 火災警報

日高広域消防事務組合の構成町においては、火災警報の発令は日高広域消防事務組合管理者（日高町長）が行う。

日高広域消防事務組合は町長に警報発令の連絡を行うとともに、地域防災行政無線を介して住民に広報する。

火災警報の発令は、県から火災気象通報が伝達され、かつ消防長が特に必要であると認める場合である。

⑧ 予警報等の周知

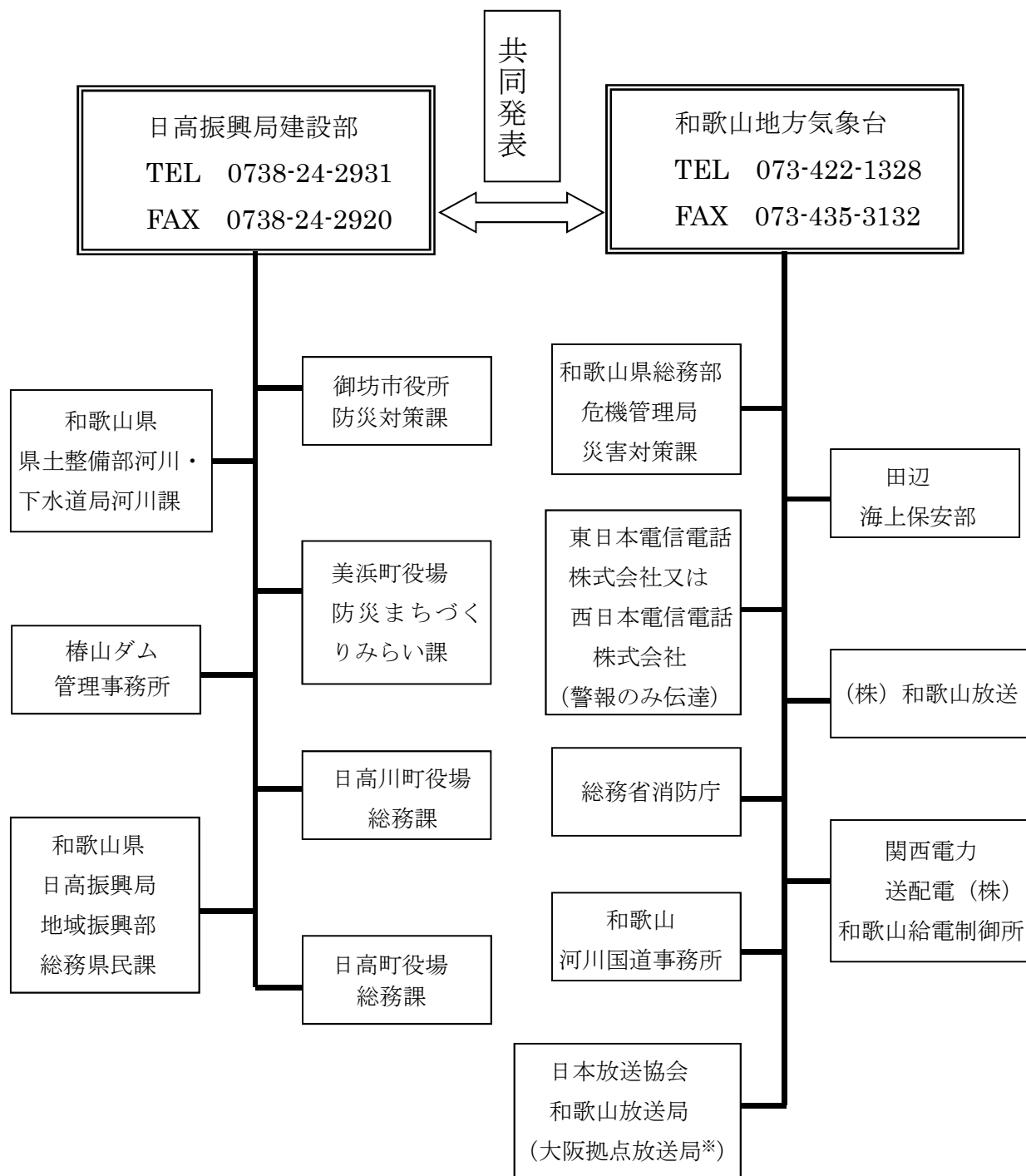
本部長は県の機関等から予警報等を受領した場合は、速やかにその内容を住民、町内の官公署、学校、団体等に必要な事項を以下の方法等により周知徹底させる。

ア 防災行政無線

イ 広報車

ウ サイレン、警鐘等

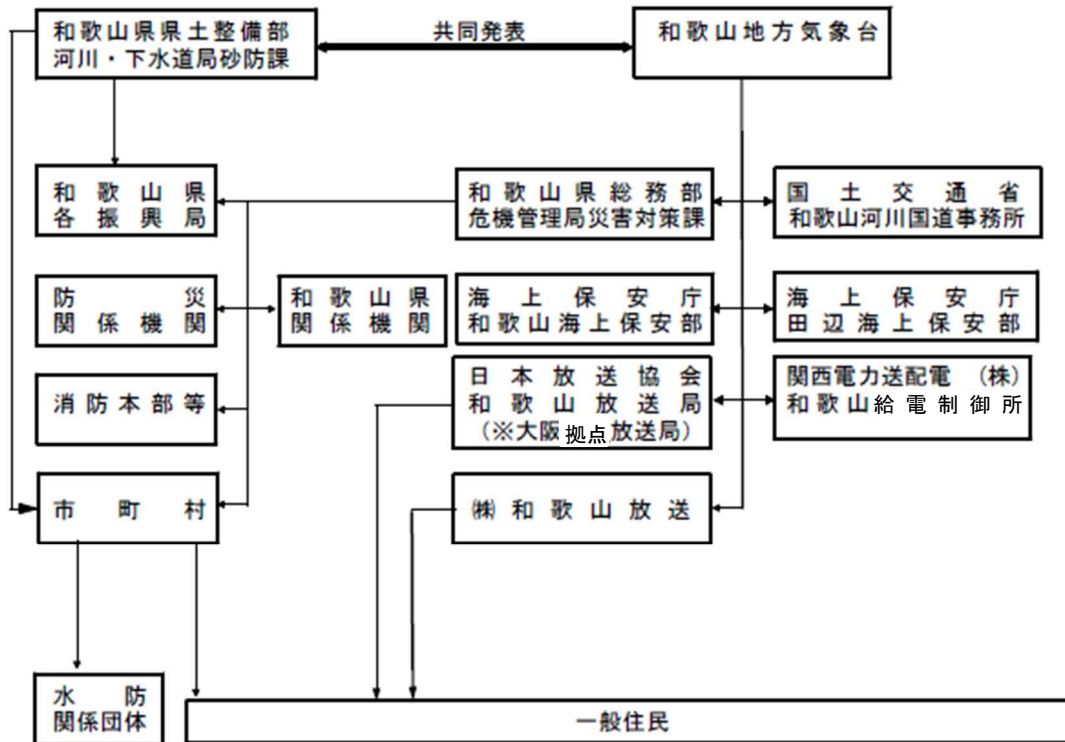
日高川洪水予報伝達系統図



令和4年4月1日

※ 夜間等の代行により日本放送協会大阪拠点放送局へ伝達する場合があります

土砂災害警戒情報伝達経路



※印は、夜間等の代行により日本放送協会大阪拠点放送局へ伝達する場合があります。

令和3年6月8日現在

第2節 被害情報等の収集計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

災害時における被害情報の収集は、災害応急対策の基礎となるものであり、関係機関と連携をとり迅速かつ確実に被害情報を収集する体制を整備する。

2 被害情報の収集

被害が発生したとき、町は、直ちに被害情報の収集活動を開始し、必要に応じて日高広域消防事務組合・御坊警察署その他関係機関と密接な連絡をとりながら、災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

(収集すべき情報)

① 災害発生時

- ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- イ 住宅被害の状況
- ウ 二次災害の発生状況・危険性

- エ 避難の必要性の有無及び避難の状況
- オ 住民の動向
- カ 観光客等の状況
- キ 道路交通の状況
- ク 役場等所管施設の破損状況
- ケ その他災害の発生・拡大防止上必要な事項

② 被害情報

- ア 被害状況
- イ 避難所の設置状況
- ウ 傷病者及び避難行動要支援者の収容状況
- エ 応急給水の状況等

3 被害情報のとりまとめ

① 情報の総括・報告責任者

情報の総括・報告責任者は、本部調整班長とする。

② 県への応援要請

被害が甚大なため町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術が必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

③ 各班から本部長への報告

各班は災害が発生してから被害に関する応急対策が完了するまでの間、被害状況及び災害応急対策の活動状況を本部調整班長を通じて本部長に報告する。

④ 県の災害時緊急支援要員との連携

県から災害応急対策支援及び被災地における情報収集等のため、本部に災害時緊急支援要員が配置された場合、災害時緊急支援要員の情報収集に協力する。

4 被害情報の県への報告

本部調整班長は、収集した被害情報及び応急活動の実施状況について災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定に基づき、県総合防災情報システムにより県へ報告する。

① 災害報告の種類

ア 災害即報

(様式編：災害概況即報 第 4 号様式(その 1))

(様式編：被害状況即報 第 4 号様式(その 2))

イ 被害状況報告

(様式編：被害状況報告)

ウ 確定報告 (〃)

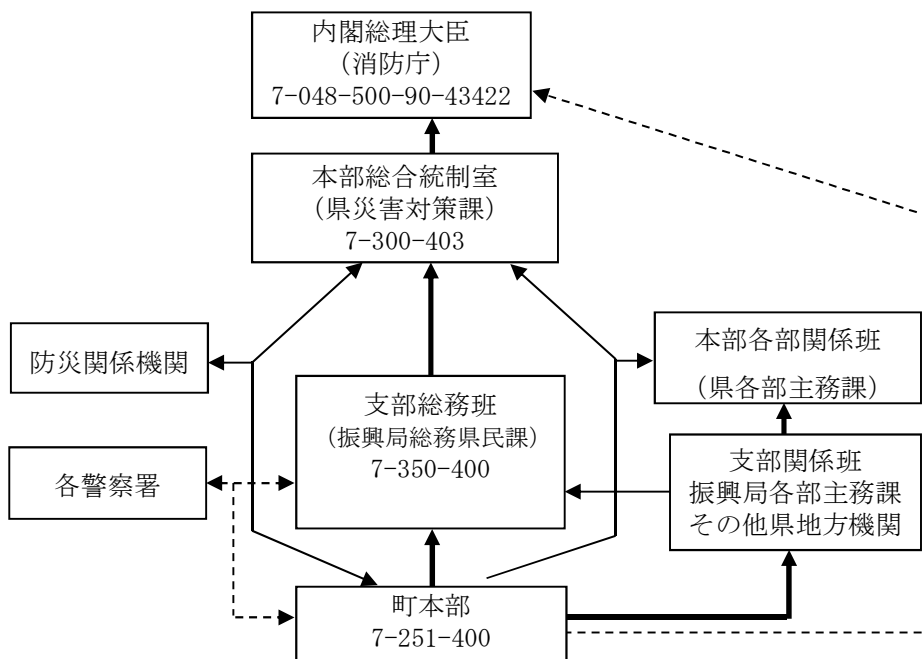
エ 土砂災害に関する被害報告

(様式編：土砂災害緊急 FAX 送付状)

② 災害即報及び被害状況報告要領

ア 災害即報

<災害速報系統図>



(ア) 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告する。

(イ) 災害即報は、次の系統によって迅速に行う。ただし、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行う。

(消防庁連絡先)

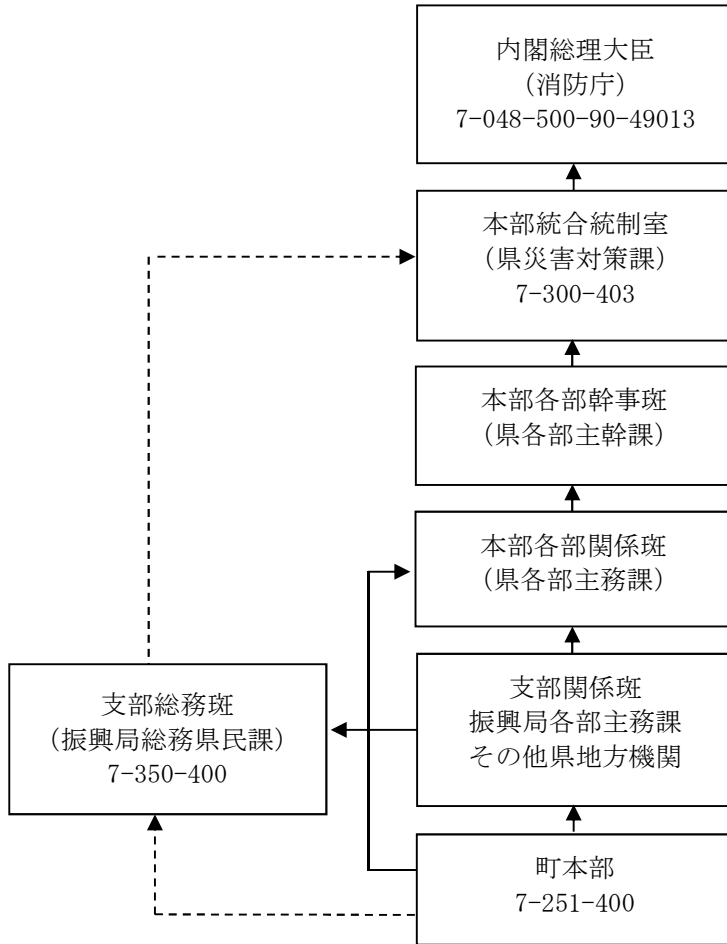
通常時	N T T回線	03-5253-7527
	F A X	03-5253-7537
	県防災電話	7-048-500-90-49013
	F A X	7-048-500-49033
夜間・休日時	N T T回線	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7553
	県防災電話	7-048-500-90-49101
	F A X	7-048-500-49036

- (ウ) 119 番殺到状況については、県のほか、直接国へも報告する。
- (エ) 報告すべき災害の発生を知ったときは、30 分以内に第一報を報告し、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告する。
- (オ) 報告にあたっては、加入電話、無線電話、ファクシミリ等によって即報し、即報が 2 報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告時期を明らかにする。
- (カ) 災害即報事項は、御坊警察署（駐在所）をはじめ、関係機関と十分連絡を保ったうえで行う。

イ 被害状況報告

- (ア) 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査による報告を要するが、状況に応じ概況、中間、確定報告と段階的に行う。
- (イ) 被害状況報告は、次の系統によって行う。

<被害状況報告系統図>



(ウ) 被害種別系統

美浜町 災害対策本部	被害区分	報告先	本庁主務
	人的被害・ 住宅等一般	振興局健康福祉部	福祉保健総務課
	土木関係	振興局建設部等	県土整備部各課
	農業関係	振興局農業 水産振興課	農林水産部各課
	耕地関係	振興局農地課	農業農村整備課
	林業関係	振興局林務課	林業振興課 森林整備課
	水産関係	振興局農業 水産振興課	水産振興課
	漁港関係	振興局建設部等	港湾漁港整備課
	公共施設関係	振興局地域振興部 振興局健康福祉部	各部関係各課
	商工業関係	振興局企画産業課	商工観光労働部各課
	観光関係	振興局企画産業課	観光振興課
	自然公園関係	振興局健康福祉部	環境生活総務課
	衛生関係	振興局健康福祉部	環境生活部 福祉保健部 関係各課
その他	振興局総務県民課	関係各課 災害対策課	
災害に対してとら れた措置の概要	同上	同上	

(エ) 被害確定報告は、災害応急対策を終了後 20 日以内に知事あて報告する。

第3節 災害広報計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、被害の拡大を防止し、また住民の混乱が生じないように適切に災害の広報を実施する。

2 実施機関

災害時における広報は、内容の一元化を図り住民に混乱が生じないようにすることが必要である。そのため、町内で広報を必要とする事項は、原則として本部調整班を通じて広報を行い、広報責任者は本部調整班長とする。

3 広報の内容

災害時には、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階等の各段階に応じて、住民に的確な情報を提供する。

- ア 災害時における住民の心構え
- イ 災害に係る気象情報及び雨量・水位・災害危険箇所等に関する状況
- ウ 被害状況（一般的な被害状況以外に、安否情報も含む。）
- エ 災害応急対策の実施状況
- オ 避難の指示及び避難先の指示等
- カ 電気、電話、水道等の供給状況、復旧の見通し
- キ 災害復旧の見通し
- ク 交通規制及び交通機関の運行状況
- ケ その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ごみの収集等生活関連情報）
- コ 災害の補償や融資に関すること

4 広報の方法

① 住民に対する広報

災害時の広報は簡潔で分かりやすい内容とし、特に避難行動要支援者に配慮して実施する。

- ア 美浜町防災行政無線同報系無線による広報
- イ 災害危険箇所等については防災行政無線によるほか、消防団長、自治会長に対して電話もしくは口頭で伝達に努める。
- ウ 各種広報車両やハンドマイクによる広報
- エ チラシ、ポスター等印刷物による広報
- オ 報道機関の協力による広報

カ 自治会・自主防災組織等住民団体の協力による広報

② 報道機関に対する報道要請

報道機関に対する報道要請は、日高振興局を經由して知事あてに次の事項を明らかにして原則として文書にて行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

また、県と通信途絶等特別の事情がある場合は直接報道機関（放送局等）に対して要請する。

ア 放送要請の理由

イ 放送事項

ウ 希望する放送日時

5 公聴活動

被災者の抱える生活上の不安、悩みなどの相談に応じるため、次のような公聴活動に努める。

① 相談窓口の設置

ア 被災地、避難所等に相談所を設ける。

イ 広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

第4節 災害通信計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

気象予報の収集・伝達、災害情報の収集並びに応急対策の指示・伝達、災害時における防災関係機関との通信連絡を迅速かつ的確に実施する。

2 防災関係機関の通信窓口

(資料編：防災関係機関連絡窓口)

3 災害時優先電話の指定

災害時に被害情報等の通信に使用する災害時優先電話を事前に登録し、重要通信の確保を図る。

災害時においては、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限するとともに、災害時優先電話に連絡責任者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

4 有線通信が途絶した場合の措置

有線通信施設の被災等により、規定の通信連絡が困難な場合は、以下のとおり無線設備又は使者（伝令）等により通信連絡を確保する。

① 県との連絡

県との間は県総合防災情報システムの衛星回線及び相互通信波を利用して連絡する。

② 庁内各班との連絡

災害現場等に出動している各班との連絡は、町防災行政無線又は携帯電話及び衛星電話により行う。また、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣する。

③ 非常無線通信

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平素は許可を受けた目的にのみ使用できるが、電波法 52 条の規定により、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、N T Tその他の有線通信が事実上利用できないときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信（非常通信）や各種予警報の伝達等の緊急を要する通信を取り扱うことができる。

また、電波法第 74 条に基づき、総務大臣は、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な通信を行わせることができる。

必要に応じて、町内のアマチュア無線局や他機関の無線局に協力を依頼する。

第3章 消防計画

第1節 消防計画

(消防団)

1 計画方針

消防は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに水災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを目的とする。

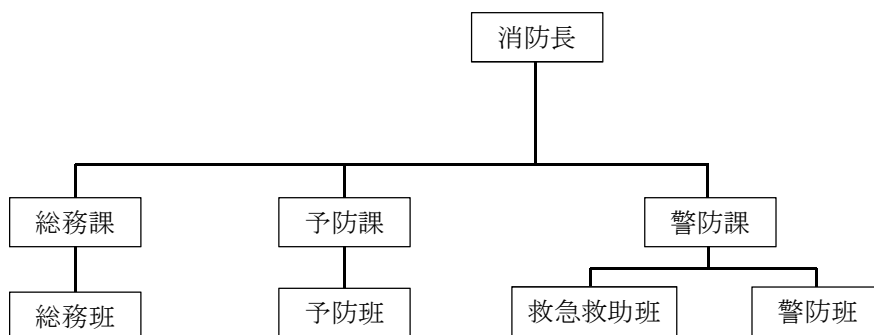
この目的に沿い、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう関係機関との協力体制の確立を図る。

また、「消防団の活動・安全管理マニュアル」による消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の充実強化に努めるものとする。

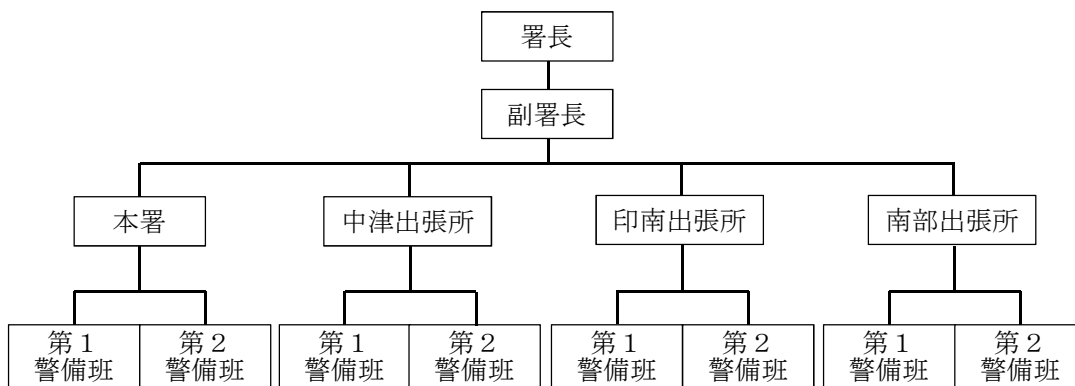
2 組織

① 日高広域消防事務組合

消防本部組織図（令和4年3月1日現在）



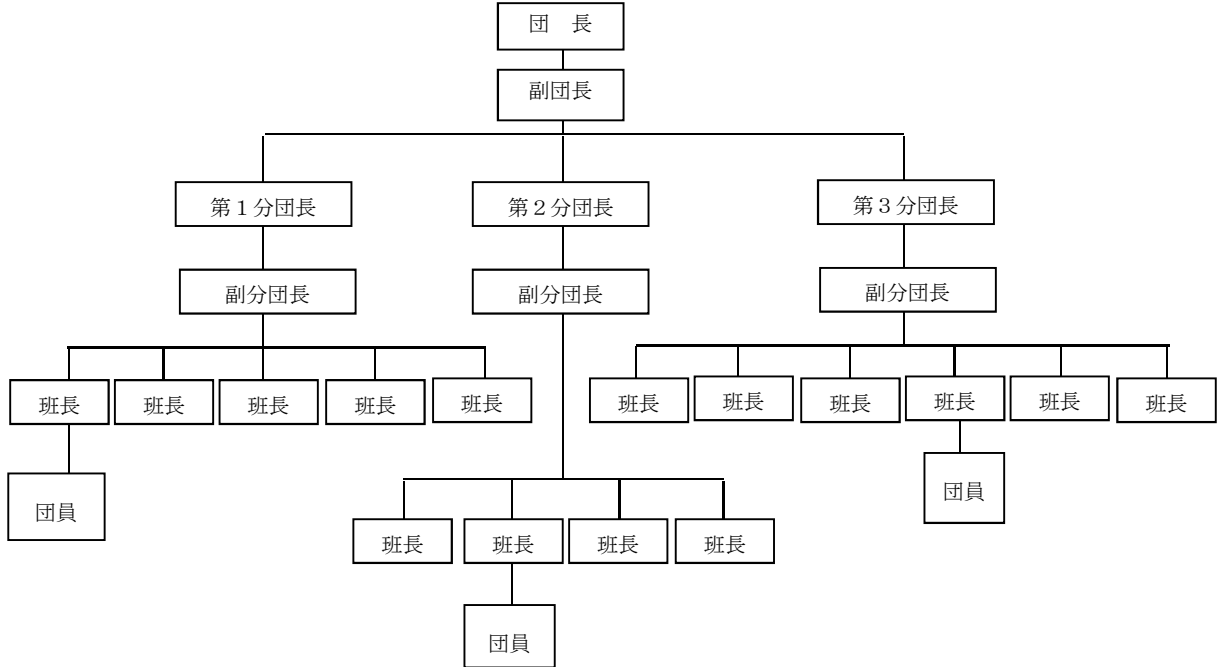
消防署組織図（令和4年3月1日現在）



*本町の管轄は本署である。

② 消防団

美浜町消防団組織図（令和4年3月1日現在）

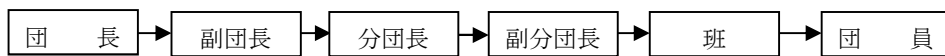


ア 人員構成

	第1分団 (松原地区)	第2分団 (和田地区)	第3分団 (三尾地区)	女性消防団	計
団 長		1			1
副 団 長		1			1
分 団 長	1	1	1		3
副分団長	1	1	1		3
班 長	5	4	6		15
団 員	37	21	16	2	76
計	44	29	24	2	99

(令和5年3月1日現在)

イ 連絡系統



3 情報の収集及び報告

町は日高広域消防事務組合と連携をとり、災害情報の収集にあたりとともに、各分団は、管轄区域内の収集した情報を本部調整班に連絡する。

4 火災警防計画

① 消防部隊の招集

町内の消防団員の招集は日高広域消防事務組合が地域防災行政無線を介して行うものとする。ただし、町内に被害が発生した場合は、団員が自主的に参集する。

② 火災等出動計画

ア 消防団の出動は、伝達系統に基づき団長の指示により行うものとする。

イ 日高広域消防事務組合の出動

日高広域消防事務組合の出動計画は、日高広域消防事務組合消防部隊等運用規程（平成元年 3 月 日高広域消防事務組合（本）訓令第 2 号）による。

5 林野火災応急対策計画

林野における火災は、地理的条件が悪く消防水利はほとんど利用不能の場合が多く、消火活動は極めて困難であるため、打消、迎火等の手段のほか、防火帯の設定、空中消火の効果的な実施を図る。

① 現場指揮本部の設置

現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協議し防御にあたりとともに、延焼拡大のおそれがあるとき又は本町及び日高広域消防事務組合のみでは対処できないと判断したときは時期を逃さず隣接市町、県へ応援を要請する。

② 空中消火体制の準備

消防機関等の地上部隊による消火が困難と判断したときは、できるだけ早い段階に県へ通報を行うとともに、空中消火体制の準備を行う。

③ 県への報告

空中消火を要請又は実施した林野火災の場合、県は、「火災・災害等即報要領」に基づき被害状況等の情報収集を行う。

このため町は、火災発生後ただちに電話・FAX 等によって報告及び適切な情報の伝達を行う。

和歌山県防災航空センター TEL : 0739-45-8211
FAX : 0739-45-8213
県防災電話 : (7) -364-451, 400
県防災 FAX : (7) -364-499

(資料編 : 和歌山県防災ヘリコプター応援協定)

第2節 消防相互応援計画

(消防団)

消防活動に関する市町村間の相互応援は、県内市町村及び消防組合において平成8年3月1日付けで締結されている和歌山県下消防広域相互応援協定等及び和歌山県下消防広域応援基本計画に基づき、県下において大規模又は特殊な災害が発生した場合、消防の相互応援に努めるものとする。

消防相互応援協定等締結状況

応援協定の名称	応援協定の内容	協定団体	協定年月日
消防組織法第39条に基づく相互応援協定	水火災	御坊市、美浜町、日高川町、日高町、印南町、由良町	S43.7.24
日高広域消防事務組合、湯浅広川消防組合消防相互応援協定	火災、救急救助、必要資機材の援助	日高広域消防事務組合 湯浅広川消防組合	S63.1.14
御坊市、日高広域消防事務組合消防相互応援協定	火災、救急救助、その他災害、必要資機材の援助	御坊市、日高広域消防事務組合	H6.8.29
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	各種災害、救急搬送等	和歌山県、県内全市町村、県内全消防組合	H8.2.22
和歌山県下消防広域相互応援協定	各種災害	県内全市町村、県内全消防組合	H8.3.1
和歌山県内における自動車電話・携帯電話からの119番通報接続に関する協定	自動車電話・携帯電話からの119番通報接続	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、下津町、高野町、花園村、白浜町、中辺路町、大塔村、串本町、那智勝浦町、太地町、熊野川町、本宮町、北山村、大辺路消防組合、古座川消防組合、那智郡消防組合、野上美里消防組合、有田消防組合、伊都消防組合、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合	H10.9.1
湯浅御坊道路・阪和自動車道(御坊～みなべ)消防相互応援協定	高速自動車道における火災、救急救助	御坊市、日高広域消防事務組合、湯浅広川消防組合、有田川町	H15.11.12

第4章 水防計画

(防災まちづくりみらい課、(農林水産建設課、消防団))

1 計画方針

この計画は、町内における河川、ため池の洪水による河川堤防の損壊による水災を警戒し、又は防御し、これによる被害の軽減を図ることを目的に必要な事項を定める。

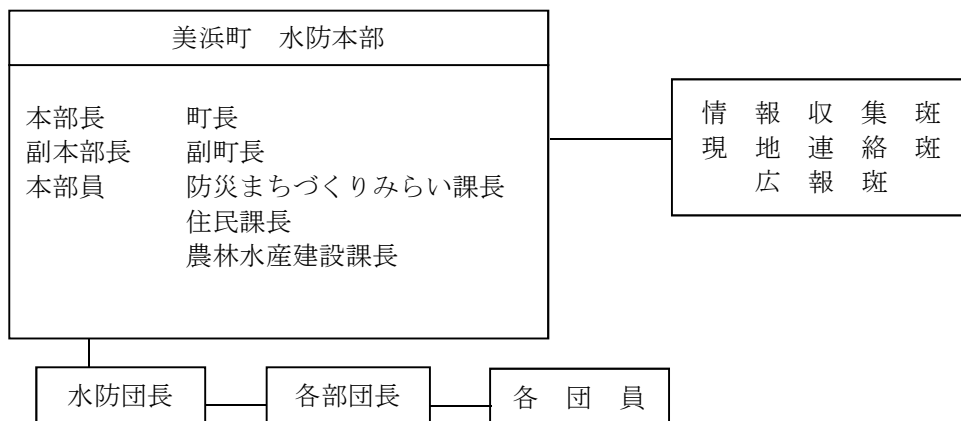
2 計画内容

① 水防責任

本町における水防責任は町にあり、町内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

② 風水害時の水防体制

町内における水防業務を処置するため下図の水防組織を編成する。



集中豪雨、台風等による水害に対処する必要があるときは、美浜町水防本部を町役場内に設置する。

なお、本町に災害対策本部が設置されたとき、この水防本部は、災害対策本部の組織の中で活動する。

また水防本部の設置、配備体制、動員方法等は別途定めている美浜町水防計画書によるものとし、町消防団員が水防団員を兼ねる。

水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られる様に留意するものとする。

また、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

なお、水門、樋門、こう門等の操作に係る余裕時間が無いと判断されるものについては、和歌山県沿岸に大津波警報または津波警報が発表された場合には、当該操作担当者は水門等の操作をせずに速やかに避難することを原則とする。

③ 情報の収集及び警戒体制の確立

ア 雨量・水位の観測

(ア) 雨量の観測

気象状況を把握するため日高振興局及び役場内の観測所から情報を入手する。

観測所 美浜町役場農林水産建設課

(責任者：農林水産建設課長)

(イ) 水位の観測

気象状況等により出水のおそれがあると察知したときは、次の場所で水位観測を行う。

量水標位置 大字吉原尾上橋下流左岸 20m の地点

氾濫注意水位 2.50m

水防団待機水位 2.00m

なお、西川の水位観測は県職員が観測員となっており、観測状況が町に通報される。

気象状況を把握するため日高振興局及び役場内の観測所から情報を入手する。

イ 危険箇所の監視

次の場合は、水防団に通報して危険箇所等の現状を監視させる。

(ア) 総雨量が 80 mm に達し、時間雨量が 20 mm を超えた場合

(イ) 台風等が接近し、または梅雨前線が停滞してかなりの降雨が予想される場合

(ウ) 観測水位が氾濫注意水位を超えた場合

ウ 決壊等の通報

堤防もしくはため池が決壊し、又はおそれのある事態が発生した場合には、町は水防法第 25 条の規定により、直ちにその旨を所轄の日高振興局長、氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報する。

④ 水防資機材の整備

ア 水防資機材の整備

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類、数量を備え、定期的に点検し、老朽・破損等により不足を生じたときは直ちに補充する。又、長期間の保管に適さない資材については民間取扱業者等と契約するなどの方法を講じる。

イ 資機材の備蓄状況

水防倉庫の所在地：美浜町大字和田 1138 番地の 278

水防倉庫 2 階に水防資機材が備蓄されており、今後とも種類、数量等の充実を図る。

なお、町（水防管理団体）は、自己資材が不足したとき、又は緊急に必要なときは、県の資機材を使用することができる。

ウ 輸送の確保

町（水防管理団体）は、非常の際の水防要員・水防資材の輸送・県水防本部・各振興局・その他関係行政機関・隣接水防管理団体相互の連絡経路を確保するため、あらゆる

事態を想定し、具体策の立案に努める（資料編：資機材等備蓄状況一覧）

- ⑤ 河川の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある避難行動要支援者施設への情報伝達について

水防法第14条第1項に規定する浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域にある地下街、または高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を必要とする施設で洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、電話、FAX等を用いて高齢者等避難、または避難指示に関する情報を伝達する。

（資料編：防災上の配慮を要する者が利用する施設）

第5章 在港船舶対策計画

(農林水産建設課)

1 計画方針

台風、高潮等に際し、港内の船舶の災害対策を定める。

2 計画内容

① 在港船舶に対する措置

ア 台風襲来時における船舶の災害を防ぐため、和歌山県、田辺海上保安部、紀南地区海上安全対策協議会、地元海運組合等と連絡を密にし、適切な協力により、事故防止の徹底を図る。

イ 津波により在港船舶に被害が生じるおそれがある場合、海上保安部から出される避難勧告又は注意喚起について、関係機関と連携して船舶関係者への周知に努める。

ウ 在港船舶に対する措置

田辺海上保安部は、在港船舶に対し以下の措置を指示する。

- ・ 錨地（びょうち）の指定
- ・ 係留（けいりゅう）施設使用の制限又は禁止
- ・ 移動命令
- ・ 入港の制限又は禁止
- ・ 修繕中又は係船中の船舶に対し、必要な船員の乗船命令
- ・ 木材係留に関し、船舶交通の支障とならないよう流失防止、沈木の処理等の条件を付し、かつ、港内巡視を強化し、適切な海上貯木を図る。

② 港内における障害物の措置

日高港を管理する和歌山県並びに田辺海上保安部に連絡し、障害物の除去、航行警報等の措置を期する。

第6章 罹災者救助保護計画

第1節 災害救助法の適用計画

(住民課)

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～4号の規定によるが、町における具体的適用基準は次のとおりである。

- ① 町の区域内の住家滅失世帯数が40世帯以上に達するとき。(第1条第1項第1号)
- ② 和歌山県の区域内の住家滅失世帯数が1,000世帯以上であって、本町の区域の住家滅失世帯数が20世帯以上に達するとき。(第1条第1項第2号)
- ③ 和歌山県の区域内の住家の滅失世帯数が5,000世帯以上であって、本町の区域内の被害世帯数が多数であること。(第1条第1項第3号)
- ④ ①・②・③の基準には該当しないが、次の各号の一つに該当し、知事による救助が必要な場合(第1条第1項第4号)
 - ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔絶又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難で、被災者の救助に特殊な補給方法を必要とする場合
 - イ 有毒ガスの発生、放射性物資の放出等のため、特殊な技術を必要とする場合
 - ウ 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合
 - エ その他多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

2 滅失世帯の算定基準

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、次のとおり算定する。(第1条第2項)

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- イ 住家が半壊、半焼したものにあっては、2世帯をもって1とみなす。
- ウ 住家が床上浸水又は土砂の堆積などにより、一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては、3世帯をもって1とみなす。

3 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は災害救助法の定めるところによる。

救助法による救助の種類

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 被災者の救出

- キ 住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去

(資料編：災害救助法による救助の種類)

第2節 被災者生活再建支援法の適用計画

(住民課)

被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金(国が2分の1を補助)を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1 対象となる災害

- ア 災害救助法が適用される程度の災害(災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する災害)
- イ 町内における住家全壊の世帯数が10以上である災害
- ウ 県内における住家全壊の世帯数が100以上である災害
- エ 県内の他の市町村でアまたはイに規定する被害が発生し、町内の全壊世帯数が5以上である災害
- オ ア若しくはイの市町村が発生した都道府県又はウの都道府県が2以上あり、町内の全壊世帯数が2以上である災害

2 被害の認定

被害の認定は、「災害の被害認定基準」に基づき、町が適正かつ迅速に行う。また、調査体制の整備について県からのサポートを受けるとともに、大規模災害時には認定業務に係る次のことを県に対し要請するものとする。

- ア 住家被害認定業務全体を支援し県との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー(県職員)」の派遣要請を行う。
- イ 県は、市町村や建築関係3団体等と調整し、事前登録された住家被害認定士の派遣要請を行う。

3 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住居に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

4 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。（中規模半壊は、加算支援金のみ）

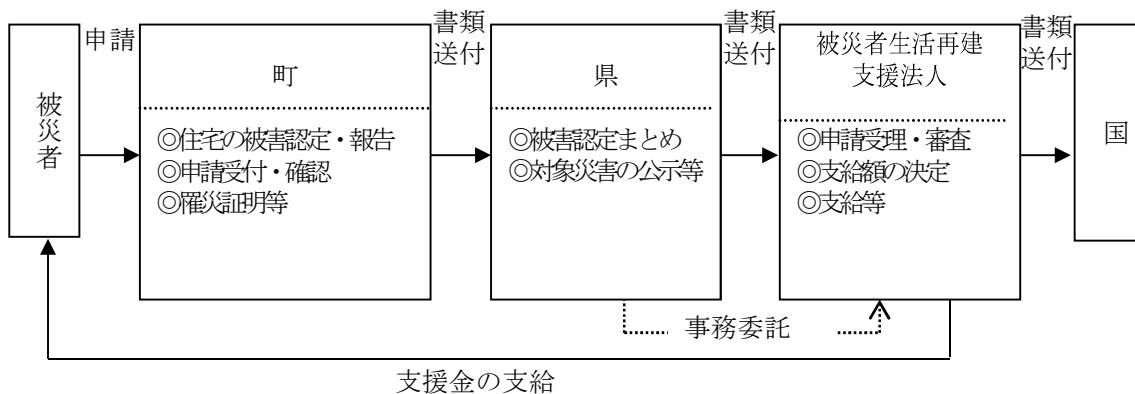
	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）まで（単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）。

5 支援金の支給

支援金の支給は、被災世帯の世帯主の申請に基づき実施する。町は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行い、県に送付する。なお、申請には、住民票（被災時の世帯全員及び続柄等）が必要となる。また、解体として申請する場合には、解体証明書等が必要となる。



6 被災者生活再建支援法の事務体制における町の役割

・制度の周知（広報）

- ◎ 住宅の被害認定
- ◎ 罹災証明書等必要書類の発行
- ◎ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
- ◎ 支給申請書の受付・確認等
- ◎ 支給申請書等のとりまとめ及び県への送付
- 支援金の返還に係る請求書の交付
- 加算金の納付に係る請求書の交付
- 延滞金の納付に係る請求書の交付
- 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金

・その他上記に係る付帯事務

※「◎」は、各団体で行う事務、「○」は、委託を受けて行う事務、「・」は、必要な事務をそれぞれ示す。

第3節 避難計画

（防災まちづくりみらい課）

1 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内の住民に対して避難を指示し、安全な場所に避難させるための対策について定める。

また、風水害から避難行動要支援者の安全を守るため、早期避難を促す「高齢者等避難」を発令する。

2 避難の指示

① 実施者

避難のための立ち退きの指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は次の者が行う。

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 基 準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	町長(基本法第56条第2項)	避難行動要支援者等に対する避難	避難行動要支援者が避難を開始しなければならない段階で、人的被害が発生する可能性が高まったとき
避難指示 (警戒レベル4)	知事及びその命を受けた職員(水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条第6項)	立退きの指示 緊急安全確保措置の指示	洪水・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者(町長) (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長 (災害対策基本法第60条第1項)	立退き及び 立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	通常の避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき 災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条第1項、警察官職務執行法第4条)	立退きの指示 緊急安全確保措置の指示	町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難について 必要な措置 緊急安全確保措置の指示	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難又は緊急安全確保措置について必要な措置をとる。
	海上保安官 (災害対策基本法第61条)	立退きの指示 警 告 避難の指示 屋内での待避等の安全確保の指示	町長が避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保の指示を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるとき

知事による避難の指示等の代行	知事は、町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立退き及び指示及び緊急安全確保措置の指示に関する措置の全部または一部を代行する。
----------------	---

② 避難情報の基準

風水害時における避難情報の基準は、「第2部第3章第4節 避難に関する基準」によるが、災害発生時に人の生命又は身体を保護するため早期かつ確かな避難情報の発令ができるよう「美浜町避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考とし、地理的な特定等を考慮した上で、具体的な発令判断基準を策定する。なお、発令判断には和歌山県気象予測システムも参考とする。

③ 避難指示（警戒レベル4）

災害により危険が急迫し、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、次の方法により避難のための立ち退きを指示する。

ア 町長の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するためその必要性があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という）に対し、町長は避難のための立ち退きを指示する。また必要なときは立ち退き先も指示する。また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所に退避その他緊急に安全を確保するための措置を指示することとする。

避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、または緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

避難のための立退きを指示し、又は緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

イ 洪水のための指示

洪水により著しい危険が急迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県の職員又は水防管理者は立ち退き又は緊急安全確保措置又はその準備を指示する。水防管理者が指示する場合には当該区域を管轄する警察署長にその旨通知する。

ウ 地すべりのための指示

地すべりにより著しい危険が急迫していると認められるときは、町長及び知事又は

その命を受けた県の職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難の立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨通知する。

エ 警察官の指示

(ア) 警察署長は被災のおそれのある場所の視察を強化して避難の必要を認めるときは町長、水防団長（消防団長）等と連絡協議のうえ避難措置又は緊急安全確保措置を行い、又は協力する。

(イ) 事態が切迫し(ア)に掲げる連絡協議をするいとまのないとき、又は町長においてその指示ができない場合は、警察署長又は現地の警察官において避難又は緊急安全確保措置の指示を行う。

オ 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいない場合に限り「エ 警察官の指示(ア)」による措置をとる。

カ 海上保安官の指示

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったときは、海上保安官は自ら立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。

(イ) この場合、海上保安部は直ちにその旨を町長に通知する。

④ 避難指示の伝達方法等

ア 指示の際に明示する事項

避難の指示の伝達は次の事項を明示して行う。

(ア) 指示者

(イ) 予想される災害危険及び避難を要する理由

(ウ) 避難対象地域

(エ) 避難の時期、誘導者（消防団員等）

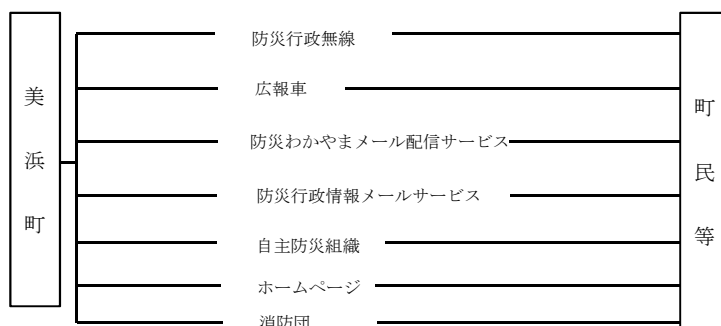
(オ) 避難場所

(カ) 避難経路

(キ) 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装等）

(ク) 警戒レベル

⑤ 住民に対する伝達系統



3 避難所及び避難方法

① 避難所の指定

避難所は次表のとおりとする。

施設名称	所在地	電話番号
風速荘	三尾 475 番地	-
法善寺	三尾 382 番地	62-2022
本の協集会場	和田 1868 番地の 4 番地	-
畜産センター	和田 1138 番地の 26	-
和田小学校	和田 1138 番地の 176	22-1272
松洋中学校	吉原 958 番地	22-0576
中央公民館	和田 1138 番地の 177	22-7309
西中集会場	和田 1005 番地の 1	-
美浜町地域福祉センター	和田 1138 番地の 326	
松原小学校	吉原 774 番地の 5	22-0198
松原地区公民館	吉原 771 番地の 4	23-0999
新浜集会場	吉原 958-265	-
新浜さざなみ荘	吉原 1093 番地の 3	-
浜ノ瀬分館	浜ノ瀬 71 番地	-
浜ノ瀬住民会館	浜ノ瀬 356 番地の 55	-

※避難所については、災害の規模に応じて臨時的に地区集会場を利用することもある。

② 避難の種類

ア 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障害者、病弱者、乳幼児を避難させる。

イ 第2次避難

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行う。緊急避

難は、緊急避難指令の発せられたとき、又は自主的な判断により行う。

③ 避難の方法

ア 避難は原則として避難者各自が行い、自主判断により避難所又は縁故関係先に避難する。

イ 避難に際しては、各地区の消防団との連携を図りながら実施し、併せて避難後の警備についても警察と密接な連絡をとり万全を期する。

④ 学校・社会福祉施設等の避難対策

学校、こども園、社会福祉施設、その他集団避難を要する施設は、災害発生時の安全を図るため、事前の避難計画に従って避難を行う。

各施設において、園児・児童・生徒、来訪者、入所者、職員、従業員等の避難を実施し、又は完了したときは、施設の管理者は町へその旨報告する。

⑤ 福祉避難所の指定

各学校及び地域福祉センターを福祉避難所として指定する。ただし、必要に応じてその他の避難所においても、福祉避難スペースを設けることは可能とする。

4 避難所の開設及び開設の方法

① 避難所の開設

避難所の開設及び収容並びに罹災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき本部長が実施する。同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は町独自の応急対策として本部長が開設する。

② 収容者

避難所へは次の者を収容する。

ア 避難の指示が発せられた者又は緊急に避難が必要である者

イ 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全・半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者

③ 避難所の開設の方法

ア 避難所を開設するときには、速やかに避難所の施設管理者へ連絡する。

イ 避難所開設の実務は住民班が担当する。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者又は最初に到着した職員が実施する。

ウ 本部長は、避難所を開設したときは直ちに建物及び収容者の維持管理のために職員を派遣する。

エ 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）

(ア) 開設の日時、場所

(イ) 箇所数及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

5 避難所の運営

① 避難者の収容

ア 「美浜町避難所運営マニュアル」を参考に、避難所の運営基準等を定めておくものとする。また、あらかじめ避難所ごとの管理運営担当職員を定め、発災後迅速に人員を配置するとともに、各地区の防災組織等と連携して円滑な運営に努める。

イ 避難所の管理責任者の権限を明確にするとともに、避難者の自立的な管理運営を尊重し、自主的な秩序ある避難生活を確保するように努める。

ウ 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、名簿の作成等により、その実態を的確に把握し、避難生活に必要な物品の確保や食糧、飲料水の提供、炊き出しを行う。また、女性向け物資の配付については、女性が担当する等配慮するものとする。

エ 必要により、警察と十分連携し、パトロール隊による巡回活動を実施する。

オ 避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

② 避難所の閉鎖

本部長は災害の状況により、避難者が帰宅できる状態になったと認められるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。ただし、避難所のうち、住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合は、避難所生活が長期に及ばないように配慮しながら、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

③ 関係書類の整理・保存

各避難所の維持管理のため責任者は次の書類を整理保存する。

ア 避難所収容日誌（台帳）

イ 避難所用品受払簿

ウ 避難所設置及び収容状況

エ 避難所設置に要した支払証拠書類

（様式編：避難所管理関連帳簿様式）

第4節 食糧供給計画

（防災まちづくりみらい課）

1 計画方針

災害の発生により、自宅で炊飯等ができず、また食糧品の販売機構等が一時的に混乱し、日常の食糧を確保できない被災者に、必要な食糧を調達・供給するために県、農林水産省農産局長、その他関係機関の協力のもとに実施する必要な体制や供給方法について定める。

2 実施責任者

実施責任者は本部長とし、町において実施できない場合は、隣接市町等の協力を得て実施する。

3 対象者

食糧供給の対象者は次のとおりとする。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家被害で炊事のできない者
- ウ 被災したため供給機関が通常の配給を行うことができず、供給を行う必要がある場合

4 食糧の調達

- ① 炊き出し、その他必要な原材料の調達は町が行う。
- ② 町による調達が不可能な場合は、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量を日高振興局長を経由して知事に申請する。ただし、やむを得ない理由により町長が、日高振興局長を経由せず、農林水産省農産局長に直接要請した場合は、必ず、知事に連絡するものとする。

また、県は、町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、物資を確保し供給するものとする。

- ③ 代金の納付期間は次の通りとし、担保及び金利を徴しないものとする。
 - ア 災害救助法が発動され、救助を行う場合は30日以内であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、3か月以内で農産局長と知事が協議して決定した期間とする。
 - i) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
 - ii) 自衛隊の派遣が行われていること。
 - iii) 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。
 - イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に係る法律（平成16年法律第112号）が発動され、救援を行う場合は、3か月以内で農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

5 食糧の供給

- ① 米穀の供給を行う期間
災害の発生した日から7日以内とする。ただし被災者が一時縁故地等へ避難する場合はこの期間内に3日以内を現物により支給することができる。また、本部長が災害の事業により期間を延長する必要があると認めた場合は期間延長を行う。
- ② 炊き出しの実施
 - ア 炊き出し施設
美浜町地域福祉センターにおいて実施する。

イ 炊き出し食品の衛生

炊き出しによる感染症の発生を防ぐため、炊き出し作業員及び食糧の衛生については十分注意し、消毒液その他必要な薬品を炊き出し施設に備える。

ウ 責任者及び現場責任者の指定

本部長は、炊き出しを職員及びボランティア団体等の協力により実施するとともに、炊き出し責任者及び現場責任者を指定する。

エ 炊き出しに必要な帳簿の整理・保管

(ア) 炊き出し給与状況

(イ) 食糧品現品給与簿

(ウ) 炊き出しその他による食品給与物品受払簿

(様式編：炊き出し関連帳簿様式)

6 家庭及び企業備蓄の推進

各家庭及び企業で、概ね1週間の食糧の備蓄を行うよう啓発を行う。

第5節 給水計画

(上下水道課)

1 計画方針

この計画は、災害のため水道施設や水道配管が破損し、飲料水の確保に支障をきたした場合の給水体制等について定める。

2 実施責任者

実施責任者は本部長とし、町において実施できない場合は、隣接市町の協力を得て実施する。

3 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得ることができない者とする。

4 給水活動

① 水源の確保

飲料に適した水の確保については次の方法により行う。

ア 戸別の配管が破損した場合は、浄水池の水・貯水槽の水を確保する。また井戸等の使用が可能な場合は、水質検査等の事前検査に基づき飲料水を確保する。

イ 水源が汚染された場合は、ろ水器等による浄水の供給や浄水剤の配布を行う。

ウ 浄水の確保ができない場合は、水道災害相互応援協定等に基づき給水車による供給を要請する。

② 給水基準

ア 災害発生の日から7日以内程度とし、1人1日約3ℓを原則とする。

イ 医療施設、社会福祉施設等の緊急性の高い施設から給水を行う。

③ 飲料水の供給方法

飲料水の供給は次の方法により行う。

ア 拠点（給水所）給水

給水は原則として給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点方式で行う。

イ 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況により、消火栓から応急仮配管による給水が可能な場合は関係機関の協力を得て応急給水を行う。

ウ 給水所の周知・徹底

広報車等により、住民に周知する。

④ 給水用資機材の確保・調達

応急給水活動のための資機材一覧

(資料編：資機材備蓄状況一覧)

なお、不足する車両及び資機材は隣接市町や県及び給水用資機材取扱業者等に調達・斡旋の要請を行う。

5 事務手続き

① 県への報告

飲料水の供給計画に基づき応急対策または飲料水の供給ができないときの隣接市町村等への応援、協力の要請を実施したときは、直ちに日高振興局健康福祉部を經由し、県食品・生活衛生課へ報告する。

② 隣接市町への応援・協力要請手続き

本町だけでは飲料水の供給ができないときには、水道災害相互応援協定に基づき、第4ブロック代表都市である御坊市に対し応急給水、応急復旧等の応援要請を行う。応援要請にあたっては次の事項を明らかにしてとりあえず、口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、速やかに文書を要請先に提出する。

なお要請にあたっては次の事項を明示する。

ア 災害の状況

イ 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

ウ 応援の場所及び応援場所への経路

エ 応援の期間

オ 前各号に掲げるもののほか必要な事項

第6節 物資供給計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を確保できない被災者に対して、急場をしのぐ生活必需品を供給するために必要な事項について定める。

2 実施責任者

実施責任者は本部長とし、町において実施できない場合は、隣接市町の協力を得て実施するが必要数量を調達できないときは、国の物資調達・輸送調整等支援システムにより要請する。

3 対象者

生活必需品供給の対象者は次のとおりとする。

- ア 被災により、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水を受けた者
- イ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

4 生活必需品供給計画

① 支給品目

被災者に給与（貸与）する生活必需品は、被害の実情に応じ次の品目の範囲内とする。

- ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- エ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- オ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、皿、箸等）
- キ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等）
- ク 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

② 生活必需品の確保

本部長の指示に基づき、町内又は町外業者から調達するが、町の調達量が不足した場合、又は調達が困難な場合は、知事に対して斡旋を要請するほか、近隣市町に応援を要請する。

③ 生活必需品の配分

物資を供給する場合は責任者を定め、記録・受領書を整備する。

④ 物資の集積場所

美浜町体育センターを物資の集積場所とする。

第7節 住宅対策計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

災害救助法が適用された災害により住宅が被災した住民に対して、応急仮設住宅の設置や応急修理並びに公営住宅の活用等によって、避難所等からの早期移住を進め、被災住民の住宅の緊急確保を図るための応急対策について定める。

2 応急仮設住宅の建設等

① 実施責任者

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の計画の樹立と実施を行うものとする。また、本町のみでは実施が困難な場合は県が行うことができる。なお、その場合災害住宅の管理は、知事から委託を受けて町長が行う。

② 救助法による応急仮設住宅の建設の基準

建築基準法第85条に規定する区域の指定後実施する。

ア 入居基準

- (ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自己の資力をもってしては、住宅を確保することができない者
- (エ) その他入居収入基準等は町長が定めるところによる。

イ 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

③ 救助法による住家の応急修理

ア 対象者

居住者が自己の資力をもって応急修理できない者

イ 応急修理の期間

災害発生の日から3カ月以内に完了すること。

(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヶ月以内に完了)

ウ その他

特に面積の制限はないが、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限の部分とする。費用の限度等については、災害救助法の定めを参照

④ 応急仮設住宅の建設予定地の選定

応急仮設住宅の建設用地は安全で保健衛生上適切な場所とし、町有地を原則とする。

3 町営住宅等の応急対策

災害による町営住宅等の被害状況を早急に調査し、必要な措置を行うとともに、再建又は補修の必要な町営住宅について早期に復旧を図る。

第8節 医療助産計画

(子育て健康推進課)

1 計画方針

この計画は、災害により医療・助産の途を失った者に対する応急的な医療、助産活動などについて必要な事項を定める。

2 医療・救護体制

① 実施責任者

町長の要請により、知事が医療班を派遣して実施する。ただし、県医療班が到着するまでの間、又は小規模な災害の場合は町長が実施する。

また医療助産の実施にあたって、日高医師会と災害時の医療救護に関する協定を締結する。

② 活動体制

必要に応じて町内の医療機関等の協力を得て救護所を設置し、医療救護にあたる。

なお、災害の状況に応じ、知事に対して以下の医療班の派遣を要請する。

ア 県立医科大学附属病院・県立こころの医療センター

イ 日本赤十字社和歌山県支部医療救護班

日本赤十字社和歌山県支部は、県の要請があった場合、救護班を編成し派遣する。

ウ 県医師会救急医療班

エ 労働福祉事業団医療救護班

オ 県看護協会医療救護班

カ 柔道整復救護班

キ 県歯科医師医療救護班

ク 県薬剤師会薬剤師班及びモバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両）

③ 医療及び助産の対象者

ア 災害時に、応急的に医療・助産を必要とする者

イ 被災者に限定されるものでなく、医療・助産の途を無くした者

ウ なお、災害のため助産の途を無くした者の場合は、災害発生日の以前又は以後7日以内に分娩した者（資料編：大災害時における救急医療体制（日高医師会））

④ 医薬品、衛生材料等の確保

医療救護活動に必要な衛生材料の備蓄を進めるとともに、「和歌山県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、卸業者からの調達、県への要請による確保を行う。

なお、複数の医療班から医薬品等が持ち込まれた場合は、原則、薬剤師班が一括管理し、在庫リストの作成・配布等を行う。

第9節 罹災者救出計画

(住民課、(防災まちづくりみらい課、消防団))

1 計画方針

この計画は、災害のため生命・身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する捜索、救出又は保護について定める。

2 実施者

罹災者の救出は、本部長が消防機関、警察官、自衛隊、海上保安官、消防団等の協力により、実施する。

3 救出の対象者

① 災害のため、生命及び身体が危険な状態にある者

ア 火災時に火中に取り残された場合

イ 災害の際倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害により流出家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残された場合、又は山津波により生き埋めになった場合

エ 登山者の遭難の場合

オ 海上における船舶が災害に遭遇した場合又は陸上から海上に流された場合

② 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

4 救出の方法

① 救出の対象者を発見した者は、直ちに町役場職員又は警察官もしくは消防職員、消防団員に通報する。

② 救出・救助活動は日高広域消防事務組合及び消防団が御坊警察署と協力して実施するが、消防機関のみで対応できない場合は、隣接警察署、県、その他防災関係機関(自衛隊等)に応援を要請する。

③ 救出・救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、関係機関と連携をとる。

④ 救出・救助活動を行うに際して、重機の借り上げを必要とする場合には、町内建設業組合並びに管工事組合に協力を求める。

5 救急活動

① 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重傷者を最優先する。

② 傷病者に対する応急手当の実施のため現地本部に応急救護所を設置する。

なお、負傷の程度や救護所の能力が不足する場合は関係機関と連携して医療機関への搬送を行う。

6 災害救助法による救出

① 対象者

ア 災害のため現に生命・身体が危険な状態にある者

イ 災害のため生死不明の状態にある者

② 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

③ 救出の期間

災害発生の日から3日以内

第10節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸し付け計画

(住民課)

1 計画方針

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進するものとする。

2 計画内容

① 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸し付け

ア 実施者

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸し付けを行う。

イ 実施基準等

(資料編：災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等)

② 生活福祉資金（災害援護資金）の貸し付け

ア 実施主体

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自主更正を目的として必要な資金を貸し付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸し付け対象となる世帯を除く。

イ 生活福祉資金貸し付け条件

(資料編：災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等)

第 11 節 遺体搜索処理計画

(住民課)

1 計画方針

災害の混乱期に死亡し埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬及び災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索並びに災害の際に死亡した者の遺体処理についての事項を定める。

2 計画内容

① 埋葬

災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、町本部長が実施するものとする。

なお、町本部長は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、県、近隣市町の協力を得て広域的な火葬を要請し、速やかな埋葬に努めるものとする。

ア 埋葬の方法

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、又は納骨等の役務提供

イ 埋葬の費用（救助法による基準）

(資料編：災害救助法による救助の程度・方法及び期間)

ウ 埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

エ その他

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支給した町本部長は、次の書類を整備し保存しておかなければならない。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 埋葬台帳

(ウ) 埋葬費支出関係証拠書類

② 遺体の搜索

ア 実施者

町本部長が警察官、海上保安官等の協力を得て実施する。

イ 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者

ウ 搜索の方法

町本部において警察機関、海上保安部機関と連絡を取りつつ実施する。

エ 費用

次の費用の当該地域における通常の実費

- (ア) 借上費（舟艇その他捜索のための機械器具借上費）
- (イ) 購入費（同上購入費）
- (ウ) 修繕費（同上修繕費）
- (エ) 燃料費（同上使用のための燃料費、照明の灯油代）

オ 捜索期日

災害発生の日から 10 日以内とする。

カ その他

捜索を実施した町本部長は、次の書類を整備し保存しておかなければならない。

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 捜索用機械器具燃料受払簿
- (ウ) 死体捜索状況記録簿
- (エ) 死体捜索用関係支出証拠書類

③ 遺体の処理

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができない場合において、町本部長が遺族に代って処理を行うものである。

ア 遺体処理の内容

- (ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (イ) 遺体の一時保存
- (ウ) 検案

イ 遺体処理の方法

現場給付で行うものとする。

ウ 遺体処理の費用（資料編：災害救助法による救助の程度・方法及び期間）

エ 処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

オ その他

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 遺体処理台帳
- (ウ) 遺体処理関係支出証拠書類

第12節 義援金品受け付け・配分計画

(住民課、(かがやく長寿課、出納室))

1 計画方針

災害発生時に被災者に寄贈される義援金品について、受け付けの便宜を図り、配分を円滑に行うための事項を定める。

2 義援金品の受け付け

被災者あてに寄贈される義援金品の受付窓口を設置し受け付けを行う。受付期間は災害発生の日から概ね1カ月以内とし、必要に応じ延長する。

3 義援金品の保管

義援金品の受け付けに際しては受領書を発行し、収支を明らかにする帳簿を備え付けるとともに、被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

4 義援金品の配分

義援金品の配分は、義援金総額や被害状況等に基づき公平を維持し、迅速に実施する。また、義援物品の配分にあたっては、ボランティアの協力を得て早期に配分を行う。

第7章 保健衛生計画

(子育て健康推進課、(住民課))

1 計画方針

災害発生時に、被災地における感染症を予防し、また環境の悪化を防止するために迅速、的確に防疫活動を行うとともに、衛生状態を保持するため必要な清掃活動を実施する。また、被災地住民の疾病予防や精神的ケアの活動を推進し、住民の健康維持に努める。

2 防疫対策

① 町が実施する対策

ア 浸水家屋等の消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項(以下本章において「法」という。)の規定による知事(県保健所長)の指示に基づき、浸水地域等感染症が発生するおそれのある地域等を重点に消毒を実施する。

なお消毒方法は法施行規則第14条に定めるところにより実施する。

イ ねずみ族・昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により知事(県立保健所長)が定めた地域内で知事の命令に基づき、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。

ウ 災害のため防疫活動を著しく阻害され、町が行うべき防疫業務が実施できないときは、県に実施を要請する。

エ 防疫活動に必要な薬品及び資機材を備蓄・配備するとともに、卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立する。

② 県に要請する対策

災害の規模が甚大で、その活動が長期化する場合等に、必要に応じて次の対策を県に要請する。

ア 感染症の発生を予防するため、滞水地域、避難所その他衛生条件が問題となる地域の重点的な健康調査

イ 感染症が発生したとき、又はそのおそれのあるときは、その発生状況の調査及び感染症伝播の媒介となる飲食物の販売、授受の禁止又は廃棄及び多数の人の集合する場所に予防上必要な設備を設置する等の防疫措置

ウ 疫用薬品の斡旋又は調達

③ 食品衛生活動

災害発生時に、御坊保健所の指導を受け、町及び関係機関が協力して食品衛生の確保を図る。

ア 食品の調達、支給にあたっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握・確保し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

イ 被災地での炊き出し実施に際しては、以下の重点指導事項について徹底を図るとともに保健所と密接な連携をとりながら、食中毒等の発生を防止する。

- (ア) 手洗い消毒の励行
- (イ) 食器器具の消毒
- (ウ) 給食従事者の検便（保菌者の排除）
- (エ) 原材料、食品の検査

④ 一般家庭の食品衛生

ア 台所の清掃を徹底し、特に冠水した床、棚、戸棚内部は殺菌剤（逆性石けん液又は塩素剤等）による消毒を行うこと。

イ 食品を購入する際は鮮度、カビの発生等をよく吟味して購入し、特に蛋白質性の食品の保存には十分留意し、大量に買い込まないようにすること。

ウ 食品は十分に加熱したものを食べること。

エ 給水車による水又は地下水等の生水の使用は避け、必ず煮沸した水を使用すること。地下水は汚染のおそれがあるので水質検査を受けるか、塩素剤等の投入による消毒を行うこと。

3 清掃計画

① ごみ処理

ア 収集方法

被災地を重点に、生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき）の迅速な収集を行う。また町だけでは対応できない場合は県及び他の市町村へ応援を求める。

イ 集積場所

災害の規模及び状況に応じ大量のごみが発生した場合は、町有地に一時的に保管する。

ウ 処理方法

ごみ処理場での焼却を原則とする。

エ がれき類等の処理

大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請するものとする。

② し尿処理

浸水地域等では、し尿くみ取り量の激増が予想され、これらを早急に処理するため下記に基づき適切な措置をとる。

ア 被災地のし尿の状況を早急に把握し作業計画をたてる。

イ 被害が甚大で町だけでは処理することが困難な場合は県を通じて他の市町村へ応援を求める。

ウ 県と一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ両法人に協力を要請する。

エ 一般社団法人和歌山県清掃連合会及び日高環境衛生共同組合と町が締結している「大規模災害時における一般廃棄物収集運搬及び仮設トイレ設置に関する協定書」に基づき、協力を要請するものとする。

③ 事務処理

ア 町長は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、その被害状況等を保健所を経由して、県本庁へ報告する。

イ 報告は、災害関係業務事務処理マニュアル（平成26年6月策定・令和4年4月改訂環境省）によるものとし、電話等で被害の概況等を直ちに報告したのち、所定の様式により、被災状況の写真等を添付して報告する。

4 住宅関係障害物の除去

① 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として町が実施する。

② 除去の対象者

ア 当面の日常生活が営み得ない者、又は日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）を対象とする。

イ 住家は半壊又は床上浸水したもので、自己の資力をもって障害物の除去を実施し得ない者に限り対象とする。

5 被災地の保健対策

災害発生時においては、慢性疾患患者の救護及び感染症患者の早期発見等が必要であり、被災住民に対する疾病予防活動、心の相談指導等の精神保健活動を適切に実施し、住民の健康保持を図る。

① 実施者

ア 災害発生時における保健活動は、町本部が保健所と連携して実施する。

イ 町本部で実施できない場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。

② 活動内容

町本部は、保健所、県、医療機関等の関係機関、団体等と連携して次の保健活動を実施する。

ア 保健所と連携して、慢性疾患患者等への対応を行う。

イ 保健師の派遣要請

町本部は、県本部に対して保健師の派遣を要請する。

ウ 保健師の活動

- 被災住民の実態把握
- 情報収集及び情報提供
- 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- 保健衛生指導
- 避難行動要支援者の安否確認
- 関係機関との連絡調整

エ 災害時こころのケア活動

災害が発生した場合に、心的外傷後ストレス障害などこころに傷を負う者及び精神障害者等に対応するため、県、医療機関等の関係機関、団体等との連携のもとに適切な支援や情報提供等の災害時におけるこころのケア活動を総合的に推進するものとし、次のような活動を行う。

(ア) こころのケアホットラインの設置

(イ) こころのケアチームの派遣

(ウ) こころのケアに関する普及啓発

(エ) 援助者へのこころのケアに関する教育研修

③ 報告、記録

町本部は、保健活動状況に関する関係書類を整備しておく。

6 動物保護管理計画

① 計画方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等のペット動物にかかる問題も予想されるため、被災者支援の一環として県が設置する「災害時動物救援本部」と連携し、県獣医師会、動物愛護関係団体等の協力のもと、動物保護管理活動を行う。

② 計画内容

ア 避難所等における被災した動物の飼養者への支援

県と連携し、避難所運営マニュアル等に基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。

- (ア) 避難所での動物の飼養状況の把握
 - (イ) 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供
 - (ウ) 「動物愛護推進員」等ボランティアの派遣
 - (エ) 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置）
 - (オ) 動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供
 - (カ) ペット動物に関する相談の実施等
 - (キ) 動物に関する寄付金の管理・配分
 - (ク) 町外からの受援体制の確保
- イ 被災地域における飼養者不明の動物の保護
- 町は、県が実施する、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する活動に協力する。
- (ア) 放浪犬や第三者が保護した動物の保護・引取り
 - (イ) 飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等

第8章 公共土木施設等応急対策計画

(農林水産建設課、上下水道課)

1 計画方針

公共土木施設及び水道施設が被災した場合に、町及び防災関係機関が実施すべき応急措置、応急対策について定める。

2 公共土木施設の応急対策

災害により、道路・橋梁、河川施設等公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合、土木建築班は早急に被害状況を把握し、安全対策及び応急復旧の措置をとり、機能の回復を図る。

なお応急復旧に際しては、必要に応じて災害協定に基づき町内建設業組合並びに管工事組合の協力を求める。

① 道路・橋梁

土木建築班は町内の道路・橋梁の亀裂、陥没等の状況及び落橋の有無について調査し、本部長及び日高振興局長に報告し、被害状況に応じた応急措置を実施する。

特に緊急通行車両の通行を可能とするために必要な道路上の障害物の除去及び道路の補修を優先して実施する。

また、被害状況により応急復旧できない場合は御坊警察署等関係機関に連絡のうえ、通行止め又は交通規制の標示等の措置を講じる。

② 河川施設等

土木建築班は、速やかに堤防、砂防設備、地すべり防止施設等の被害状況を調査し、本部長及び日高振興局長に報告する。

また、被害状況に応じ、雨水浸透防止や崩壊土砂の適切な排除等の応急工事を実施する。

③ 水道施設の応急対策

給水班は、災害時の飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、被害状況を早急に調査し、必要な人員、車両及び資機材を確保する。

ア 応急措置

(ア) 緊急配水措置

(イ) 水道施設の被害調査

(ウ) 水質の保全

イ 応急復旧の実施

断水をできる限り短期間で狭い範囲にとどめ、早期給水に努める。

ウ 災害時の広報

各施設の被害状況及び復旧見込みについて、住民に適切に広報し混乱を防止する。

エ 広域的な支援の要請

水道の復旧に当たって支援が必要と判断したときは、保健所を經由して

県に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や県を通じて他の府県水道事業体や和歌山県管工事業協同組合連合等による広域的な支援の要請を行う。

④ 下水道施設の応急対策

下水道班は、下水道施設の被害状況を早急に調査し、応急復旧に対処するため必要な人員、車両及び資機材を確保する。また、本町のみでは対応が取れないと認められる場合、県に要請して下水道事業災害時近畿ブロック支援体制による支援要請を行う。

ア 応急措置

短時間に重要施設の被害状況の概略を把握するため、緊急調査及び点検を行い、必要に応じて緊急措置を講じる。

イ 応急復旧の実施

施設全体の被災状況を把握するための応急調査を行い、応急復旧の必要性を判断する。応急復旧が必要と判断された場合には、応急復旧優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。

ウ 災害時の広報

施設の被害状況及び復旧見込みについて、住民に適切に広報し混乱を防止する。

⑤ 海岸・港湾施設の応急対策

土木建築班は、海岸・港湾施設等の被害状況を調査し、本部長及び日高振興局長に報告する。また、後背地の土地利用に照らし、被害を放置すると二次被害の発生につながるような緊急に復旧する必要がある箇所については、県に対し必要な応急対策の速やかな実施を要請する。

第9章 農林水産施設の応急対策

(農林水産建設課)

1 計画方針

災害時における農林水産施設等の被害を早期に調査し、またその被害を最小限にとどめるために、迅速に応急対策を実施する。

2 農業施設応急対策

被害状況を速やかに把握し、各施設の管理者に対して指示を行う。また、被害が広範囲に及ぶ場合は、県や関係機関と連絡をとり、応急対策を実施する。

3 漁業施設応急対策

漁港の各施設が被害を受けたときは、速やかにその状況を把握し、危険防止のための応急措置を講ずるとともに、県に被害状況を連絡し、復旧について要請する。

4 農作物応急対策

① 災害対策技術の指導

被害を最小限に食い止める技術的指導を県の指導のもとに、農業団体と協力して実施する。

② 病虫害の防除

被災した農作物の各種病虫害の防除については、県及び関係機関と協力して実施する。

第10章 文教対策計画

(教育課)

1 計画方針

災害発生時における文教対策については、園児・児童・生徒の生命・身体の安全を第一義とし、休校・登下校の措置、教科書・学用品の調達・配布等について定める。

2 実施責任者

- ① 町立こども園、小・中学校の応急教育・保育の応急復旧対策は本部長が実施する。
- ② 災害に対する各学校の措置については、各学校長が具体的な応急対策をたてる。
- ③ 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受け町長が実施し、その他の場合は町長が実施する。

3 休校・登下校の措置

① 授業開始後の措置

災害発生時においては、園児・児童・生徒の生命の安全確保を第一とし、危険が予想される場合は、学校長（不在の場合は、教頭もしくはそれに準ずる者）の判断により、臨時休校の措置を行うなど臨機の措置をとるとともに町対策本部に報告するものとする。

授業開始後にあつては、早急に園児・児童・生徒を帰宅させることとするが、その際危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、教職員が地区別に付き添うものとする。ただし、保護者が不在又は住宅及び通学路に危険のおそれのある園児・児童・生徒は、学校等において保護する。

② 登校前の措置

朝7:00の時点で警報（和歌山県北部）が発令されていれば自宅待機とし、その旨防災行政無線により各家庭に周知する。

4 学校教育対策

文教施設の復旧が長期にわたる見込みの場合には、実情に即し園児・児童・生徒の登校の安全を考慮した上で、できるかぎり授業の確保に努める。

5 応急保育（こども園）

災害発生後は、職員編成を速やかに図り、早急に保育が再開できるようにし、再開の時期等について保護者へ連絡を行う。

6 学用品支給計画

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る。

① 給与の種別

教科書、文房具、通学用品

② 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者

③ 給与方法

ア 学用品は、原則として県において一括購入し、罹災児童生徒に対する配分は町長又は県が実施する。教科書等については、地域ごと学校等により、使用教科書が異なる場合を考慮し、学用品の給与を迅速に行うため職権の委任により、調達から配分までの業務が町長に委任される場合がある。

イ 町長又は県は、学用品の給与にあたっては、給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、罹災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等を照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。

④ 救助法による学用品の給与基準

ア 「学用品の給与」は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行う。

イ 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ・教科書
- ・文房具
- ・通学用品

⑤ 支出できる費用

「学用品の給与」のために支出できる費用は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又はその承認を受けている教材を給与するための実費とする。

⑥ 給与に要する期間

ア 教科書……災害発生の日から1カ月以内

イ 文房具及び通学用品……災害発生の日から15日以内

7 学校応急給食計画

学校給食はできるかぎり継続実施する。ただし、次のような事情が発生した場合については、一時中止する。なお、学校等が避難所として使用される場合、学校給食が再開した時には、その業務に支障が及ぶことのないよう一般罹災者との調整を図るよう留意するものとする。また、給食再開にあたっては、食中毒・感染症発生のおそれがあるので、衛生管理に十分注意を払うものとする。

- ア 給食施設が被害を受け給食の実施が不可能となった場合で、応急復旧が完了するまでの期間
- イ 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき
- ウ 給食物資の調達が困難なとき
- エ その他給食実施が外因的事情により不可能なとき

8 避難所設置への対応

学校が避難所として使用される場合は、学校長は災害対策本部と連携を図り、避難所開設に協力する。また、避難所として使用する施設は原則として、学校教育に支障のない範囲とする。

9 教職員の対策

① 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

② 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、町に派遣の要請をするものとする。町は、管内の学校内において操作するものとする。

③ 県内操作

町において解決できないときは、県の教育委員会に教職員派遣の要請をする。要請を受けた教育委員会は、適当な市町村本部に対して教職員派遣をあっせんするものとする。

④ 県内操作不能の場合

県は③の方法によって解決できないときは、欠員の状況に応じて近畿府県から教職員の応援派遣を受ける措置、又は状況に応じ、臨時に教員を採用する措置を講ずるものとする。

10 社会教育施設関係

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のため、特に避難所、災害対策本部等に利用される場合もある。このため町は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急処理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

第 11 章 交通輸送計画

第 1 節 緊急輸送

(総務課、(防災まちづくりみらい課))

1 計画方針

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材を迅速かつ確実に輸送するため、緊急輸送道路の交通確保及び緊急輸送に必要な公用車等を調達する等、緊急輸送体制を確立する。

2 緊急輸送の対象等

① 緊急輸送の対象

- ア 負傷者又は妊産婦の病院への搬送
- イ 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
- ウ 飲料水、食糧、生活必需品等
- エ 救援物資等
- オ 応急復旧に係る要員、資機材等

② 輸送順位

- ア 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

3 緊急輸送道路の交通確保

① 緊急輸送道路の交通確保

災害応急対策の実施に必要な交通を確保するため、緊急輸送道路の交通を速やかに確保する。緊急輸送道路の交通確保にあたっては、道路の被災状況の把握・調査、道路の復旧対策等について、道路管理者である県と連携を密にして進める。なお、町内の緊急輸送道路は以下のとおり。

緊急輸送道路の種別	道路名称
第 2 次緊急輸送道路	県道 24 号 (主要地方道御坊由良線) 県道 188 号 (一般県道柏御坊線)
第 3 次緊急輸送道路	町道 (久保田 1 号線、田井入山線) 町道 (切戸西川線、切戸西川 2 号線) 緊急輸送道路相互を結ぶ主要な町道

緊急輸送道路網図



② 緊急通行車両の通行の確保（基本法第 76 条の 6）

ア 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定（以下「指定道路区間」という。）し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。

イ 道路管理者は、指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。

ウ 運転者等が当該措置をとらない場合や運転者等が現場にいないため移動を命じることができない場合は、道路管理者は自ら車両等の移動を行うことができる。

エ 道路管理者は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

③ 公安委員会から道路管理者への車両移動等の措置要請（基本法第 76 条の 4）

公安委員会は、基本法第 76 条第 1 項の規定による通行禁止等を行うため必要があると

認めるときは、道路管理者に対し、基本法第 76 条の 6 に規定する車両移動等の措置を要請するものとする。

4 緊急輸送車両の確保

① 緊急通行車両の範囲

災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両として確認を受ける車両は、災害応急対策に使用する車両とする。

緊急通行車両とは、以下の車両を示す。

ア 道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車

イ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両とされており、イの車両については緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。

規制除外車両とは、民間事業者等による災害応急対策車両で、規制除外車両の確認を受けた標章を掲示し、証明書を備え付けている車両を示す。

※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していき、その確認は緊急通行車両の確認手続に準じて行う。

② 緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項に規定する緊急通行車両の確認を受けようとするときは、緊急通行車両等確認申請を行い、県警察本部から標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

③ 緊急通行車両の事前届け出

緊急通行車両として確認を受ける車両及び一定の規制除外車両のうち、事前に届け出を行っておく必要があると認められる車両については、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に申請書類を提出して審査を受け、届け出済み証の交付を受けておく。なお、道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車の他、自衛隊、米軍及び外交官車両については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。

事前の届け出をすることが出来る車両は以下の通りである。

ア 災害対策基本法施行令第 32 条の 2 第 2 号に規定する「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されることから、災害発生時において、防災基本計画等に基づき、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

イ 原子力緊急事態宣言発令時において、原子力災害対策特別措置法第 26 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

ウ 警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項の想定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道

府県を輸送経路として同法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

エ 緊急通行車両とならないもののうち、

- ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機輸送用車両にあつては、建設用重機と同一の利用者による届出に限る。）

のいずれかに該当する車両

④ 緊急通行車両の燃料の確保

緊急通行車両の燃料の確保のため、石油類等小売り業者と協定締結をしておく。

⑤ 車両の借り上げ

町で保有している緊急通行車両で不足する場合には、町内建設業組合等に協力を求め、車両の借り上げを行う。

5 県防災ヘリコプター等への応援要請

知事に対しての防災ヘリコプターの要請は「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」に定めるところによる。

(資料編：和歌山県防災ヘリコプター応援協定)

① 防災ヘリコプターの応援を求めることができる場合

- ア 災害が隣接する市町等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 日高広域消防事務組合及び消防団の消防力では、災害の防衛が著しく困難と認められる場合
- ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

② 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により次の事項を明らかにして行う。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 災害発生現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他の必要事項

- ③ 緊急時応援要請連絡先
和歌山県防災航空センター
TEL 0739-45-8211
FAX 0739-45-8213
県防災電話：(7)-364-451,400
県防災FAX：(7)-364-499
- ④ 県以外のヘリコプター要請連絡先
ア 第五管区海上保安本部田辺海上保安部
TEL 0739-22-2000
FAX 0739-22-9670
イ 陸上自衛隊第37普通科連隊
TEL 0725-41-0090
FAX 0725-41-0090
県防災電話：(7)-392-400
県防災FAX：(7)-392-499

災害時のヘリコプター発着地

名 称	所 在 地	施設管理者	発着場面積 東西 m 南北 m	備 考
三尾場外 離着陸場	三尾 746 番 1 他	防災まちづく りみらい課 23-4902	38×38	
第1若もの広場	田井 521-30	教育課 22-4123	100×70	
松洋中学校 グラウンド	吉原 958	教育課 22-4123	100×100	
煙樹海岸	美浜町煙樹海岸 キャンプ場前			

6 船舶による輸送

三尾地区の孤立化等、陸上での輸送が困難な場合には、県を通じて、田辺海上保安部及び自衛隊等に緊急輸送活動を要請する。

第2節 道路交通の応急対策

(農林水産建設課、(防災まちづくりみらい課))

1 計画方針

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり交通の安全と施設保安が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するために必要があるとき、通行の禁止又は制限等の規制を行う。

2 交通規制の種別及び根拠

災害時等における規制の種別及び根拠は、概ね次による。

① 道路法に基づく規制 (同法第46条)

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するために必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限(重量制限を含む。)するものとする。

② 道路交通法に基づく規制 (同法第4条、5条、6条)

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し、もしくは制限する。

③ 基本法に基づく規制 (同法第76条)

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、もしくは制限する。

3 交通規制の実施区分

交通規制の実施は次の区分によって行う。

区分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市町村長	① 道路の破損、欠壊、そのほかの事由により交通が危険であると認める場合 ② 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	公安委員会 警察署長 警察官	① 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき ② 道路における危険を防止し、その他交通の安全円滑を図るための必要があると認めるとき ③ 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

4 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は町に通報する。

通報を受けた場合、その路線管理者又は御坊警察署に速やかに通報する。

5 交通規制時の車両の運転者の義務（基本法第 76 条の 2）

基本法の規定による交通規制時の車両の運転者の義務は次のとおりである。

- ① 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

- ② 前記①にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

6 規制の標識等

交通規制を行った場合、実施者は次の標識を設置する。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導にあたる。

① 規制標識

規制標識は、次の様式と方法により標示する。

- ア 道路交通法第 4 条、5 条及び道路法第 46 条によって規制したとき

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める様式と方法による。

（昭和 35 年 12 月 7 日総理府建設省令第 3 号）

- イ 基本法第 76 条によって規制したとき

基本法施行規則第 5 条に定める様式と方法による。

② 規制内容の標示

規制標識には、次の事項を明示する。

- ア 禁止、制限の対象

- イ 規制の区域及び区間

- ウ 規制の期間

7 周知の措置

規制を行った場合、公安委員会は迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供を警察車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努める。

町は、交通規制についての通知を受領後、防災行政無線を介して住民に周知を図る。

8 報告等

規制を行ったときは、次の事項を明示して日高振興局及び御坊警察署に報告又は通知を行うとともに、関係交通機関に通知する。

- ア 禁止、制限の種別と対象
- イ 規制する区域及び区間
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路その他の状況

第12章 応援要請計画

第1節 計画方針

(総務課)

大規模な災害が発生し、本町のみでは対応が不十分となる場合に、災害対策基本法に基づき各市町村、県、防災関係機関、自衛隊等に応援要請を行い、災害応急対策や災害復旧のため万全を期すものとする。

第2節 県に対する応援要請

(総務課)

1 要請の手続き

応援を求める必要が生じた場合には、本部長は直ちに本部会議を招集し、応援要請について協議し決定する。ただし、事態が急迫し本部会議を招集する暇がないときは、本部長が応援要請を決定する。

知事に応援要請する場合は、2の要請内容を明らかにし、無線、電話等により行う。なお、後日速やかに文書を送付する。

2 要請事項

要請にあたっては、次の事項について、あらかじめ明らかにして行う。

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資・資機材・器具等の品名及び数量
- ④ 応援を希望する期間
- ⑤ 応援を希望する区域及び活動内容
- ⑥ その他必要な事項

第3節 他の市町村及び指定地方行政機関に対する応援要請

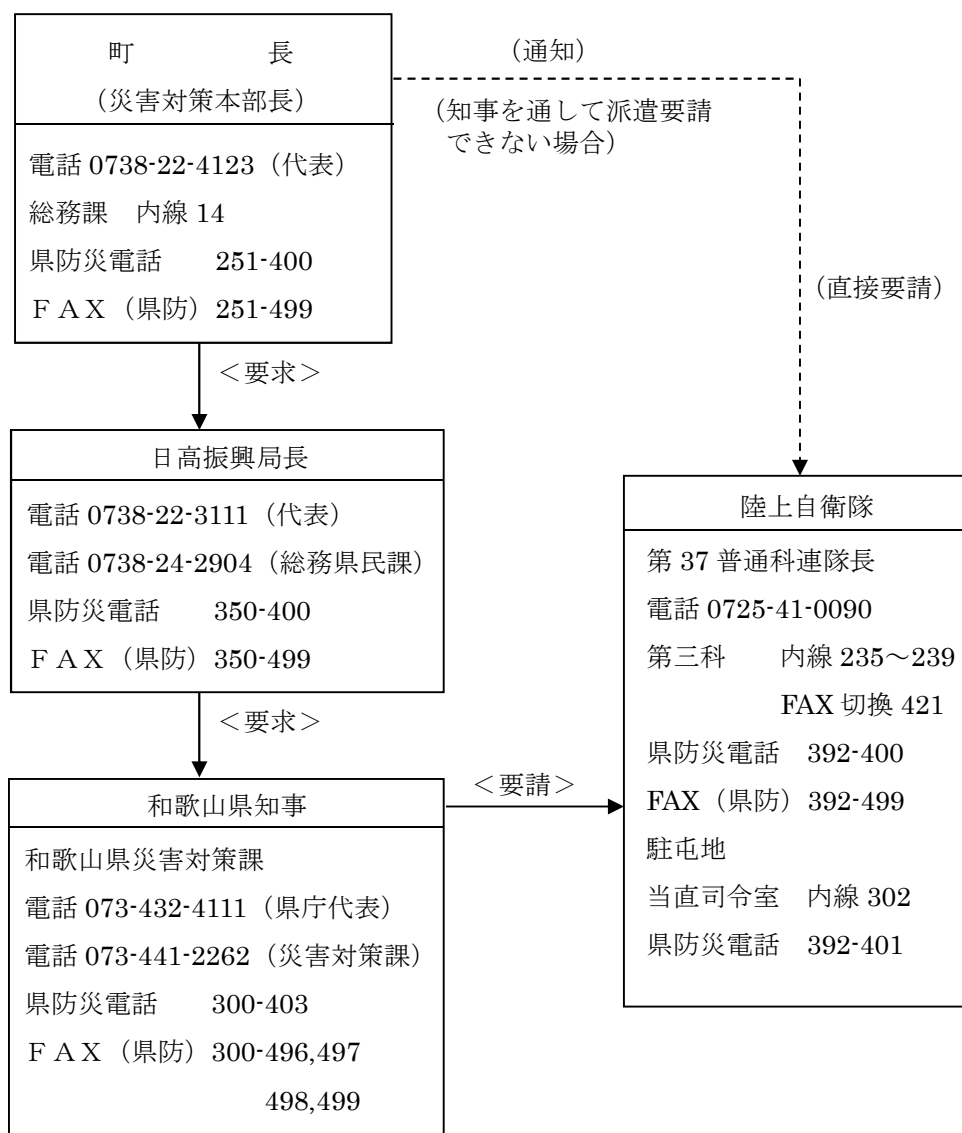
要請の手続き、内容については、前節の県に対する応援要請に準じる。他の市町村・指定地方行政機関に対する応援要請は原則として文書で要請する。ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

第4節 自衛隊に対する応援要請、受け入れ体制

(総務課)

1 災害派遣の要請

- ① 町長は、災害が発生し又はそのおそれがある場合、町及び県並びに関係機関等の機能をもってしてもなお防災の万全を期し難いと認めるときは、日高振興局長を通じて知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。
- ② 町長は、通信途絶等によって知事に対して派遣要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。なお、派遣の要請は陸上自衛隊第37普通科連隊長に対して行う。
- ③ 町長は、前項の通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- ④ 派遣要請の系統図



2 災害派遣要請の手続き

災害派遣の要請は要請事項を明らかにして、無線又は電話等をもって日高振興局を経由して県（災害対策課）に行う。なお、事後速やかに文書を送付する。

（様式編：知事への部隊等の派遣要請依頼書様式）

3 災害派遣の受け入れ体制

派遣要請を行った場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように、受け入れ体制を準備する。

- ① 町は総務班長を受け入れ責任者として指名し、派遣部隊の指揮官との連絡調整にあたる。
- ② 応援を求める作業について、速やかに作業計画をたてるとともに、作業に必要な資機材の確保に努める。
- ③ ヘリコプター利用のためにヘリポートについても準備する。

4 自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について災害の状況に応じた活動を要請する。

- ① 被害状況の把握
- ② 避難の援助
- ③ 遭難者の捜索救助
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 道路又は水路の啓開
- ⑦ 応急診療、救護及び防疫
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑩ 炊飯又は給水の支援
- ⑪ 交通規制の支援
- ⑫ 危険物の保安及び除去
- ⑬ その他災害応急対策の支援

5 派遣部隊の撤収要請

本部長は、派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、派遣部隊の長と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事に撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに文書を提出する。

（様式編：知事への部隊等の撤収要請依頼書様式）

第5節 近畿地方整備局による災害時の応援計画

(総務課)

1 計画方針

災害が発生又はその恐れのある場合、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ」(平成17年6月14日近畿整備局企画部長・和歌山県県土整備部長により締結)に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等(リエゾン(情報連絡員)、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の派遣を含む)の応援を行う。

町は、派遣された各部隊の活動に協力し、連携した災害対応を行うものとする。

2 計画内容

① 近畿地方整備局による応援の内容

- ・被害情報の収集
- ・災害応急復旧
- ・二次災害の防止
- ・その他必要と認められる事項

② 応援の要請

近畿地方整備局への要請は県が実施する。県は近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

町は、必要と認める場合、県に対して近畿地方整備局への応援要請を実施するよう要請する。

近畿地方整備局は、県より応援の要請を受け応援を行う場合は、県に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行うものとする。

【連絡先】近畿地方整備局 災害対策マネジメント室

(TEL:06-6942-1575、FAX:06-6944-4741)

③ 応援の実施

近畿地方整備局は、県の応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

④ 応援要請によらない応援

災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、県からの要請をまついとまがないと確認されるときは、近畿地方整備局は独自の判断により応援を行うものとする。

第6節 海上保安庁への支援要請

(総務課)

1 支援要請事項

- ① 傷病者、医師、遭難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医師活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、美浜町が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の依頼手続き

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項を明らかにするとともに、次の事項を記載した文書をもって県知事に対し支援要請を依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭により行い、事後速やかに文書により要請するものとする。

- ① 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- ② 支援活動の内容及び期間
- ③ その他支援活動の要請に関する必要事項

また、県知事への依頼ができない場合は、直接、田辺海上保安部又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船若しくは航空機を通じ、海上保安庁長官に対して要請するものとし、県知事に対してその旨を速やかに連絡するものとする。

※海上保安庁の事務所、巡視船艇及び航空機は、防災相互通信波の受信機を装備している。

第13章 事故災害応急対策計画

第1節 海上災害応急対策計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

- ① 本計画は、本町周辺海上における船舶の座礁、接触、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油の災害（以下「海上災害」という）が発生した場合に、人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、町が関係機関及び関係団体と連携してとるべき対策を定める。
- ② 大規模かつ広域的な海上災害の発生またはその恐れがある場合は、町は県に対し、自衛隊の派遣要請等の応援要請を行う。

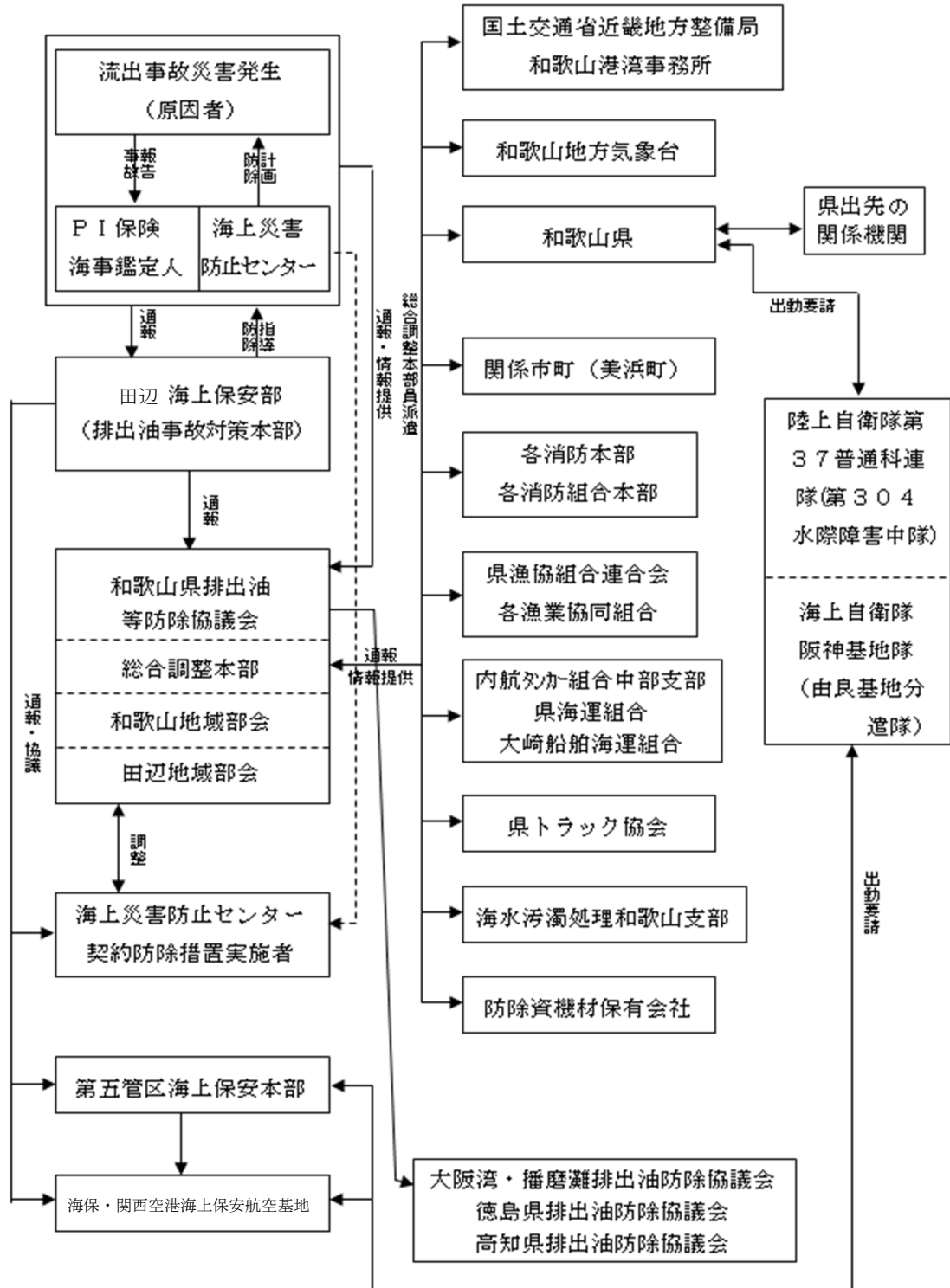
2 実施機関

実施機関	担当業務
事故関係者（船舶所有者）	災害の発生または拡大防止のための応急措置
田辺海上保安部	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行警報等による災害発生のお知らせ 3 災害の発生または拡大防止のための応急措置
県・美浜町	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 地域住民、在港船舶等に対する災害発生のお知らせ 3 災害の拡大防止のための応急措置
海上災害防止センター	海上保安庁長官等の指示または船舶所有者等の委託による応急措置及び技術指導・助言
港湾管理者・漁港管理者	在港船舶等に対する災害発生のお知らせ
漁業関係者（紀州日高漁協美浜町支所・三尾漁協）	災害の拡大防止のための応急措置に対する協力

3 実施要領

- ① 通報連絡体制
- 防災関係機関等における通報連絡系統
(但し、流出油事故災害の場合は、和歌山県排出油等防除協議会の連絡体制を併用する。)

○ 和歌山県排出油等防除協議会連絡体制



○ 船舶に対する周知は次により行う。

機関名	周知手段	対象船舶
海上保安部署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船舶全般
放送局	ラジオ、テレビ	
港湾・漁港管理者	拡声器	在港船舶
漁業用海岸局	漁業無線	港外船舶

なお、必要に応じて航空機により上空から一般航行船舶への周知を行う。

○ 住民に対する周知は次により行う。

機関名	周知手段	周知内容
美浜町	広報車、防災無線等	ア 災害の状況
警察	パトカーの拡声器	イ 防災活動の状況
海上保安部署	巡視船艇の拡声器	ウ 下記使用及び交通などの制限事項
放送局	ラジオ・テレビ	エ 避難準備等の一般的注意事項
		オ その他必要事項

なお、必要に応じて航空機により上空から一般住民への周知を行う。

4 警戒措置

① 海上警戒

○ 実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実施機関名	対象船舶
海上保安部・署	ア 船舶の航行制限及び禁止 イ 在港船舶に対する移動命令及び誘導 ウ 警戒区域等の設定 エ 巡視船艇等の配置による現場警戒及び交通整理 オ 現場周辺における火気使用の制限 カ 流出油の監視パトロール
その他の防災関係機関	海上保安部署が行う海上警戒に対する協力

② 沿岸警戒

- 実施機関は、流出油等による災害が沿岸地域に波及する恐れがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実施機関名	措置の内容
美浜町	1 沿岸住民に対する下記の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告 2 流出油の漂着に係る監視パトロール
県	流出油の漂着に係る監視パトロール
警察	沿岸地域の交通制限等

5 応急措置

- ① 海上流出油対策（通常の防御体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）
- 海上に大量の油が流出し、沿岸に漂着しまたは漂着の恐れがある場合は、流出油災害の拡大を防止するため、町は県排出油防除協議会等関係機関と連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

海上保安部署	<p>ア 航行中の船舶及び関係機関への伝達</p> <p>イ 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理</p> <p>ウ 巡視船艇・航空機による流出油の状況把握と関係機関への通報</p> <p>エ 遭難船舶の救助、消火活動、油の拡散防止措置</p> <p>オ 海上における流出油防除</p> <p>カ 流出油防除作業の技術指導</p> <p>キ 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令</p> <p>ク 海上保安庁長官等の指示を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する具体的指示</p> <p>ケ 船舶所有者等の委託を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する指導、助言</p>
県	<p>ア ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集および伝達</p> <p>イ 応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整</p> <p>ウ 防除資機材の調達</p> <p>エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去</p>
美浜町	<p>ア 流出油の状況把握</p> <p>イ 関係機関との連絡調整</p> <p>ウ 防除資機材の調達</p> <p>エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去</p>

	オ 回収油等の保管
海上災害防止センター	ア 海上保安庁長官等の指示による排出油の防除のための措置 イ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置 ウ 保有している油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の船舶所有者等への供与 エ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置に関する指導及び助言
その他の関係機関	海上保安部・署、県、市町村等が実施する応急措置に対する協力

② 海上災害における人身事故等（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常体制では対応不可能な場合を想定）

○ 町は、各実施機関と相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

- ア 捜索、人命救助、救護
- イ 消火活動、延焼防止
- ウ 応急資機材の調達
- エ 遭難船の移動

6 災害対策連絡調整本部への参画

災害関係機関相互間の連絡を緊密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するために災害対策連絡調整本部が設置された場合、町はそれに参画する。

構成	海上保安部、県、警察、関係市町村（消防機関を含む）、港湾関係機関、海上災害防止センター（但し、海上保安庁長官等の指示または船舶所有者等の委託による場合）、事故発生責任機関並びにその他防災関係機関
設置場所	海上保安部署庁舎または事故現場に近い適当な場所
任務	災害情報の交換 総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整 関係機関に対する協力要請
その他	各防災関係機関は、連絡調整のため防災責任者を必要期間、災害対策連絡調整本部に常駐させる。

第2節 航空災害応急対策計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

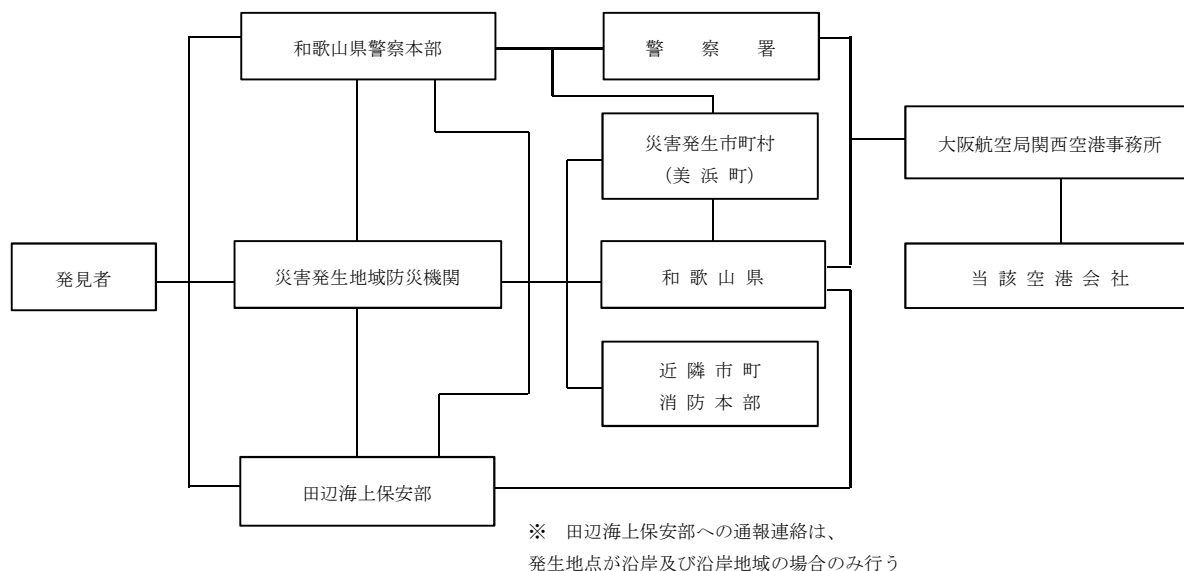
本町周辺における航空機の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という）が発生した場合、またはまさに発生しようとしている場合に、被害を最小限度にとどめるため応急対策を迅速かつ的確に実施する。

2 計画内容

① 関係機関に対する通報連絡

本町周辺で航空機災害が発生し、または発生の恐れがあると認めた場合で、関係機関の協力を要するときは、町は次の通信系統により通報連絡するものとする。

[発生地点が明確な場合（消火救難の場合）]（南紀白浜空港内及び周辺の場合以外）



② 広報

航空機災害が発生した場合、町は、大阪航空局関西空港事務所、大阪航空局南紀白浜空港事務所、航空機災害に係る航空会社、県及び県警察本部と連携して、災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民等に広報を行う。

ア 町及び関係機関の実施する応急対策の概要

イ 避難の指示及び避難先の指示

ウ 乗客及び乗務員の住所、氏名

エ 地域住民等への協力依頼

オ その他必要な事項

③ 消火救難活動

ア 実施機関

本町等の災害地市町村、災害地市町村消防機関、田辺海上保安部（沿岸及び沿岸海域の場合）

イ 協力機関

災害地近隣市町消防機関、県警察本部

ウ 実施事項

- ・航空機災害に係る火災が発生した場合、本町の防災まちづくりみらい課職員は、消防団及び消防機関職員と連携して、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期すため、警戒区域を設定する。
- ・災害の規模が大きく、地元の消防機関では対処できないと思われる場合、近隣市町消防機関に応援を求めるものとする。
- ・乗客、地域住民等の救出は、町を含む実施機関の協議に基づき、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入して迅速に実施する。

④ 搜索救難活動

搜索救難活動については、警察庁、防衛省、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び消防庁との間で締結されている「航空機の搜索救難に関する協定」に基づき、国土交通省が主体となり実施されるものであるが、国土交通省をはじめとする各協定機関から搜索救難の協力要請がある場合は、その要請に基づき町は迅速的確に対応する。

第3節 道路災害応急対策計画

（防災まちづくりみらい課、農林水産建設課）

1 計画方針

町域の道路構造物の被災等により多数の死傷者が発生した場合、被害を最小限度にとどめるため町は以下の応急措置を迅速かつ的確に実施する。

2 計画内容

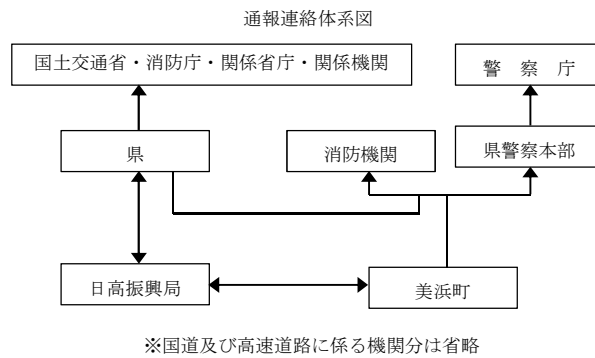
① 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

ウ 県は、町から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ 県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。



② 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 町及び関係機関は、発生後速やかに、必要な防災体制をとる。

③ 救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、町の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ 県及び町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び町は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

④ その他

ア 道路管理者及び上下水道・電気・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

イ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

ウ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

エ 道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第 14 章 危険物等災害応急対策計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

危険物施設、高圧ガス貯蔵施設等は、災害時における火災、爆発、漏洩等の危険が予測されるので、関係法に基づく災害予防規定、防災計画等を実効あるものにするとともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について自主的な活動ができるよう計画する。また、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、災害による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

2 危険物施設応急対策計画

① 基本方針

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等は、県本部、町本部、消防本部及び消防署の指導を受けて、危険物施設の実態に応じて、応急対策を行う。

② 応急対策

関係機関は連携して次の措置をとる。

- ア 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止
- イ 危険物の移送運搬の中止並びに車両の転倒防止及び出火漏洩の防止
- ウ 初期消火要領の徹底並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- エ 被害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- オ 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置の強化

3 高圧ガス貯蔵施設応急対策計画

① 基本方針

高圧ガス貯蔵施設等において、災害による火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、危害予防規定の手順にしたがって、実態に即した応急措置をとるとともに関係機関と連携を密にして防災体制を整備する。

② 高圧ガス貯蔵施設等応急対策

保安係員等は、地震等異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視及びガス検知器等により異常の有無を確認し、次のような応急措置を講じる。

- ア 異常無しの場合には、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。
- イ 異常有りの場合には、保安係員等は次の自主防災活動を行う。

- (a) ガス遮断等緊急措置
- (b) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- (c) 危険区域、立入禁止区域の設定
- (d) 付近住民等への危険周知及び避難誘導
- (e) 消防、県等への連絡

4 有害物質漏洩等応急対策計画

① 計画方針

災害による有害物質の漏洩等により住民の健康被害が生じ又はその恐れがある場合の応急対策についてはこの計画による。

② 計画内容

ア 町は、県、関係機関及び事業所と連絡を取り、県が実施する有害物質の漏洩等の有無、汚染状況、原因等必要な情報収集に協力する。

イ 町は、県と協力して被災事業所について、有害物質の漏洩状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

ウ 町は、県と協力して被災により損壊した建物等の撤去工事において発生する粉じんや石綿の飛散を防止するため、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル」に基づき、アスベスト台帳を活用した応急的なアスベストの飛散防止対策をし、建物等の損壊状況の調査を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、その飛散防止対策を実施するよう指導する。

エ 町は、県が実施する被災状況に応じた環境モニタリングに対して、測定場所の選定等必要な協力を行う。

オ 町は、県から有害物質の漏洩等により住民の健康に被害が生じる恐れがある場合には、その連絡を受ける。また、報道機関の協力等により一般への周知を実施する県に協力する。

第15章 災害対策要員の計画

第1節 ボランティア受入計画

(かがやく長寿課、(防災まちづくりみらい課))

町は、県及び関係機関・関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保等、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援し、受け入れ体制を整える。

1 ボランティアの受入れ体制の整備

① 受入れ窓口の開設

町は、災害時におけるボランティアを円滑に受け入れるため、ボランティアの受入れ、情報提供、活動の調整を行う窓口を開設する。なお、活動内容、活動分野等についてはボランティアで組織する調整機関の自主性を尊重するものとする。また、現場に入る前に「石綿ばく露防止教育」を実施し、適切な防じん機能を有するマスクの使用を促進し、万が一、中皮腫、肺がんを発症した時のために作業従事記録を40年間保存する。

② 活動拠点の提供

災害対策本部は町社会福祉協議会の協力を得て、ボランティア活動に必要な災害ボランティアセンターを設置する。

③ 県災害ボランティアセンターとの連携

災害対策本部は、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付体制、ボランティアセンターの設置場所等受け入れ体制について、県災害ボランティアセンターと緊密な連携をとる。

2 専門ボランティアの受入れ

災害応急対策において特定の専門知識を有するボランティアを必要とする場合、災害対策本部はとりまとめのうえ県本部及び県災害ボランティアセンターに応援派遣を要請する。

ア 救急・救助ボランティア

イ 医療ボランティア

ウ 介護ボランティア

エ 建築物危険度判定士

オ 被災宅地危険度判定士

カ 災害ボランティアコーディネーター

キ 輸送ボランティア 等

3 ボランティアに協力を依頼すべき主要な事項

① 一般ボランティアによる支援

- ア 災害ボランティアセンターの支援または運営
 - イ 救急救助活動支援
 - ウ 物資配送センター支援（救援物資の受入れ、分類、在庫整理、配送、分配等）
 - エ 給水活動支援、配送、給水拠点の管理
 - オ 自宅避難者等への給食、給水、物資の分配
 - カ 避難所の開設・運営支援、避難者リストの作成、倉庫管理等
 - キ 避難行動要支援者の支援
 - ク 清掃等の衛生管理（避難所、被災地域、災害ボランティアセンター、病院等）
 - ケ 安否情報、生活情報の収集伝達
 - コ その他
- ② 専門ボランティアによる支援
- ア 建築物の応急危険度判定技術者、宅地の危険度判定技術者
 - イ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
 - ウ 教育・保育、事務、介護関係
 - エ 通訳（外国語、手話）
 - オ アマチュア無線技士
 - カ 自治体職員
 - キ その他、自動車運転、各種機器の修理等

第2節 労働者の確保計画

（総務課）

災害時における災害応急対策を実施するにあたり、町、県等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

1 実施責任者

- ア 必要な要員の確保は、町長が行う。
- イ 災害の程度、規模等により、町内で確保できないときは、県又は被害を免れた隣接市町に応援を求める。

2 労働者供給の範囲

応急救助のための労働者供給の範囲は、災害救助法に基づいて行う次の場合とする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産のための移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の搜索

カ 遺体の処理

キ 救助物資の整理、配分及び輸送

3 労働者確保の方法

労働者の確保に当たってはボランティアの受入れ状況を考慮に入れて、次により必要な労働者を確保する。

ア 自治会等に協力を求める。

イ 公共職業安定所

ウ ア、イにより必要な労働者が確保できないときは、知事に対し文書又は電話等により労働者の確保を要請する。

4 要請時の明示事項

労働者の供給要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

ア 求人が必要とする理由

イ 必要期間

ウ 必要人員

エ 労働条件

オ 作業の内容

カ その他参考となるべき事項

5 費用及び期間

① 費用

応急救助のため支出できる賃金は、その地域における通常の実費とする。

② 期間

応急救助のための労働者の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第 16 章 公衆電気通信施設災害応急対策計画

(西日本電信電話株式会社)

本章は、「災害対策基本法」の定めるところにより、一般防災の災害応急対策に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

1 通報連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

2 災害時における情報の収集及び連絡

① 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

ア 気象状況、災害予報等

イ 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況

ウ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

エ 被災設備、回線等の復旧状況

オ 復旧要員の稼働状況

カ その他必要な情報

② 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ当該区域を管轄する次の社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

県、町、警察、消防、水防及び海上保安の機関、地方郵政局、総合通信局、気象台又は測候所、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他の必要な機関

3 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

① 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。

② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。

③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。

④ 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。

⑤ 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。

⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。

- ⑦ その他、安全上必要な措置を講ずること。

4 通信の非常そ通措置

① 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 2 項及び「電気通信事業法施行規則」（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 56 条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること

ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項及び「電気通信事業法施行規則」（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 55 条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと

エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること

オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること

② 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所には、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

③ 携帯電話の貸出し

ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

④ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

5 災害時における広報

① 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

③ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーカー案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

6 対策要員の確保

- ① あらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- ② 対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部に出動する。
- ③ 対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動出来ない対策要員は、最寄の事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。
- ④ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。
 - ア 社員の非常配置及びサービス標準
 - イ 社員の非常招集の方法
 - ウ 関係組織相互間の応援の要請方法

7 グループ会社に対する協力の要請

非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資機材、車両等について協力を要請する。

8 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対して次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

- ① 要員対策
工事会社等の応援、自衛隊の派遣を要請する。
- ② 資材及び物資対策
地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給を要請する。
- ③ 交通及び輸送対策
 - ア 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係る特別許可を申請する。
 - イ 災害時等、緊急輸送のための運送業者の協力、若しくは自衛隊等に対し輸送の援助を要請する。
- ④ 電源対策
商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。
- ⑤ お客様対応
お客様に対して故障情報、回復情報、ふくそう回避策及び、利用案内等について情報提

供を行うとともに、報道機関の連携を図る。

⑥ その他必要な事項

9 対策要員の広域応援

大規模地震等により、大都市、若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災施設等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、西地域会社、東地域会社、長距離会社及びドコモグループ各社、並びにグループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設 営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。

10 災害時における災害対策用資機材の確保

① 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達もしくは資材部門等に要求する。

② 輸送

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。

③ 災害対策用資機材置場等の確保

災害時において必要に応じて、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポートおよび仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

11 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

① 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

② 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員資材及び輸送の手当てを行う。

③ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

第4部 災害応急対策計画（地震・津波対策計画）

第1章 防災組織計画

第1節 組織計画

（全課）

1 計画方針

大規模な地震が発生し、和歌山県内において災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、町が有する全機能を発揮して迅速、的確な防災活動を実施するための組織・体制について定める。

2 災害警戒・配備体制

区分	配備体制	動員職員	配備基準
災害警戒本部	警戒体制Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・副町長（災害担当長） ・防災まちづくりみらい課長（本部調整班） ・住民課長（避難所班） ・子育て健康推進課長（避難所感染症対策班） ・農林水産建設課長（土木建築班） ・上下水道課長（上下水道班） ・防災まちづくりみらい課職員（災害担当課職員） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 美浜町において、震度4以上の地震が発生した場合 ② その他副町長が必要と認めるとき
	警戒体制Ⅱ	警戒体制Ⅰ＋主幹・課長以上の職員、教育長	<ul style="list-style-type: none"> ① 各担当課長が招集の必要があると判断したとき ② 美浜町において震度5弱以上の地震が発生した場合
	1号配備	警戒体制Ⅰ＋主査・課長補佐以上の職員	<ul style="list-style-type: none"> ③ 和歌山県沿岸に「津波注意報」が発表された場合 ④ その他副町長が必要と認めるとき
	2号配備	警戒体制Ⅰ＋係長以上の職員	<ul style="list-style-type: none"> ① 各担当課長が招集の必要があると判断したとき ② 美浜町において震度5弱以上の地震が発生した場合

	3号配備	全職員	③ 和歌山県沿岸に津波警報、大津波警報が発表された場合 ④ 東海地震の警戒宣言が発令されたとき ⑤ その他町長が必要と認めたとき
--	------	-----	--

※（地震が発生した場合）

地震が発生した場合は、執務中であれば、警戒体制Ⅰに該当する災害担当者が協議のうえ災害警戒・配備体制を発令する。

また、夜間・休日に地震が発生した場合は、日直又は警備員はその状況をできるだけ確認し、速やかに災害担当長（不在の場合は防災まちづくりみらい課長）に連絡する。災害担当長（不在の場合は防災まちづくりみらい課長）は、各体制を発令する。

3 災害対策本部

① 設置基準

災害対策本部は次の基準により設置する。

	基 準	動員配備人員
災害対策本部	a 災害救助法の適用を要する災害（地震・津波）が発生し、町長が必要と認めたとき b 美浜町において震度5弱以上の地震が発生し、町長が必要と認めたとき c 和歌山県沿岸に大津波警報または津波警報が発表されたとき d 東海地震の警戒宣言が発令されたとき e 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発表されたとき。 f その他災害の発生するおそれがあり、町長が必要と認めたとき	全職員

② 閉鎖基準

- ア 災害発生のおそれが解消したとき
- イ 災害応急対策活動が概ね終了したとき
- ウ その他本部長が必要なしと認めたとき

③ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、町役場内に設置する。役場が被災した場合は、中央公民館を代替施設として使用するが、被災状況を勘案して町長が指定する施設内に設置する。

④ 組織編成

災害対策本部の組織編成は、「美浜町災害対策本部条例」及び「美浜町災害対策本部規則」並びに本計画の定めるところによるものとする。

(別添 組織表参照)

(資料編：美浜町災害対策本部条例)

(資料編：美浜町災害対策本部規則)

⑤ 指揮命令系統の確立

本部は、本部長が指揮にあたり、本部長に事故あるときは、副本部長（副町長）が指揮をとる。

⑥ 本部会議の開催

災害応急対策の基本方針の決定、その他本部会議の内容は概ね次の通りとする。

ア 報告事項

- (ア) 気象情報及び災害情報
- (イ) 配備体制について
- (ウ) 各部の被害・措置状況について
- (エ) その他

イ 協議事項

- (ア) 応急対策への指示
- (イ) 各部各班間の調整事項の指示
- (ウ) 広域応援・自衛隊等への災害派遣要請の要否
- (エ) その他

⑦ 編成及び事務分掌

災害対策本部は、本部調整班・総務部・住民対策部・上下水道部・産業建設部・消防水防部からなり、各部に部長、各班には班長を置く。

ア 各部

部長は、上司の命を受け当該部に属する事務を掌理し、所属の部員を指揮監督する。

イ 各班

班長は、上司の命を受け当該班に属する事務を掌理し、所属の班員を指揮監督する。

ウ 事務分掌

各部・各班の事務分掌は、別表に示すとおりであり、この表で分掌されていない災害応急対策の分担、あるいは、各部を越えた応援体制等が必要なときは、本部会議においてその体制を定めるものとする。

⑧ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害地における人命の救助、その他の災害応急対策を迅速に実施するために必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を設置する。

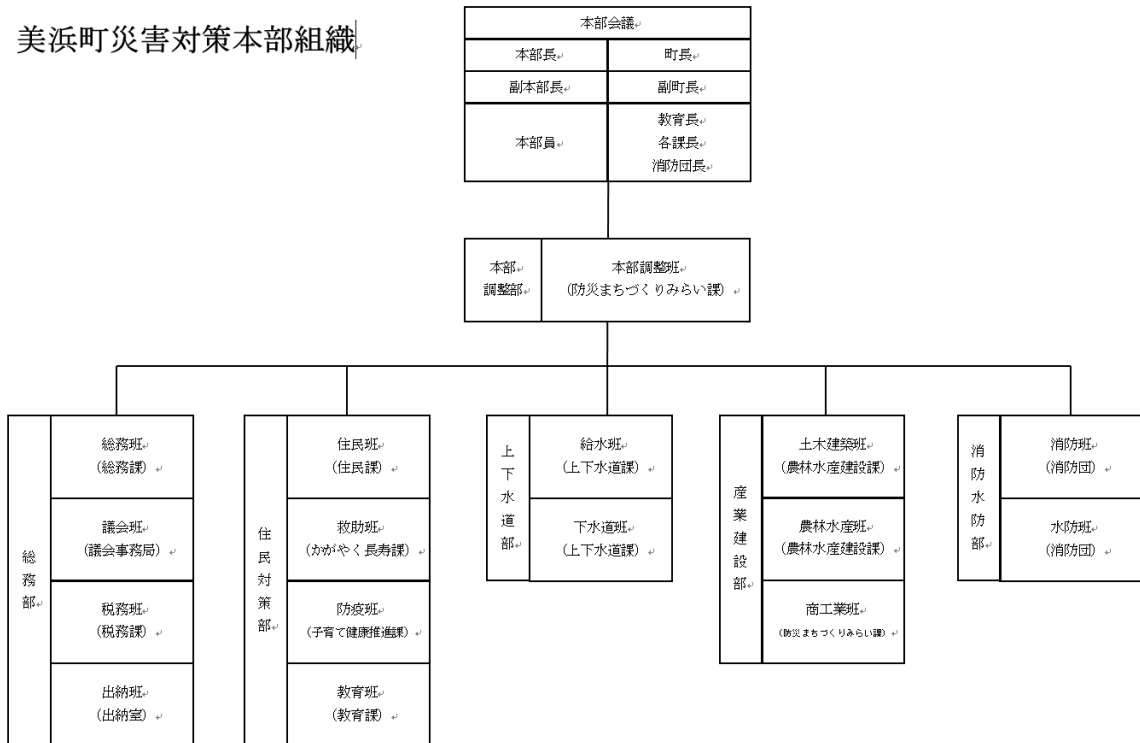
現地本部は、災害地の災害応急対策の実施に適した場所に設置するものとする。

⑨ 標識・職員証票

本部長、副本部長、本部長、その他本部職員は、腕章を着用する。また、災害時において非常活動に使用する本部の自動車には標旗をつける。

また、災害応急対策において、職員が災害対策基本法に基づき施設・家屋又は物資の所在する場所もしくは物資を保管する場所に立入り、検査等を行う場合における証票は、美浜町職員であることが分かる名札等を携行とする。

美浜町災害対策本部組織



各部の責任者は、次の通りとする。

部	部長	副部長
本部調整部	防災まちづくりみらい課長	当該部長があらかじめ選任した者
総務部	総務課長	税務課長
住民対策部	住民課長	かがやく長寿課長
上下水道部	上下水道課長	当該部長があらかじめ選任した者
産業建設部	農林水産建設課長	当該部長があらかじめ選任した者
消防水防部	消防団長	消防副団長

(別表) 美浜町災害対策本部事務分掌

部	部長	班	班長	事務分掌
本部調整部	防災まちづくりみらい課長	本部調整班	防災まちづくりみらい課長	① 災害対策本部運営に関する事 ② 上級機関への報告、連絡に関する事 ③ 総合連絡調整に関する事 ④ 命令決定事項の伝達に関する事 ⑤ 本部長の秘書的業務に関する事 ⑥ 防災会議に関する事 ⑦ 本部会議との連絡調整に関する事 ⑧ 無線に関する事 ⑨ 気象予警報等の受信及び伝達に関する事 ⑩ 災害応急対策用物品等の購入に関する事 ⑪ 災害救助に必要な物資、資材の確保に関する事 ⑫ 災害救助に必要な食料等の確保に関する事 ⑬ 被害状況のとりまとめに関する事 ⑭ 広報に関する事 ⑮ 報道機関との連絡調整に関する事 ⑯ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関する事 ⑰ 罹災証明の発行に関する事 ⑱ その他必要な事
		総務班	総務課長	① 職員の動員、派遣要請に関する事 ② 財務に関する事 ③ 電話の管理及び公用車の配車に関する事 ④ 県、自衛隊等への派遣要請及び受け入れに関する事 ⑤ 庁舎の管理等に関する事 ⑥ 町有財産等の被害状況の取りまとめに関する事 ⑦ 被災地への慰問に関する事 ⑧ 他班の事務に属さない事 ⑨ 班が所管する町有財産等の被災状況に関する事 ⑩ その他必要な事
総務部	総務課長	議会班	議会事務局長	① 議員との連絡及び会議に関する事 ② 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関する事

				③ その他必要なこと。
		税務班	税務課長	① 家屋被害等情報の収集及び報告に関すること。 ② 町税の減免等に関すること。 ③ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関すること。 ④ その他必要なこと。
		出納班	会計管理者	① 災害活動の出納に関すること。 ② 義援金の受理に関すること。 ③ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関すること。 ④ その他必要なこと。
住民対策部	住民課長	住民班	住民課長	① 救助活動に必要な情報等の収集に関すること。 ② 避難所の設置及び運営に関すること。 ③ 環境衛生に関すること。 ④ 遺体の収容、埋葬に関すること。 ⑤ ごみの処理、し尿処理、廃棄物処理に関すること。 ⑥ 災害救助の全般的な計画・実施に関すること ⑦ 災害援護資金等の融資に関すること。 ⑧ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関すること。 ⑨ その他必要なこと。
		救助班	かがやく長寿課長	① 避難行動要支援者の被災状況調査及び必要な措置に関すること。 ② 災害救援物資及び義援物資の受領・配送・配分に関すること。 ③ ボランティア団体の支援の受入れ等に関すること。 ④ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関すること。 ⑤ その他必要なこと。
		防疫班	子育て健康	① 災害防疫の総括に関すること。 ② 防疫活動に必要な情報等の収集に関すること。 ③ 医療救護及び助産に関すること。 ④ 保健所その他医療機関等との連絡調整に関すること。

		推進 課長	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 感染症予防に関すること。 ⑥ 防疫用薬品の確保に関すること。 ⑦ 医薬品の整備及び補給に関すること。 ⑧ 毒劇物による事故防止に関すること。 ⑨ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関すること。 ⑩ その他必要なこと。
		教育 班 教育 課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育関係の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 ② 臨時の授業その他学校運営に関すること。 ③ 園児・児童・生徒の保健管理に関すること。 ④ 職員の動員、派遣及び救援に関すること(学校職員を除く。) ⑤ 学校給食及び炊き出し物資の管理に関すること。 ⑥ 教科書の調達に関すること。 ⑦ 社会教育施設及び社会体育施設の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 ⑧ PTA、婦人会等社会教育団体との連絡に関すること。 ⑨ その他必要なこと。
産業建設部	農林水産建設課長	土木 建築 班	農林水産建設課長 <ul style="list-style-type: none"> ① 道路、橋梁等の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 ② 河川・海岸・港湾の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 ③ 建物の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 ④ 応急仮設住宅等の建築に関すること。 ⑤ 災害復旧全般に関すること。 ⑥ その他必要なこと。

		農林水産班	農林水産建設課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林水産関係施設等の被害状況調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 ② 各関係機関、団体との連絡調整に関すること。 ③ 船舶の確保に関すること。 ④ 保安林及び周辺の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 ⑤ 被災農家、漁家等の資金の融通に関すること。 ⑥ 災害に伴う農作物被害調査等に関すること。 ⑦ その他必要なこと。
		商工業班	防災まちづくり委員会課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 経済関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 ② 各関係機関、団体との連絡調整に関すること。 ③ 観光施設等の被害調査に関すること。 ④ 被災中小企業者に対する融資に関すること。 ⑤ その他必要なこと。
上下水道部	上下水道課長	給水班	上下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 上水道施設の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 ② 飲料水の供給に関すること。 ③ 上水道施設の復旧、資材の確保に関すること。 ④ その他必要なこと。
		下水道班	上下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道施設の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 ② 下水道施設の復旧、資材の確保に関すること。 ③ その他必要なこと。
消防水防部	消防団長	消防班	消防団長	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防活動に必要な情報等の収集及び伝達に関すること。 ② 消防団員の出動に関すること。 ③ その他必要なこと。
		水防班	消防団長	(水防班の編成及び事務分掌は水防計画の定めるところによる。)

第2節 動員計画

(全課)

1 計画方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員の動員について定める。

なお、南海トラフ巨大地震が発生した場合等大規模地震発生時においては、「大規模地震発生時における職員参集体制」に基づき、各職員は予め定められた場所に参加する。

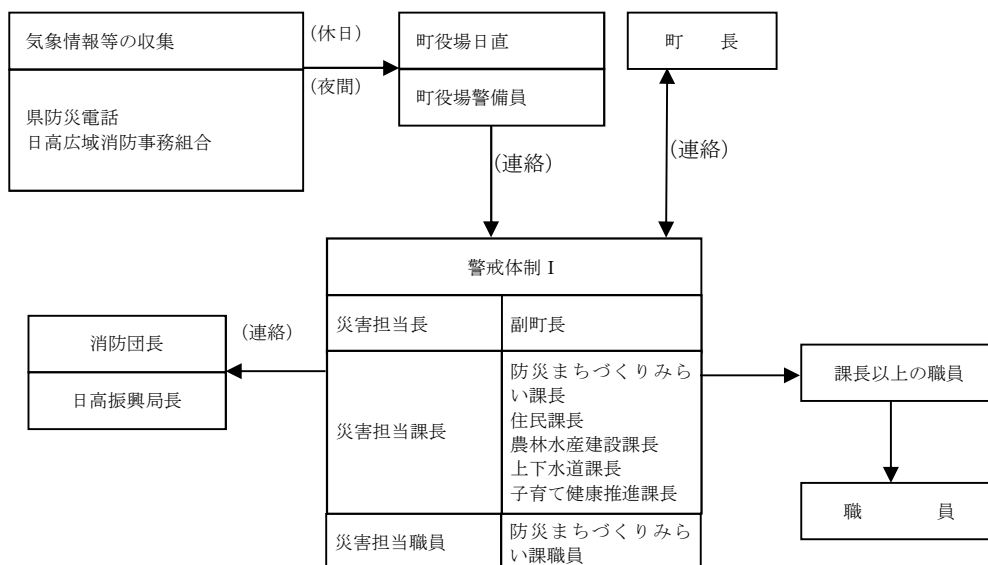
※別紙参集計画（毎年度見直し）

2 計画内容

① 動員の系統

本部における職員の動員は、本部長の決定に基づき次の系統で伝達し動員する。

[配備についての伝達系統]



警戒体制 I	上記の通り
警戒体制 II	I + 主幹・課長以上 + 教育長
1号配備体制	I + 主査・課長補佐以上
2号配備体制	I + 係長以上

② 動員の伝達

ア 勤務時間内

勤務時間内における配備指令は、警戒体制 I の災害担当者が協議のうえ、各課室長に連絡するとともに、庁内放送する。

イ 勤務時間外における配備指令

- (ア) 日直又は警備員は、気象予警報、防災関係機関や住民等からの通報があったときは、直ちに災害担当長ならびに防災まちづくりみらい課長に連絡する。
- (イ) 災害担当長は、上記(ア)の情報を確認し、配備体制について災害担当者と協議の上、配備体制を発令するとともに町長に報告する。
- (ウ) 各課室長は、配備指令に基づき職員を直ちに非常招集する。
- (エ) 招集方法は、次の手段による。
 - ・電話・携帯電話
 - ・防災行政無線放送
 - ・その他必要によって口頭伝達等

ウ 自主参集

地震が発生し、美浜町又は近隣市町において震度5弱以上を記録した場合又は、和歌山県に津波警報が発令された場合は、全職員が自主的に自らの所属する機関に参集する。

3 所属職員の掌握

各課室長は所属職員の掌握を行い、災害担当長に報告する。

4 大規模地震発生時における職員参集体制

職員の参集については、自身の安否、家族の安否等が確保された後にあらかじめ定められた参集場所に参集するものとする。

第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

(全課)

- ア 東海地震が発生した場合、著しい被害を生ずるおそれがある地域として東海地方を中心に地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）が指定されているが、和歌山県はこの地域に含まれていないため、警戒宣言発令中においても都市機能は平常どおり確保する。
- イ 但し、和歌山県は駿河湾と直線距離約210～280kmの地域にあるため、東海沖で地震が発生した場合の県民の生命、身体、財産の安全の確保を図る必要があるほか、東海・東南海・南海地震の同時発生や東海地震が東南海・南海地震を誘発する恐れも懸念される。よって、東海地震注意情報が発せられたときから警戒宣言の発令、又は気象庁から東海地震の発生のおそれがなくなった旨の情報が発表されるまでの間について必要な措置をとる。（東海地震の警戒宣言が発令されたときは全職員が参集する。）

第2章 情報計画

第1節 地震・津波に関する情報の収集・伝達計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

大規模な地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合、的確な災害応急対策を実施するために、迅速かつ正確に地震及び津波に関する情報等を収集し、伝達を行う。

2 計画内容

① 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報・津波に関する情報の種類と内容

ア 津波予報区

和歌山県は全域が1つの予報区であり、予報区名称は「和歌山県」である。

イ 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波予報

気象庁は、地震が発生したときは地震の位置や規模を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する「予想される津波の高さ」は、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、「予想される津波の高さ」を「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。「予想される津波の高さ」を「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する「予想される津波の高さ」は、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することは困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられている可能性がある場合は、「予想される津波の高さ」を定性的表現で発表する。「予想される津波の高さ」を定性的表現で発表した場合は、地震発生から約15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、「予想される津波の高さ」を数値で示した更新報を発表する。

〈津波警報・注意報の種類及び発表基準・解説・発表される津波の高さ等〉

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予測の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大 津 波 警 報 ※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津 波 警 報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津 波 注 意 報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、

津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある

・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

津波警報等と避難のポイント

・震源が陸地に近いと津波警報等が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。

・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。

・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。

・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報等が解除されるまでは、避難を続けましょう。

警報・注意報の別		想定される被害	発表される津波の高さ	
			高さの区分	発表する値
津波警報	大津波	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。	10m～ 5m～10m 3m～5m	10m超 10m 5m
	津波	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。	1m～3m	3m
津波注意報		海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。	0.2m～1m	1m

ウ 地震情報及び津波情報の種類及び発表基準と内容

〈緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類〉

地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報（警報）注1	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域名及び震度4が予測される地域名（和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域（※1））

震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（和歌山県は和歌山県北部、和歌山県南部の 2 地域（※ 2））と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度 3 以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報・注意報等発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点ある場合は、その市町村名を発表。
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。	気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。 この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。 （呼びかける今後の備えの例） 家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決め、家庭における備蓄の確認
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

注 1：震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合

〔緊急地震速報（震度 6 弱以上）を特別警報に位置づける〕

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30 分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合、監視領域内※1 でマグニチュード 6.8 以上※2 の地震※3 が発生 ○1 カ以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で 2 時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内※1 において、モーメントマグニチュード※4 7.0 以上※2 の地震※3 が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの想定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層ずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算

したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただしモーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

※1、2 緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称	市郡（町村）名
和歌山県	和歌山県北部	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市、岩出市、海草郡[紀美野町]、伊都郡[かつらぎ町、九度山町、高野町]、有田郡[湯浅町、広川町、有田川町]、日高郡[美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町]
	和歌山県南部	田辺市、新宮市、西牟婁郡[白浜町、上富田町、すさみ町]、東牟婁郡[那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町]

(津波情報)

津波情報の種類	発表内容
津波到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測事項※3や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表。 ※3 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・予想される津波の高さに関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達時刻を発表。
津波観測に関する情報*1	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報*2	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

*1 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(全ての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※ 2 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※ 3）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測地を「観測中」沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(全ての場合)	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 3 沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

エ 津波警報・注意報・予報、地震情報及び津波情報(震度速報を除く)

和歌山地方気象台は、次の基準により関係機関(津波警報・注意報・予報の伝達経路参照)へ通知する。

② 津波警報・注意報・予報及び津波情報

和歌山県に発表されたとき

③ 地震情報

a 震源・震度に関する情報

(ア) 和歌山県内で震度 3 以上を観測したとき

(イ) 隣接府県(大阪府、奈良県、三重県)で震度 4 以上を観測したとき

(ウ) 上記以外の都道府県で震度 6 弱以上を観測したとき

b 各地の震度に関する情報

和歌山県内で震度 1 以上を観測したとき

c その他の情報(震源情報、遠地震に関する情報、地震の回数に関する情報、推計震度分布情報など)地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

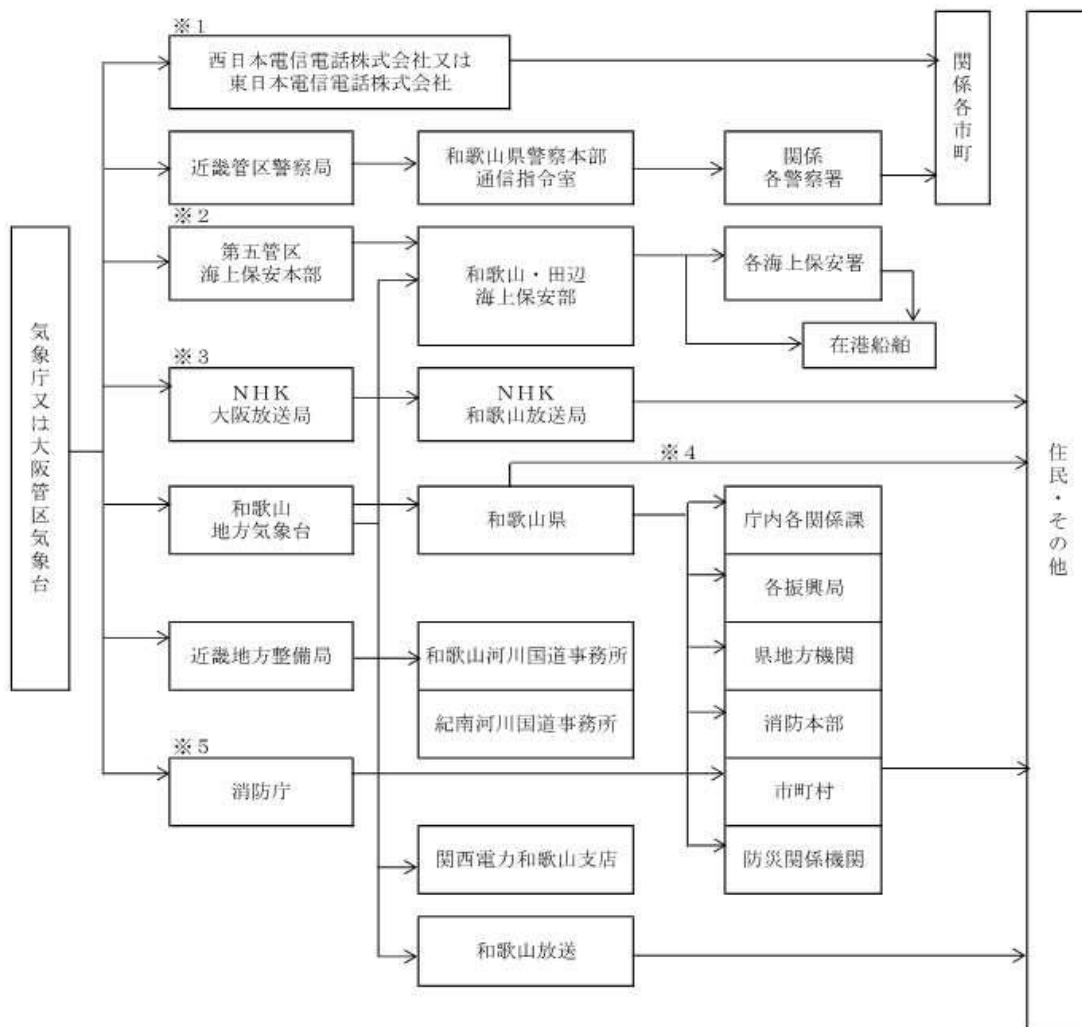
オ 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し、津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度 4 以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報・注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料が発表される。

(資料編：和歌山県内の気象観測施設、地震、津波等観測施設)

④ 津波予報等の通知と伝達

ア 津波警報等の伝達経路



- (注) 1 和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」または「防災情報提供システム」による。
 2 ※1は、大津波警報、津波警報及び同警報解除のみ伝達する。
 3 ※2は、神戸地方気象台から伝達する。
 4 ※3は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）による。
 5 ※4は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。
 6 ※5は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。

⑤ 予報等の周知

本部長は県の機関又は警察から予報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた必要な事項を住民、町内の官公署、学校、団体等に以下の方法等により周知徹底させる。
なお、防災行政無線から放送される津波警報、津波注意報のサイレン音は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）の標準サイレン音に統一するものとする。

- ア 防災行政無線
- イ 広報車
- ウ サイレン、警鐘等

第2節 被害情報等の収集計画

(全課)

1 計画方針

地震災害時における被害情報の収集は、災害応急対策の基礎となるものであり、関係機関と連携をとり迅速かつ確実に被害情報を収集する体制を整備する。

2 被害情報の収集

被害が発生したとき、町は、直ちに被害情報の収集活動を開始し、必要に応じて日高広域消防事務組合・御坊警察署その他関係機関と密接な連絡をとりながら、災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

(収集すべき情報)

① 災害発生時

- ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- イ 住宅被害の状況
- ウ 二次災害の発生状況・危険性
- エ 避難の必要性の有無及び避難の状況
- オ 住民の動向
- カ 観光客等の状況
- キ 道路交通の状況
- ク 役場等所管施設の破損状況
- ケ その他災害の発生・拡大防止上必要な事項

② 被害情報

- ア 被害状況
- イ 避難所の設置状況
- ウ 傷病者及び避難行動要支援者の収容状況
- エ 応急給水の状況等

3 被害情報のとりまとめ

① 情報の総括・報告責任者

情報の総括・報告責任者は、本部調整班長とする。

② 県への応援要請

被害が甚大なため町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

③ 各班から本部長への報告

各班は、災害が発生してから被害に関する応急対策が完了するまでの間、被害状況及び災害応急対策の活動状況を本部調整班長を通じて本部長に報告する。

④ 県の災害時緊急支援要員との連携

県から災害応急対策支援及び被災地における情報収集等のため、本部に災害時緊急支援要員が配置された場合、災害時緊急支援要員の情報収集に協力する。

4 県への報告

① 報告すべき災害

ア 災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な現象、大規模な火事・事故、爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害

イ 報告の基準

災害の状況が、次の基準に該当する場合は県に報告する。

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(イ) 対策本部を設置したもの

(ウ) 災害に対し国の特別の財政的援助を要すると認められるもの

(エ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合

(オ) 地震が発生し、県内で震度4以上を記録したもの

(カ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があるもの

ウ 災害報告の種類

(ア) 災害即報

(様式編：災害概況即報 第4号様式(その1))

(様式編：被害状況即報 第4号様式(その2))

(イ) 被害状況報告

(様式編：被害状況報告)

(ウ) 被害確定報告

(様式編：被害状況報告)

② 災害即報及び被害状況報告要領

ア 災害即報

- (ア) 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告する。
- (イ) 災害即報は、次の系統によって迅速に行う。ただし、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行う。
(消防庁連絡先)・N T T回線 03-5253-7527
F A X 03-5253-7537
・県防災電話（地域衛星通信ネットワーク）
7-048-500-90-49013
F A X 7-048-500-49033
- (ウ) 119番殺到状況については、県のほか、直接国へも報告する。
- (エ) 報告すべき災害の発生を知ったときは、直ちに第一報を報告し、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告する。
- (オ) 報告に当たっては、県総合防災情報システム（地域衛星通信ネットワーク）、加入電話、ファクシミリ等によって即報し、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告時期を明らかにする。
- (カ) 災害即報事項は、御坊警察署（駐在所・派出所）をはじめ、関係機関と十分連絡を保ったうえで行う。

イ 被害状況報告

- (ア) 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査による報告を要するが、状況に応じ概況、中間、確定報告と段階的に行う。

(イ) 被害状況報告系統

美浜町 災害対策本部	被害区分	報告先	本庁主務課
	人的被害・ 住宅等一般	振興局健康福祉部	福祉保健総務課
	土木関係	振興局建設部等	県土整備部各課
	農業関係	振興局農業 水産振興課	農林水産部各課
	耕地関係	振興局農地課	農業農村整備課
	林業関係	振興局林務課	林業振興課 森林整備課
	水産関係	振興局農業 水産振興課	水産振興課
	漁港関係	振興局建設部等	港湾整備課
	公共施設関係	振興局地域振興部 振興局健康福祉部	各部関係各課
	商工業関係	振興局企画産業課	商工観光労働部各課
	観光関係	振興局企画産業課	観光振興課
	自然公園関係	振興局健康福祉部	環境生活総務課
	衛生関係	振興局健康福祉部	環境生活部 福祉保健部 関係各課
	その他	振興局総務県民課	関係各課 災害対策課
災害に対してとら れた措置の概要	同上	同上	

(ウ) 被害確定報告は、災害応急対策を終了後 20 日以内に知事あて報告する。

第3節 災害広報計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、被害の拡大を防止し、また住民の混乱が生じないように適切に災害の広報を実施する。

2 実施機関

災害時における広報は、内容の一元化を図り住民に混乱が生じないようにすることが必要である。そのため、町内で広報を必要とする事項は、原則として本部調整班を通じて広報を行い、広報責任者は本部調整班長とする。

3 広報の内容

広報内容については、発災直後から災害状況や応急活動の進捗状況に合わせて次のような情報を提供する。

地震発生直後の広報	その後の広報
1 津波に関する情報	1 災害情報、被害情報
2 余震情報	2 救援物資の配給状況
3 地震時の一般的注意情報	3 ライフライン等の復旧状況
4 初期消火活動、人命救助の呼びかけ	4 緊急輸送道路確保への協力要請
5 災害情報、被害情報	5 ボランティア受入れ情報
6 避難に関する情報	6 安否情報

4 広報の方法

① 住民に対する広報の方法

災害時の広報は簡潔で分かりやすい内容とし、特に避難行動要支援者に配慮して実施する。

ア 美浜町防災行政無線同報系による広報

イ 二次災害、災害危険箇所等については防災行政無線によるほか、消防団長、自治会長に対して電話もしくは口頭で伝達に努める。

ウ 各種広報車両やハンドマイクによる広報

エ チラシ、ポスター等印刷物による広報

オ 報道機関の協力による広報

カ 自治会・自主防災組織等住民団体の協力による広報

② 報道機関に対する報道要請

報道機関に対する報道要請は、日高振興局を経由して知事あてに次の事項を明らかにして原則として文書にて行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

また、県と通信途絶等特別の事情がある場合は、直接報道機関（放送局等）に対して要請する。

ア 放送要請の理由

イ 放送事項

ウ 希望する放送日時

5 公聴活動

被災者の抱える生活上の不安、悩みなどの相談に応じるため、次のような公聴活動に努める。

① 相談窓口の設置

- ア 被災地、避難所等に相談所を設ける。
- イ 広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

第4節 災害通信計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

気象予報の伝達、災害情報の収集並びに応急対策の指示・伝達、災害時における防災関係機関との通信連絡を迅速かつ的確に実施する。

2 防災関係機関の通信窓口

(資料編：防災関係機関連絡窓口)

3 災害時優先電話の指定

災害時に被害情報等の通信に使用する災害時優先電話を事前に登録し、重要通信の確保を図る。

災害時においては、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限するとともに、災害時優先電話に連絡責任者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

4 有線通信が途絶した場合の措置

有線通信施設の被災等により、規定の通信連絡が困難な場合は、以下のとおり無線設備又は使者（伝令）等により通信連絡を確保する。

① 県との連絡

県との間は県総合防災情報システムの衛星回線及び相互通信波を利用して連絡する。

② 庁内各班との連絡

災害現場等に出動している各班との連絡は、町防災行政無線又は携帯電話及び衛星電話により行う。また、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣する。

③ 非常無線通信

災害等により非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上、必要が生じた場合は、電波法第52条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。

また、必要に応じて町在住のアマチュア無線局に協力を要請する。

第3章 消防計画

第1節 消防計画

(消防団)

1 計画方針

消防は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに水災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを目的とする。

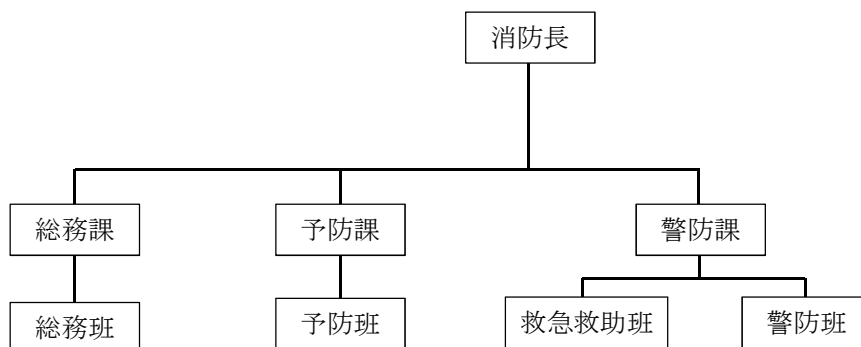
この目的に沿い、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう関係機関との協力体制の確立を図る。

また、「消防団の活動・安全管理マニュアル」による消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の充実強化に努めるものとする。

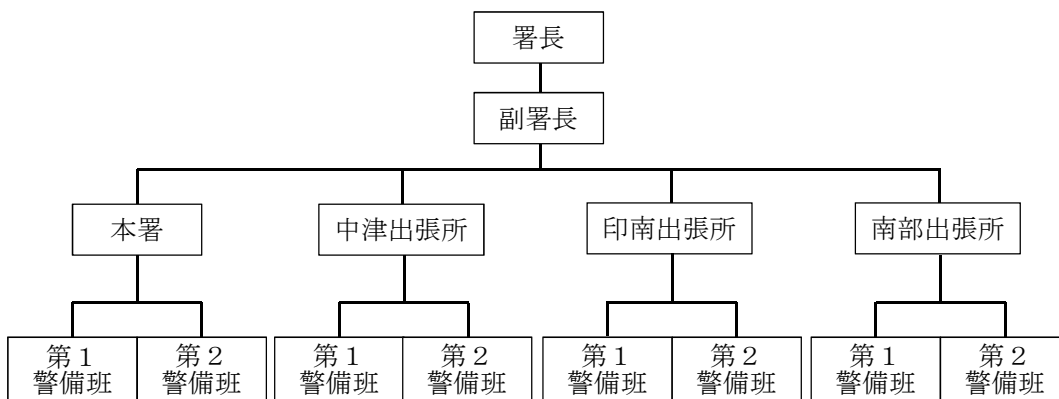
2 組織

① 日高広域消防事務組合

消防本部組織図（令和4年3月1日現在）



消防署組織図（令和4年3月1日現在）



※本町の管轄は本署となっている。

②消防団

ア 人員構成

	第1分団 (松原地区)	第2分団 (和田地区)	第3分団 (三尾地区)	女性消防団	計
団 長		1			1
副 団 長		1			1
分 団 長	1	1	1		3
副分団長	1	1	1		3
班 長	5	4	6		15
団 員	37	21	16	2	76
計	44	29	24	2	99

(令和5年3月1日現在)

イ 連絡系統



3 情報の収集及び報告

町は日高広域消防事務組合と連携をとり、災害情報の収集にあたり、各分団は、管轄区域内の収集した情報を本部調整班に連絡する。

4 火災警防計画

① 消防部隊の招集

町内の消防団員の招集は日高広域消防事務組合が地域防災行政無線を介して行うものとする。ただし、町内に被害が発生した場合は、団員が自主的に参集する。

② 火災等出動計画

ア 消防団の出動は、伝達系統に基づき団長の指示により行うものとする。

イ 日高広域消防事務組合の出動計画は、日高広域消防事務組合消防部隊等運用規程（平成元年3月 日高広域消防事務組合（本）訓令第2号）による。

第2節 消防相互応援計画

(消防団)

消防活動に関する市町村間の相互応援は、県内市町村及び消防組合において平成8年3月1日付けで締結されている和歌山県下消防広域相互応援協定等及び和歌山県下消防広域応援基本計画に基づき、県下において大規模又は特殊な災害が発生した場合、消防の相互応援に努めるものとする。

応援協定の名称	応援協定の内容	協定団体	協定年月日
消防組織法第39条に基づく相互応援協定	水火災	御坊市、美浜町、日高川町、日高町、印南町、由良町	S43. 7. 24
日高広域消防事務組合、湯浅広川消防組合消防相互応援協定	火災、救急救助、必要資機材の援助	日高広域消防事務組合 湯浅広川消防組合	S63. 1. 14
御坊市、日高広域消防事務組合消防相互応援協定	火災、救急救助、その他災害、必要資機材の援助	御坊市、日高広域消防事務組合	H6. 8. 29
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	各種災害、救急搬送等	和歌山県、県内全市町村、県内全消防組合	H8. 2. 22
和歌山県下消防広域相互応援協定	各種災害	県内全市町村、県内全消防組合	H8. 3. 1
和歌山県内における自動車電話・携帯電話からの119番通報接続に関する協定	自動車電話・携帯電話からの119番通報接続	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、下津町、高野町、花園村、白浜町、中辺路町、大塔村、串本町、那智勝浦町、太地町、熊野川町、本宮町、北山村、大辺路消防組合、古座川消防組合、那智郡消防組合、野上美里消防組合、有田消防組合、伊都消防組合、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合	H10. 9. 1
湯浅御坊道路・阪和自動車道(御坊～みなべ)消防相互応援協定	高速自動車道における火災、救急救助	御坊市、日高広域消防事務組合、湯浅広川消防組合、有田川町	H15. 11. 12

(資料編：和歌山県広域消防相互応援協定)

(資料編：和歌山県下消防広域応援基本計画)

(資料編：和歌山県防災ヘリコプター応援協定)

第4章 水防計画

(防災まちづくりみらい課、(農林水産建設課、消防団))

1 計画方針

この計画は、地震により津波が発生した場合における水防活動についても定める。

2 計画内容

① 水防責任

町は、町内の水防を十分に果たすべき責任を有している。

② 地震(津波)時の水防活動

地震(津波)により堤防、護岸、水門、樋門など、河川・海岸・ため池等の施設に被害が生じ、または生じる恐れのあるときで、水防活動を行う必要がある場合は次の措置をとる。ただし、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意するものとする。

ア 津波浸水想定区域及び河川・海岸、ため池等の付近住民に危険を通知し、安全な場所に避難するよう指示を行う。

イ 町内の監視・警戒・水門等管理者へ連絡通報する。

ウ 水防活動に必要な資機材を点検整備する。

エ 町が管理する水門、閘門、防潮堤の迅速な捜査及び他の防潮堤等の管理者に対する門扉操作の応援を行う。ただし、水門、樋門、閘門、防潮堤等の操作に係る余裕時間が無いと判断されたものについて、和歌山県沿岸部に津波警報(大津波、津波)が発表された場合には当該操作担当者は水門等の操作をせず速やかに避難することを原則とする。

オ 必要な場合、隣接する市町に応援を要請する。

カ 上記の諸活動について、県日高振興局建設部に連絡する。

第5章 在港船舶対策計画

(農林水産建設課)

1 計画方針

津波等に際し、港内の船舶の災害対策を定める。

2 計画内容

① 在港船舶に対する措置

ア 津波による船舶の災害を防止するため、和歌山県、田辺海上保安部、紀南地区海上安全対策協議会、地元海運組合等と連絡を密にし、適切な協力により、事故防止の徹底を図る。

イ 津波により在港船舶に被害が生じるおそれがある場合、海上保安部から出される避難指示又は注意喚起について、関係機関と連携して船舶関係者への周知に努める。

② 港内における障害物の措置

港内における障害物に対する措置については、日高港を管理する和歌山県並びに田辺海上保安部に連絡し、障害物の除去、航行警報等の措置を期する。

第6章 罹災者救助保護計画

第1節 災害救助法の適用計画

(住民課)

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～4号の規定によるが、町における具体的適用基準は次のとおりである。

- ① 町の区域内の住家滅失世帯数が40世帯以上に達するとき。(第1条第1項第1号)
- ② 和歌山県の区域内の住家滅失世帯数が1,000世帯以上であって、本町の区域の住家滅失世帯数が20世帯以上に達するとき。(第1条第1項第2号)
- ③ 和歌山県の区域内の住家の滅失世帯数が5,000世帯以上であって、本町の区域内の被害世帯数が多数であること。(第1条第1項第3号)
- ④ ①・②・③の基準には該当しないが、次の各号の一つに該当し、知事による救助が必要な場合(第1条第1項第4号)
 - ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔絶又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難で、被災者の救助に特殊な補給方法を必要とする場合
 - イ 有毒ガスの発生、放射性物資の放出等のため、特殊な技術を必要とする場合
 - ウ 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合
 - エ その他多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

2 滅失世帯の算定基準

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、次のとおり算定する。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- イ 住家が半壊、半焼したものにあっては、2世帯をもって1とみなす。
- ウ 住家が床上浸水又は土砂の堆積などにより、一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては、3世帯をもって1とみなす。

3 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は災害救助法の定めるところによる。

救助法による救助の種類

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産

- カ 被災者の救出
- キ 住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去

(資料編：災害救助法による救助の種類)

第2節 被災者生活再建支援法の適用計画

(住民課)

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金(国が2分の1を補助)を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1 対象となる災害

- ア 災害救助法が適用される程度の災害(災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する災害)
- イ 町内における住家全壊の世帯数が10以上である災害
- ウ 県内における住家全壊の世帯数が100以上である災害
- エ 県内の他の市町村でアまたはイに規定する被害が発生し、町内の全壊世帯数が5以上である災害
- オ ア若しくはイの市町村が発生した都道府県又はウの都道府県が2以上あり、町内の全壊世帯数が2以上である災害

2 被害の認定

被害の認定は、「災害の被害認定基準」に基づき、町が適正かつ迅速に行う。また、調査体制の整備について県からのサポートを受けるとともに、大規模災害時には認定業務に係る次のことを県に対し要請するものとする。

- ア 住家被害認定業務全体を支援し県との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー(県職員)」の派遣要請を行う。
- イ 県は、市町村や建築関係3団体等と調整し、事前登録された住家被害認定士の派遣要請を行う。

3 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住居に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

4 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。（中規模半壊は、加算支援金のみ）

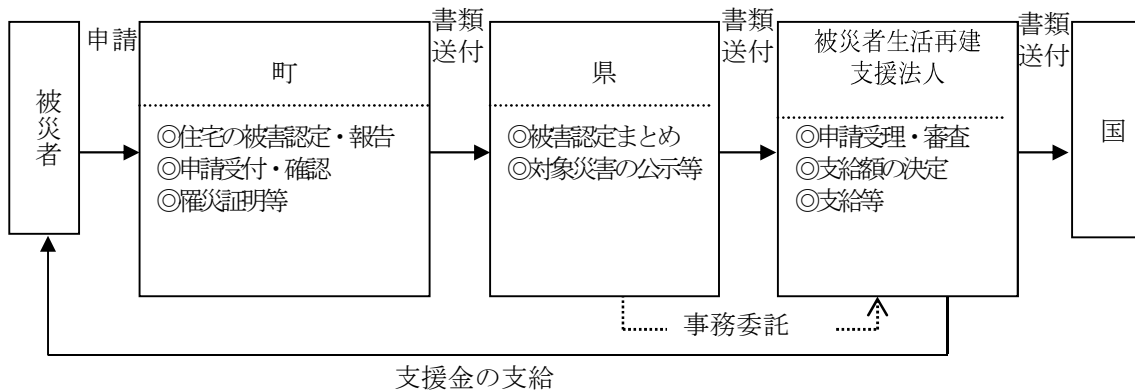
	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※単身世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）まで（単身世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）。

5 支援金の支給

支援金の支給は、被災世帯の世帯主の申請に基づき実施する。町は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行い、県に送付する。なお、申請には、住民票（被災時の世帯全員及び続柄等）が必要となる。また、解体として申請する場合には、解体証明書等が必要となる。



6 被災者生活再建支援法の事務体制における町の役割

・制度の周知（広報）

- ◎ 住宅の被害認定
 - ◎ 罹災証明書等必要書類の発行
 - ◎ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
 - ◎ 支給申請書の受付・確認等
 - ◎ 支給申請書等のとりまとめ及び県への送付
 - 支援金の返還に係る請求書の交付
 - 加算金の納付に係る請求書の交付
 - 延滞金の納付に係る請求書の交付
 - 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金
- ・その他上記に係る付帯事務

※「◎」は、各団体で行う事務、「○」は、委託を受けて行う事務、「・」は、必要な事務をそれぞれ示す。

第3節 避難計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内の住民に対して避難を指示し、安全な場所に避難させるための対策について定める。

なお、地震により、地すべり、がけ崩れ、土石流が発生した場合又はその恐れがある場合は、第3部第6章第3節による。

2 避難の指示

① 実施者

避難のための立ち退きの指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は次の者が行う。

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 基 準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	町長（基本法第56条第2項）	避難行動要支援者等に対する避難	避難行動要支援者が避難を開始しなければならない段階で、人的被害が発生する可能性が高まったとき
避難指示 (警戒レベル4)	知事及びその命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条第6項）	立ち退きの指示 緊急安全確保措置の指示	津波により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者（町長） （水防法第29条）	立ち退きの指示	津波により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長 （災害対策基本法第60条第1項）	立ち退き及び 立ち退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	通常の避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき 災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	警察官 （災害対策基本法第61条第1項、職務執行法第4条）	立ち退きの指示 緊急安全確保措置の指示	町長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるとき。
	自衛官 （自衛隊法第94条）	避難について必要な措置 緊急安全確保措置の指示	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難又は緊急安全確保措置について必要な措置をとる。

	海上保安官 (災害対策基本法第 61条第1項)	立退きの指示 警 告 避難の指示 緊急安全確保措 置の指示	町長が避難のための立退き又は緊急安全 確保措置の指示を指示することができな いと認めるとき。 町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるとき
知事による避難の指示等の代行	知事は、町長がその全部または大部分の事務を行うこ とができない時は、避難のための立退き及び指示及び 緊急安全確保の指示に関する措置の全部または一部を 代行する。		

② 避難情報の基準

風水害時における避難情報の基準は、「第2部第3章第4節 避難に関する基準」によるが、災害発生時に人の生命又は身体を保護するため早期かつ的確な避難情報の発令ができるよう「美浜町避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考とし、地理的な特定等を考慮した上で、具体的な発令判断基準を策定する。なお、発令判断には和歌山県気象予測システムも参考とする。

③ 避難指示（警戒レベル4）

災害により危険が急迫し、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、次の方法により避難のための立ち退きを指示する。

ア 町長の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するためその必要性があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という）に対し、町長は避難のための立ち退きを指示する。また必要なときは立ち退き先も指示する。また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所に退避その他緊急に安全を確保するための措置を指示することとする。

避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、または緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

避難のための立退きを指示し、又は緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

イ 津波のための指示

津波により著しい危険が急迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県の職員又は水防管理者は立ち退き又は緊急安全確保措置又はその準備を指示する。水防管理者が指示する場合には当該区域を管轄する警察署長にその旨通知する。

ウ 地すべりのための指示

地すべりにより著しい危険が急迫していると認められるときは、町長及び知事又はその命を受けた県の職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難の立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨通知する。

エ 警察官の指示

- (ア) 警察署長は被災のおそれのある場所の視察を強化して避難の必要を認めたときは町長、水防団長（消防団長）等と連絡協議のうえ避難措置又は緊急安全確保措置を行い、又は協力する。
- (イ) 事態が切迫し(ア)に掲げる連絡協議をするいとまのないとき、又は町長においてその指示ができない場合は、警察署長又は現地の警察官において避難又は緊急安全確保措置の指示を行う。

オ 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいない場合に限り「エ 警察官の指示(ア)」による措置をとる。

カ 海上保安官の指示

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったときは、海上保安官は自ら立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。
- (イ) この場合、海上保安部は直ちにその旨を町長に通知する。

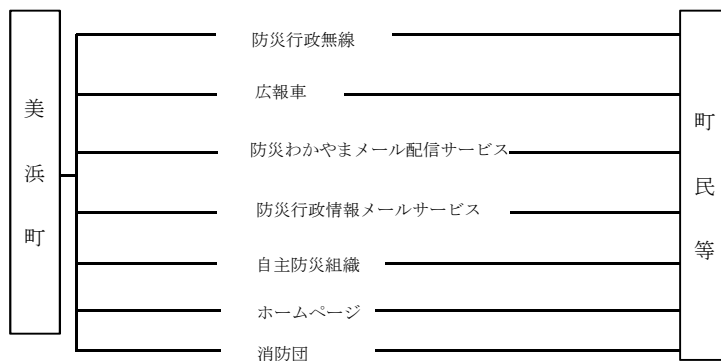
④ 避難指示の伝達方法等

ア 指示の際に明示する事項

避難の指示の伝達は次の事項を明示して行う。

- (ア) 指示者
 - (イ) 予想される災害危険及び避難を要する理由
 - (ウ) 避難対象地域
 - (エ) 避難の時期、誘導者（消防団員等）
 - (オ) 避難場所
 - (カ) 避難経路
 - (キ) 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装等）
 - (ク) 警戒レベル

⑤ 住民に対する伝達系統



3 避難指示の基準

避難の指示は、原則として次のような状態になったときに発する。

- ア 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき
- イ 河川、ため池が警戒水位を突破し洪水のおそれがあるとき
- ウ 地すべり、がけ崩れ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき
- エ 爆発のおそれがあるとき
- オ 火災が拡大するおそれのあるとき
- カ その他住民の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき

4 避難場所及び避難方法

① 避難場所の指定

各地区で住民が大規模火災時に避難する避難場所は次表のとおりである。

避難場所一覧

地区名	施設名称	災害の種類	所在地	面積
松原	松洋中学校運動場	地震・津波	吉原	12,119 m ²
	松原小学校運動場	地震・津波	吉原	8,221 m ²
和田	和田小学校運動場	地震・津波	和田	7,834 m ²
三尾	旧三尾小学校運動場	地震・津波	三尾	4,780 m ²

(資料編：避難所一覧 (震災時))

津波による避難場所については、別途作成済みの「美浜町津波ハザードマップ」のとおりとする。

② 避難の種類

ア 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を避難させるものとする。

イ 第2次避難

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行うものとする。緊急避難の場合は避難指示及び緊急安全確保の発せられたとき、又は自主的な判断により行うものとする。

③ 避難の方法

ア 避難は原則として避難者各自が行い、自主判断により避難所又は縁故関係先に避難する。

イ 避難に際しては、各地区の消防団と連携を図りながら実施し、併せて警察とも密接な連絡をとり、避難後の警備についても万全を期する。

④ 学校・社会福祉施設等の避難対策

学校、こども園、社会福祉施設、その他集団避難を要する施設は、地震発生時の安全を図るため、事前の避難計画に従って避難を行う。

各施設において、園児・児童・生徒、来訪者、入所者、職員、従業員等の避難を実施し、又は完了したときは、施設の管理者は町へその旨報告する。

5 避難所の指定及び開設とその方法

① 避難所の指定

震災・津波時の避難所は次表のとおりとする。

避難所一覧

地区名	施設名称	所在地	電話番号
三尾地区	旧三尾小学校	三尾 778 番地	62-2007
和田地区	畜産センター	和田 1138 番地の 26	-
	和田小学校	和田 1138 番地の 176	22-1272
	中央公民館	和田 1138 番地の 177	22-7309
	美浜町地域福祉センター	和田 1138 番地の 326	23-5393
松原地区	松原小学校	吉原 774 番地の 5	22-0198
	松原地区公民館	吉原 771 番地の 4	23-0999
	松洋中学校	吉原 958 番地	22-0576
入山地区	入山分館	和田 2977-1	-

※避難所については、災害の規模に応じて臨時的に地区集会場を利用することもある。

② 避難所の開設

避難所の開設及び収容並びに罹災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき本部長が実施する。同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は町独自の応急対策として本部長が開設する。

③ 収容者

避難所へは次の者を収容する。

- ア 避難指示及び緊急安全確保が発せられた者又は緊急に避難が必要である者
- イ 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全・半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者

④ 避難所の開設の方法

- ア 避難所を開設するときには、速やかに避難所の施設管理者へ連絡する。
- イ 避難所開設の実務は住民班が担当する。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者又は最初に到着した職員が実施する。
- ウ 本部長は、避難所を開設したときは直ちに建物及び収容者の維持管理のために職員を派遣する。
- エ 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）
 - (ア) 開設の日時、場所
 - (イ) 箇所数及び収容人員
 - (ウ) 開設期間の見込み

6 避難所の運営

① 避難者の収容

- ア 「美浜町避難所運営マニュアル」を参考に、避難所の運営基準等を定めておくものとする。また、あらかじめ避難所ごとの管理運営担当職員を定め、発災後迅速に人員を配置するとともに、各地区の防災組織等と連携して円滑な運営に努める。
- イ 避難所の管理責任者の権限を明確にするるとともに、避難者の自立的な管理運営を尊重し、自主的な秩序ある避難生活を確保するように努める。
- ウ 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、名簿の作成等により、その実態を的確に把握し、避難生活に必要な物品の確保や食糧、飲料水の提供、炊き出しを行う。また、女性向け物資の配付については、女性が担当する等配慮するものとする。
- エ 必要により、警察と十分連携し、パトロール隊による巡回活動を実施する。
- オ 避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

② 避難所の閉鎖

本部長は災害の状況により、避難者が帰宅できる状態になったと認められるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。ただし、避難所のうち、住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合は、避難生活が長期に及ばないように配慮しながら、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

③ 関係書類の整理・保存

各避難所の維持管理のため責任者は次の書類を整理・保存する。

- ア 避難所収容日誌（台帳）
- イ 避難所用品受払簿
- ウ 避難所設置及び収容状況
- エ 避難所設置に要した支払証拠書類

（様式編：避難所管理関連帳簿様式）

第4節 食糧供給計画

（防災まちづくりみらい課）

1 計画方針

災害の発生により、自宅で炊飯等ができず、また食糧品の販売機構等が一時的に混乱し、日常の食糧を確保できない被災者に、必要な食糧を調達・供給するために県、農林水産省農産局長、その他関係機関の協力のもとに実施する必要な体制や供給方法について定める。

2 実施責任者

実施責任者は本部長とし、町において実施できない場合は、隣接市町の協力を得て実施する。

3 対象者

食糧供給の対象者は次のとおりとする。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家被害で炊事のできない者
- ウ 被災したため供給機関が通常の配給を行うことができず、供給を行う必要がある場合

4 食糧の調達

- ① 炊き出し、その他必要な原材料の調達は町が行う。
- ② 町による調達が不可能な場合は、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量を日高振興局長を経由して知事に申請する。ただし、やむを得ない理由により町長が、日高振興局長を経由せず、農林水産省農産局長に直接要請した

場合は、必ず、知事に連絡するものとする。

また、県は、町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、物資を確保し供給するものとする。

③ 代金の納付期間は次の通りとし、担保及び金利を徴しないものとする。

災害救助法が発動され、救助を行う場合は 30 日以内であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、3 か月以内で農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

i) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

ii) 自衛隊の派遣が行われていること。

iii) 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

5 供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人あたりの給食並びに供給基準は、一食当たり 200 精米グラムとする。

ただし、消費の実情に応じては、乾パンの供給を行う（乾パンの一食分は 100 グラムとする）。

6 食糧の供給

① 米穀の供給を行う期間

災害の発生した日から 7 日以内とする。ただし被災者が一時縁故地等へ避難する場合はこの期間内に 3 日以内を現物により支給することができる。また、本部長が災害の事業により期間を延長する必要があると認めた場合は期間延長を行う。

② 炊き出しの実施

ア 炊き出し施設

美浜町地域福祉センターにおいて実施する。

イ 炊き出し食品の衛生

炊き出しによる感染症の発生を防ぐため、炊き出し作業員及び食の衛生については十分注意し、消毒液その他必要な薬品を炊き出し施設に備える。

ウ 責任者及び現場責任者の指定

本部長は、炊き出しを職員及びボランティア団体等の協力により実施するとともに、炊き出し責任者及び現場責任者を指定する。

エ 炊き出しに必要な帳簿の整理・保管

- (ア) 炊き出し給与状況
- (イ) 食糧品現品給与簿
- (ウ) 炊き出しその他による食品給与物品受払簿

(様式編：炊き出し関連帳簿様式)

7 家庭及び企業備蓄の推進

各家庭及び企業で、1週間の食糧の備蓄を行うよう啓発を行う。

第5節 給水計画

(上下水道課)

1 計画方針

この計画は、災害のため水道施設や水道配管が破損し、飲料水の確保に支障をきたした場合の給水体制等について定める。

2 実施責任者

実施責任者は本部長とし、町において実施できない場合は、隣接市町の協力を得て実施する。

3 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得ることができない者とする。

4 給水活動

① 水源の確保

飲料に適した水の確保については次の方法により行う。

- ア 戸別の配管が破損した場合は、浄水池の水・貯水槽の水を確保する。また井戸等の使用が可能な場合は、水質検査等の事前調査結果に基づき飲料水を確保する。
- イ 水源が汚染された場合は、ろ水器等による浄水の供給や浄水剤の配布を行う。
- ウ 浄水の確保ができない場合は水道災害相互応援協定等に基づき給水車による供給を要請する。

② 給水基準

- ア 災害発生の日から7日以内程度とし、1人1日約3ℓを原則とする。
- イ 医療施設、社会福祉施設等の緊急性の高い施設から給水を行う。

③ 飲料水の供給方法

飲料水の供給は次の方法により行う。

ア 拠点（給水所）給水

給水は原則として給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点方式で行う。

イ 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況により、消火栓から応急仮配管による給水が可能な場合は関係機関の協力を得て応急給水を行う。

ウ 給水所の周知・徹底

広報車等により、住民に周知する。

④ 給水用資機材の確保・調達

応急給水活動のための資機材一覧

(資料編：資機材備蓄状況一覧)

なお、不足する車両及び資機材は隣接市町や県及び給水用資機材取扱業者等に調達・斡旋の要請を行う。

5 事務手続き

① 県への報告

飲料水の供給計画に基づき応急対策または飲料水の供給ができないときの隣接市町村等への応援、協力の要請を実施したときは、直ちに日高振興局健康福祉部を經由し、県本庁へ報告する。

② 隣接市町への応援・協力要請手続き

本町だけでは飲料水の供給ができないときには、水道災害相互応援協定に基づき、第4ブロック代表都市である御坊市に対し応急給水、応急復旧等の応援要請を行う。応援要請にあたっては次の事項を明らかにしてとりあえず、口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、速やかに文書を要請先に提出する。

なお要請にあたっては次の事項を明示する。

ア 災害の状況

イ 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

ウ 応援の場所及び応援場所への経路

エ 応援の期間

オ 前各号に掲げるもののほか必要な事項

第6節 物資供給計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を確保できない被災者に対して、急場をしのぐ生活必需品を供給するために必要な事項について定める。

2 実施責任者

実施責任者は本部長とし、町において実施できない場合は、隣接市町の協力を得て実施する必要量を調達できないときは、国の物資調達・輸送調整等支援システムにより要請する。

3 対象者

生活必需品供給の対象者は次のとおりとする。

- ア 被災により、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水を受けた者
- イ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

4 生活必需品供給計画

① 支給品目

被災者に給与（貸与）する生活必需品は、被害の実情に応じ次の品目の範囲内とする。

- ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- エ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- オ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、皿、箸等）
- キ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等）
- ク 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

② 生活必需品の確保

本部長の指示に基づき、町内又は町外業者から調達するが、町の調達量が不足した場合、又は調達が困難な場合は、知事に対して斡旋を要請するほか、近隣市町に応援を要請する。

③ 生活必需品の配分

物資を供給する場合は責任者を定め、記録・受領書を整備する。

④ 救助物資の集積場所

調達した物資、又は県等の救助物資の集積場所は、美浜町体育センターとする。

第7節 住宅・宅地対策計画

(農林水産建設課)

1 計画方針

災害救助法が適用された災害により住宅が被災した住民に対して、応急仮設住宅の設置や応急修理並びに公営住宅の活用等によって、避難所等からの早期移住を進め、被災住民の住宅

の緊急確保を図るための応急対策について定める。

また、被災した建築物または宅地が余震等により倒壊等の危険性がある場合、地震後速やかに応急危険度判定士による「応急危険度判定」を実施し、二次災害の防止を図る。

2 応急危険度判定

(1) 方針

災害発生時には、二次災害を防止するため、被害状況調査及び応急危険度判定を実施し、避難、応急修理、その他必要な処置をするよう指導する。

(2) 災害発生以前（平常時）における対策

町は、平常時において、大規模な地震災害が発生した場合の被災建築物・宅地応急危険度判定実施マニュアルを予め整備しておく。

ア 判定士の確保方法

イ 判定士の受入れ施設

ウ 判定実施の準備

エ その他

(3) 応急危険度判定の実施手順

① 建築物・宅地に関する被害状況の把握

建築物・宅地の被害調査マニュアルに基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。

なお、被害調査にあたっては、住民の情報を参考にする。

② 被災建築物・宅地に対する応急危険度判定の実施準備

県と連携し、被災建築物・宅地に係る応急危険度判定の実施を準備する。

ア 応急危険度判定士の確保

県に応急危険度判定士の確保を要請する。

イ 応急危険度判定士の受入れ施設の確保

応急危険度判定士の受入れ施設を確保する。

ウ 作業実施のための準備

作業実施に向けて次の事項を準備する。

(ア) 担当区域の配分

(イ) 判定に必要な資料の準備

(ウ) 判定作業に必要な資機材の確保

(エ) 判定統一のための打合せ実施

エ 応急危険度判定コーディネーターの育成

震災時における被災建築物・宅地応急危険度判定の実施を円滑に進めるため、応急危険度判定士の配置等判定業務を円滑に進めるうえで必要な、応急危険度判定コーディネーターの育成を日頃から系統的に進めるものとする。

③ 応急危険度判定の実施

専門ボランティア等の被災建築物・宅地の応急危険度判定士と協力して、被災建築物・宅地の応急危険度判定を実施する。なお、被災建築物の応急危険度判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき実施する。

④ 判定結果の表示等

ア 応急危険度判定結果の表示

被災建築物・宅地応急危険度判定の結果を「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色（宅地は青色））に対処方法を記載したうえで、建物及び宅地等の見やすい場所に貼る。

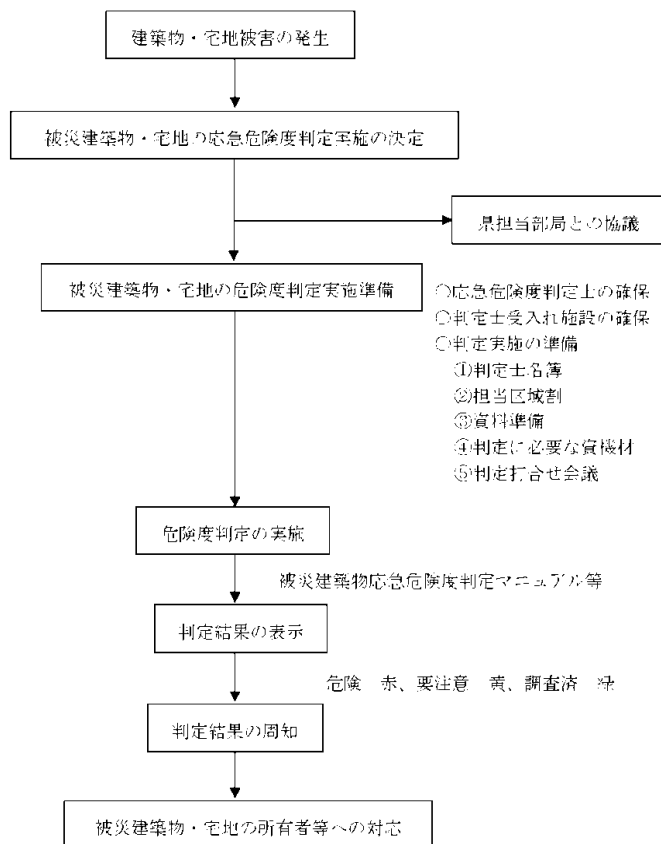
イ 応急危険度判定結果の周知

「危険」または「要注意」と判定された建築物・宅地については、二次災害防止の観点から、判定結果の意味を住民に周知する。

⑤ 「危険」と判定された所有者等への対応

応急危険度判定により「危険」と判定された建築物・宅地の所有者・管理者に対しては、相談に応じ修理・復旧等の促進を図る。配置

[被災建築物・宅地の応急危険度判定実施フロー]



3 応急仮設住宅の建設等

(1) 実施責任者

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の計画の樹立と実施を行うものとする。
また、本町のみで実施が困難な場合は県が行うことができる。なお、その場合、災害住宅の管理は、知事から委託を受けて町長が行う。

(2) 救助法による応急仮設住宅の建設の基準

建築基準法第 85 条に規定する区域の指定後実施する。

① 入居基準

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自己の資力をもってしては、住宅を確保することができない者
- エ その他入居収入基準等は町長が定めるところによる

② 建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

③ その他

住宅 1 戸の床面積の合計が 25 m²以上とする。

規模、費用の限度等については、災害救助法の定めを参照

(資料編：災害救助法による救助の程度、方法及び期間)

(3) 救助法による住家の応急修理

① 対象者

居住者が自己の資力をもって応急修理できない者

② 応急修理の期間

災害発生の日から 3 カ月以内に完了すること。

(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 ヶ月以内に完了)

③ その他

特に面積の制限はないが、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限の部分とする。費用の限度等については、災害救助法の定めを参照

(4) 応急仮設住宅の建設予定地の選定

応急仮設住宅の建設用地は安全で保健衛生上適切な場所とし、町有地を原則とする。

4 町営住宅等の応急対策

災害による町営住宅等の被害状況を早急に調査し、必要な措置を行うとともに、再建又は補修の必要な町営住宅について早期に復旧を図る。

第8節 医療助産計画

(子育て健康推進課)

1 計画方針

この計画は、災害により医療・助産の途を失った者に対する応急的な医療、助産活動などについて必要な事項を定める。

2 医療・救護体制

① 実施責任者

町長の要請により、知事が医療班を派遣して実施する。ただし、県医療班が到着するまでの間、又は小規模な災害の場合は町長が実施する。

また医療助産の実施にあたって、日高医師会と災害時の医療救護に関する協定を締結する。

② 活動体制

必要に応じて町内の医療機関等の協力を得て救護所を設置し、医療救護にあたる。

なお、災害の状況に応じ、知事に対して以下の医療班の派遣を要請する。

ア 県立医科大学附属病院・県立こころの医療センター

イ 日本赤十字社和歌山県支部医療救護班

日本赤十字社和歌山県支部は、県の要請があった場合、救護班を編成し派遣する。

ウ 県医師会救急医療班

エ 労働福祉事業団医療救護班

オ 県看護協会医療救護班

カ 柔道整復救護班

キ 県歯科医師医療救護班

ク 県薬剤師会薬剤師班及びモバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両）

③ 医療及び助産の対象者

ア 災害時に、応急的に医療・助産を必要とする者

イ 被災者に限定されるものでなく、医療・助産の途を無くした者

ウ なお、災害のため助産の途を無くした者の場合は、災害発生日の以前又は以後7日以内に分娩した者

(資料編：大災害時における救急医療体制（日高医師会）)

④ 医薬品、衛生材料等の確保

医療救護活動に必要な衛生材料の備蓄を進めるとともに、「和歌山県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、卸業者からの調達、県への要請による確保を行う。

なお、複数の医療班から医薬品等が持ち込まれた場合は、原則、薬剤師班が一括管理し、在庫リストの作成・配布等を行う。

第9節 罹災者救出計画

(住民課、(防災まちづくりみらい課、消防団))

1 計画方針

この計画は、震災のため生命・身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する捜索、救出又は保護について定める。

2 実施者

罹災者の救出は、本部長が消防機関、警察官、自衛隊、海上保安官、消防団等の協力により、実施する。

3 救出の対象者

① 震災のため、生命及び身体が危険な状態にある者

ア 火災時に火中に取り残された場合

イ 倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 流出家屋及び孤立した地点に取り残された場合

エ がけ崩れ、土石流、地すべり等により生き埋めとなった場合

オ ガス、危険物、薬品等の爆発、流出、路上への漏洩等が発生した場合

② 災害のため、行方不明の状態にあるが生存していると推定される者、あるいは生死が不明な者

4 救出の方法

① 救出の対象者を発見した者は、直ちに町役場職員又は警察官もしくは消防職員、消防団員に通報する。

② 救出・救助活動は日高広域消防事務組合及び消防団が御坊警察署と協力して実施するが、消防機関のみで対応できない場合は、隣接警察署、県、その他防災関係機関(自衛隊等)に応援を要請する。

③ 救出・救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、関係機関と連携をとる。

④ 救出・救助活動を行うに際して、重機の借り上げを必要とする場合には、町内建設業組合並びに管工事組合に協力を求める。

5 救急活動

① 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重傷者を最優先する。

② 傷病者に対する応急手当の実施のため現地本部に応急救護所を設置する。

なお、負傷の程度や救護所の能力が不足する場合は関係機関と連携して医療機関への

搬送を行う。

6 災害救助法による救出

① 対象者

ア 災害のため現に生命・身体が危険な状態にある者

イ 災害のため生死不明の状態にある者

② 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

③ 救出の期間

災害発生の日から3日以内

第10節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸し付け計画

(住民課)

1 計画方針

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進するものとする。

2 計画内容

① 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸し付け

ア 実施者

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸し付けを行う。

イ 実施基準等

(資料編：災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等)

② 生活福祉資金（災害援護資金）の貸し付け

ア 実施主体

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自主更正を目的として必要な資金を貸し付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸し付け対象となる世帯を除く。

イ 生活福祉資金貸し付け条件

(資料編：災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等)

第 11 節 遺体搜索処理計画

(住民課)

1 計画方針

災害の混乱期に死亡し埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬及び災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索並びに災害の際に死亡した者の遺体処理についての事項を定める。

2 計画内容

① 埋葬

災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、町本部長が実施するものとする。

なお、町本部長は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、県、近隣市町の協力を得て広域的な火葬を要請し、速やかな埋葬に努めるものとする。

ア 埋葬の方法

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、又は納骨等の役務提供

イ 埋葬の費用（救助法による基準）

(資料編：災害救助法による救助の程度・方法及び期間)

ウ 埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

エ その他

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支給した町本部長は、次の書類を整備し保存しておかなければならない。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 埋葬台帳

(ウ) 埋葬費支出関係証拠書類

② 遺体の搜索

ア 実施者

町本部長が警察官、海上保安官等の協力を得て実施する。

イ 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者

ウ 搜索の方法

町本部において警察機関、海上保安部機関と連絡を取りつつ実施する。

エ 費用

次の費用の当該地域における通常の実費

- (ア) 借上費（舟艇その他捜索のための機械器具借上費）
- (イ) 購入費（同上購入費）
- (ウ) 修繕費（同上修繕費）
- (エ) 燃料費（同上使用のための燃料費、照明の灯油代）

オ 捜索期日

災害発生の日から 10 日以内とする。

カ その他

捜索を実施した町本部長は、次の書類を整備し保存しておかなければならない。

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 捜索用機械器具燃料受払簿
- (ウ) 死体捜索状況記録簿
- (エ) 死体捜索用関係支出証拠書類

③ 遺体の処理

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができない場合において、町本部長が遺族に代って処理を行うものである。

ア 遺体処理の内容

- (ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (イ) 遺体の一時保存
- (ウ) 検案

イ 遺体処理の方法

現場給付で行うものとする。

ウ 遺体処理の費用（資料編：災害救助法による救助の程度・方法及び期間）

エ 処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

オ その他

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 遺体処理台帳
- (ウ) 遺体処理関係支出証拠書類

第 12 節 義援金品受け付け・配分計画

(住民課、(かがやく)長寿課、出納室)

1 計画方針

災害発生時に被災者に寄贈される義援金品について、受け付けの便宜を図り、配分を円滑に行うための事項を定める。

2 義援金品の受け付け

被災者あてに寄贈される義援金品の受付窓口を設置し受け付けを行う。受付期間は災害発生の日から概ね 1 カ月以内とし、必要に応じ延長する。

3 義援金品の保管

義援金品の受け付けに際しては受領書を発行し、収支を明らかにする帳簿を備え付けるとともに、被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

4 義援金品の配分

義援金品の配分は、義援金総額や被害状況等に基づき公平を維持し、迅速に実施する。

第 7 章 保健衛生計画

(子育て健康推進課、(住民課))

1 計画方針

震災時に、被災地における感染症を予防し、また環境の悪化を防止するために迅速・的確に防疫活動を行うとともに、衛生状態を保持するため必要な清掃活動を実施する。また、被災地住民の疾病予防や精神的ケアの活動を推進し、住民の健康維持に努める。

2 防疫対策

① 町が実施する対策

ア 浸水家屋等の消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条第 2 項（以下本章において「法」という。）の規定による知事（県立保健所長）の指示に基づき、浸水地域等感染症が発生するおそれのある地域等を重点に消毒を実施する。

なお消毒方法は法施行規則第 14 条に定めるところにより実施する。

イ ねずみ族・昆虫等の駆除

法第 28 条第 2 項の規定により知事（県立保健所長）が定めた地域内で知事の命令に基づき、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。

ウ 災害のため防疫活動を著しく阻害され、町が行うべき防疫業務が実施できないときは、県に実施を要請する。

エ 防疫活動に必要な薬品及び資機材を備蓄・配備するとともに、卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立する。

② 県に要請する対策

災害の規模が甚大で、その活動が長期化する場合等に、必要に応じて次の対策を県に要請するものとする。

ア 感染症の発生を予防するため、滞水地域、避難所その他衛生条件が問題となる地域の重点的な健康調査

イ 感染症が発生したとき、又はそのおそれのあるときは、その発生状況の調査及び感染症伝播の媒介となる飲食物の販売、授受の禁止又は廃棄及び多数の人の集合する場所に予防上必要な設備を設置する等の防疫措置

ウ 疫用薬品の斡旋又は調達

③ 食品衛生活動

災害発生時に、御坊保健所の指導を受け、町及び関係機関が協力して食品衛生の確保を図る。

ア 食品の調達、支給にあたっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握・確保し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

イ 被災地での炊き出し実施に際しては、以下の重点指導項目について徹底を図るとともに、保健所と密接な連携をとりながら、食中毒等の発生を防止する。

(ア) 手洗い消毒の励行

(イ) 食器器具の消毒

(ウ) 給食従事者の検便（保菌者の排除）

(エ) 原材料、食品の検査

④ 一般家庭の食品衛生

ア 台所の清掃を徹底し、特に冠水した床、棚、戸棚内部は殺菌剤（逆性石けん液又は塩素剤等）による消毒を行うこと。

イ 食品を購入する際は鮮度、カビの発生等をよく吟味して購入し、特に蛋白質性の食品の保存には十分留意し、大量に買い込まないようにすること。

ウ 食品は十分に加熱したものを食べること。

エ 給水車による水又は地下水等の生水の使用は避け、必ず煮沸した水を使用すること。地下水は汚染のおそれがあるので水質検査を受けるか、塩素剤等の投入による消毒を行うこと。

3 清掃計画

① ごみ処理

ア 収集方法

被災地を重点に、生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき）の迅速な収集を行う。また町だけでは対応できない場合は県及び他の市町村へ応援を求める。

イ 集積場所

災害の規模及び状況に応じ大量のごみが発生した場合は、町有地に一時的に保管する。

ウ 処理方法

ごみ処理場での焼却を原則とする。

エ がれき類等の処理

大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請するものとする。

② し尿処理

住民の生活に支障が生じないよう適切な措置をとるとともに、必要な箇所に仮設便所を早期に設置する。

ア 被災地のし尿の状況を早急に把握し作業計画をたてる。

イ 被害が甚大で町だけでは処理することが困難な場合は県を通じて他の市町村へ応援を求める。

ウ 県と一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ両法人に協力を要請する。

③ 廃棄物（がれき）処理等

廃棄物は危険なもの、通行上の支障となるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別、保管のできる仮置き場を設置し、最終処分までの処理ルートを確認する。

④ 事務処理

ア 町長は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、その被害状況等を保健所を経由して、県本庁へ報告する。

イ 報告は、災害関係業務事務処理マニュアル（平成26年6月策定・令和4年4月改訂環境省）によるものとし、電話等で被害の概況等を直ちに報告したのち、所定の様式により、被災状況の写真等を添付して報告する。

4 被災地の保健対策

災害発生時においては、慢性疾患患者の救護及び感染症患者の早期発見等が必要であり、被災住民に対する疾病予防活動、心の相談指導等の精神保健活動を適切に実施し、住民の健康保持を図る。

① 実施者

ア 災害発生時における保健活動は、町本部が保健所、県、医療機関等の関係機関、団体等と連携して実施する。

イ 町本部で実施できない場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて

実施する。

② 活動内容

町本部は、保健所と連携して次の保健活動を実施する。

ア 保健所と連携して、慢性疾患患者等への対応を行う。

イ 保健師の派遣要請

町本部は、県本部に対して保健師の派遣を要請する。

ウ 保健師の活動

(ア) 被災住民の実態把握

(イ) 情報収集及び情報提供

(ウ) 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア

(エ) 保健衛生指導

(オ) 要援護者の安否確認

(カ) 関係機関との連絡調整

エ 災害時こころのケア活動

災害が発生した場合に、心的外傷後ストレス障害などこころに傷を負う者及び精神障害者等に対応するため、県、医療機関等の関係機関、団体等との連携のもとに適切な支援や情報提供等の災害時におけるこころのケア活動を総合的に推進するものとし、次のような活動を行う。

(ア) こころのケアホットラインの設置

(イ) こころのケアチームの派遣

(ウ) こころのケアに関する普及啓発

(エ) 援助者へのこころのケアに関する教育研修

③ 報告、記録

町本部は、保健活動状況に関する関係書類を整備しておく。

5 動物保護管理計画

① 計画方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等のペット動物にかかる問題も予想されるため、被災者支援の一環として県が設置する「災害時動物救援本部」と連携し、県獣医師会、動物愛護関係団体等の協力のもと、動物保護管理活動を行う。

② 計画内容

ア 避難所等における被災した動物の飼養者への支援

県と連携し、避難所運営マニュアル等に基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。

(ア) 避難所での動物の飼養状況の把握

- (イ) 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供
 - (ウ) 「動物愛護推進員等」ボランティアの派遣
 - (エ) 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置）
 - (オ) 動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供
 - (カ) ペット動物に関する相談の実施等
 - (キ) 動物に関する寄付金の管理・配分
 - (ク) 町外からの受援体制の確保
- イ 被災地域における飼養者不明の動物の保護
- 町は、県が実施する、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する活動に協力する。
- (ア) 放浪犬や第三者が保護した動物の保護・引取り
 - (イ) 飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等

第8章 公共土木施設等応急対策計画

(農林水産建設課、上下水道課)

1 計画方針

土木施設、水道施設及び公共施設が被災した場合に、町及び防災関係機関が実施すべき応急措置、応急対策について定める。

2 土木施設の応急対策

災害により、道路・橋梁、河川施設等公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合、土木建築班は早急に被害状況を把握し、安全対策及び応急復旧の措置をとり、機能の回復を図る。なお、応急復旧に際しては、必要に応じて災害協定に基づき町内建設業組合並びに管工事組合の協力を求める。

① 道路・橋梁

土木建築班は町内の道路・橋梁の亀裂、陥没等の状況及び落橋の有無について調査し、本部長及び日高振興局長に報告し、被害状況に応じた応急措置を実施する。

特に緊急通行車両の通行を可能とするために必要な道路上の障害物の除去及び道路の補修を優先して実施する。

また、被害状況により応急復旧できない場合は御坊警察署等関係機関に連絡のうえ、通行止め又は交通規制の標示等の措置を講じる。

② 河川施設等

土木建築班は、速やかに堤防、砂防設備、地すべり防止施設等の被害状況を調査し、本部長及び日高振興局長に報告する。

また、被害状況に応じ、雨水浸透防止や崩壊土砂の適切な排除等の応急工事を実施する。

③ 水道施設の応急対策

給水班は、災害時の飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、被害状況を早急に調査し、必要な人員、車両及び資機材を確保する。

ア 応急措置

(ア) 緊急配水措置

(イ) 水道施設の被害調査

(ウ) 水質の保全

イ 応急復旧の実施

断水をできる限り短期間で狭い範囲にとどめ、早期給水に努める。

ウ 災害時の広報

各施設の被害状況及び復旧見込みについて、住民に適切に広報し混乱を防止する。

エ 広域的な支援の要請

水道の復旧に当たって支援が必要と判断したときは、保健所を經由して
県に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や県を通じて他の府県
水道事業体や和歌山県管工事業協同組合連合等による広域的な支援の要請を行う。

④ 下水道施設の応急対策

下水道班は、下水道施設の被害状況を早急に調査し、応急復旧に対処するため必要な人
員、車両及び資機材を確保する。また、本町のみでは対応が取れないと認められる場合、
県に要請して下水道事業災害時近畿ブロック支援体制による支援要請を行う。

ア 応急措置

短時間に重要施設の被害状況の概略を把握するため、緊急調査及び点検を行い、必
要に応じて緊急措置を講じる。

イ 応急復旧の実施

施設全体の被災状況を把握するための応急調査を行い、応急復旧の必要性を判断す
る。応急復旧が必要と判断された場合には、応急復旧優先順位及び復旧水準を定め、適
切な工法で応急復旧を行う。

ウ 災害時の広報

施設の被害状況及び復旧見込みについて、住民に適切に広報し混乱を防止する。

⑤ 海岸・港湾施設の応急対策

土木建築班は、海岸・港湾施設等の被害状況を調査し、本部長及び日高振興局長に報告
する。また、後背地の土地利用に照らし、被害を放置すると二次被害の発生につながるよ
うな緊急に復旧する必要がある箇所については、県に対し必要な応急対策の速やかな実
施を要請する。

3 建築物の応急対策

町管理の建築物等については人命を第一にし、次のとおり応急措置を講じる。

各施設管理者は、あらかじめ地震発生時の対応について、マニュアルを作成し、それに対応
した防災訓練を行う。

ア 地震が発生した場合、まず出火防止措置をとる。

イ 各施設利用者の安全を最優先とする。

ウ 安全な避難場所へと避難誘導を行う。

エ 連絡調整班に建築物の被害状況について報告する。

オ 施設の使用上の安全確認を速やかに実施し、応急復旧の措置を講ずる。

カ 地震被災建築物応急危険度判定の実施については、県及び関係団体の協力を得て実
施する。

4 農林水産施設の応急対策

① 農業施設

被害状況を速やかに把握し、各施設の管理者に対して指示を行う。また、被害が広範囲に及ぶ場合は、県や関係機関と連絡をとり、応急対策を実施する。

② 漁業施設

漁港の各施設が被害を受けたときは、速やかにその状況を把握し、危険防止のための応急措置を講ずるとともに、県に被害状況を連絡し、復旧について要請する。

第9章 文教対策計画

(教育課)

1 計画方針

震災時における文教対策については、園児・児童・生徒の生命・身体の安全を第一義とし、休校・登下校の措置、応急教育、教科書・学用品の調達・配布等について定める。

2 実施責任者

- ① 町立こども園、小・中学校の応急教育・保育の応急復旧対策は本部長が実施する。
- ② 災害に対する各学校の措置については、各学校長が具体的な応急対策をたてる。
- ③ 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受け、町長が実施し、その他の場合は町長が実施する。

3 休校・登下校の措置

① 授業開始後の措置

地震・津波発生時においては、園児・児童・生徒の生命の安全確保を第一とし、危険が予想される場合は、学校長（不在の場合は、教頭もしくはそれに準ずる者）の判断により、臨時休校の措置を行うなど臨機の措置をとるとともに町対策本部に報告するものとする。

授業開始後にあつては、早急に園児・児童・生徒を帰宅させることとするが、その際危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員が地区別に付き添うものとする。ただし、保護者が不在又は住宅及び通学路に危険のおそれのある園児・児童・生徒は、学校等において保護する。

② 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちに防災行政無線等により各家庭に周知する。

4 学校教育対策

文教施設の復旧が長期にわたる見込みの場合には、実情に即し園児・児童・生徒の登校の安全を考慮した上で、できるかぎり授業の確保に努める。

5 応急保育（こども園）

震災後は、職員編成を速やかに図り、早急に保育が再開できるようにし、再開の時期等について保護者へ連絡を行う。

6 学用品支給計画

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る。

- ① 給与の種別
教科書、文房具、通学用品
- ② 給与対象者
災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者
- ③ 給与方法
- ア 学用品は、原則として県において一括購入し、罹災児童生徒に対する配分は町長又は県が実施する。教科書等については、地域ごと学校等により、使用教科書が異なる場合を考慮し、学用品の給与を迅速に行うため職権の委任により、調達から配分までの業務が町長に委任される場合がある。
- イ 町長又は県は、学用品の給与にあたっては、給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、罹災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等を照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。
- ④ 救助法による学用品の給与基準
- ア 「学用品の給与」は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行う。
- イ 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。
- ・教科書
 - ・文房具
 - ・通学用品
- ⑤ 支出できる費用
「学用品の給与」のために支出できる費用は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又はその承認を受けている教材を給与するための実費とする。
- ⑥ 給与に要する期間
- ア 教科書……災害発生の日から1カ月以内
- イ 文房具及び通学用品……災害発生の日から15日以内

7 学校応急給食計画

学校給食はできるかぎり継続実施する。ただし、次のような事情が発生した場合については、一時中止する。なお、学校等が避難所として使用される場合、学校給食が再開した時には、その業務に支障が及ぶことのないよう一般罹災者との調整を図るよう留意するものとする。また、給食再開にあたっては、食中毒・感染症発生のおそれがあるので、衛生管理に十分注意を払うものとする。

- ア 給食施設が被害を受け給食の実施が不可能となった場合で、応急復旧が完了するまでの期間
- イ 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき
- ウ 給食物資の調達が困難なとき
- エ その他給食実施が外因的事情により不可能なとき

8 避難所設置への対応

学校が避難所として使用される場合は、学校長は災害対策本部と連携を図り、避難所開設に協力する。また、避難所として使用する施設は原則として、学校教育に支障の無い範囲とする。

9 教職員の対策

① 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

② 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、町に派遣の要請をするものとする。町は、管内の学校内において操作するものとする。

③ 県内操作

町において解決できないときは、県の教育委員会に教職員派遣の要請をする。要請を受けた教育委員会は、適当な市町村本部に対して教職員派遣をあっせんするものとする。

④ 県内操作不能の場合

県は③の方法によって解決できないときは、欠員の状況に応じて近畿府県から教職員の応援派遣を受ける措置、又は状況に応じ、臨時に教員を採用する措置を講ずるものとする。

10 社会教育施設関係

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のため、特に避難所、災害対策本部等に利用される場合も少なくないので、町は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急処理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

第10章 交通輸送計画

第1節 緊急輸送

(総務課、(防災まちづくりみらい課))

1 計画方針

震災時に被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材を迅速かつ確実に輸送するため、公用車等を調達する等、緊急輸送体制を確立する。

2 緊急輸送の対象等

① 緊急輸送の対象

- ア 負傷者又は妊産婦の病院への搬送
- イ 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
- ウ 飲料水、食糧、生活必需品等
- エ 救援物資等
- オ 応急復旧に係る要員、資機材等

② 輸送順位

- ア 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

3 緊急輸送道路の交通確保

① 緊急輸送道路の交通確保

災害応急対策の実施に必要な交通を確保するため、緊急輸送道路の交通を速やかに確保する。緊急輸送道路の交通確保にあたっては、道路の被災状況の把握・調査、道路の復旧対策等について、道路管理者である県と連携を密にして進める。なお、町内の緊急輸送道路は以下のとおり。

緊急輸送道路の種別	道路名称
第2次緊急輸送道路	県道24号(主要地方道御坊由良線) 県道188号(一般県道柏御坊線)
第3次緊急輸送道路	町道(久保田1号線、田井入山線) 町道(切戸西川線、切戸西川2号線) 緊急輸送道路相互を結ぶ主要な町道

緊急輸送道路網図



② 緊急通行車両の通行の確保（基本法第76条の6）

ア 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定（以下「指定道路区間」という。）し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。

イ 道路管理者は、指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。

ウ 運転者等が当該措置をとらない場合や運転者等が現場にいないため移動を命じることができない場合は、道路管理者は自ら車両等の移動を行うことができる。

エ 道路管理者は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

③ 公安委員会から道路管理者への車両移動等の措置要請（基本法第76条の4）

公安委員会は、基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、基本法第76条の6に規定する車両移動等の措置を要請するものとする。

4 緊急輸送車両の確保

① 緊急通行車両の範囲

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として確認を受ける車両は、災害応急対策に使用する車両とする。

緊急通行車両とは、以下の車両を示す。

ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

イ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両とされており、イの車両については緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。

規制除外車両とは、民間事業者等による災害応急対策車両で、規制除外車両の確認を受けた標章を掲示し、証明書を備え付けている車両を示す。

※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していき、その確認は緊急通行車両の確認手続に準じて行う。

② 緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両の確認を受けようとするときは、緊急通行車両等確認申請を行い、県警察本部から標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

③ 緊急通行車両の事前届け出

緊急通行車両として確認を受ける車両及び一定の規制除外車両のうち、事前に届け出を行っておく必要があると認められる車両については、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に申請書類を提出して審査を受け、届け出済み証の交付を受けておく。

なお、道路交通法第39条第1項の緊急自動車の他、自衛隊、米軍及び外交官車両については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。

事前の届け出をすることが出来る車両は以下の通りである。

ア 災害対策基本法施行令第32条の2第2号に規定する「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されることから、災害発生時において、防災基本計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

イ 原子力緊急事態宣言発令時において、原子力災害対策特別措置法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

ウ 警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の想定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として同法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

- エ 緊急通行車両とならないもののうち、
- ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - ・ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
 - ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機輸送用車両にあつては、建設用重機と同一の利用者による届出に限る。）

のいずれかに該当する車両

④ 緊急通行車両の燃料の確保

緊急通行車両の燃料の確保のため、石油類等小売り業者と協定締結をしておくものとする。

⑤ 車両の借り上げ

町で保有している緊急通行車両で不足する場合には、町内建設業組合等に協力を求め、車両の借り上げを行う。

5 県防災ヘリコプター等への応援要請

知事に対しての防災ヘリコプターの要請は「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」に定めるところによる。

（資料編：和歌山県防災ヘリコプター応援協定）

① 防災ヘリコプターの応援を求めることができる場合

- ア 災害が隣接する市町等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 日高広域消防事務組合及び消防団の消防力では、災害の防衛が著しく困難と認められる場合
- ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

② 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により次の事項を明らかにして行う。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 災害発生現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他の必要事項

- ③ 緊急時応援要請連絡先
和歌山県防災航空センター
TEL 0739-45-8211
FAX 0739-45-8213
県防災電話：(7)-364-451,400
県防災FAX：(7)-364-499
- ④ 県以外のヘリコプター要請連絡先
ア 第五管区海上保安本部田辺海上保安部
TEL 0739-22-2000
FAX 0739-22-9670
イ 陸上自衛隊第37普通科連隊
TEL 0725-41-0090
FAX 0725-41-0090
県防災電話：(7)-392-400
県防災FAX：(7)-392-499

災害時のヘリコプター発着地

名 称	所 在 地	施設管理者	発着場面積 東西 m 南北 m	備 考
三尾場外 離着陸場	三尾 746 番 1 他	防災まちづく りみらい課 23-4902	38×38	
第 1 若もの広場	田井 521-30	教育課 22-4123	100×70	
松洋中学校 グラウンド	吉原 958	教育課 22-4123	100×100	
煙樹海岸	美浜町煙樹海岸 キャンプ場前			

6 船舶による輸送

三尾地区の孤立化等、陸上での輸送が困難な場合には、県を通じて、田辺海上保安部及び自衛隊等に緊急輸送活動を要請する。

第2節 道路交通の応急対策

(農林水産建設課、(防災まちづくりみらい課))

1 計画方針

地震時により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設保安が必要になった場合、又は地震時における交通秩序を確保するために必要があるとき、通行の禁止又は制限等の規制を行う。

2 交通規制の種別及び根拠

災害時等における規制の種別及び根拠は、概ね次による。

① 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するために必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）するものとする。

② 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条、6条）

地震時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し、もしくは制限する。

③ 基本法に基づく規制（同法第76条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、もしくは制限する。

3 交通規制の実施区分

交通規制の実施は次の区分によって行う。

区分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市町村長	① 道路の破損、欠壊、そのほかの事由により交通が危険であると認める場合 ② 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	公安委員会 警察署長 警察官	① 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき ② 道路における危険を防止し、その他交通の安全円滑を図るための必要があると認めるとき ③ 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

4 発見者等の通報

地震時に道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は町に通報する。

通報を受けた場合、その路線管理者又は御坊警察署に速やかに通報する。

5 交通規制時の車両の運転者の義務（基本法第76条の2）

基本法の規定による交通規制時の車両の運転者の義務は次のとおりである。

① 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

② 前記①にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

6 規制の標識等

交通規制を行った場合、実施者は次の標識を設置する。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導にあたる。

① 規制標識

規制標識は、次の様式と方法により標示する。

ア 道路交通法第4条、5条及び道路法第46条によって規制したとき

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める様式と方法による。

(昭和35年12月7日総理府建設省令第3号)

イ 基本法第76条によって規制したとき

基本法施行規則第5条に定める様式と方法による。

② 規制内容の標示

規制標識には、次の事項を明示する。

ア 禁止、制限の対象

イ 規制の区域及び区間

ウ 規制の期間

7 周知の措置

規制を行った場合、公安委員会は迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供を警察車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努める。

町は、交通規制のついで通知を受領後、防災行政無線を介して住民に周知を図る。

8 報告等

規制を行ったときは、次の事項を明示して日高振興局及び御坊警察署に報告又は通知を行うとともに、関係交通機関に通知する。

- ア 禁止、制限の種別と対象
- イ 規制する区域及び区間
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路その他の状況

第 11 章 応援要請計画

第 1 節 計画方針

(総務課)

大規模な地震が発生し、本町のみでは対応が不十分となる場合に、災害対策基本法に基づき他市町村、県、防災関係機関、自衛隊等に応援要請を行い、災害応急対策や災害復旧のため万全を期すものとする。

第 2 節 県に対する応援要請

(総務課)

1 要請の手続き

応援を求める必要が生じた場合には、本部長は直ちに本部会議を招集し、応援要請について協議し決定する。ただし、事態が急迫し本部会議を招集する暇がないときは、本部長が応援要請を決定する。

知事に応援要請する場合は、2の要請内容を明らかにし、無線、電話等により行う。なお、後日速やかに文書を送付する。

2 要請事項

要請にあたっては、次の事項について、あらかじめ明らかにして行う。

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資・資機材・器具等の品名及び数量
- ④ 応援を希望する期間
- ⑤ 応援を希望する区域及び活動内容
- ⑥ その他必要な事項

第 3 節 他の市町村及び指定地方行政機関に対する応援要請

要請の手続き、内容については、前項の県に対する応援要請に準じる。他の市町村・指定地方行政機関に対する応援要請は原則として文書で要請する。ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

第4節 自衛隊に対する応援要請、受け入れ体制

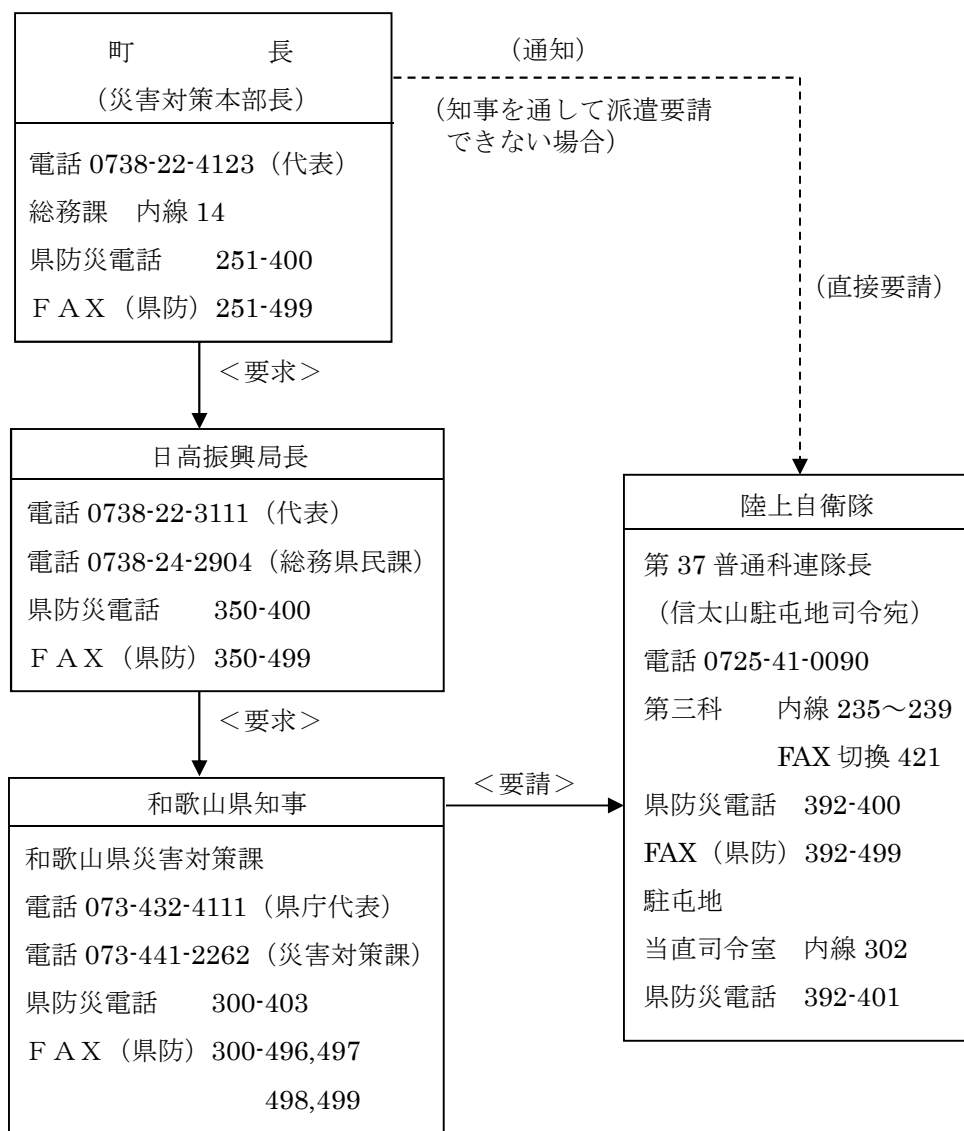
1 災害派遣の要請

① 町長は、災害が発生し又はそのおそれがある場合、町及び県並びに関係機関等の機能をもってしてもなお防災の万全を期し難いと認めるときは、日高振興局長を通じて知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。

② 町長は、通信途絶等によって知事に対して派遣要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。なお、派遣の要請は陸上自衛隊第37普通科連隊長に対して行う。

③ 町長は、前号の通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

④ 派遣要請の系統図



2 災害派遣要請の手続き

災害派遣の要請は要請事項を明らかにして、無線又は電話等をもって日高振興局を經由して県（災害対策課）に行う。なお、事後速やかに文書を送付する。

（様式編：知事への部隊等の派遣要請依頼書様式）

3 災害派遣の受け入れ体制

派遣要請を行った場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように、受け入れ体制を準備する。

- ① 町は連絡調整班長を受け入れ責任者として指名し、派遣部隊の指揮官との連絡調整にあたる。
- ② 応援を求める作業について、速やかに作業計画をたてるとともに、作業に必要な資機材の確保に努める。
- ③ ヘリコプター利用のためにヘリポートについても準備する。

4 自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について災害の状況に応じた活動を要請する。

- ① 被害状況の把握
- ② 避難の援助
- ③ 遭難者の捜索救助
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 道路又は水路の啓開
- ⑦ 応急診療、救護及び防疫
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑩ 炊飯又は給水の支援
- ⑪ 交通規制の支援
- ⑫ 危険物の保安及び除去
- ⑬ その他災害応急対策の支援

5 派遣部隊の撤収要請

本部長は、派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、派遣部隊の長と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事に撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに文書を提出する。（様式編：知事への部隊等の撤収要請依頼書様式）

第5節 近畿地方整備局による災害時の応援計画

(総務課)

1 計画方針

災害が発生又はその恐れのある場合、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ」(平成17年6月14日近畿整備局企画部長・和歌山県県土整備部長により締結)に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等(リエゾン(情報連絡員)、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の派遣を含む)の応援を行う。

町は、派遣された各部隊の活動に協力し、連携した災害対応を行うものとする。

2 計画内容

① 近畿地方整備局による応援の内容

- ・被害情報の収集
- ・災害応急復旧
- ・二次災害の防止
- ・その他必要と認められる事項

② 応援の要請

近畿地方整備局への要請は県が実施する。県は近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

町は、必要と認める場合、県に対して近畿地方整備局への応援要請を実施するよう要請する。

近畿地方整備局は、県より応援の要請を受け応援を行う場合は、県に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行うものとする。

【連絡先】近畿地方整備局 災害対策マネジメント室

(TEL : 06-6942-1575、FAX : 06-6944-4741)

③ 応援の実施

近畿地方整備局は、県の応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

④ 応援要請によらない応援

災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、県からの要請をまついとまがないと確認されるときは、近畿地方整備局は独自の判断により応援を行うものとする。

第6節 海上保安庁への支援要請

(総務課)

1 支援要請事項

- ① 傷病者、医師、遭難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医師活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、美浜町が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の依頼手続き

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項を明らかにするとともに、次の事項を記載した文書をもって県知事に対し支援要請を依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭により行い、事後速やかに文書により要請するものとする。

- ① 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- ② 支援活動の内容及び期間
- ③ その他支援活動の要請に関する必要事項

また、県知事への依頼ができない場合は、直接、田辺海上保安部又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船若しくは航空機を通じ、海上保安庁長官に対して要請するものとし、県知事に対してその旨を速やかに連絡するものとする。

※海上保安庁の事務所、巡視船艇及び航空機は、防災相互通信波の受信機を装備している。

第12章 危険物等災害応急対策計画

(防災まちづくりみらい課)

1 計画方針

危険物施設、高圧ガス貯蔵施設等は、地震時における火災、爆発、漏洩等の危険が予測されるので、関係法に基づく災害予防規定、防災計画等を実効あるものにするとともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について自主的な活動ができるよう計画する。また、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

2 危険物施設応急対策計画

① 基本方針

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等は、県本部、町本部、消防本部及び消防署の指導を受けて、危険物施設の実態に応じて、応急対策を行う。

② 応急対策

関係機関は連携して次の措置をとる。

- ア 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止
- イ 危険物の移送運搬の中止並びに車両の転倒防止及び出火漏洩の防止
- ウ 初期消火要領の徹底並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- エ 被害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- オ 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置の強化

3 高圧ガス貯蔵施設応急対策計画

① 基本方針

高圧ガス貯蔵施設等において、地震による火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、危害予防規定の手順にしたがって、実態に即した応急措置をとるとともに関係機関と連携を密にして防災体制を整備する。

② 高圧ガス貯蔵施設等応急対策

保安係員等は、地震等異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視及びガス検知器等により異常の有無を確認し、次のような応急措置を講じる。

- ア 異常無しの場合には、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。
- イ 異常有りの場合には、保安係員等は次の自主防災活動を行う。

- (a) ガス遮断等緊急措置
- (b) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- (c) 危険区域、立入禁止区域の設定
- (d) 付近住民等への危険周知及び避難誘導
- (e) 消防、県等への連絡

4 有害物質漏洩等応急対策計画

① 計画方針

災害による有害物質の漏洩等により住民の健康被害が生じ又はその恐れがある場合の応急対策についてはこの計画による。

② 計画内容

ア 町は、県、関係機関及び事業所と連絡を取り、県が実施する有害物質の漏洩等の有無、汚染状況、原因等必要な情報収集に協力する。

イ 町は、県と協力して被災事業所について、有害物質の漏洩状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

ウ 町は、県と協力して被災により損壊した建物等の撤去工事において発生する粉じんや石綿の飛散を防止するため、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル」に基づき、アスベスト台帳を活用した応急的なアスベストの飛散防止対策をし、建物等の損壊状況の調査を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、その飛散防止対策を実施するよう指導する。

エ 町は、県が実施する被災状況に応じた環境モニタリングに対して、測定場所の選定等必要な協力を行う。

オ 町は、県から有害物質の漏洩等により住民の健康に被害が生じる恐れがある場合には、その連絡を受ける。また、報道機関の協力等により一般への周知を実施する県に協力する。

第13章 災害対策要員の計画

第1節 ボランティア受入計画

(かがやく長寿課、(防災まちづくりみらい課))

町は、県及び関係機関・関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保等、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援し、受け入れ体制を整える。

1 ボランティアの受入れ体制の整備

① 受入れ窓口の開設

町は、災害時におけるボランティアを円滑に受け入れるため、ボランティアの受入れ、情報提供、活動の調整を行う窓口を開設する。なお、活動内容、活動分野等についてはボランティアで組織する調整機関の自主性を尊重するものとする。また、現場に入る前に「石綿ばく露防止教育」を実施し、適切な防じん機能を有するマスクの使用を促進し、万が一、中皮腫、肺がんを発症した時のために作業従事記録を40年間保存する。

② 活動拠点の提供

災害対策本部は町社会福祉協議会の協力を得て、ボランティア活動に必要な災害ボランティアセンターを設置する。

③ 県災害ボランティアセンターとの連携

災害対策本部は、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付体制、ボランティアセンターの設置場所等受け入れ体制について、県災害ボランティアセンターと緊密な連携をとる。

2 専門ボランティアの受入れ

災害応急対策において特定の専門知識を有するボランティアを必要とする場合、災害対策本部はとりまとめのうえ県本部及び県災害ボランティアセンターに応援派遣を要請する。

ア 救急・救助ボランティア

イ 医療ボランティア

ウ 介護ボランティア

エ 建築物危険度判定士

オ 被災宅地危険度判定士

カ 災害ボランティアコーディネーター

キ 輸送ボランティア等

3 ボランティアに協力を依頼すべき主要な事項

① 一般ボランティアによる支援

- ア 災害ボランティアセンターの支援または運営
- イ 救急救助活動支援
- ウ 物資配送センター支援（救援物資の受入れ、分類、在庫整理、配送、分配等）
- エ 給水活動支援、配送、給水拠点の管理
- オ 自宅避難者等への給食、給水、物資の分配
- カ 避難所の開設・運営支援、避難者リストの作成、倉庫管理等
- キ 避難行動要支援者の支援
- ク 清掃等の衛生管理（避難所、被災地域、災害ボランティアセンター、病院等）
- ケ 安否情報、生活情報の収集伝達
- コ その他

② 専門ボランティアによる支援

- ア 建築物の応急危険度判定技術者、宅地の危険度判定技術者
- イ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
- ウ 教育・保育、事務、介護関係
- エ 通訳（外国語、手話）
- オ アマチュア無線技士
- カ 自治体職員
- キ その他、自動車運転、各種機器の修理等

第2節 労働者の確保計画

(総務課)

災害時における災害応急対策を実施するにあたり、町、県等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

1 実施責任者等

- ア 必要な要員の確保は、町長が行う。
- イ 災害の程度、規模等により、町内で確保できないときは、県又は被害を免れた隣接市町に応援を求める。

2 労働者供給の範囲

応急救助のための労働者供給の範囲は、災害救助法に基づいて行う次の場合とする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産のための移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の搜索
- カ 遺体の処理
- キ 救助物資の整理、配分及び輸送

3 労働者確保の方法

労働者の確保に当たってはボランティアの受入れ状況を考慮に入れて、次により必要な労働者を確保する。

- ア 自治会等に協力を求める。
- イ 公共職業安定所
- ウ ア、イにより必要な労働者が確保できないときは、知事に対し文書又は電話等により労働者の確保を要請する。

4 要請時の明示事項

労働者の供給要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ア 求人を必要とする理由
- イ 必要期間
- ウ 必要人員
- エ 労働条件
- オ 作業の内容
- カ その他参考となるべき事項

5 費用及び期間

- ア 費用

応急救助のため支出できる賃金は、その地域における通常の実費とする。

- イ 期間

応急救助のための労働者の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第 14 章 公衆電気通信施設災害応急対策計画

(西日本電信電話株式会社)

本章は、地震防災の応急対策に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

1 情報収集と伝達

情報収集と伝達は、基本計画編第 3 部第 16 章第 2 項(災害時における情報の収集及び連絡)による。

2 重要通信のそ通確保

重要通信のそ通確保は、基本計画編第 3 部第 16 章第 4 項①(重要通信のそ通確保)による。

3 災害時伝言ダイヤル等の提供

災害用伝言ダイヤル等の提供は、基本計画編第 3 部第 16 章第 4 項③(災害時伝言ダイヤル等の提供)による。

4 対策要員の確保及び広域応援

対策要員の確保及び広域応援は、基本計画編第 3 部第 16 章第 6 項(対策要員の確保)及び第 9 項(対策要員の広域応援)による。

5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保

地震災害の発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、基本計画編第 3 部第 16 章第 3 項(警戒措置)に定めるところにより、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。

災害時には、基本計画編第 3 部第 16 章第 6 項(災害時における災害対策用資機材の確保)により、確保する。

6 通信建物、設備等の重視と点検

津波来襲時等に備えて、通信建物並びに重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

7 工事中の設備に対する安全装置

津波の来襲のおそれがある場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中止する。工事の中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要に応じて保安措置等を講ずる。

第5部 災害復旧計画

第1章 災害復興都市計画

(農林水産建設課)

1 計画の方針

都市の復興計画は、災害に対する応急、復旧活動が講じられる中、まちづくりに関する分野の基本方針を定めると同時に都市計画決定作業も並行して行うことが想定される。

大規模災害が発生した場合、物資供給、救命、救援等の応急活動と公共施設等の復旧活動が実施されることになるが、特に都市基盤が脆弱な密集市街地等の被災地については、原状への復旧だけでなく、震災前と比べより災害に強く快適なまちづくりに向けての取り組みを、他の活動と並行して計画的に進める必要がある。

また緊急かつ健全な復興にあたり、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合には、建築の制限や被災市街地復興推進地域の指定など迅速な対応が求められる。

2 計画内容

① 被災状況の把握、復興手段の設定【被災後1週間以内】

建築基準法第84条に基づく建築制限を掛ける範囲の判断材料として、被害状況について調査を行う。(第一次調査)

ア 災害対策本部から情報収集・分析

イ 現地調査

ウ 調査結果の整理

エ 都市計画、市街地開発事業等の実施地区の検討

② 建築基準法第84条による建築制限の実施【被災後2週間以内】

集中的または面的災害を被った地域において、市街地開発事業等を行う場合、無秩序な建築行為等による事業への影響を防ぐため、町の都市計画部局は特定行政庁と調整を行い、特定行政庁は2週間以内を目処に建築基準法第84条の建築制限を実施するものとする。

ア 復興都市計画の区域を設定するための内部調整

イ 建築基準法第84条による建築制限の告示(第1次建築制限)

③ 都市復興基本方針(任意)の設定【被災後1ヶ月以内】

被災後、建築制限を実施した大被害地区において、市街地開発事業等の復興都市計画により市街地の再形成を行うが、大被害地区以外に対しても、街の被害状況、被災前の都市計画方針等に応じて復興の基本方針を定めることが重要である。また、特定行政庁は、あわせて建築基準法第84条による建築規制の延長を検討する。

ア 復興対象地区の設定

イ 復興基本方針の周知

ウ 建築基準法第 84 条による建築制限の期間延長の検討

④ 被災市街地復興推進地域の都市計画決定（都市計画法第 10 条の 4）【被災後 2 ヶ月以内】

建築基準法第 84 条の建築制限は、災害発生から 2 ヶ月で失効するが、被災市街地復興推進地域の都市計画決定（被災市街地復興特別措置法第 5 条）を行い、緊急復興方針及び建築制限満了の日を定めることにより被災市街地復興特別措置法第 7 条にもとづき引き続き建築制限（第二次建築制限）を実施することになる。（最長 2 年）

また、建築基準法第 84 条の建築制限が失効されるまでに、市街地開発事業等の都市計画決定を行った場合でも、被災市街地の国費採択要件の緩和等の特例制度を活用するためには、あわせて被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う必要がある。

ア 臨時都市計画審議会

イ 知事同意

ウ 被災市街地復興特別措置法第 7 条の規定による建築制限（第 2 次建築制限）

⑤ 市街地開発事業等の都市計画決定【被災後 2 ヶ月以降】

被災市街地復興推進地域の決定により、被災市街地復興特別措置法第 7 条の建築制限に移行した地域は市街地開発事業等の都市計画決定の手続きを行っていく。

被災市街地復興特別措置法第 7 条の建築制限は最長 2 年となっているが、より早急な復興を実現するために、可能な限り素早く都市計画決定を行うことが必要である。なお、各地区の被災状況より、住宅の再建計画等と調整を行ったうえで、具体的な施策や方針を示し、住民との合意形成を図ることが重要である。

第2章 民生安定のための緊急措置に関する計画

(防災まちづくりみらい課、税務課、住民課、農林水産建設課)

1 住民生活の支援

災害によって被害を受けた住民が早期に生活の安定を図ることができるように、租税等の減免による負担軽減、災害援護資金等の支給、貸付等を実施する。実施にあたっては、被災者への各種援助・助成制度の周知の徹底と相談窓口の設置を行い、きめ細かな対応に努める。

(1) 町税の徴収猶予及び減免等

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対して、地方税法により緩和措置として事態に応じ納期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

① 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出又は町税を納付できないと認められるときは、その申請により2カ月を超えない期限において町税の納期限を延長できる。

② 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

③ 減免等

被災した納税義務者に対し必要と認められる場合は、固定資産税等の減免及び納入義務の免除を行う。

(2) 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付

災害により被害を受けた生活困窮者に対し、弔慰金等の支給、生活資金の貸付を行うことにより生活の安定を図るものとする。

① 災害弔慰金

② 災害障害見舞金

③ 災害援護資金

④ 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）

(3) 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

2 住宅の復興

被災者の生活安定にとって最も重要な生活基盤である住宅の速やかな復興を推進するため、町は、住宅復興計画を策定し、公営住宅等の新規建設や空き部屋等の活用及び民間住宅に対する支援、相談、情報提供等の事業を推進する。

- (1) 公営住宅等の建設・活用
- (2) 民間住宅の再建支援

町は、独立行政法人住宅金融支援機構の住宅再建融資の斡旋を行う。

- (3) 住宅再建に関する相談・情報提供
- (4) 罹災証明の発行

罹災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免を実施するにあたって、必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に、町長及び消防署長が確認できる範囲の被害について証明するものである。

① 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものとする。

なお、家屋以外のものが罹災した場合において証明の発行が必要な場合は、町長が行う罹災証明で対応する。

- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
- イ 火災による全焼、半焼、水損

② 被害家屋調査

初回被害家屋調査は、災害発生後概ね1ヶ月以内を実施する。なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

③ 罹災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

④ 罹災証明書の発行

町は、罹災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋の罹災証明書を1世帯当たり1枚を原則に発行する。

⑤ 罹災証明に関する広報

罹災証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

(様式編：罹災証明書)

3 雇用の安定と雇用機会の確保

大規模災害が発生した場合、その影響により事業所の閉鎖・移転、規模縮小等が生じ、雇用の不安定化が想定されるため、労働者の雇用維持、失業予防が図られるよう、県及び和歌山労

働局と連携し、求職者、新規学卒者、事業主への支援を行い、被災者の雇用機会の確保を促進する。

4 商工業の再建支援

被災により事業活動に支障をきたしている商工業者に対し、速やかな被災状況の把握と資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供等の実施を通じて経営の安定・再建を支援する。

(1) 再建資金の融資

町は、県及び商工団体と連携し、県の融資制度、日本政策金融公庫等の各種融資の斡旋等を推進する。

(2) 再建に向けた相談・情報提供等の実施

町は、被災事業者の早期経営再建を支援するため、県及び商工団体と連携し、相談窓口の設置、各種相談、支援制度等の情報提供等を行う。

5 農林水産業の再建支援

被災により事業活動に支障をきたしている農林水産業者に対し、速やかな被災状況の把握と資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供等の実施を通じて経営の安定・再建を支援する。

(1) 再建資金の融資

町は、県及び農林水産業関係団体と連携し、被災した農林漁業者等の再建支援を図るため、各種制度融資の斡旋等を推進する。

① 天災融資法による融資

② 日本政策金融公庫による災害基金

(2) 再建に向けた相談・情報提供等の実施

町は、被災農林水産業者の事業の再建を支援するため、県及び農林水産業関係団体と連携し、相談窓口の設置、各種相談、支援制度等の情報提供等を行う。

第3章 公共施設災害復旧計画

(農林水産建設課)

災害復旧事業として町で実施するものは概ね次の計画による。

1 計画の方針

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原型復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

2 災害復旧事業計画の種別

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
 - コ 下水道施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 水道施設災害復旧事業計画
- ④ 住宅災害復旧事業計画
- ⑤ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑥ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑦ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑧ その他

3 災害復旧対策に伴う財政援助

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

- ① 国庫補助及び国の財政措置
- ② 地方債に基づく措置
- ③ 地方交付税に基づく措置
- ④ 激甚災害時の特別財政措置

第6部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

(防災まちづくりみらい課)

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1部第5章町及び防災関係機関の実施責任と業務の大綱に定めるところによる。

第3節 特別強化地域

本町は、南海トラフ法第10条第1項の規定に基づき指定された県の津波避難対策特別強化地域の区域である。

第2章 災害対策本部等の設置等

第1節 災害対策本部等の設置

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに美浜町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2節 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、美浜町災害対策本部条例及び美浜町災害対策本部規則に定めるところによる。

第3節 災害応急対策要員の参集

- 1 町長は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画は、第4部第1章防災組織計画第2節に定めるところによる。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達等

(1) 情報の収集・伝達における役割、地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達等については、第4部第2章情報計画に定めるところにより行うものとする。また通信の途絶、交通の障害等により、町長等と災害対策本部の連絡が取れない場合においても第4部第2章情報計画により対応する。

2 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

地震により甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、県と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4部第3章消防計画並びに第4部第6章罹災者救助保護計画第8節に定めるところによる。

5 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。また、物資調達が円滑に進むよう国の物資調達・輸送調整等支援システムに物資拠点や備蓄物資を予め登録しておく。

6 輸送活動

地震により甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、県と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4部第11章交通輸送計画第1節に定めるところによる。

7 保健衛生・防疫活動

地震により甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、県と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4部第7章保健衛生計画に定めるところによる。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材等の確保を行う。

次の物資・資機材等は、第2部第4章水・食糧・生活物資等の備蓄計画第3節により確保を行う。

(2) 町は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要に応じて次の物資等の供給の要請をすることができる。

次の物資等は、第4部第6章罹災者救助保護計画第6節により確保を行う。

2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 各機関の具体的な措置内容は、各機関ごとに別に定める。

第3節 他機関に対する応援要請

1 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第4部第3章消防計画第2節消防相互応援計画のとおりである。

2 町は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、第4部第11章応援要請計画により応援を要請するものとする。

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護のための施設の整備等

津波からの防護施設等の整備については、第1部第6章「津波から逃げ切るための基本方針」等に基づき、推進する。

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。ただし、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意するものし、水門、樋門、閘門、防潮堤等の操作に係る時間的余裕が無いと判断された場合には、当該操作担当者は水門等の操作をせず速やかに避難することを原則とする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
 - (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門や防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター緊急離着陸場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
 - (5) 同報無線の整備等の方針及び計画

第2節 津波に関する情報の伝達等

- 1 津波に関する情報の伝達等について、第4編 第2章 第1節「地震・津波に関する情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。

第3節 避難対策等

- 1 地震発生時において津波による避難の指示の対象となる地区は、別に定める。津波災害に対する避難指示については、第4部第6章罹災者救助保護計画第3節により発令する。

なお、町は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として高齢者、子ども、病人、障害者等避難行動要支援者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

- 2 町は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- (1) 地区の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難の指示の伝達方法
- (6) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

3 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

4 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

5 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- (1) 町は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
- (2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- (3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

6 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

7 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置

(2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

8 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第4節 消防機関等の活動

1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

(2) 津波からの避難誘導

(3) 土嚢等による応急浸水対策

(4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

(5) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール等の確立

(6) 救助・救急 等

2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、町消防計画に定めるところによる。

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置

2 電気

(1) 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に必要な電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

(2) 指定公共機関関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社が行う措置

3 ガス

(1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信

- (1) 指定公共機関西日本電信電話株式会社和歌山支社通信部等が行う措置
- (2) 県が行う支援の措置

5 放送

- (1) 指定公共機関日本放送協会和歌山支局が行う措置
- (2) 指定地方公共機関(株)テレビ和歌山、(株)和歌山放送が行う措置

第6節 交通対策

1 道路

- (1) 町、県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

2 海上

- (1) 田辺海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

第7節 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

- (1) 各施設に共通する事項
 - ア 津波警報等の入場者等への伝達
 - イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - エ 出火防止措置
 - オ 水、食糧等の備蓄
 - カ 消防用設備の点検、整備
 - キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- (2) 個別事項
 - ア 学校等
 - (イ) 当該学校等が、本町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば支援学校、盲学校、ろう学校等）これらの者に対する保護の措置

イ 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第8節 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める取組みについて、必要に応じて県からの適切な助言等を求めるものとする。

2 消防団の充実

消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取組みについて、必要に応じて県からの適切な助言等を求めるものとする。

第5章 防災訓練計画

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震津波を想定した訓練を実施するものとする。
- 2 1の訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 1の訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波退避のための災害応急対策を中心とし、津波警報の発令又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表等を想定した防災行政無線等による情報伝達などを取り入れて、防災訓練の実施に努める。
- 4 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、避難情報、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容及び知識

2 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した

場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (9) 避難所や避難生活に関する知識
- (10) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 園児、児童、生徒等に対する教育

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

5 自動車運転者に対する教育

6 相談窓口の設置

県及び町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第7章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達、町の防災体制

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の情報伝達は、本計画で「地震・津波に関する情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。

防災体制については、本計画で「防災組織計画」に定めるところによる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害対策本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割負担や連絡体制は、本計画で「地震・津波に関する情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。

また、災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、本計画で「組織計画」に定めるところによる。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、本計画で「災害広報計画」に定めるところによる。

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達

町の災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集は、本計画で「被害情報等の収集計画」に定めるところによる。

町の防災体制については、本計画で「組織計画」に定めるところによる。

4 災害応急対策をとるべき期間

町は、南海トラフ沿いの想定震源区域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべる等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、

以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 避難対策

① 事前避難対象地域

町は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、あらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、あらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を推進計画に明示するものとする。但し、本町においては、南海トラフ巨大地震想定による津波避難困難地域は解消されたため、住民事前避難対象地域は設定しないものとする。

② 避難計画

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る避難は、本計画で「避難計画」に定めるところによる。

国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、町の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。指定避難所の場所、避難の経路及び方法については、町において定めるものとする。

③ 避難所の運営

避難所の開設や収容保護等については、本計画で「避難計画」に定めるところによる。

6 消防機関等の活動

① 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波から円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報的的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

② 水防管理団体は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に次のような措置をとるものとする。

ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

イ 水門、及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

ウ 水防資機材の点検、整備、配備

7 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、町の防災体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割負担や連絡体制は、本計画中「地震・津波に関する情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。

町の防災体制については、本計画中「組織計画」に定めるところによる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法は、本計画中「災害広報計画」に定めるところによる。

3 災害応急対策をとるべき期間

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 町のとるべき措置

町は、本計画中「災害広報計画」に定めるところにより、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、町は、施設・設備等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第4節 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応

本町に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備え、適切な対応が行えるよう準備しておくことが求められる。

1 南海トラフ地震臨時情報発表時の措置を行う

本町に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、災害対策本部会議を開催し、以下の対応について協議する。

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）半割れケース

事前避難対象地域のうち高齢者等事前避難対象地域に住み、津波到達までに避難が完了できない可能性のある避難行動要支援者等を避難させる必要があるため、住民や自主避難者を受け入れる避難所を開設し、避難準備・高齢者避難準備を発令する。

また、それ以外の住民に対しては、避難場所・避難経路の確認、家具の固定、家族との安否確認手段の取り決め、家庭による備蓄の確認、対象地域外の親類宅・知人宅への避難の促し等について、防災行政無線及び広報等により周知する。

期間は1週間を基本とし、その後1週間、一部割れケースの防災対応を行う。

ア 対象地域の選定

事前避難対象地域は、田井地区、浜ノ瀬地区、吉原地区、三尾地区とし、和田地区の一部沿岸部を加える。

イ 広報等の方法

防災行政無線による町内放送、広報車等により情報伝達を行い、対象地区の長への連絡及び注意喚起の広報等を対象地域内に配布する。

ウ 避難所の開設場所の選定

旧三尾小学校、畜産センター、地域福祉センター（3階）を避難所として開設する。状況に応じて、小学校の体育館等を避難所として開設する。

エ 避難の期間

1週間を基本とし、その後の1週間、一部割れケースの防災対応を行う。

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）一部割れケース

事前避難対象地域のうち高齢者等事前品対象地域を基本として、津波到達までに避難が完了できない可能性のある避難行動要支援者に対し、自主避難を呼びかけ、自主避難者を受け入れるための避難所を開設する。

また、それ以外の住民に対しては、避難場所・避難経路の確認、家具の固定、家族との安否確認手段の取り決め、家庭による備蓄の確認、対象地域外の親類宅・知人・友人宅への避難の促し等について、防災行政無線及び広報車等により周知する。

ア 対象地域の選定

事前避難対象地域は、田井地区、浜ノ瀬地区、吉原地区、三尾地区とし、和田地区の一部沿岸部を加える。

イ 広報等の方法

防災行政無線による町内放送、広報車等により情報伝達を行い、対象地区の長への連絡及び注意喚起の広報等を対象地域内に配布する。

ウ 避難所の開設場所の選定

旧三尾小学校、畜産センター、地域福祉センターを避難所として開設する。状況に応じて、小学校の体育館等を避難所として開設する。

エ 避難の期間

1週間を基本とし、その後の1週間、一部割れケースの防災対応を行う。

③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）ゆっくりすべりケース

住民に対し、避難場所・避難経路の確認、家具固定、家族との安否確認手段の取り決め、家庭による備蓄の確認、対象地域外の親類宅・知人・友人宅への避難の促し等について、防災行政無線及び広報車等により周知する。

また、自主避難者がいる場合、避難所を開設する。

期間は、すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでとする。

ア 対象地域の選定

事前避難対象地域は、田井地区、浜ノ瀬地区、吉原地区、三尾地区とし、和田地区の一部沿岸部を加える。

イ 広報等の方法

防災行政無線による町内放送、広報車等により情報伝達を行い、対象地区の長への連絡及び注意喚起の広報等を対象地域内に配布する。

ウ 避難所の開設場所の選定

旧三尾小学校、畜産センター、地域福祉センターを避難所として開設する。状況に応じて、小学校の体育館等を避難所として開設する。

エ 避難の期間

1週間を基本とし、その後の1週間、一部割れケースの防災対応を行う。

第7部 復旧期編

<目指すところ>

避難所生活 → 仮設住宅への入居
迅速に

第1章 復旧期における事前準備の目的

復旧期とは、まずは命という初動対応期が過ぎた、また過ぎつつあるという時期である。命は助かったが、これからの生活をどうしようと考え始める時期でもある。

復旧期においては様々な対応を行う必要があるが、ここでは町としてあらかじめ考えておくべきことに絞り事前準備を行うこととする。

第2章 復旧期として準備しておくべき事項の整理

復旧期における対応については、美浜町地域防災計画第4部、第5部、第6部において幾つかの点について記述されている。

ここでは、美浜町が事前に考えておくことに重点を絞り、主に下記のことについて定めるものとする。

いずれも発生してからの準備では間に合わない事柄であり、出来るだけ具体的な点まで検討を行っておく。

第3章

第1節 仮設住宅に関する事前準備

第2節 災害廃棄物（がれき等）に関する事前準備

第3節 尿尿の処理に関する事前準備

第4節 広域調整に関する事前準備

第5節 自衛隊の協力に関する事前準備

（駐屯地があるという美浜町の特異性として）

第6節 建築制限に関する事前準備

第3章 具体的事前準備の詳細

第1節 仮設住宅に関する事前準備

避難所生活が長期化するほど、住民の不平不満が高まってくる。いち早く避難所生活からの解放、仮設住宅への転居、復興計画の見通しを示すことにより、民政の安定に繋げることが重要である。

そのため、仮設住宅の建設を即座に開始出来るよう、用地等について決めておく。

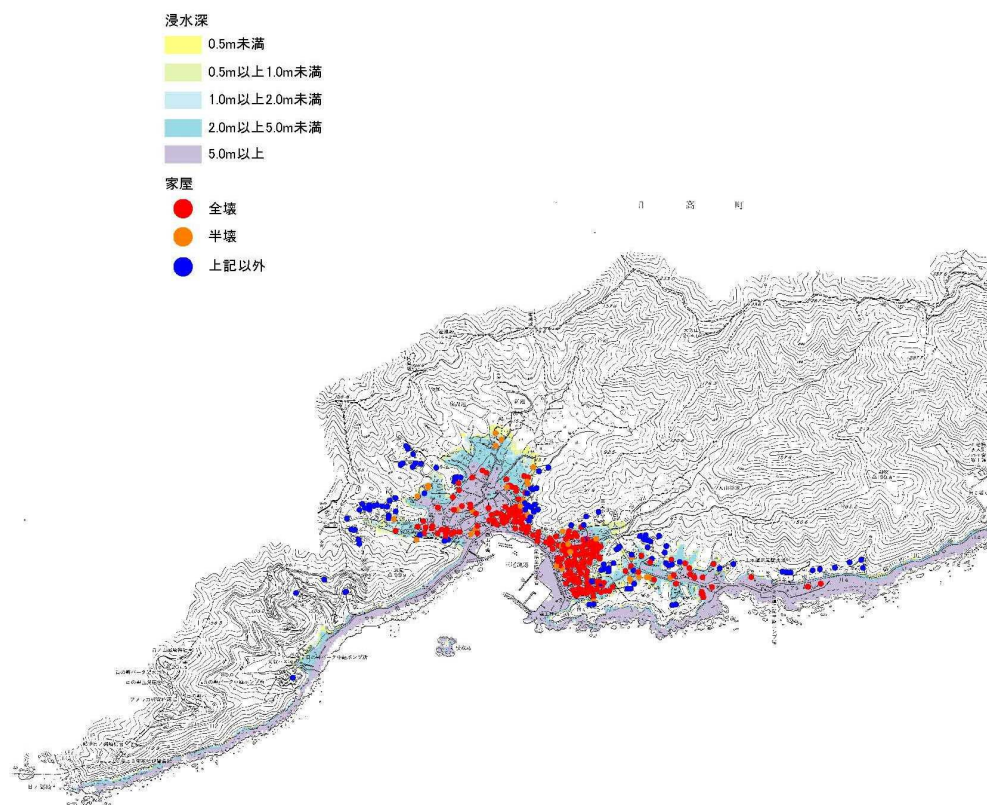
ここでの事前復旧準備としては、南海トラフ巨大地震を想定した最大必要戸数について検討を行っておくこととするが、実際に被災した場合は、被災状況からニーズの把握を行い、事前に検討した候補地から必要部分のみを取り出せば良いことになる。

また、仮設住宅の建設だけではなく、津波で流されず残った民間賃貸住宅の借り上げ及び空家の利用も十分検討の余地がある。

店舗については、コンテナハウスや移動販売で対応することを検討する。

南海トラフ巨大地震による住家被害位置図

(石造家屋と鉄筋コンクリートビルの半壊を考慮した場



1 仮設住宅用地の確保（南海トラフ巨大地震を想定した場合）

仮設住宅用地の確保に関し、幸い美浜町では過年度において必要規模、建設の具体的な候補地について詳細な検討がなされている。

平成25年度 防災委託第6号

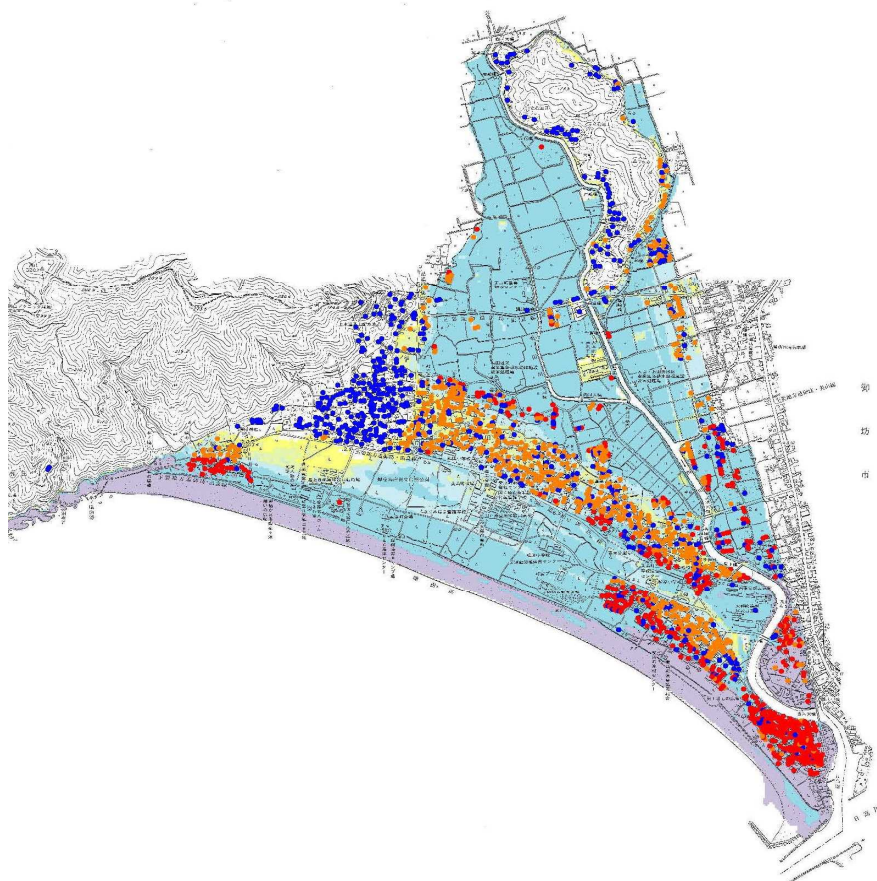
西山避難所用地選定基本調査委託業務（平成26年1月）

以下、「H26.1 仮設住宅用地検討業務報告書」

上記検討資料においては、仮設住宅用地だけではなく上下水道等についても検討がなされているが、事前に準備しておくべきことに特化するため、仮設住宅用地に絞って定めることとする。

さらに、事前の対応として、被災後迅速に仮設住宅の建設が開始出来るよう、関係地区・予定地地権者等への事前説明・事前了解を得ておくところまで進めておくこととする。

なお、この仮設住宅用地候補地は、背後地のがけ崩れの危険性等について必ずしも十分とは言えない。砂防・急傾斜事業等の予防事業の実施を積極的に要望しながら実際の被害状況を加味し、検討することとする。



① 必要戸数及び必要面積の算出

＜算出根拠＞
H26.1 仮設住宅用地検討業務報告書
P5-1～P5-16

(1) 必要戸数（地区別）

建設用地の候補地の選定において、震災時において震災前の既成のコミュニティを確保することはお互いに助け合うという視点からも重要なことである。

よって、今回の候補地選定においてもある程度のコミュニティを早期に確保・維持できるように予め地区別に応急仮設住宅建設戸数を設定する。

地区	結果 東海・東南海・南海3連動地震		結果 南海トラフの巨大地震		住家被害件数 ※南海トラフ巨大地震 を採用 ①	応急仮設住宅 建設戸数 ②=①×0.3	応急仮設住宅 建設戸数 ③:②の数値の切り上げ
	半壊	全壊	半壊	全壊			
新浜地区	0	0	190	262	452	135.6	136
三尾地区	55	34	49	302	351	105.3	106
本ノ脇地区	0	0	46	46	92	27.6	28
西地区	0	0	4	1	5	1.5	2
西中地区	0	0	95	5	100	30	30
東中地区	8	0	241	29	270	81	81
東地区	2	0	181	18	199	59.7	60
上田井地区	40	0	66	85	151	45.3	46
吉原地区	6	0	296	115	411	123.3	124
田井畑地区	74	1	23	75	98	29.4	30
浜ノ瀬地区	109	0	24	366	390	117	117
入山地区	2	0	82	5	87	26.1	27
合計	296	35	1297	1309	2606	781.8	782

応急仮設住宅必要建設戸数 782戸

(2) 必要面積（地区別）

上記(1)で算出した住家被害戸数をもとに、南海トラフの巨大地震時における必要面積の算出を行った。住家面積 29.7 m²（道路や共有スペース面積を踏まえ1戸あたり約 91.9 m²）

地区	結果 南海トラフの巨大地震		住家被害件数 ※南海トラフ巨大地震 を採用 ①	応急仮設住宅 建設戸数 ②=①×0.3	応急仮設住宅 建設戸数 ③:②の数値の切り上げ	必要面積(ha) ④=③×29.7	必要建設用地 (ha) 戸数×91.9 ⑤=③×91.9
	半壊	全壊					
新浜地区	190	262	452	135.6	136	0.404	1.249
三尾地区	49	302	351	105.3	106	0.315	0.974
本ノ脇地区	46	46	92	27.6	28	0.083	0.257
西地区	4	1	5	1.5	2	0.006	0.018
西中地区	95	5	100	30	30	0.089	0.276
東中地区	241	29	270	81	81	0.241	0.744
東地区	181	18	199	59.7	60	0.178	0.551
上田井地区	66	85	151	45.3	46	0.137	0.423
吉原地区	296	115	411	123.3	124	0.368	1.139
田井畑地区	23	75	98	29.4	30	0.089	0.276
浜ノ瀬地区	24	366	390	117	117	0.347	1.075
入山地区	82	5	87	26.1	27	0.080	0.248
合計	1297	1309	2606	781.8	782	2.323	7.184

必要建設用地 7.184 ha

② 仮設住宅用地の抽出

以下の抽出条件を基に、応急仮設住宅建設所用地として開発可能な箇所の抽出を行う。

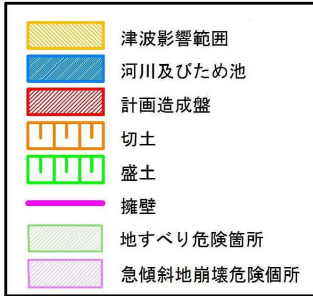
【抽出条件】

- ①抽出対象箇所は西山及び入山とする。
- ②津波の際の浸水想定区域に該当しない区域にて候補箇所を検討する。なお、浸水想定区域は南海トラフの巨大地震の想定区域を対象とする。
- ③整備が容易で平地が確保できる箇所
- ④概ね 1ha 以上が確保可能な箇所を選定する。
- ⑤寺社仏閣等の移設が困難な地物に対して影響が出ない箇所を選定する。
- ⑥三尾地区については、宅地が西側に集中しており、他地区と離れていることから、三尾地区内（西山西側）山裾に確保する。

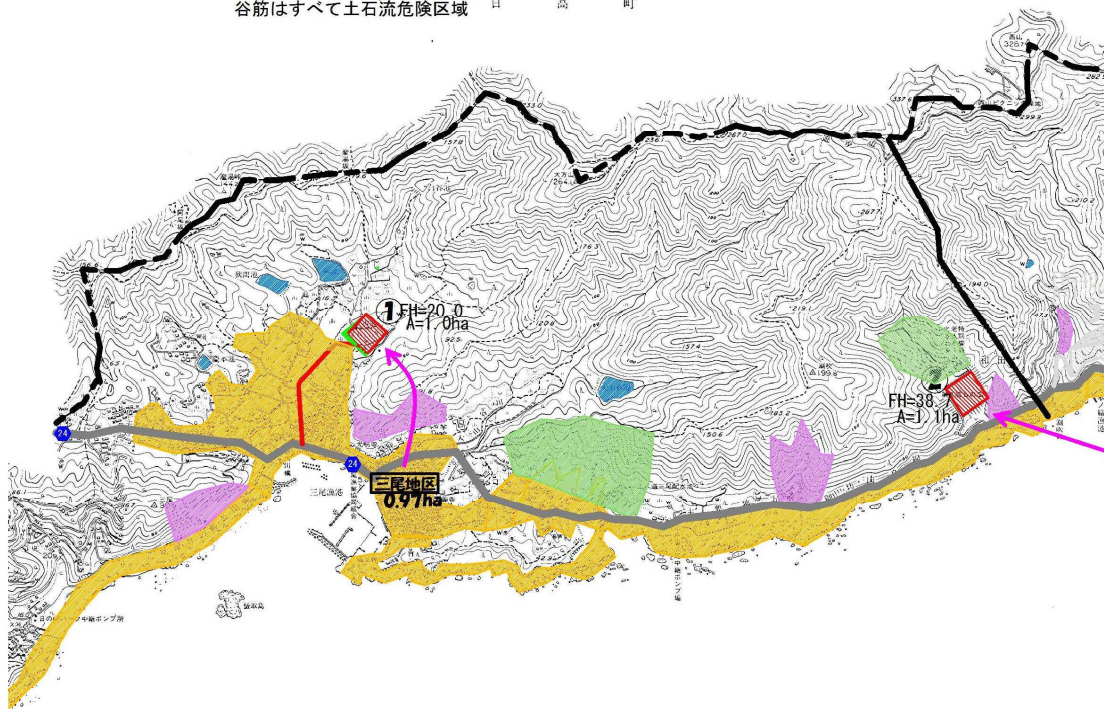
「H26.1 仮設住宅用地検討業務報告書」には、応急仮設住宅利用時の利便性、物資等の輸送の容易さ等を考慮して2案（A案、B案）の比較検討がされているが、西山で全地区の必要面積を確保する案（A案）を採用することとする。

仮設住宅候補地への各地区からの割り振り図

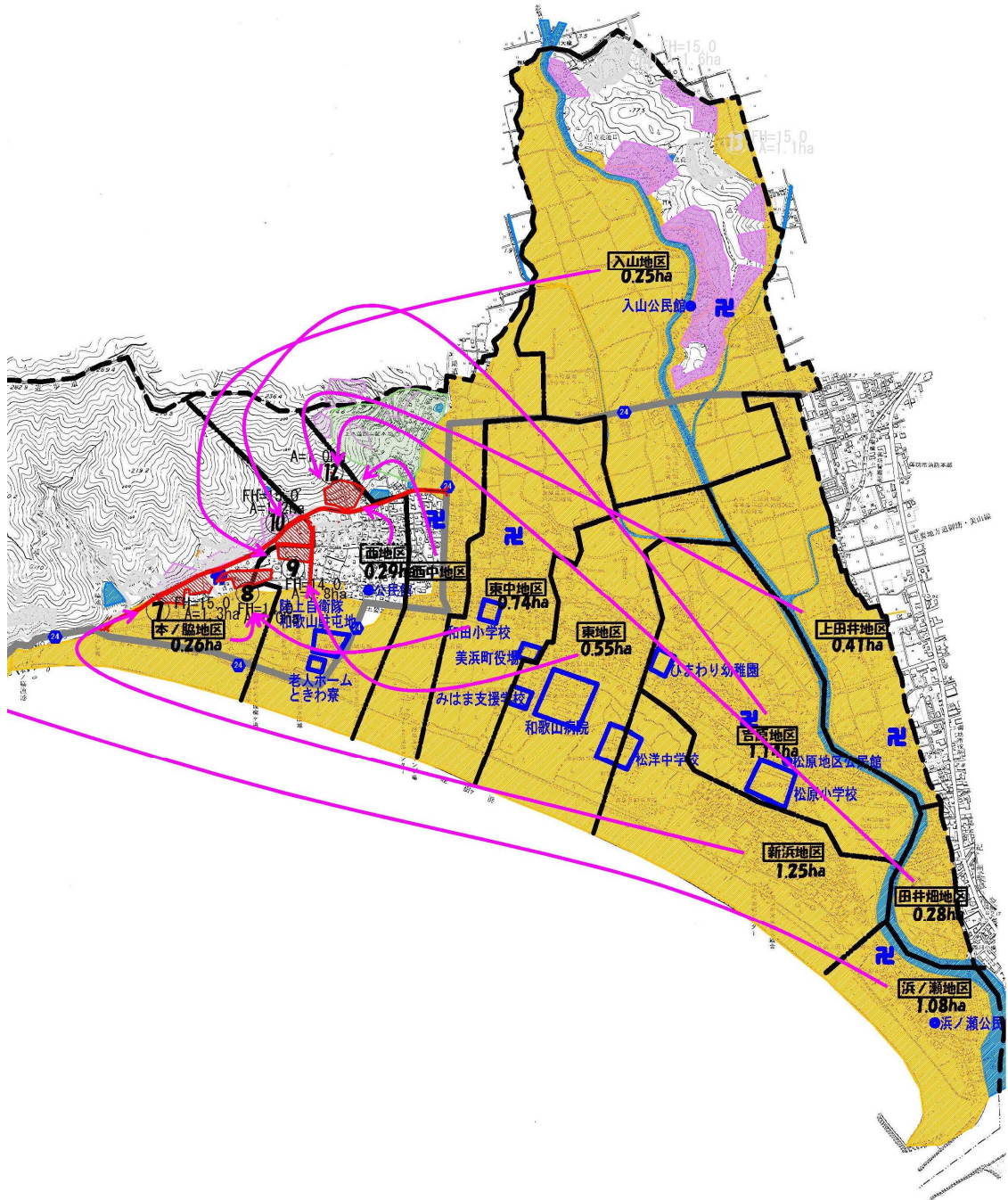
凡例



谷筋はすべて土石流危険区域 口 高 町



優先 順位	選定 箇所 番号	1ha当り 事業費 (百万)	確保可能 面積 (ha)	新井地区	三尾地区	本郷地区	西地区	西中地区	東中地区	東地区	上田地区	吉泉地区	田井地区	浜瀬地区	入山地区
				1.240	0.974	0.257	0.294	0.744	0.551	0.423	1.139	0.276	1.075	0.248	
10	①	260.8	1		○										
1	②	整備済み	1.1											○	
7	③	1025.3	1.2												
12	④	678.1	1.1												
7	⑤	436.8	0.7												
12	⑥	898.2	0.7												
2	⑦	184.2	1.3	○											
5	⑧	200.2	1			○			○						
5	⑨	224.7	0.8							○					○
2	⑩	202.8	1.2									○			
7	⑪	244.2	0.8										○		
2	⑫	167.4	1				○	○					○		
12	⑬	862.1	1.1												
10	⑭	765.4	1.6												



③ 土地所有者情報

調査報告書に用地所有者データが整備されているため、それを基に地権者の事前了解を求める。

報告書の添付データについては適宜バージョンアップする。

<掲載場所>
H26.1 仮設住宅用地検討業務報告書
P6-1～P5-15

④ 仮設住宅候補地についての説明

仮設住宅候補地の各地区及び土地所有者への説明を事前に行っておく。

⑤ 仮設住宅建設のための資材の調達

仮設住宅建設のための資材を短時間で調達するため、資材メーカーとの協定を行っておく。

⑥ 仮設住宅建設作業員の確保

仮設住宅の建設を迅速に進めるため、建設作業員の確保についても事前に考えておくこととする。

やはり頼れるところは地元建設業者であり、美浜町建設業組合と仮設住宅建設作業に関する協定を締結しておく。

⑦ 空家・民間賃貸住宅の活用

すぐに使える被災を受けなかった空家・民間賃貸住宅の活用を積極的に進める。そのための手続きについて事前に検討する。

第2節 災害廃棄物（がれき等）に関する事前準備

1 基本的な考え方

災害廃棄物の処理に関しては発生源、発生品目、法律での規定等多岐にわたるが、ここでは主に仮置き場所について検討する。

また、実際の被災では膨大な量の災害廃棄物が発生し、広域的な受け入れを求めることになる想定されるが、現時点（事前）では、まずは美浜町内でどんなことが出来るかというスタンスで考えることとする。

より具体的な事項については、「美浜町災害廃棄物処理計画」によるものとする。

<考え方の整理>

南海トラフ巨大地震を想定し、発生する災害廃棄物を推計する。

その際、発生する総発生量を廃棄物処理法に基づく品目に分類して推計する。

災害により発生が予想される主たる災害廃棄物は、主に木くず・がれきである。

美浜町は南海トラフ巨大地震で町の平野部の大半が浸水・被災するため、災害廃棄物の集積場所候補地は限られる。

仮設住宅候補地のことも考えながら、町内の候補地について比較検討を行う。

仮置き場の規模のコンパクト化及び処分場の受け入れを円滑に進めるため、あらかじめ倒壊現場等で分別し仮置き場まで搬入する、「**分別搬入**」を原則とする。

2 がれき発生量のボリュームの試算

前述の住家被害戸数からがれきの発生量を大まかな推定を行うと、約40万 m^3 の発生が推定される。

3 がれきの置き場所について

がれきの置き場所については、環境省の手引きを参考に選定を行った結果、第1若者広場を第1の候補地とする。主な理由は下記のとおりである。

- ・津波浸水域であるが過去の経験上一度津波が発生すれば100年単位で発生しないと考えられること、
- ・第1若者広場周辺は近隣に住家が接している部分が少なく塀等で影響を軽減できること
- ・通称産業道路を通り海岸からの進入が可能であり人家への影響が少ない。
- ・隣接する松林へ拡張が可能

南海トラフ巨大地震を想定した場合、がれき等の発生量は約400,000m³であり、第1若者広場(9,000m²)だけでは到底まかなえない。

そのため、その時は当然被災しているだろう松林を順次片付け、仮置き場として利用することを考える。具体的な場所は松林の被災の状況を見て決めることとする。

<整合性を図る参考指針等>

市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き
H29.3 環境省 東北地方環境事務所

仮置き場候補地は、以下の点を考慮して選定する。

<選定を避けるべき場所>

学校等の避難場所として指定されている施設及びその周辺はできるだけ避ける。

周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。

土壌汚染の恐れがあるため、農地はできるだけ避ける。

水害による災害廃棄物は、汚水を発生する恐れがあることから水源に留意し、近接する場所を避ける。

浸水想定区域等を避ける。(市町村が策定したハザードマップを参照すること)

二次仮置き場は、長期間に渡り、大量の災害廃棄物を仮設処理施設により破碎選別、焼却処理を行う場合があるため、周辺環境へ影響を考慮して選定する。

<候補地の絞込み>

重機等により災害廃棄物を分別・保管するため、できる限り広い面積を確保する。

公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地。

未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地(借り上げ)。

候補地に対する自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等、他の土地利用のニーズの有無を確認する。

効率的な搬出入ルート、必要な道路幅員が確保できる。

敷地の搬入・通行路は、大型車が走行できるようコンクリートまたはアスファルト敷が好ましい。

長期間使用できることが好ましい。

必要な消火用水、仮設処理施設の電源・水源が確保できることが好ましい。

ごみ処理施設の周辺を候補地とする場合は、道路渋滞が発生し、廃棄物の搬入出に支障が出ないか確認する。

4 仮置き場候補地（第1若者広場）

番号	候補地の名称	住所	敷地面積	仮置き可能量
①	第1若者広場	美浜町浜ノ瀬	9,000 m ²	約 45,000 m ³

<概要>

10t コンテナ車（脱着装置付きコンテナ専用車、20～25m³）

5分に1台→12台/h

12*20m³=240m³/h

240*8h=約 2,000m³

400,000m³/2,000m³=200日

9,000m²*積み上げ高さ5m=45,000 < 400,000m³（想定発生量）

<レイアウト図案>



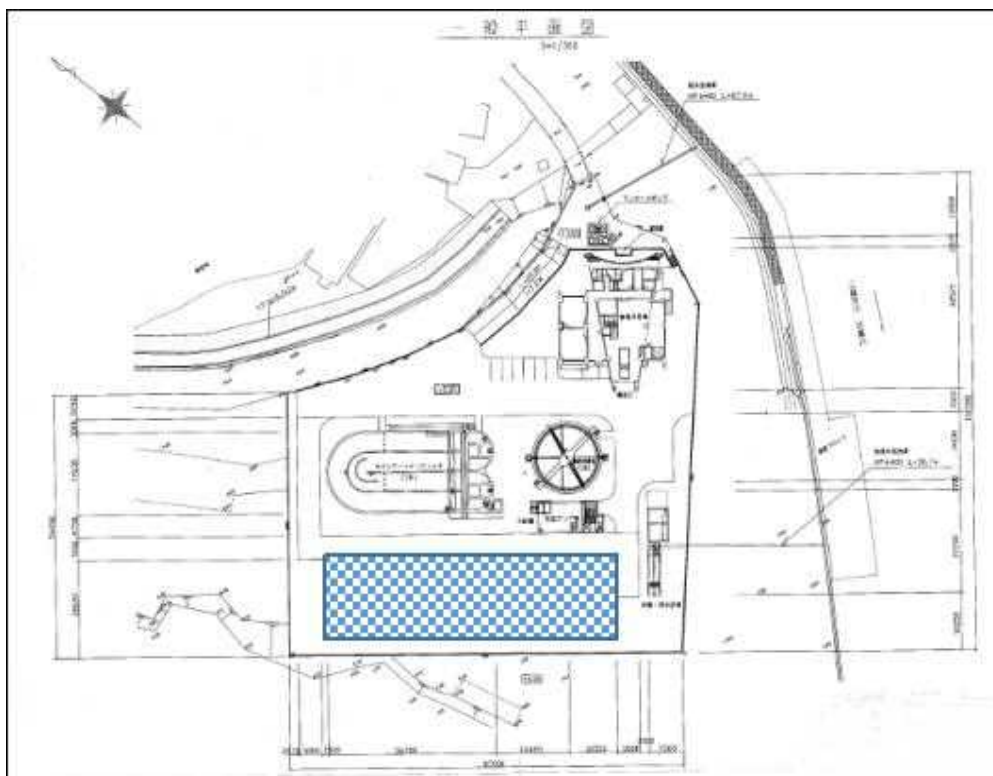
第3節 屎尿の処理に関する事前準備

1 終末処理場の応急対策

津波により被災が懸念されるのは公共下水道終末処理場である。（管渠については耐震化されている。）

公共下水道処理場のⅡ期計画予定地として確保していた用地があり、そこを仮設処理場として活用することとする。

津波浸水域であるが、がれき等仮置き場と同じく過去の経験上一度津波が発生すれば100年単位で発生しないと考える。



集落排水の2箇所の終末処理場については、隣接の農地を臨時に借りて仮設処理場とすることを考える。

2 事業者との協定

終末処理場の仮設処理場及び避難所からの屎尿等の処理も問題となる。

その際の緊急的な応援体制として、町内処理業者（現在、美浜町内1社）事前協定を締結しておく。

第4節 広域調整に関する事前準備

美浜町内で確保出来ない場合は広域調整が想定される。

まずは、自分の町でまかなえないか考えるが、それが難しい場合に備え、内陸部の町等に協力を依頼する。

		内 容
隣接	日高町	仮設住宅用地
	御坊市	相互連携 ・御坊市も大変な事態となっていることが予想される。 ・相互連携を図ることが必要
日高郡内	由良町	廃棄物置き場 ・全般的な相互協力協定を締結済み
	日高川町	
	印南町	
	みなべ町	
県内 (隣接郡)	有田郡	民間賃貸住宅を仮設住宅として活用
	西牟婁郡	
	それ以外	
県外	みはまサミット	協定 ・全般的な相互協力協定を締結済み

第5節 自衛隊の協力に関する事前準備

(駐屯地があるという美浜町の特異性として)

美浜町には、自衛隊の駐屯地があり、災害時に協力してもらえることについて事前に調整を行い、協定を締結しておく。

第6節 建築制限に関する事前準備

地震や津波により建築基準法第84条に基づき建築制限を行うことが出来る。

原則、災害が発生した日から1ヶ月以内の期間、東日本大震災の場合には、建築基準法の特例法により発災から最長8ヶ月までの建築制限が可能となった。

建築制限については、特定行政庁が和歌山県であることから、現地の被害状況等を把握した上で美浜町から早期に建築制限の要請が行えるよう、事前に検討を行うこととする。

第8部 復興期編（復興に関する事前準備計画）

<目指すところ>

仮設住宅 → 恒久的住宅へ
一日でも早く

第8部復興期編（復興に関する事前準備計画）は、万が一南海トラフ巨大地震等が起こった場合を想定して、まちの復興を一刻も早く進めるため、今のうちにあらかじめ（事前復興について）考えておこうというものです。

しかしながら、実際の震災においては必ずしも想定通りにならないということが十分予想されます。

あくまでも、その時の議論のたたき台として、色んなケース、色んな対応策等についてあらかじめ考えておくということであり、実際の震災においては、その時の被災状況等に鑑み、その時に応じたものとして計画されるべきものであり、ここで提示された対応策が確定されたものでないということをご理解願います。

第1章 序章

第1節 復興に関する事前準備計画策定の目的及び効果

1 策定の目的

初動対応期、復旧期に一定の目処がついてくると、いよいよ、まちの再生復興となる。

それでなくとも大混乱の中、そこから物事を考えていては益々混乱を招くことになる。時間のある今のうちに、復興計画を策定しておく。

津波防災地域づくりの基本的な考え方では、発生頻度の高い津波（L1 津波）と最大クラス津波（L2 津波）とに分け、L1 津波においては、人命・資産の保護を図り、L2 津波に対しては、住民避難を軸としたハード・ソフトの総合的な対策により人命を守るための対策を講じることとしている。

とてつもない津波がやってきたということになれば、ここ（美浜町内）では再び被災する、町民全員がどこかの高台へ集団移転ということも考えられるが。

美浜町内で高台移転出来る場所がないこと。出来得れば今の地域コミュニティを保持したい。今住んでいる美浜町で再び住みたいという考えが主であること。

以上から、事前復興を考える時点では、基本的には現地での再整備とする。

また、美浜町の一部（上田井、田井畑）は御坊市に隣接しており、広域的な見地から事前復興計画を考えるべきであることは確かである。

しかしながら、それでは議論が進まないため、美浜町として出来ることをまず考えるということを基本スタンスとする。

おことわり

以下の第2章以降、「復興計画」については、考え方の根拠は「別添：参考資料」によるものとし、参考資料の抜粋版イメージで記載することとする。

第2章 復興に関する事前準備計画における基本計画

＜整合性を図る参考指針等＞
和歌山県都市計画区域マスタープラン（日高圏域） H27.5 和歌山県
美浜町都市計画マスタープラン
H16.3 美浜町

第1節 美浜町の特色と課題

1 特色と課題

＜特 徴＞

美浜町は、県下で2番目に面積の小さなまちである。一方、人口密度は県下で4番目である。人口は、約7,400人（H30.3末現在）で、近年人口減少の傾向が続いている。最近の傾向では、人口減少率がやや緩やかになってきている。

地形条件としては、山は西山と入山だけで平地と山地の区分が明確、平地部分の内、元々砂州であった比較的高台となっているところに集中して住居地が形成されている。すなわち、限られたところに人々が住んでいて、極めてコンパクトなまちであると言える。

＜課 題＞

御坊圏域の中心都市である御坊市及びその周辺町との役割分担

老朽化した木造住宅等が立ち並ぶ密集市街地の解消、狭隘道路、行き止まり道路、狭隘曲がり角の解消

- ・建築基準法に規定する接道義務（前面道路4m）が満たされていない住宅等が多く存在し、日常交通・消防救急といった緊急時での対応に不便をきたしている。
- ・さらに、相続等の関係から生じている空き家の増加、高齢化による新築意欲の後退等で、建物の更新が進まない状況

第2節 計画人口

被災後、親戚、友人等を頼って町外へ逸散することが考えられる。

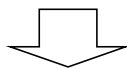
しかし、復興を迅速に進めることにより、必ずや美浜町へ帰って来てくれるという期待を込めて、本計画では計画人口を現状維持とする。

第3節 復興に関する事前準備計画における基本理念

復興に関する事前準備計画を考えるにあたり、基本理念（町全体として目指すべき方向性）を示す必要がある。

現時点での最新版である「第5次美浜町長期総合計画」における記述から、都市計画的なことに関する事項を抜き出し、県都市MPの基本方針に基づき、置き換え、復興計画における基本理念とする。

第5次美浜町長期計画での目標	事前復興計画での置き換え (県都市MPに準拠)
<p>1安心と安全 ～緑が映えるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・快適な住環境の整備 ・美しい自然環境の継承 ・安心・安全に暮らせる環境の整備 <p>2笑顔と健康 ～みんなで育むまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して暮らせる保健福祉体制の構築 ・人と地域が輝く教育・文化の充実 <p>3汗と希望 ～未来に羽ばたくまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つながりで支えあう産業振興 ・共働のまちづくり体制の構築 	<p>⇒ ①集約拠点ネットワーク型のまちづくり</p> <p>⇒ ④環境共生のまちづくり</p> <p>⇒ ③安全・安心なまちづくり</p> <p>⇒ ③安全・安心なまちづくり</p> <p>⇒ ⑤ひと・コミュニケーションを育むまちづくり</p> <p>⇒ ②交流による活力あるまちづくり</p> <p>⇒ ⑤ひと・コミュニケーションを育むまちづくり</p>



- ①集約拠点ネットワーク型のまちづくり
- ②交流による活力あるまちづくり
- ③安全・安心なまちづくり
- ④環境共生のまちづくり
- ⑤ひと・コミュニケーションを育むまちづくり

第4節 復興に関する事前準備計画の方針

1 土地利用に関する基本方針

＜整合性を図る参考指針等＞

◇国土利用計画法による分類に従う

- ・都市地域
- ・農業地域
- ・森林地域
- ・自然公園地域
- ・自然保全地域

◇美浜町都市計画マスタープラン
H16.3 美浜町

第3節において打ち立てた①～⑤の基本理念に基づき、土地利用に関する基本方針を立案する。

美浜町は、三尾の岩石海岸や日高平野の入山周辺に小規模な集落が一部見られるが、煙樹ヶ浜の砂丘海岸に沿って形成された砂州の上に市街地が形成されている。

美浜町の平地部分は、嘗ては海であった。そこに砂州が出来、その上に住宅地が形成された。

過去の知見として比較的地盤が高く安全な場所に今人々が住んでいる。

美浜町の現在の土地利用は比較的シンプルで、住宅地、農地、山林（西山）、松林に大別される。

美浜町は大半が住宅地であり、復興後においても、より良好な住環境の形成を図って行きたい。

農地については、浸水常襲地帯であることから比較的宅地化が進んでいないが、和歌山県内ではめずらしいまとまった農地であるため、西川河川改修により浸水被害が軽減され収益性の高い農業を営んでもらえるよう、今後の住宅地として蚕食されないよう、純化させる必要がある。

産業の復興の観点から農業・漁業等について、迅速に復興を進める必要がある。

現状復興を基本とすることから、現状の土地利用を基本に復興後（将来）の土地利用の方針を以下定める。

①住宅系の土地利用（現況→方針）

美浜町の宅地は、ほとんどが住居系の土地利用で、煙樹ヶ浜に沿って形成されてきた市街地を中心に分布している。

教育施設や文化施設などが比較的集積した松原から和田に至る「既成市街地型居

住地」、比較的新しく市街地が形成された新浜の「新規形成型居住地」、漁業を中心として形成されてきた浜ノ瀬や三尾などの〔漁村型居住地〕、農業を中心として形成されてきた田井、入山などの「農村型居住地」に分類できる。

②商業系の土地利用（現況→方針）

大川橋から国道42号に至る沿道沿いに小規模店舗が立地しているが、その他の地域に商店街といえる場所はない。

役場前の県道柏御坊線沿道は、公共施設（役場、学校等）・医院・店舗が立地しており、コンパクトなまちづくりの中心的なゾーンとして沿道型商業地の立地を促す。土地区画整理計画において、区画割りで配慮する。

商業系の土地利用は、幹線道路沿道を中心に市街地の一部に分有している。

既成市街地の県道柏御坊線沿道に小規模店舗が分有する「近隣型商業地」と、大川橋から国道に至る沿道に形成された「沿道型商業地」に分類できる。

③工業系の土地利用（現況→方針）

美浜町に立地する工場は、ダイワボウプログレス、大洋化学の2社とあって良く、いわゆる工業地域を形成する程に至っていない。

それぞれ現在立地している場所を個々に工業系の土地利用として位置づける。

工業系の土地利用は、西川沿い及び港湾部の一部に分布している。工業系の土地利用を分類すると、大和紡績や大洋化学が単独で工業地を形成した「単独型工業地」と、西川の河口部にいくつかの工場が集まって工業地を形成した「集積型工業地」に分類できる。

④農業系の土地利用（現況→方針）

かつては海であったといわれる西川流域に広がる平坦地に、水田を中心とするまとまった農地が広がっている。

浸水常襲地帯であり、現在では米作しかできていないが、浸水対策を解消し、施設園芸への転換を行い、大消費地である京阪神圏内という利点を生かし、新鮮な野菜を栽培し収益の拡大が見込まれる。

住宅開発等により農地の蚕食を受けないよう今後ともまとまった農地を維持していくことが必要である。

農業系の土地利用は、西川の流域に広がる平坦地に、水田を中心とする農地が大半を占めています。農地は、耕地整備が行われて区画が整った〔ほ場整備済み農地〕と、古くに農地が形成されたままの「末整備農地」に分類できる。

2 都市施設（主に道路）に関する基本方針

<特徴>

都市施設として代表的なものは、道路・公園・下水道であるが、美浜町の場合、公園については、海岸と市街地の間に広大な松林があり、それで賄うことが出来ること、さらに下水道については完備されていることから、道路が主となる。

国道及び高速道路が通っていないため、隣接市町と連絡する県道御坊由良線、県道柏御坊線、県道日高港線が都市間の幹線道路となっている。

幹線道路である一般県道4路線と生活道路である町道385路線により形成されており、生活の基盤として利用されている。

道路の整備状況は、県道は多くの区間で6m以上の幅員が確保されていて、歩道の整備も進められている。

一方、町道の多くは、幅員4m未満の道路となっている。

<課題>

高速道路インターチェンジへのアクセス道路となる町道吉原上田井線が、他の幹線道路とネットワーク化されていない。

幹線道路から一步入った生活道路に狭隘道路が多い。

<方針>

高速道路インターチェンジアクセス道路の整備

近隣市町（特に御坊市、国道42号）との連結道路の整備

それら道路のネットワーク化

生活道路（町道）の幅員確保（4m以上）

高台、避難所への防災道路の強化

また、地震で電柱が1本でも道路に倒壊すると、たちまち避難出来ないという事象が多く報告されていることから、幹線道路を中心に電線の地中化を行う。

3 市街地開発事業（面的整備）に関する基本方針

<特徴>

美浜町の土地利用ははっきりしていて、住宅地が主である上に、住めるところと住めないところが明確である。

砂州の上に形成された市街地、西川の氾濫により浸水するため宅地が進んでいない農地、それらに隣接する西山・入山といった具合である。

そのため、津波により流されたまちの事前復興計画を策定するにあたっては、住宅地を中心とした既成の市街地を、いわば理想的な都市計画基準に基づき再構築の絵を描けば良いことになる。

<課題>

美浜町の住宅は例えば県内の他市町に比べ比較的ゆったりとした区画割りになっているが、密集市街地や狭隘道路の問題を抱えているところもある。

最近はさらに、後を継ぐ人がなく空家や空地となってポツポツと抜けて行く「まちのスポンジ化」が進んで来ている。

<方針>

復興する場合の事業手法としては、市街地開発事業（土地区画整理事業）が有力である。

なお、復興事業は、被災の状況にもよるが大変ボリュームの多いものになり、町だけでは対応できなくなることが容易に推測される。

「独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）」は、東日本大震災に於いて実力を発揮していて多くの知見を貯めている。

4－5 発注方法においてそのことについても勉強しておくこととする。

設計基準（付加しておくべき望ましい施策等）

＜住環境の維持＞

良好な住環境を維持してゆくため、下記のような制度を導入しておくことが望ましい。

都市計画区域の指定

用途地域の指定

地区計画

建築協定

景観地区

＜交通＞

理想的な基盤整備として復興されたまちの便利さをアップさせるため、例えば、交通施策としてコミュニティバス・デマンドバス導入といったことについても検討を進めておく必要がある。

4 事業手法について

地域が望むまちづくりを迅速でより良く実現するため、安全な地域への住居の集団移転（防災集団移転促進事業等）や都市機能の強化（津波復興拠点整備事業等）等、復興まちづくりの各事業の特色を活かした適切な事業の選択を行う。

想定される被災規模や地形、住民意向等を踏まえ、効率的に事業を進めるためには、各事業を単独で実施するのみでなく、各事業を組み合わせることも検討する。

南海トラフ巨大地震では、東日本大震災以上の被害が想定されている中、東日本大震災の被災地と同様の復興財源が確保されない可能性を考慮し、復興まちづくりの事業規模を検討する必要があることに留意する。

5 発注方法について

東日本大震災の復興において、コンストラクションマネジメント、市街地総合コーディネート、設計・施工一括発注方式等の方式が確立されているため、それらについての整理しておく。

また具体事業においては、UR都市機構の協力が不可欠で有り、平素から連携を深めておく。

第3章 復興に関する事前準備計画における整備計画

第1節 前提条件の整理

1 地震、津波災害の想定

県マニュアルに従い、南海トラフ巨大地震（M9.1）の地震被害想定とする。

なお、南海トラフ巨大地震は最大であり、現実にはそれ以下の被害（部分被害）となる場合が想定されるため、事前復興計画の策定においては、そのことへの対応として、被災した所のみ抜き出せるよう、区単位毎に計画を策定しておくこととする。

2 基本的な考え方

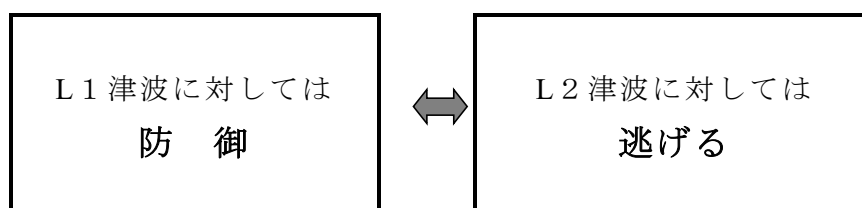
＜整合性を図る参照指針等＞

津波被害からの復興まちづくりガイダンス H28.5 国土交通省 都市局 2-4(1)

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日制定）や津波防災地域づくりに関する基本的な指針では、発生頻度の高い津波（L1津波）と最大クラスの津波（L2津波）を定めている。

L1津波においては、海岸堤防や河川堤防等による人命・資産の保護を図り、L2津波に対しては、住民避難を軸としたハード・ソフトの総合的な対策により人命を守るための対策を講じることとしている。

すなわち



※L1津波：レベル1津波（東海・東南海・南海3連動地震で発生する津波）

※L2津波：レベル2津波（南海トラフ巨大地震で発生する津波）

第2節 復興に関する事前準備計画策定の進め方

1 事前復興パターンの整理

<整合性を図る参照指針等>

県復興計画事前策定の手引き（県マニュアル）での記述

ア なだらかな平野が広がる地域

なだらかな平地が広がる地域については、沿岸から市街化が進んでおり、津波浸水区域内の居住エリアの全てを内陸部の津波の浸水しない区域に配置することは、平地の少ない和歌山県の地形状況から困難である。

このため海岸堤防等の整備と併せ、多重防御施設（嵩上げ道路や防災公園など）や宅地の嵩上げ等により、津波浸水を抑え、居住エリア等として利用することとする。

なお、多重防御などを行っても浸水が予想される場合には、浸水深より高い位置に居室を設けるなどの建築制限を行う。

イ 山地が迫り平地が狭小な地域

リアス海岸部などの山地が迫り平地が狭小な地域については、津波の流速が早く勢力が大きいため、居住エリアは、高台移転等により津波で浸水しない区域に配置することを基本とする。その他は、なだらかな平地が広がる地域と同様の考え方で配置する。

具体的に「復興に関する事前準備計画における整備計画」を策定するにあたって、県マニュアルを基本として、ここでの復興パターンの再分類を行う。

各地区における整備計画策定においては、地区の特徴に応じ検討する復興パターンの選定を行う。複数の復興パターンを考えておく想定しておく必要のある場合も考えられる。

2 町内各地区の分類

次の第3節において、南海トラフ巨大地震、3連動地震及び一部被害に止まった際の対応として各地区毎の「復興に関する事前準備計画における整備計画」を策定する。

各地区毎の計画については、美浜町では、

- ①町行政との連携を区を通じて行っている。
- ②自主防災組織が区単位で行われている。
- ③祭り等の関係から区単位での住民の意識が強い。

さらに、被災後に実際住民と復興について話し合いする時のことを考え、事前復

興計画を区単位で考えることとする。

美浜町内の12ある区の内、和田西、和田西中、和田東中、和田東、本の脇については、地形的なこと等から鑑み、和田地域として一括して、8地域として考える。

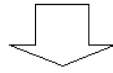
3 被災原因等によるグループ分け

各地域の特徴等から、津波による被災原因別にグループ分けを行った。

各地区の被災原因

地域名	南海トラフ巨大地震 L2津波			東海・東南海・南海3連 動 L1津波			地形条件
	浸水深 ～ m	海から	西川か ら	浸水深 ～ m	海から	西川か ら	
①三尾	m ～ m	●		m ～ m	●		海に面している。
②和田 西 西中 東中 東 本の脇	m ～ m	●	●	m ～ m			砂州の上に形成された住宅地
③入山	m ～ m		●	m ～ m			西川沿いの集落
④吉原	m ～ m	●	●	m ～ m			砂州の上に形成された住宅地
⑤新浜	m ～ m	●	●	m ～ m			砂州の上に形成された住宅地
⑥浜ノ瀬	m ～ m	●	●	m ～ m		●	砂州の上に形成された住宅地
⑦上田井	m ～ m		●	m ～ m		●	御坊市に隣接 西川沿いの住宅地
⑧田井畑	m ～ m		●	m ～ m		●	御坊市に隣接 西川沿いの住宅地

●：被災する（農地、松林等は除外し、主に居住地域の被災を考える。）



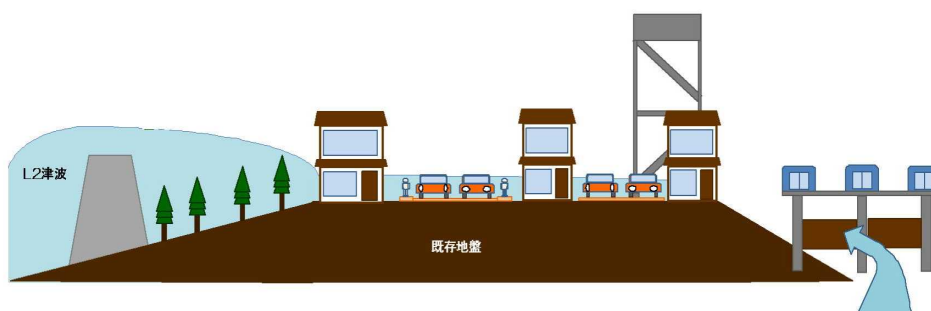
	南海トラフ		3連動	
	海	西川	海	西川
Group 1 : ②和田、④吉原、⑤新浜	●	●		
Group 2 : ⑥浜ノ瀬	●	●		●
Group 3 : ⑦上田井、⑧田井畑、③入山		●		●
Group 4 : ①三尾	●		●	

<現状>



<対応>

南海トラフ巨大地震：L2津波



海からの津波：L1対応堤防で防御

西川を遡上する津波：西川河口水門等で防御

当然L2津波対応出来ていないため浸水するが、堤防で減衰され時間が稼げるため、その間に避難タワー等へ逃げる。

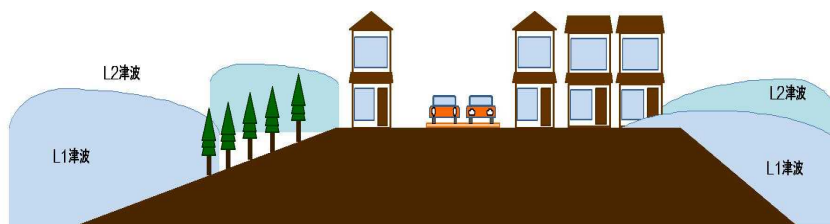
国土交通省が行った東日本大震災による被災現況調査結果によると、津波の浸水深が2mを超えると建物の被害が大幅に増加すると報告されていますので、宅地の地盤高さを浸水深2m未満を意識して嵩上げや津波防御対策を考えるが、まったく浸水しないという高さまで嵩上げすることは難しい。

3連動：L1津波

<被災しないため検討不要>

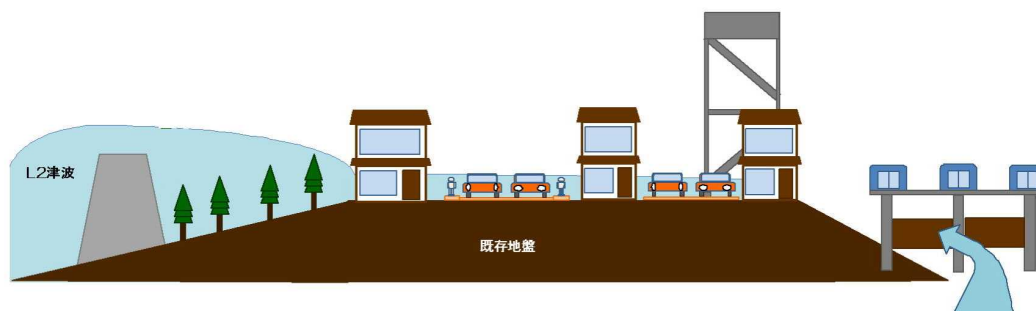
Group 2 [⑥浜ノ瀬]

<現状>



<対応>

南海トラフ巨大地震：L 2 津波



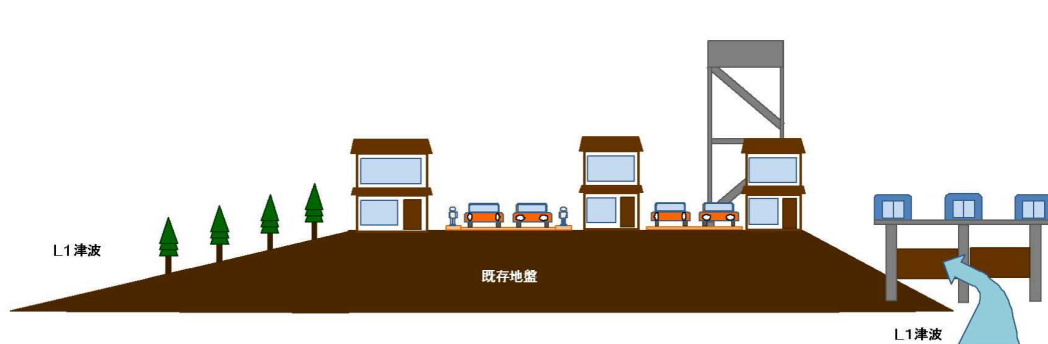
海からの津波：L 1 対応堤防で防御

西川を遡上する津波：西川河口水門等で防御

当然L 2 津波対応出来ていないため浸水するが、堤防で減衰され時間が稼げるため、その間に避難タワー等へ逃げる。

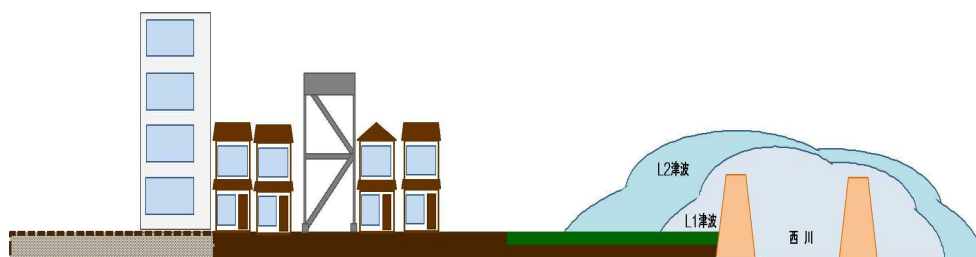
国土交通省が行った東日本大震災による被災現況調査結果によると、津波の浸水深が2 mを超えると建物の被害が大幅に増加すると報告されていますので、宅地の地盤高さを浸水深2 m未満を意識して嵩上げや津波防御対策を考えるが、まったく浸水しないという高さまで嵩上げすることは難しい。

3連動：L1津波



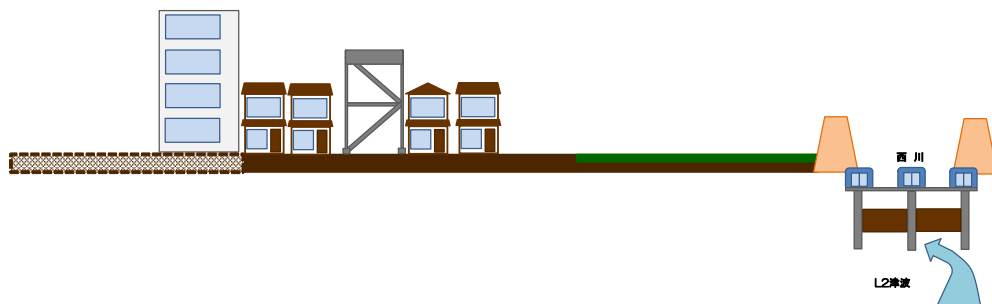
西川を遡上する津波を西川河口水門等で防御し、現地で復興ということにする。

<現状>



<対応>

南海トラフ巨大地震：L2津波



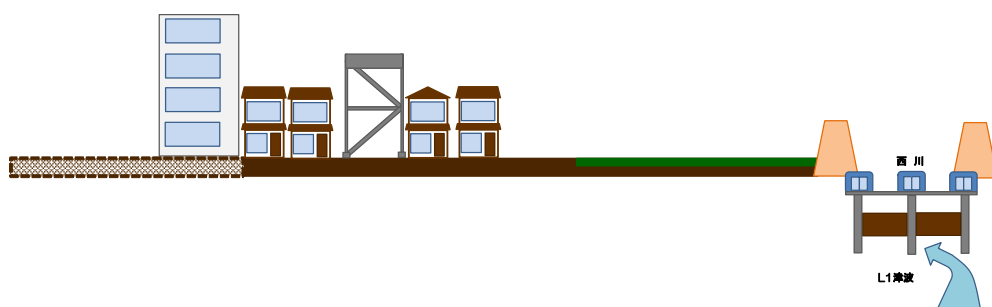
この3地区は御坊市と隣接して、御坊市側も含め広大な面積が浸水する。

集団移転は、移転場所の確保・コスト面から考えて現実的でない。（当然、今住んでいる所に止まりたいという気持ちも強いだろうし）

そのため、西川を遡上する津波を西川河口水門等で防御し、現地で復興ということにする。

当然L2津波対応出来ていないため浸水するが、水門等で減衰され時間が稼げるため、その間に避難タワー等へ逃げる。

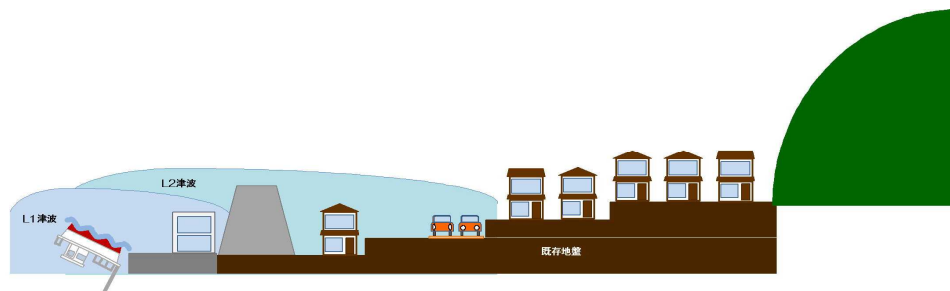
3連動：L1津波



西川を遡上する津波を西川河口水門等で防御し、現地で復興ということにする。

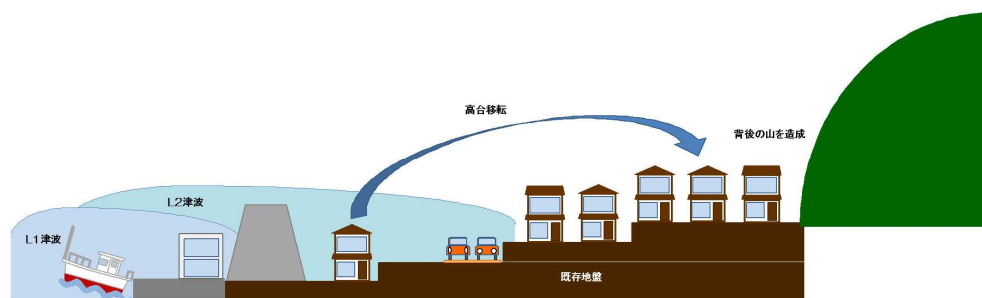
Group 4 [①三尾]

<現状>



<対応>

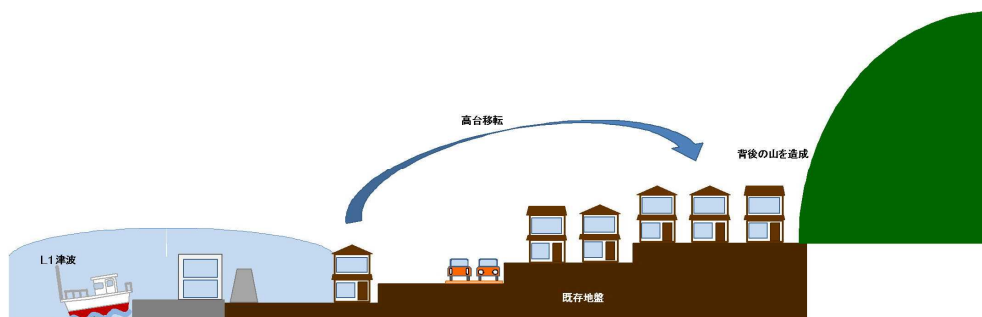
南海トラフ巨大地震：L2津波



傾斜地に人家が張り付いているため、背後地の状況を鑑み高台移転を考える。

移転元地の活用についても検討していく。

3連動：L1津波



傾斜地に人家が張り付いているため、背後地の状況を鑑み高台移転を考える。

移転元地の活用についても検討していく。

第3節 ケーススタディ

1 南海トラフ巨大地震（美浜町全域 全滅）

復興パターン 0	復興パターン 1	復興パターン 2	復興パターン 3	復興パターン 4	復興パターン 5
	○	○			○

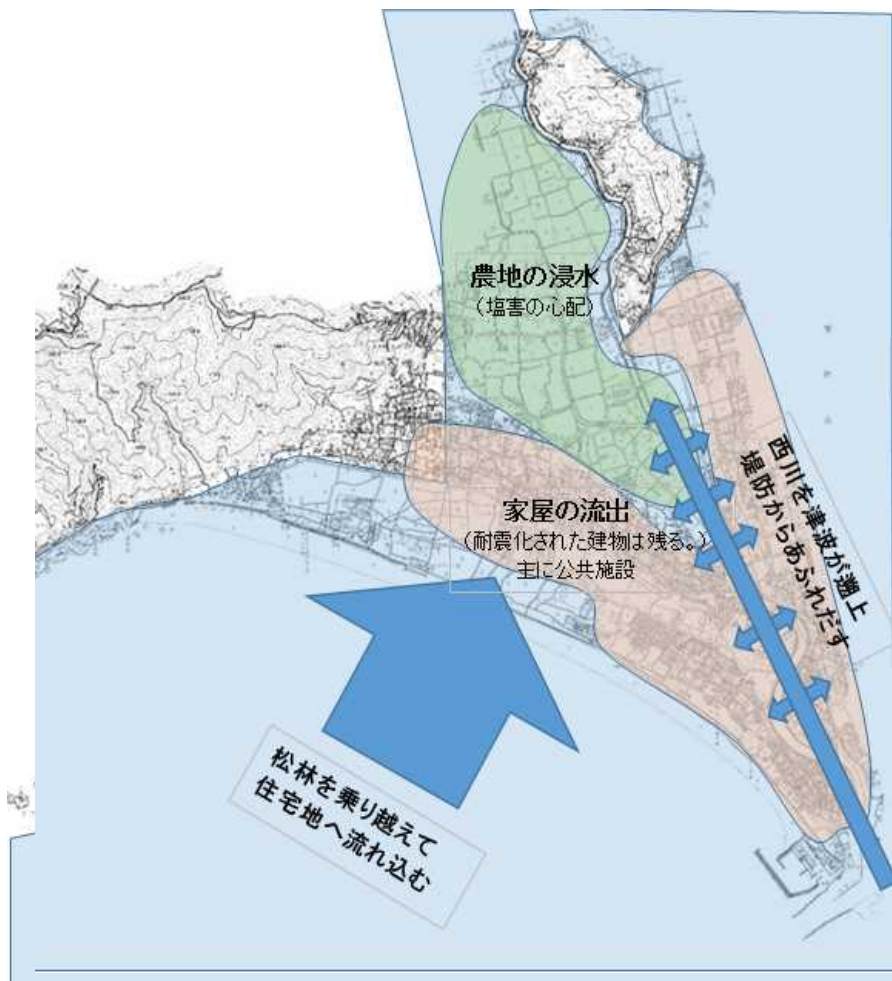
もし、南海トラフ巨大地震（L2 津波）が発生したら

<想定されること>

海からの津波が松林を超え、住宅地を襲う。

西川を津波が遡上して、いたるところで堤防からあふれ出る。

美浜町域の46%が浸水





2 東海・東南海・南海3連動地震（美浜町全域 部分的）

復興パターン 0	復興パターン 1	復興パターン 2	復興パターン 3	復興パターン 4	復興パターン 5
	○	○			

被災するのは、浜ノ瀬（一部）、上田井（一部）、田井畑（全域）及び西川流域の農地である。

浜ノ瀬、上田井、田井畑地区の復興計画（ケーススタディで検討予定）と同じで良い。

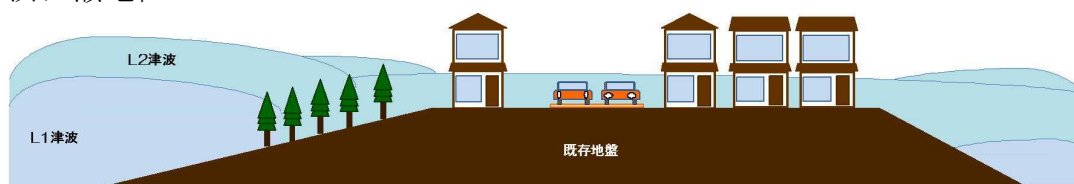
上田井、田井畑地区は、御坊市の市街地と隣接していて、復興計画を美浜町単独では考えることが出来ないが、復興に関する事前準備計画策定については市町で温度差がありその調整が難しい。

現時点では、御坊市側と合わせた平地面積が広いことから、西川河口の水門設置等で防御し、現状復旧とならざるを得ないが国土交通省が行った東日本大震災による被災現況調査結果によると、津波の浸水深が2mを超えると建物の被害が大幅に増加すると報告されていますので、宅地の地盤高さを浸水深2m未満を意識して嵩上げや津波防御対策を考えることとする。

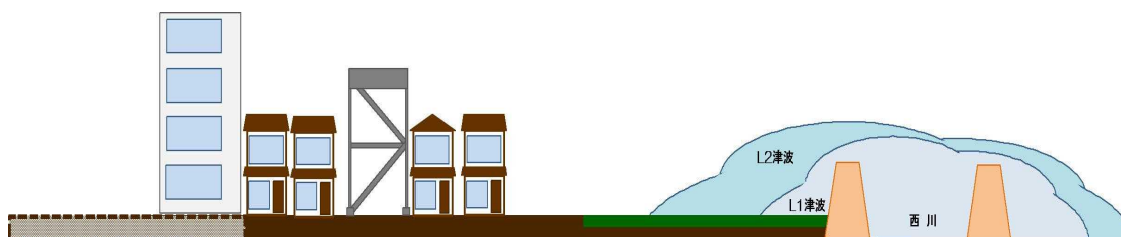
浜ノ瀬地区については、西川河口部右岸の限られた箇所のみ被災する。

実際の被災において、ごく限られた範囲での被災となれば移転もあり得る。

< 浜ノ瀬地区 >



< 上田井、田井畑地区 >



もし3連動地震（L1津波）が発生したら

＜想定されること＞

海から津波がやって来るが、海浜地の範囲内で止まる。

（三尾地区については、低地部分が浸水する。）

西川を津波が遡上して、上田井、田井畑、浜ノ瀬（一部）が浸水する。

西川沿いの農地は低地で有り、広範囲に浸水する。

復興方針

前面（海）からの被害防止 → 不要

背後（川）からの被害防止 → 西川河口水門等を建設

流出した市街地を復興

中心市街地：地盤高さを浸水深2m未満を意識して

嵩上げ現地で復興

三尾地区 ・ 高台移転

第4章 現実の復興計画づくりへの対応に向けて

第1節 行政内部で進めておくべき対策について

1 役場内組織

実際に被災した場合、初動体制に追われている中、次への対応として復興体制を整える必要がある。

いまから出来ることとして、あらかじめ組織について検討しておく。

役場職員は他の業務で多忙となるため、多くの人を貼り付けることが出来ない。

そのため、国、他府県、市町村等から都市計画の経験者を求める。

また、東日本大震災復興において多くのノウハウを有するUR都市機構（独立行政法人都市再生機構）の応援を求めることとする。

同時に、外部組織として、コンサルタント、測量会社等との契約を急ぐ。

そのための仕様書等をあらかじめ作って置く。

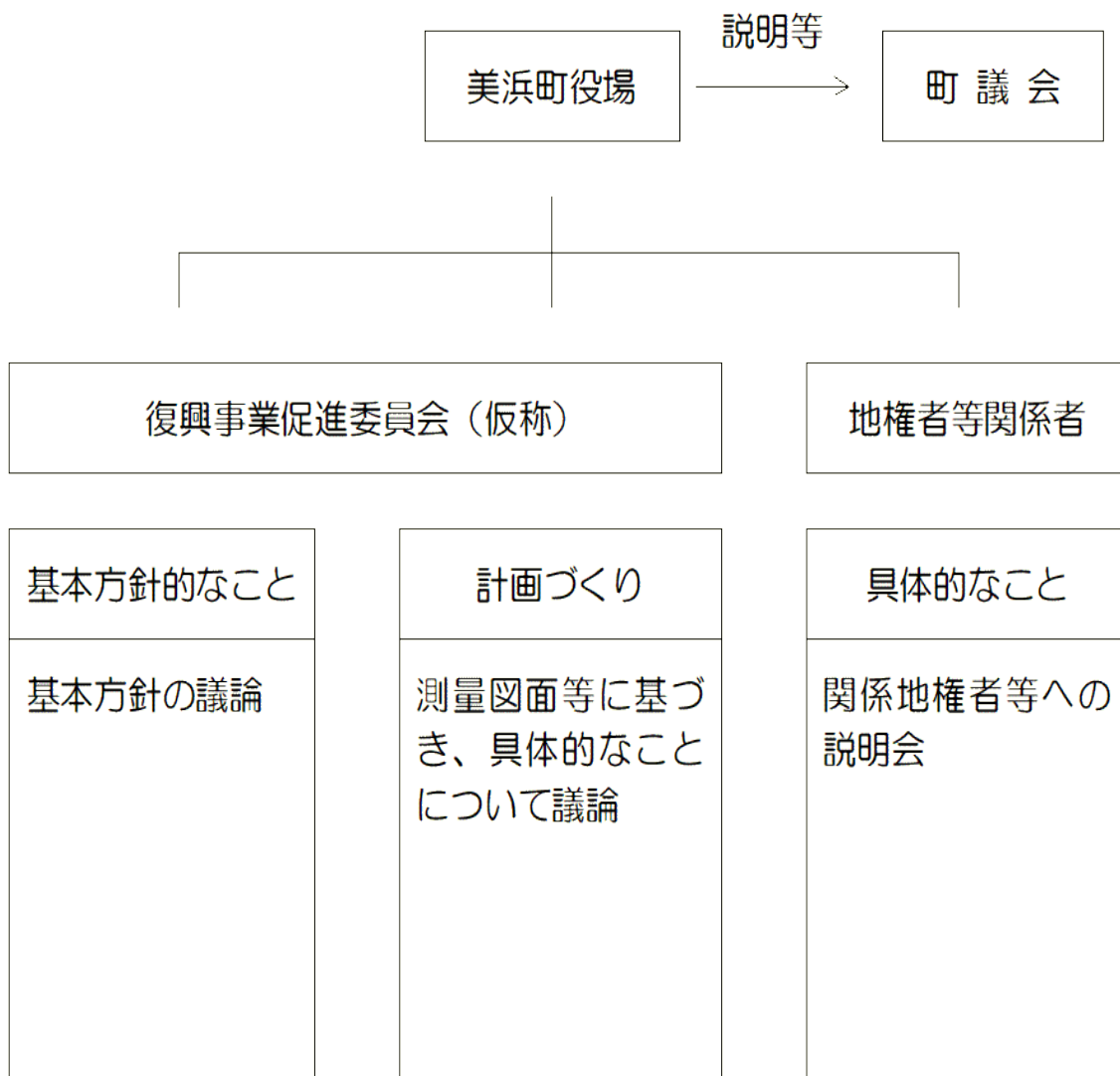
事業計画策定や事業の用地買収また仮設住宅建設にあたって重要となってくる地籍調査については令和2年度に事業完了予定である。

2 地元との話し合い

美浜町は区との結びつきが強いため、区単位で話し合うことを原則とする。

各区において、区長等従来の役員とは別に、「復興事業促進委員会（仮称）」を立ち上げ、代表者を選出してもらうこととする。

<系統図>



3 他機関との協議・調整

相手先	事項	詳細
国	復興予算	
	事業計画	
	許認可	
	国直轄事業	大災害の場合、国直轄で復興することが想定される。
県	事業予算	
	事業計画	
	人の派遣	
	許認可	保安林、海岸事業、砂防事業、急傾斜事業、廃棄物処理
	県事業	
	管理者	道路、河川の復旧
UR都市機構	復興事業	

4 再建費用について

復興事業においては、最近の傾向として国・県等による助成が手厚くなって来ているが、個人の資産に関わることであるため助成には限度が有り、どうしても個人負担が生じる。

高齢化社会であり、ここで大きな借り入れをしてまで住家の再建は無理という人たちが多く生じると考えられる。

「被害者生活再建支援法」等お助け制度について勉強しておく。

第2節 復興まちづくりトレーニング

実際に災害が起こった時に慌てないよう、住民も含め復興まちづくりのイメージトレーニングを行っておくことが推奨されている。

イメージトレーニングについては、国の手引き。他の自治体での実施事例が多く存在している。それらを参考に、今後美浜町においても実施していくこととする。